はじめに

最近の高等教育における大きな潮流は、「学修者本位の教育」であり、「個々人の可能性を最大限に伸長する教育」への転換が声高に叫ばれています。学修者本位の教育の観点から、一人ひとりの学生が自らの学びの成果（学修成果）として身につけたコンピテンシー（知識やスキルだけではなく、自律性、責任感、倫理観などを含めた能力）を自覚し、活用できることが求められています。学生が、その学修成果を自ら説明し、社会の理解を得ることも肝要です。

高等教育機関に対する期待は、「リカレント教育」です。日本では、少子高齢化が急速に進み、人生100時代を迎え、18歳人口が減少している現状のもとで、わが国全体の生産性をあげるためにリカレント教育は喫緊の課題です。

以上のような認識を基盤として、当機構は、令和4年度文部省委託事業「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」として、次の三つの事業を提案し、採択されました。

A　FD・SD事業「体系的な教職員研修プログラムの実用化に向けた改善・普及・展開」
専修学校の教職員が、多様な学生を対象とした生産性の高い学修を推進するために必要な知識・スキルを研修するためのプログラムを構築し、オンライン双方向授業を実施しました。

B　コンピテンシー事業「学校評価の充実等を目的とした資格枠組の共有化・職業分野別展開とその有効性の検証」
学修成果の可視化および国際間、教育セクター間における人材・教育材の流動性を高める目的で作成した資格枠組について、複数の職業分野において共有化を図るとともに、有効性を検証しました。

C　ポートレート事業「職業実践専門課程版ポートレートの構築」
説明責任を果たし、情報公開を促進するために、学修に必要な情報を効率的に入手することが可能となり、職業教育の国際通用性にも配慮したデータベースシステムの構築に取り組みました。

本書は、以上のうち、令和4年度におけるA（FD・SD事業）の主な成果として、カリキュラム、シラバス、教材および調査を中心にまとめたものです。本事業は、専修学校教職員の「履修証明プログラム」修了を可能とするFD・SDプログラムとして実施しました。本プログラムが専修学校における専門職高等教育の質保証・向上に役立ち、さらに日本の生産性向上に貢献できることを願っております。

なお、本プログラムの開発・実施にあたっては、ハリウッド大学院大学のご協力をいただきました。また、多くの専修学校や専門職大学院の実施協力をいただきました。この場を借りて厚くお礼申し上げます。

令和5年3月

一般社団法人 専門職高等教育質保証機構
FD・SD 事業　実施委員会
委員長　川口　昭彦

目 次

1　本事業の概要 1

2　本事業の実施内容 2

2.1 本事業の背景 2
2.2 本事業の目的と方法 3
2.3 本事業の特長 4
3.3 調査結果 6
3.4 令和 3 年度事業結果を踏まえたパッケージ改善 29

4　履修証明プログラムの構築 33

4.1 ご案内と受講申込み方法 33
4.2 受講案内 33
4.3 シラバス 35
4.4 受講の手引き 35
4.5 修得レポート課題 39

5　履修証明プログラムの実施と評価 40

第 1 講 41
第 2 講 56
第 3 講 74
第 4 講 95
第 5 講 113
第 6 講 131
第 7 講 142
第 8 講 159
第 9 講 175
第 10、11 講 195
第 12、13 講 222
第 14、15 講 232

【実施委員】

氏名	所属・職名	役割等
川口　昭彦	専門職高等教育質保証機構代表理事	実施委員長
山中　祥弘	学校法人メイ・ウシヤマ学園理事長	実施委員
小林　光俊	学校法人敬心学園理事長	実施委員
岡本比呂志	全国専修学校各種学校総連合会副会長	実施委員
小林　　浩	リクルート進学総研所長	実施委員
池淵　　淳	松江理容美容専門大学校校長	実施委員
堤下　隆司	修成建設専門学校校長	実施委員
宇佐見眞也	ECC コンピュータ専門学校校長	実施委員

【実施協力校分科会】

団体名、機関名等	具体的な協力方法
ハリウッド大学院大学	実証講座受講者または講師参加
早稲田文理専門学校	実証講座受講者または講師参加
ハリウッド美容専門学校	実証講座受講者または講師参加
星槎大学大学院教育実践研究科	実証講座受講者または講師参加
高崎動物専門学校	実証講座受講者または講師参加
中央情報専門学校	実証講座受講者または講師参加
アリアーレビューティー専門学校	実証講座受講者または講師参加
ECC 国際外語専門学校	実証講座受講者または講師参加
ECC コンピュータ専門学校	実証講座受講者または講師参加
ECC アーティスト美容専門学校	実証講座受講者または講師参加
修成建設専門学校	実証講座受講者または講師参加
高津理容美容専門学校	実証講座受講者または講師参加
大阪ハイテクノロジー専門学校	実証講座受講者または講師参加
朝日医療大学校	実証講座受講者または講師参加
専門学校岡山情報ビジネス学院	実証講座受講者または講師参加
松江理容美容専門大学校	実証講座受講者または講師参加

【事業の推進体制】

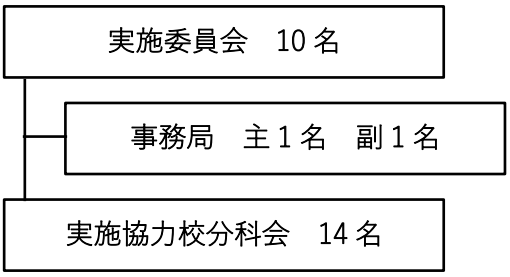

1　本事業の概要

本事業では、3 年計画で、専門学校の教職員を対象とした FD（Faculty Development）と SD（Staff Development）における履修証明書の発行も可能な体系的研修プログラムの構築方法をパッケージ化し、実用化を進める。

初年度は、枠組(パッケージ)の構築と実際の履修証明プログラムを実施し、2 年目は、枠組の改善と他の高等教育機関（専門学校）による教職員研修プログラムの企画・実践へと枠組の展開を試み、3 年目は、さらなる改善と分野固有の研修プログラムの開発へと枠組の応用を試みる。3 年間の取組を通じて、専門学校の教職員を対象とした研修プログラムの多様な実用化を実現する計画である。

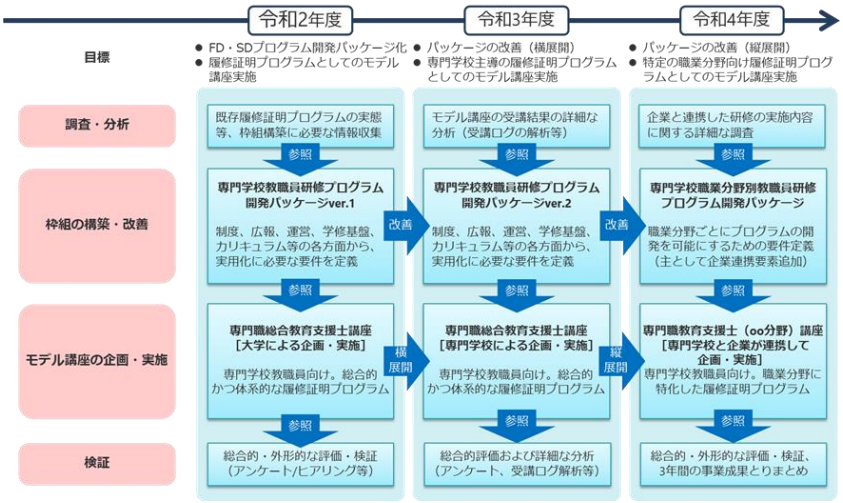

図 1　本事業の全体計画

この取組の先駆けとして、初年度（令和 2 年度）では以下のプロセスで事業を実施した。

①　履修証明プログラム実態等の調査

既存の履修証明書発行プログラムの実態等、実用的な要件定義のために有効な実例を収集する。

②　実用化のための枠組構築

制度、広報、運営、学修基盤、カリキュラム等の各方面から要件定義を行い、「専門学校教職員研修履修証明プログラム」のパッケージを構築する。

③　モデル講座の開発・実施

構築したパッケージに基づき、専門学校教職員の総合的な資質能力向上を目的とした履修証明プログラム「専門職教育支援士」講座を開発・実施する。

④　展開方向性の検討

①～④のプロセスを総括し、パッケージ機能の有効性、パッケージの展開の方向性等について検証し、本報告書をとりまとめた。その詳細について以下の章で述べる。

2　本事業の実施内容

2.1 本事業の背景

現在、高等教育機関では学校種を問わず「マネジメント」、「内部質保証」の重要さがクローズアップされ、これらに対応する教職員の資質能力向上、すなわち、FD（Faculty Development）と SD（Staff Development）に対するニーズがより増している。

もともと、教育基本法では、

「…教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。」（教育基本法第 9 条 2 項、2006 年改正）

として、FD の必要性がうたわれている。

加えて、大学の場合、大学設置基準の 2017 年における改正により、

「大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。」

という一文が加わり（第 42 条 3 項)、学校の職員についても SD の必要性がうたわれるようになってきた。

以上のことは専門学校においても同様である。

専修学校職業実践専門課程の場合、「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程（平成 25 年文部科学大臣告示第 133 号)」において、その認定要件として、

「専攻分野に関する企業、団体等との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること」（第 2 条 2 項)、「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること」（第 2 条 5 項）

が挙げられている。

現在、1,000 を超える専門学校が職業実践専門課程の認定校となり、同数以上の専門学校が高等教育の修学支援新制度の機関認定要件をクリアーしている。

この現状において、当該専門学校では、継続的な内部質保証活動を推進し、「職業実践専門課程のフォローアップ制度に応える」、「高等教育の修学支援新制度が求める入学者要件管理を進める」などの対応が求められている。

また、専門職高等教育機関として学修成果をあげ続けると共に、これらの対応を継続するためには、教職員の適切かつ日常的な取組が求められている。

従って、教職員の資質能力の維持・向上には不断の努力が必要であり、それを効率的に進めるには、標準的な FD・SD プログラムの枠組とその実用化のスキームが不可欠である。

2.2 本事業の目的と方法

本事業は、以上のような背景認識のもと、履修証明書制度などを活用して専門学校教職員のモチベーションアップを図り、適切なカリキュラムによって効率的かつ効果的に資質能力を向上させる仕組みの構築を目的とした。

この目的を達成するために、本事業では、専門学校教職員向けの総合的かつ体系的な研修プログラムを実用化する枠組（パッケージ）を構築し、モデル実証的な観点から、その枠組に合った履修証明プログラムを開発・実践する。

実用化の枠組については、主として、制度面、広報面、運営管理面、学修基盤面、カリキュラム面から検討を進めて文書化し、その内容を公開して普及を図る。

以上のプロセスは、令和元年度事業において当機構が実施した FD・SD プログラム実証講座の成果を基礎とし、専門学校および専門学校関連団体、企業と連携しながら推進する。

本事業は 3 年計画で進め、1 年目では上記枠組の構築と総合的かつ体系的な履修証明プログラムをモデル講座として実施した。以降、2 年目および 3 年目では枠組の改善・精緻化を進めるとともに、2 年目には他の高等教育機関（専門学校）による教職員研修プログラムの企画・実践に横展開し、3 年目には分野固有の研修プログラムの開発に応用する縦展開を図る。

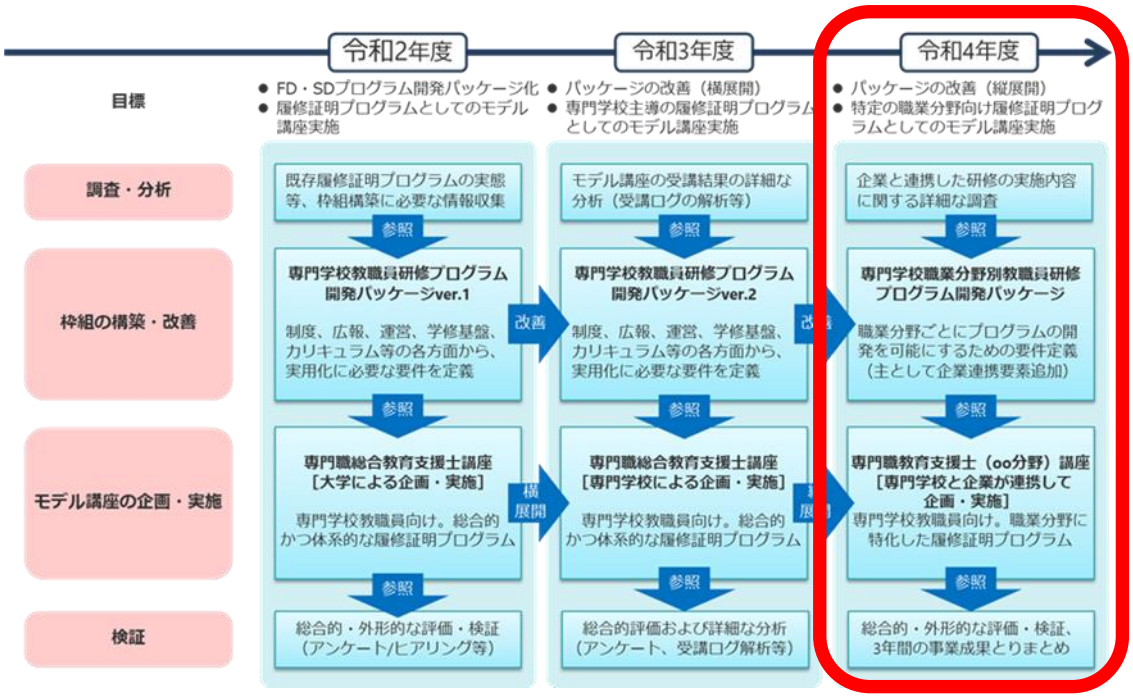

図 2　本事業の全体計画と令和 2 年度の計画

表１　本事業のスケジュール

＜令和２年度＞
・履修証明プログラム調査 ・パッケージ化（初期） ・履修証明プログラム（モデル講座）開発（大学主導） ・履修証明プログラム（モデル講座）実施 ・パッケージの検証
＜令和３年度＞
・前年度モデル講座の詳細分析 ・パッケージ化（改善） ・履修証明プログラム（モデル講座）開発（専門学校主導） ・履修証明プログラム（モデル講座）実施 ・パッケージの検証
＜令和４年度＞
・特定分野を対象としたパッケージ開発のために必要な調査 **・パッケージ化（職業分野別研修）** **・履修証明プログラム（モデル講座）開発（特定分野）** **・履修証明プログラム（モデル講座）実施** **・パッケージの検証**

2.3 本事業の特長

本事業の特長として、次の点を挙げることができる。

●専門学校教員養成の実績を持つ高等教育機関が連携するものであること

●多岐に渡る分野の専門学校の協力を得ることにより実効性の高いプログラム開発を期待できること

●質保証機関が受託することで、専門学校教員に求められる質リテラシーを身につけた成果を期待できること

●職業教育マネジメント力育成の視点が加えられていること

なお、当機構からは、本事業を含めて次の三つの事業を提案している。

A　FD・SD（授業改善・業務改善）をテーマとして、
体系的な教職員研修プログラムの実用化に向けた改善・普及・展開（本事業）

B　学修成果をテーマとして、
学校評価の充実等を目的とした資格枠組の共有化・職業分野別展開とその有用性の検証

C　情報公開をテーマとして

職業実践専門課程版ポートレートの構築（ポートレート事業）

この三つの提案事業は、職業実践専門課程の質保証・向上に直接・間接に貢献しようとする意味において共通性があることはもとより、A～C の各事業は互いの成果を相乗的に高め合う位置づけにあるといえる。

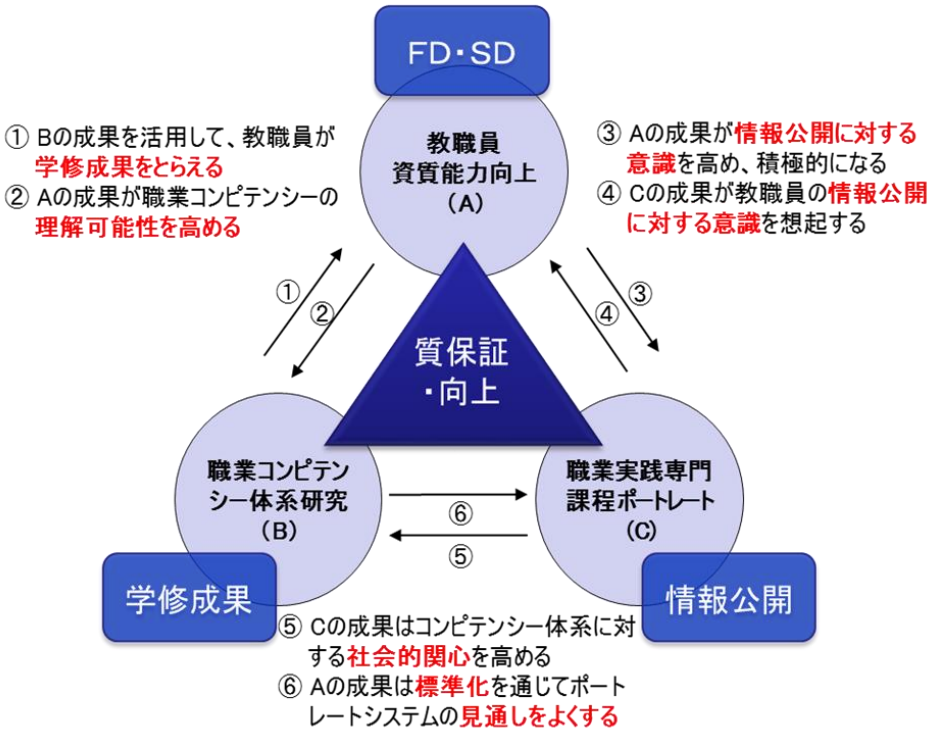

図３　本事業を含めた三つの事業の連携

さらに、委託事業を進めるにあたっては、共通の協力校を設定した試行・実験講座等を行うことや、委員会や成果報告会の合同開催によって、質保証・向上活動の相乗的推進や旅費の節減などを期待できる。

3.3 調査結果

今年度の履修証明プログラム開発にあたって、職業実践専門課程認定各校（美容分野）において実施されている 2019 年度（9 例）および 2020 年度（12 例）における FD・SD プログラムの概要を調査した。以下はその結果である。

2019-1

学校名・学科名	青森県ビューティー＆メディカル専門学校　美容科

推薦学科の教員に対する研修・研究の基本方針

基本方針	実践的で専門的な教育を実現するためには、教員の指導力強化が欠かせない。楽しい授業、興味を引くような授業を行う為に、学内での外部講師による研修会の実施や専門技術の研修会などに積極的に参加させ教員の能力や指導力を強化する研修を行うことを基本方針とする。

研修等の実績

専攻分野における実務に関する研修等	研修名：「東北地区理容美容学校教職員研修会」（連携企業等：東北地区理容美容連絡協議会） 期間：令和元年 9 月 29 日（日）、9 月 30 日（月） 対象：東北地区理容美容教職員 内容：講演、分科会（生活指導、危機管理、広報活動、文化論、運営管理、美容実演）
指導力の修得・向上のための研修等	研修名：「合同教員研修会」（連携企業等：学校法人三和会、学校法人田中学園） 期間：令和 2 年 3 月 24 日（火） 対象：県内専修学校教職員 内容：「授業および生徒に対する指導力等の習得・向上させる教員研修」

研修等の計画

専攻分野における実務に関する研修等	研修名：「東北地区理容美容学校教職員研修会」（連携企業等：東北地区理容美容連絡協議会） 期間：令和 2 年 9 月 28 日（月）、9 月 29 日（火） 対象：東北地区理容美容教職員 内容：講演、分科会（生活指導、危機管理、広報活動、理容実演、美容実演）
指導力の修得・向上のための研修等	研修名：「合同教員研修会」（連携企業等：学校法人三和会、学校法人田中学園） 期間：令和 3 年 3 月中旬 対象：県内専修学校教職員 内容：未定

2019-2

学校名・学科名	北日本ヘア・スタイリストカレッジ　美容科

推薦学科の教員に対する研修・研究の基本方針

基本方針	美容師が活躍する業界の最新の技術や知識を習得するための研修や、学生指導スキルを向上するための研修に参加させることにより、教育研修規程に基づいた実践的かつ専門的な技術・技能の向上を図る。また、教職員による自己評価や学生による授業評価を実施し、その評価をもとに必要とされる研修への参加及び校内研修を計画的に実施する。

研修等の実績

専攻分野における実務に関する研修等	東北地区理容美容学校教職員研修会 令和元年 9 月 29.30 日 対象：教員 内容：東北地区理容美容学校連絡協議会主催の欧米諸国・アジアにおける理美容業界の現状、生活指導、危機管理、広報活動について、まつ毛エクステンション実演、取り組みについての分科会が開催された。当該学会において担当教員の学生指導や教授方法についての知識を深めた。
指導力の修得・向上のための研修等	北日本カレッジ校内教員研修会 令和元年 12 月 25 日 対象：教員 内容：法人全体の研修会とし、発達障害についての研修が開催された。障害についての知識を深めた。

研修等の計画

専攻分野における実務に関する研修等	東北地区理容美容学校教職員研修会 令和 2 年 9 月 対象：学科担当教員 内容：東北地区理容美容学校連絡協議会主催（内容未定）
指導力の修得・向上のための研修等	北日本カレッジ校内教員研修会 令和 2 年 12 月 対象：教員 内容：法人主催（内容未定）

2019-3

学校名・学科名	大原スポーツ医療保育 福祉専門学校　美容科

推薦学科の教員に対する研修・研究の基本方針

基本方針	専門的かつ実践的な知識・技能を有し即戦力となる人材を育成す

	るためには、教員一人ひとりが常に実務に関する最新の知識を持ち、指導スキルを身につけなければならない。 「大原学園　教職員研修規程」の目的に定めるとおり、教職員が専攻分野に関する知識・技能・企画力・判断力等を高めるための環境を整備し、所属長の指示または本人の意志により、公平に研修等を受講する機会を与えるものとする。校内、校外において学園が企画する研修は下記のとおり。 ①教育課程編成委員会に参画する企業等から講師を派遣した実践的な知識・指導スキル研修 ②大学教授等、専門分野に特化した講師として招いた研修会の実施 ③学内に設置される附帯教育講座を利用しての自己啓発 実務に関する研修、指導力の修得・向上のための研修について、さらに効果的な研修にするため、研修回数の増加や日程変更などの見直しを実施している。

研修等の実績

専攻分野における実務に関する研修等	研修名「ＪＭＡ合同講師会、技術確認講習」 （連携企業等：一般社団法人ＪＭＡ） メイク・ヘアーに関する業界リーディング団体であり、検定等も設置し、全国展開を行っている団体である。 期間：令和１年８月 24 日（土） 対象：美容系教員１名参加 内容：・メイクアップに関する昨年度の状況。協会が推進する検定対策指導に関するポイントの講習。 ・メイクアップに関する最新技術の確認 ・実技演習を通じての、各講師の情報共有による指導力の向上を行う
指導力の修得・向上のための研修等	研修名：「教育相談　思春期、青年期と向き合うために」 （連携企業：坂井高等学校） 期間：令和１年 12 月 17 日（火） 内容：上級教育カウンセラー　向井 清和　様 思春期、青年期といかに向き合い指導を行っていくかについて公演、カウンセリング、サポート、コーチングのスキルを学び、学生指導に生かしていく。

研修等の計画

専攻分野における実務に関する研修等	研修名「ＪＭＡ合同講師会、技術確認講習」 （連携企業等：一般社団法人ＪＭＡ） メイク・ヘアーに関する業界リーディング団体であり、検定等も設置し、全国展開を行っている団体である。 期間：令和２年７月４日（土） 対象：美容系教員１名参加 内容：協会が推進する検定対策と試験官としてのチェックポイントに関する講習。特に今年度においては、コロナ禍における、特別措置での検定実施についてのポイント確認を行う。
指導力の修得・向上のための研修等	研修名：「学生に対するハラスメント」「アンガーマネージメント」 （連携企業等：坂井高等学校） 期間：令和２年 12 月 15 日（火） 内容：上級教育カウンセラー　向井 清和　様 （詳細は、今後打合せのうえ、決定）

2019-4

学校名・学科名	ルネサンス デザイン・美容専門学校　美容師科

推薦学科の教員に対する研修・研究の基本方針

基本方針	就業規則 第 26 条（教育）に定める通り、職員は常に教養と品性を高め、学校が期待する社員像を目指して研鑽に努めなければならない。そのために学校は職員に対して一般的または職務上必要な一般的な知識および情報に関する教育、専門的な知識、技能に対する教育、管理、監督者教育などの教育を行う。研修等については教務責任者が職員の職能や今後の中・長期的な学校運営を考慮して計画し、実施する。また、当初の 計画にない場合でも、必要に応じて実施する。

研修等の実績

専攻分野における実務に関する研修等	研修名「美容師技術力向上研修」 （連携企業等：ASCH HAIR SPIRIT） 期間：2019 年 5 月 20 日（月） 対象：本校美容師職員 内容：美容師としての本来の技術を向上すべく、最新の美容技術を学び授業へ落とし込む。
指導力の修得・向上のための研修等	研修名「東海地区教職員研修会」 （連携企業等：　東海地区理容美容学校協議会） 期間：2019 年 10 月 18 日（金）～10 月 19 日（土） 対象：東海地区理容美容学校教員 内容：美容業界において学校教員が授業力向上に加え、業界トレンドや周辺業界の現状を把握する。

研修等の計画

専攻分野における実務に関する研修等	コロナウイルス感染拡大防止を受け、研修中止又は延期（振替日程未定）
指導力の修得・向上のための研修等	コロナウイルス感染拡大防止を受け、研修中止又は延期（振替日程未定）

2019-5

学校名・学科名	アリアーレビューティー専門学校　美容科

推薦学科の教員に対する研修・研究の基本方針

基本方針	（愛知理容学園 就業規則第 71 条）学園は、教職員に対して、業務に関する知識を高め、技能の向上を図るため必要な教育を行う。教職員は、学園内外を問わず研修の受講等を命じられたときは、

	正当な理由なくこれを拒むことができない。 （アリアーレビューティー専門学校 教職員研修規程第 3 条）研修は、教職員が現在ついている職及び将来つくことが予想される職の職務の責任の遂行に密接な関係がある知識、技能、指導等を内容とする合理的な基準に基づき、かつ、教職員にその機会が与えられるよう計画し、及び実施するものとする。

研修等の実績

専攻分野における実務に関する研修等	研修名「東海地区教職員研修会」（連携企業等：東海地区理容美容学校協議会） 期間：令和元年 10 月 19 日（土） 対象：美容科教員 内容：まつ毛エクステンションについて
指導力の修得・向上のための研修等	研修名「初年次教育において教材に求められる要件とは」（連携企業等：㈱進研アド） 期間：令和元年 7 月 12 日（金） 対象：美容科教員、職員 内容：低学力者の実態、低学力者向けの指導、教育の効果検証について

研修等の計画

専攻分野における実務に関する研修等	研修名「介護を必要とする方に対する理容・美容技術の注意点 」（連携企業等： 美 inDoux） 期間：令和 2 年 12 月 7 日（月） 対象：美容科教員 内容：要介護の人に対する理容・美容の技術とその注意点を衛生同業組合の講師より学ぶ
指導力の修得・向上のための研修等	研修名「生徒指導の意義と目的」 （連携企業等：学校法人 菊武学園） 期間：令和 2 年 12 月 14 日（月） 対象：美容科教員・職員 内容：生徒指導における児童生徒理解と対応のプロセス等についての解説。児童生徒の心情を理解した指導・援助につなげるための情報共有の大切さ、情報の見える化について

2019-6

学校名・学科名	**ECC アーティスト美容専門学校　美容科**

推薦学科の教員に対する研修・研究の基本方針

基本方針	教務規約第 35 条に従って、教育の一層の充実を図るため、企業、団体等と連携して、教員に対し、 専攻分野における実務に関する研修等や指導力の修得・向上のための研修等を実施する。 研修企画部門を組織して指導力の修得・向上のための研修等の年間計画を年度初めに計画し、教育進捗状況に合わせて内容・時期を調整しながら設定する。また、専攻分野における実務研修は大阪地区理容師美容師養成施設協議会の教員研修参加を定例化し、

	それに加えて必要な研修を確認し設定する。

研修等の実績

専攻分野における実務に関する研修等	１）研修名「大阪地区理容師美容師養成施設教職員研修会 （連携企業等：「大阪地区理容師美容師養成施設協議会」） 期間：令和元年 9 月 28 日～9 月 29 日　　対象：専任教員 内容：理容・美容に関わる技術研修
指導力の修得・向上のための研修等	１）研修名「クラスワーク研修」 （連携企業等：「一般社団法人 大阪府専修学校各種学校連合会」、講師「梶山 武志」） 期間：令和元年 4 月 23 日、5 月 14 日、6 月 11 日（3 回） 対象：専任教員、教務スタッフ 内容：クラスワークの対応 ２）研修名「SNS コミュニケーション研修」 （連携企業等：「株式会社ジェイコムウエスト」、講師「栗津千草」） 期間：令和元年 4 月 23 日、5 月 14 日、6 月 11 日（3 回） 対象：専任教員、教務スタッフ 内容：SNS コミュニケーションの課題と対策 ３）研修名「 「聞く」研修」 （連携企業等：「有限会社ビー・コーポレーション」、講師「山下義弘」） 期間：令和元年 9 月 18 日 13：30～16：00 対象：専任教員、教務・進路・入試課スタッフ 内容：「聞き方」の極意を学ぶ研修 ４）研修名「 ケーススタディ研修」 （連携企業等：「一般社団法人 大阪府専修学校各種学校連合会」、講師「梶山 武志」） 期間：令和元年 9 月 24、10 月 3 日、11 月 12 日、12 月 4 日（4 回） 対象：専任教員、教務スタッフ 内容：クラス運営で抱えている課題、上手対応できている点

研修等の計画

専攻分野における実務に関する研修等	１）研修名「美容師実技試験委員養成研修会」 （連携企業等：「理容師美容師試験研修センター」） 期間：令和 2 年 10 月 12 日～10 月 13 日 対象：専任教員 内容：美容に関わる試験官技術研修
指導力の修得・向上のための研修等	１）研修名「ICT 研修（１）」 （連携企業等：株式会社ロイロ」、講師「認定ティーチャー　シンキングツールアドバイザー」） 期間：令和 2 年 4 月 28 日 対象：専任教員、教務スタッフ 内容：Forms の活用手法 ２）研修名「ICT 研修（２）」 （連携企業等：株式会社ロイロ」、講師「認定ティーチャー　シンキングツールアドバイザー」） 期間：令和 2 年 6 月 17 日、6 月 30 日（2 回） 対象：専任教員、教務スタッフ 内容：ロイロの活用手法

2019-7

学校名・学科名	高津理容美容専門学校　美容科

推薦学科の教員に対する研修・研究の基本方針

基本方針	教育課程編成委員会で審議され採用された次年度の授業カリキュラムに基づき、本校教職員が必要とする内容が組み込まれた研修計画を定め、年度開始時には、研修参加申し込み、及び講師依頼を行います。但し、各学年前期の授業進捗状況を考慮し、必要に応じて、学内を中心とした追加研修を実施します。 本校の学級運営は、常勤の教職員を基本とする担任制であり、また、豊富な知識と多種多様な技能、技術を備えた人材を擁している。しかし、現状に留まることなく常に新たな教授方法を取り入れ、より良き教育環境を整えるべく、教職員の研修に重きを置いている。 教員研修は、教員の専門分野の知識技術の向上あるいは新時代に合った形にアップデートすると共に、教員の教育指導力の向上、人格の涵養に資するために行う。全体研修は学校が主催して行うが、限られた分野に関しては個人ごとに行う。　実習授業の指導については、各メーカーによる最新の情報と技術の指導を受け、業界に遅れることのない知識と技能を習得し続ける。また、授業の進め方に於いては、各教員による教え方、話し方等のチェックを実施し、具体的な改善点を提示することにより、教育能力向上の目覚ましい成果が現れている。 各教科については、最新の情報を得るために、理容美容教育団体、エステティック教育団体、及び専修学校教育団体の研修会に教員を派遣すると共に、本校独自で講師を招いて実施する。

研修等の実績

専攻分野における実務に関する研修等	研修名「管理者研修会」(連携企業等:一般財団法人職業教育・キャリア教育財団) 期間:令和元年 12 月 6 日　対象:実習教員 内容: ①　専門学校入試改革 ②　高校の進路指導への新たなアプローチ
指導力の修得・向上のための研修等	研修名「大阪地区理容師美容師養成施設教職員研修会」(連携企業等:大阪地区理容師美容師養成施設協議会) 期間:令和元年 9 月 28 日~9 月 29 日　対象:実習教員 内容: ①まつ毛エクステンション ②マインドフルネスで心も体も元気になる ③国家試験の現状と今後について ④最後まで聞いてもらえる声に 呼吸~発声 ⑤開運するための方位取り(パワーチャージ)のやり方

研修等の計画

専攻分野における実務に関する研修等	研修名「まつ毛エクステンション指導者養成研修会」(連携企業等:公益社団法人日本理容美容教育センター) 期間:令和 3 年 2 月 15 日~2 月 19 日 対象:実習教員 内容: ①まつ毛エクステンション概論 ②J カール装着、テーピング ③保健 ④リムービング ⑤カウンセリング
指導力の修得・向上のための研修等	研修名「メイクアップ指導者養成研修会」(連携企業等:公益社団法人日本理容美容教育センター) 期間:令和 2 年 11 月 30 日~12 月 4 日 対象:実習教員 内容: ①フルメイクアップ(指導者目線のデモンストレーション) ②指導のポイント(スキンケア・ベースメイクアップ) ③指導のポイント(ポイントメイクアップ) ④指導のポイント(フルメイクアップ)

2019-8

学校名・学科名	**松江理容美容専門大学校　美容学科 メイクアップコース**

推薦学科の教員に対する研修・研究の基本方針

基本方針	教員は、職業に関連した実務に関する知識、技術および技能、ならびに学生への指導力の修得のために、自発的に研修に励み、かつ企業等から講師を招いて学内で実施する研修、職能団体等が実施する研修等々を活用し、資質の向上に計画的に努めなければならない（就業規則第４条)。この基本方針に従い、これまでに厚生労働省認定の「理容技術理論」「理容実習」「美容技術理論」「美容実習」「理容保健」「美容保健」「理容文化論」「美容文化論」「衛生管理」「エステティック理論」「メイクアップ理論」の各研修を受講させてきた。

研修等の実績

専攻分野における実務に関する研修等	研修名「中国地区理容美容学校協議会主催　教職員研修会」（連携企業等：中国地区理容美容学校協議会） 期間：令和元年 10 月 19 日（土）～20 日（日）対象：教員、職員 内容：『理容師美容師養成に関する制度改正』についての情報収集や、講義研修、 実技研修 研修名「専門職高等教育質保証機構 文部科学省主催 国際シンポジウム 2019 専門職高等教育の質保証と資格枠組」 （連携企業等：専門職高等教育質保証機構） 期間：令和元年 11 月 26 日（火）～27 日（水）対象：施設長 内容：『専門職高等教育の質保証と資格枠組』についての講義研修 研修名「学校法人における予算編成・管理のあり方」(連携企業等:公益社団法人 私学経営研究会) 期間：令和元年 12 月 13 日（金）　　対象：職員 内容：講義研修

	研修名「日本ビューティーコーディネーター協会主催　認定教員研修会」（連携企業等：日本ビューティーコーディネーター協会） 期間：令和元年 12 月 16 日（月）　対象：教員 内容：ビューティーコーディネーター検定試験受験指導のための指導者研修
指導力の修得・向上のための研修等	研修名「全国理容美容学生技術大会大阪地区大会視察」（連携企業等：大阪地区理容美容学校教職員協議会） 期間：令和元年 7 月 23 日（火）　対象：教員 内容：学生技術大会における技術の視察 研修名「FD・SD プログラム（令和元年度）」（連携企業等：専門職高等教育質保証機構） 期間：令和元年 1 月 27 日～令和 2 年 3 月 13 日対象：教員、職員 内容：FD・SD プログラム講座の受講、演習の実施

研修等の計画

専攻分野における実務に関する研修等	研修名「学校法人における税務実務」（連携企業等：一般社団法人日本経営協会） 期間：令和 2 年 9 月 2 日（水）　対象：職員 内容：講義研修 研修名「令和 2 年度同時授業教員資格認定研修会 文化論」（連携企業等：公益社団法人 日本理容美容教育センター） 期間：令和 2 年 9 月 17 日（木）～18 日（金）　対象：教員 内容：講義研修 研修名「令和 2 年度理容師美容師養成施設教員資格認定研修会 美容技術理論・美容実習」（連携企業等：公益社団法人 日本理容美容教育センター） 期間：令和 2 年 9 月 24 日（木）～10 月 18 日（日）対象：教員 内容：講義研修 研修名「中国地区理容美容学校協議会主催　教職員研修会」（連携企業等：中国地区理容美容学校協議会） 期間：令和 2 年 10 月 17 日（土）～28 日（日）対象：教員、職員 内容：講義研修、 実技研修
指導力の修得・向上のための研修等	研修名「松江市専門学校協議会主催　研修会」（連携企業等：松江市専門学校協議会） 期間：令和 2 年 8 月　対象：教員、職員 内容：講義研修 研修名「人権・同和教育研修会」（連携企業等：島根県専修・各種学校連盟） 期間：令和 2 年 8 月　対象：教員、職員 内容：講義研修 研修名「応急手当普及員再講習」（連携企業等：消防署） 期間：令和 2 年 11 月　対象：教員 内容：普通救命講習指導者再研修

2019-9

学校名・学科名	**国際デザイン・ビューティカレッジ　美容総合学科**

推薦学科の教員に対する研修・研究の基本方針

基本方針	学則施行細則の国際デザイン・ビューティカレッジ教職員研修規定により、当校が実施する研修は、①新任者研修、②管理職研修、③養成研修に分けて行われており、県内外の各科に関わる業界関係団体や、教育関係団体が主催する研修などに積極的に参加させている。研修等の参加に当たっては、校長又は部門の長が本人のキャリアや適性、意欲等を考慮し、また学校全体の状況等も踏まえ、戦略的に研修を計画している。

研修等の実績

専攻分野における実務に関する研修等	四国地区理容師美容師養成施設協議会主催理容師美容師養成施設教職員研修は、四国各校の意見交換、技術等の内容を共有し学生指導や教員の資質の向上を目的に年に 1 度開催参加予定 全国理容師美容師養成施設協議会主催理容師美容師養成施設教職員研修は、全国の学校の動向や業界の情報交換の為年に 1 度開催される。
指導力の修得・向上のための研修等	NPO 法人日本ネイリスト協会 衛生管理士指導員講習はネイルサロン衛生管理士を育成する指導員講習で、JNA（NPO 法人日本ネイリスト協会の衛生管理自主基準に基づき、安全で安心なネイルサービスが提供できる信頼度の高い衛生管理士講習が実施できる、指導員の為の講習会。日本理容美容教育センターが主催する、美容師養成施設教員資格研修会（衛生管理）受講。

研修等の計画

専攻分野における実務に関する研修等	四国地区理容師美容師養成施設協議会主催理容師美容師養成施設教職員研修は、四国各校の意見交換、技術等の内容を共有し学生指導や教員の資質の向上を目的に年に 1 度開催参加予定 全国理容師美容師養成施設協議会主催理容師美容師養成施設教職員研修は、全国の学校の動向や業界の情報交換の為年に 1 度開催される。
指導力の修得・向上のための研修等	四国理容師美容師養成施設教員研修令和 2 年 10 月（予定） 龍馬学園教員研修会に令和 2 年 12 月参加予定

2020-1

学校名・学科名	**北日本ヘア・スタイリストカレッジ　美容科**

推薦学科の教員に対する研修・研究の基本方針

基本方針	美容師が活躍する業界の最新の技術や知識を習得するための研修や、学生指導スキルを向上するための研修に参加させることにより、教育研修規程に基づいた実践的かつ専門的な技術・技能の向上を図る。また、教職員による自己評価や学生による授業評価を実施し、その評価をもとに必要とされる研修への参加及び校内研修を計画的に実施する。

研修等の実績

専攻分野における実務に関する研修等	令和２年１０月２９日 対象：教員 内容:「美容サロンでの新型コロナウイルス対策と接客について」
指導力の修得・向上のための研修等	北日本カレッジ校内教員研修会 令和 3 年 1 月 12 日 対象：教員 内容：法人全体の研修会とし、「スクールハラスメントについて」の研修が開催された。「スクールハラスメントについて」の知識を深めた。

研修等の計画

専攻分野における実務に関する研修等	対象：学科担当教員 内容：ブライダル認定講師講座
指導力の修得・向上のための研修等	北日本カレッジ校内教員研修会 令和 3 年 12 月 対象：教員 内容：法人主催（内容未定）

2020-2

学校名・学科名	**仙台ビューティーアート専門学校　美容科**

推薦学科の教員に対する研修・研究の基本方針

基本方針	実践的かつ専門的な職業教育を実施し、美容業界・教育業界を担う「素直な心・感謝の気持ち・高い意欲を持ち続け、自ら考え行動する事で社会に貢献できる人材」・「お客様を綺麗にすることで感謝される。サロン組織を活性化できる人材」を養成するためには、教員一人ひとりが常に業界並びに実務に関する最新の知識を持ち、指導スキルを身に着けようという向上心がなければならない。そのために、「研修等に係る諸規定」に基づき、以下の通り教員研修の環境を整える。 ・企業等から講師を招いた実践的かつ専門的な知識 ・技術・技能を修得するための研修 ・企業等から講師を招いた指導力の修得・向上のための研修

研修等の実績

専攻分野における実務に関する研修等	研修名「業界の方々との就職対策に関する就職活動及び業界の動向について」 （連携企業等：　株式会社セイファート、　滝川株式会社、　ネイルパートナー 、アットコスメキャリア　　） 期間：令和 2 年 8 月 21 日（　金　） 対象：担任教員 16 名 内容：コロナ禍における業界の就職活動状況を把握し授業や生徒指導に活かす

指導力の修得・向上のための研修等	研修名「美容師の就職意識向上」 （連携企業等：　一生美容に恋する会　　） 期間：令和２年９月25日（　金　） 対象：教職員５名 内容：就職についてのニーズを理解し、生徒の就職指導に活かす

研修等の計画

専攻分野における実務に関する研修等	研修名「美容業界と今」「自分に合ったサロンの選び方」 （連携企業等：株式会社リクルートライフスタイル） 期間：令和３年８月20日（　金　） 対象：担任教員18名 内容：美容業界の現状と今後の動向を知る事から生徒指導に活かす
指導力の修得・向上のための研修等	研修名「社会人に必要な仕事の考え方・モチベーションについて　」 （連携企業等：株式会社アビリティートレーニング　） 期間：令和４年１月24日（　月　） 対象：教員１８名 内容：社会人として必要になる力を理解し、今後の授業や生徒指導に活かす

2020-3

学校名・学科名	**秋田ヘアビューティカレッジ　美容科**

推薦学科の教員に対する研修・研究の基本方針

基本方針	美容業に関連した実務に関する知識、技術及び技能並びに、授業及び学生に対する指導力等の修得・向上のための研修等を、教職員研修規程に基づき計画的に行うとともに、教職員間での共有を図り、学生への教育及び指導に反映させる。

研修等の実績

専攻分野における実務に関する研修等	研修名「医療用ウイッグ講習」 （連携企業等：日本ネイリスト協会） 期間：令和２年７月６日（月） 対象：教員 内容：新型コロナウイルス感染症により開催中止
指導力の修得・向上のための研修等	研修名「東北地区理容美容学校教職員研修会」 （連携企業等：東北地区理容美容学校連絡協議会） 期間：９月２８日（月）～２９日（火） 対象：教員 内容：新型コロナウイルス感染症により開催中止

研修等の計画

専攻分野における実務に関する研修等	研修名「モデルウイッグ講習」 （連携企業等：㈱レジーナ）

	期間：令和３年６月１０日（月） 対象：教員 内容：
指導力の修得・向上のための研修等	研修名「認知症サポーター養成講座」 （連携企業等：㈱グットラックプロデュース） 期間：令和３年６月１４日（月） 対象：教職員 内容：

2020-4

学校名・学科名	ミス・パリ・ビューティ専門学校大宮校　トータルビューティ学科

推薦学科の教員に対する研修・研究の基本方針

基本方針	ミス・パリ・ビューティ専門学校大宮校教育課程編成委員会規程に基づき、研修は、教職員に対して、現在就いている職または将来就く事が予想される職に係る職務の遂行に必要な知識、技能等を習得させることにより、その業務の遂行に必要な教職員の能力、資質等の向上を図ることを目的とする

研修等の実績

専攻分野における実務に関する研修等	研修名「ウェルネスの世界的動向／ウェルネスとは」 （連携企業等：ビューティアンドウェルネス研究所） 期間：令和 2 年 11 月 13 日（金） 対象：特定非営利活動法人スパ・ウエルネス協会会員等 内容：美容・健康・癒し等を包括するウェルネス産業の現代社会における意義と課題、及び国際市場の動向について講義を受ける。これにより、今後のウェルネス産業を担う人材育成、教育目標の作成に活かした。
指導力の修得・向上のための研修等	研修名「認定講師の心得について」 （連携企業等：特定非営利活動法人スパ・ウエルネス協会） 期間：令和 2 年 8 月 11 日（火） 対象：特定非営利活動法人スパ・ウエルネス協会認定校講師 内容：認定校の講師に求める心得について講義を受ける。特に、新型コロナウイルス感染症の影響下での授業の取り組み方や、学生の心身の健康維持をどのように行うか等について意見交換を行った。

研修等の計画

専攻分野における実務に関する研修等	研修名「第 18 回スパ・ウエルネス学術会議」 （連携企業等：特定非営利活動法人スパ・ウエルネス協会） 期間：令和 3 年 5 月 20 日（木） 対象：特定非営利活動法人スパ・ウエルネス協会会員 内容：ビューティアンドウェルネス研究所所長　籔内佐斗司先生の『仮面に見る若さと老いの表現』の基調講演を拝聴。若々しく美しく見える表情についての理解を深めた。また、賛助会員店での実例を基に、エステティック施術の効果的な手法について学んだ。

指導力の修得・向上のための研修等	研修名「2021 年 8 月　認定校講師研修会」 （連携企業等：特定非営利活動法人スパ・ウエルネス協会） 期間：令和 3 年 8 月 3 日（火）／令和 4 年 3 月予定 対象：特定非営利活動法人スパ・ウエルネス協会認定講師 内容：資格試験内容及びテキスト改訂に伴う、認定講師の美容分野における知識・技能の更新及び習得を目的とする

2020-5

学校名・学科名	**ベルエポック美容専門学校　美容師科**

推薦学科の教員に対する研修・研究の基本方針

基本方針	学園の定める教員研修規定において、教員の授業内容・教育技法の改善ならびにクラス運営方法の向上、マネジメント能力を含む指導力の向上を研修の基本方針とする。

研修等の実績

専攻分野における実務に関する研修等	研修名：理容師美容師養成施設教員資格認定研修会 主催：公益社団法人 日本理容美容教育センター 対象：美容師免許取得登録後、または教育指導経験の実務経験４年以上の教員　　本校受講教員：専任教員・ 受講研修一覧　文化論 期間：令和 2 年 11 月 30 日～12 月 11 日 講師：山路進（江戸川大学教授)、津田紀代（文化学園大学講師)、他 7 名 内容：教育分野、ファッション文化史、礼装の種類上記項目について内容理解と教授方法を学ぶ。 修了認定：各研修会にて修了認定試験があり合格することで該当する美容師養成科目の講師要件が与えられる。
指導力の修得・向上のための研修等	研修名「FD ミクロレベルフォローアップ研修」 （連携企業等：滋慶教育科学研究所　） 期間：令和２年１１月４日（水） 対象：専任教員 内容:授業の振り返りを行い、改善の工夫ができる。クラスの成長を促すコーチングの基礎を学び、実践することができる

研修等の計画

専攻分野における実務に関する研修等	研修名「ヘアメイク講習」 （連携企業等：株式会社 資生堂 ビューティークリエイションセンター　） 期間：令和３年６月１８日（金） 対象：専任教員 内容：クリエイティブ作品制作について
指導力の修得・向上のための研修等	研修名「教職員カウンセリング研修」 （連携企業等：滋慶教育科学研究所　） 期間：令和３年９月上旬(予定) 対象：専任教員

	内容：カウンセリングの知識・スキルを身に着け、資格を取得する。

2020-6

学校名・学科名	東京ビューティーアート専門学校　トータルビューティー科

推薦学科の教員に対する研修・研究の基本方針

基本方針	実践的かつ専門的な職業教育を実施し、明日の美容業界を担う人材を養成するためには、教員一人ひとりが常に業界ならびに実務に関する最新の知識を持ち、指導スキルを身につけようという向上心がなければならない。そのために、「研修等に係る諸規程」に基づき、計画的に以下の研修を実施している。 ・企業等から講師を招いた実践的かつ専門的な知識・技術・技能を修得するための研修 ・企業等から講師を招いた指導力の修得・向上のための研修

研修等の実績

専攻分野における実務に関する研修等	研修名「美容業界の動向理解と実技のデモ体験」 （連携企業等：ＯＣＥＡＮ　ＴＯＫＹＯ） 期間：令和３年３月３０日（火） 対象：全教職員（８０名） 内容：授業力の向上と美容業界の求める人物像の理解。また、学校及び教員としての在り方を学び、技術者としての専門的な手技の実践を通してレベルの底上げを図るため。
指導力の修得・向上のための研修等	研修名「授業力向上研修」 （連携企業等：株式会社ウィルシード） 期間：令和２年８月１９日（水）～２１日(金)予定 対象：各教職員（２０名） 内容：階層別に、新人、2 年目、3 年目、中堅層、主任者向けそれぞれに授業力向上に向けての研修の実施。業界内の動向や担任力・教務管理に関する分野に特化した研修内容など。グループワークを通して相互の情報共有やレベルの底上げを行う。

研修等の計画

専攻分野における実務に関する研修等	研修名「美容業界の今、自分にあったサロンの見つけ方」 （連携企業等：株式会社リクルートライフスタイル） 期間：令和３年８月２０日（金） 対象：教員（２０名） 内容：現在の美容業界の動向を知ることで業界で求められる人材を育成する。また、就職指導においては学生とサロンのマッチングが大切になるため、サロンの選び方を知ることでより的確な指導に役立てる。
指導力の修得・向上のための研修等	研修名「発達障害について」 （連携企業等：東海大学　課程資格教育センター教育学研究室） 期間：令和３年８月２８日（土） 対象：全教職員（８４名）

	内容：発達障害（ASD,ADHD,ADD）に対する知識を深め、学生指導に活かす。

2020-7

学校名・学科名	東京ビューティーアンドブライダル専門学校　美容科

推薦学科の教員に対する研修・研究の基本方針

基本方針	実践的かつ専門的な職業教育を実施し、明日の美容業界を担う人材を養成するためには、教員一人ひとりが常に業界ならびに実務に関する最新の知識を持ち、指導スキルを身につけようという向上心がなければならない。そのために、「研修等に係る諸規程」に基づき、計画的に以下の研修を実施している。 ・企業等から講師を招いた実践的かつ専門的な知識・技術・技能を修得するための研修 企業等から講師を招いた指導力の修得・向上のための研修

研修等の実績

専攻分野における実務に関する研修等	研修名「サロンワーク技術テクニック」 （連携企業等：メイクアップアーティスト　イガリシノブ氏　） 期間：令和 3 年 7 月 12 日（月） 対象：教員（１名） 内容：2021 年度最新ヘア・テクニックを学ぶ。
指導力の修得・向上のための研修等	研修名「美容サロンで長く働くこと」 （連携企業等：株式会社エム・ワイ・ケー（イレブンカット）　） 期間：令和 3 年 6 月 23 日（水） 対象：教員（3 名） 内容：現場の美容師の悩みや、やりがいについて現状を知り、今からできる事を知る。

研修等の計画

専攻分野における実務に関する研修等	研修名「美容業界の今」 （連携企業等：　株式会社リクルートライフスタイル　千葉智之氏　） 期間：令和 3 年 8 月 20 日（金） 対象：教員（14 名） 内容：美容業界の今を知る、活躍する美容師「美容師の枠を超えた美容師」について。 研修名「美容師という仕事の価値　」 （連携企業等：ＧＯＡＬＤ　米田　星慧氏） 期間：令和 3 年 9 月 21 日（火） 対象：教員（10 名） 内容：美容師という仕事で夢を叶えること、サロンワークテクニック。 研修名「美容業界の現状　」 （連携企業等：一生美容に恋する会　） 期間：令和 3 年 11 月 30 日（火）

	対象：教員（18 名） 容：美容業界の現状と必要な知識。
指導力の修得・向上のための研修等	研修名「未来で働く子どものために必要なこと」 （連携企業等：サイエンスライター・作家　竹内薫氏　　） 期間：令和 3 年 8 月 19 日（木） 対象：教員（14 名） 内容：これからの時代を見据えた教育について必要な力や知識を具体的に学ぶ。 研修名「就職対策」 （連携企業等：　上田情報ビジネス専門学校　比田井和孝氏　　） 期間：令和 3 年 8 月 25 日（水） 対象：教員（6 名） 内容：就職に対する生徒指導やモチベーションアップに繋げる方法。 研修名「心理的ケア方法について」 （連携企業等：　心理カウンセラー　奥園清香 氏　） 期間：令和 3 年 8 月 26 日（木） 対象：教員（65 名） 内容：世代の仕組みを知り、現在の学生にとって必要な指導方法、効果的な関り方などのトレーニング能力＝技術を学ぶ。 研修名「自らきりひらいていく力」 （連携企業等：株式会社グローバルキャリア　的場亮氏　） 期間：令和 3 年 10 月 1 日（金） 対象：教員（18 名） 内容：就職先で必要な力、主体的に自ら行動することについて。

2020-8

学校名・学科名	**町田美容専門学校　美容学科**

推薦学科の教員に対する研修・研究の基本方針

基本方針	教職員に対し、教育理念・目的を十分に理解させ、現在就いている職又は将来就くことが予想される職に係る職務の遂行に必要な知識、技能等を修得させることにより、その職務の遂行に必要な能力、資質等の向上を図る(榎本学園　教職員研修規程 第 2 条)。

研修等の実績

専攻分野における実務に関する研修等	①研修名：美容実技試験委員研修会 （連携企業等：理美容師試験研修センター） 期間：令和２年９月及び令和３年３月 対象：実習教員　研修 内容：美容師国家試験に関する研修会 ②研修名：全国理美容研修会 （連携企業等：日本理美容教育センター）【中止】 期間：令和２年 10 月 対象：教職員　研修 内容：企業関係者の講演及び美容技術披露
指導力の修得・向上	①研修名：オンライン講習会

のための研修等	（連携企業等：日本ペップトーク普及協会） 期間：令和２年４月 18 日 対象：学科・実習教員　研修 内容：「言葉の力」（講演者：岩崎　由純　日本ペップトーク普及協会代表理事） ②研修名：東京都理美容研修会 （連携企業：東京地区 理容美容教職員研修協議会）【中止】 期間：令和３年３月 対象：教職員　研修 内容：企業関係者による後援及び美容技術披露

研修等の計画

専攻分野における実務に関する研修等	①研修名：美容実技試験委員研修会 （連携企業等：理美容師試験研修センター）【中止】 期間：令和３年７月 対象：実習教員　研修 内容：美容師国家試験に関する研修会 ②研修名：全国理美容研修会 （連携企業等：日本理美容教育センター）　【中止】 期間：令和３年 10 月 対象：教職員　研修 内容：企業関係者の講演及び美容技術披露
指導力の修得・向上のための研修等	①研修名：「美容技術理論・美容実習」担当教員資格認定に係る研修会 （連携企業等：日本理美容教育センター） 期間：令和３年５月 対象：教職員　研修 内容：学識経験者による教育理論等教育分野及び専門分野について ②研修名：「香粧品」担当教員資格認定に係る研修会 （連携企業等：日本理美容教育センター） 期間：令和３年６月 対象：教職員　研修 内容：学識経験者による教育理論等教育分野及び専門分野について

2020-9

学校名・学科名	**横浜ビューティーアンドブライダル専門学校　美容科**

推薦学科の教員に対する研修・研究の基本方針

基本方針	実践的かつ専門的な職業教育を実施し、明日の美容業界を担う人材を養成するためには、教員一人ひとりが常に業界ならびに実務に関する最新の知識を持ち、指導スキルを身につけようという向上心がなければならない。そのために、「研修等に係る諸規程」に基づき、計画的に以下の研修を実施している。 ・企業等から講師を招いた実践的かつ専門的な知識・技術・技能を修得するための研修

	・企業等から講師を招いた指導力の修得・向上のための研修

研修等の実績

専攻分野における実務に関する研修等	研修名「スタイル別ヘアアレンジ・ヘアセット講習」(連携企業等：Learo　加藤　様/ JUNE　様) 期間：令和 3 年 5 月 21 日（金）　　対象：美容科教員　9 名 内容：ヘアアレンジ講師による技術講習
指導力の修得・向上のための研修等	研修名「コロナ渦におけるアクティブラーニング」（連携企業等：早稲田大学院教授　） 期間：令和 3 年 4 月 1 日（木）　　対象：担任教員　31 名 内容：コロナ渦におけるアクティブラーニングの多様化・創意工夫

研修等の計画

専攻分野における実務に関する研修等	研修名「サロン技術講習シャンプーヘッドスパ」(連携企業等：株式会社アッシュ) 期間：令和 3 年 10 月 6 日（水）　　対象：美容科教員　１3 名 内容：現役美容によるサロントリートメントの技術講習
指導力の修得・向上のための研修等	研修名「「美容業界の今」と「自分に合った サロンの見つけ方」（連携企業等：ホットペッパービューティー様) 期間：令和 3 年 8 月 20 日（金）　　対象：教員　31 名 内容：美容業界の現状。自分に合ったサロンの見つけ方。

2020-10

学校名・学科名	**岩谷学園アーティスティック B 横浜美容専門学校** **ビューティースタイリスト科**

推薦学科の教員に対する研修・研究の基本方針

基本方針	時代・社会・教育環境の変化に適応でき、個性豊かな学生を指導できる教員を要請すべく体系的にかつ計画的に、そして積極的に研修に取り組む。 学校で定めた研修規程に従い、各種研修実施計画を策定するとともに、連携企業の協力も求め、教員に対して研修等に参加する機会を平等かつ積極的に与え、自己啓発および自己研鑽に向けた意欲を高めてもらう。

研修等の実績

専攻分野における実務に関する研修等	【指導者としての技術習得】 ・令和 2 年 7 月 23 日 TOKIKATA 講習（技術の応用と実践テクニックの習得） ・令和 2 年 11 月 29 日 ネイリスト技能検定試験（JNEC）1 級・2 級対策 （検定合格率を上げるため新たにモデルハンドによる検定に関す

	る変更点を学ぶ) ・令和 2 年 11 月 29 日 アジアのネイル事情～台湾編～韓国 （海外のネイル事情を理解し、今後留学生に対する指導や今後の流行を考察する） ・令和 2 年 11 月 29 日 JNA ジェルネイル技能検定試験　トレーニングハンド対策 （検定合格率を上げるため新たにモデルハンドによる検定に関する変更点を学ぶ） ・令和 2 年 11 月 30 日 アジアのネイル事情～中国 （海外のネイル事情を理解し、今後留学生に対する指導や今後の流行を考察する） ・令和 2 年 11 月 30 日 新型コロナウイルス感染症対策 （ネイルサロン・ネイルスクールで必要な最新の感染症対策について学ぶ） ・令和 3 年 2 月 16 日 皮膚疾患についての基本（セラピストなら知っておきたい解剖生理学） 【指導者としてのフォローアップ講習】 ・令和 3 年 2 月 1 日 衛生管理士追加講習「新型コロナウイルス感染症対策」 （「感染症対策ポイント」等の情報追加研修） 【サロン集客】 ・令和 2 年 12 月 15 日 オンライン特別セミナー（インスタグラムの活用法売上アップを目指すリレーション）
指導力の修得・向上のための研修等	【指導者としての技術習得】 ・令和 2 年 9 月 22 日 メイクアップレッスン（メイク技術の見直し・コンシーラー技術の習得） ・令和 2 年 12 月 24 日 社会的弱者といった背景を抱えた学生の理解と教育 （社会的つながりが弱い人たちになぜ支援が必要を学ぶ） 【指導者としてのフォローアップ講習】 ・令和 2 年 7 月 28 日～10 月 4 日 交流分析基礎講座（web 講座） （交流分析の基礎となる 7 つのジャンルを学び、職場の人間関係や学生指導に活用） 【サロン集客】 ・令和 2 年 11 月 17 日 オンライン特別セミナー （オンラインカウンセリング活用法　商品販売につながるカウンセリングアプローチ） 【衛生管理の知識習得】 ・令和 2 年 10 月 22 日 コロナ対策（感染症・感染予防方法）

研修等の計画

専攻分野における実務に関する研修等	
指導力の修得・向上	【指導者としての技術習得】

のための研修等	・令和 2 年 9 月 22 日 メイクアップレッスン（メイク技術の見直し・コンシーラー技術の習得） ・令和 2 年 9 月 29 日 介護美容技術（介護美容の技術習得）

2020-11

学校名・学科名	**高津理容美容専門学校　美容科**

推薦学科の教員に対する研修・研究の基本方針

基本方針	教育課程編成委員会で審議され採用された次年度の授業カリキュラムに基づき、本校教職員が必要とする内容が組み込まれた研修計画を定め、年度開始時には、研修参加申し込み、及び講師依頼を行います。但し、各学年前期の授業進捗状況を考慮し、必要に応じて、学内を中心とした追加研修を実施します。 本校の学級運営は、常勤の教職員を基本とする担任制であり、また、豊富な知識と多種多様な技能、技術を備えた人材を擁している。しかし、現状に留まることなく常に新たな教授方法を取り入れ、より良き教育環境を整えるべく、教職員の研修に重きを置いている。 教員研修は、教員の専門分野の知識技術の向上あるいは新時代に合った形にアップデートすると共に、教員の教育指導力の向上、人格の涵養に資するために行う。全体研修は学校が主催して行うが、限られた分野に関しては個人ごとに行う。 実習授業の指導については、各メーカーによる最新の情報と技術の指導を受け、業界に遅れることのない知識と技能を習得し続ける。また、授業の進め方に於いては、各教員による教え方、話し方等のチェックを実施し、具体的な改善点を提示することにより、教育能力向上の目覚ましい成果が現れている。 各教科については、最新の情報を得るために、理容美容教育団体、エステティック教育団体、及び専修学校教育団体の研修会に教員を派遣すると共に、本校独自で講師を招いて実施する。

研修等の実績

専攻分野における実務に関する研修等	１ 研修名「ビューティーコーディネーター検定　」（連携企業等：（特非）日本ビューティーコーディネーター協会） 期間：令和２年６月２３日（火）～７月２８日（火）対象：1年生 内容：＜座学＞毛髪理論やカウンセリングについて＜実習＞金銭受け渡し　ご案内　ファッション ２ 研修名「サロンにおける応用メイク」（連携企業等：　㈱スリービューティー） 期間：令和２年８月２７日（木）～１２月２３日（水） 対象：1年生 内容：アイブロー理論・アイラッシュ理論・フェイシャルエステ ３

	研修名「ヘアデザイン」(連携企業等：㈱two sand) 期間：令和２年９月２日（水）～9月３日（木） 内容：コームアウト　カールスタイル、スタイルに合わせたアイロンテクニック ４ 研修名「ブライダルメイク」(連携企業等：(有)スタジオユニ) 期間：令和２年10月１日（木）～12月９日（水）対象：２年生 和装・洋装に似合う花嫁メイク、和装着付けメイク ５ 研修名「メイク講習」(連携企業等：長松寺　西村宏堂) 期間：　令和２年10月９日（金） 内容：ナチュラルメイクの基礎
指導力の修得・向上のための研修等	研修名「Professional コース」(連携企業等：学校法人資生堂学園) 期間：令和２年１１月１６日（月）～18日（水）対象：実習教員3名 内容：資生堂美容技術専門学校が主催する研修に、現役のﾒｲｸｱｯﾌﾟ技術者が講師となって行う JBMAProfessional ｺｰｽを教員３名が受講する。　ﾓﾃﾞﾙの顔のﾊﾞﾗﾝｽを把握し美しさを引き出すことが出来るﾒｲｸｱｯﾌﾟ技術と知識を 習得する。 １ﾒｲｸﾃﾞｻﾞｲﾝ理論と展示 ２ｽｷﾝｹｱ&ﾒｲｸ実習･ｱﾄﾞﾊﾞｲｽ ３ﾒｲｸﾃﾞｻﾞｲﾝｼｰﾄ作成&ﾃｰﾏに合わせたﾒｲｸ実習･ｱﾄﾞﾊﾞｲｽﾒｲｸ検定･対策講習会

研修等の計画

専攻分野における実務に関する研修等	１令和３年４月20日～5月８日、10月５日～11月９日(計10日間) 日本ﾋﾞｭｰﾃｨｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ協会校内実習 ２令和３年７月14，15日２日間 （株）スリーﾋﾞｭｰﾃｨ校内実習 ３令和３年６月２，３日２日間 （株）two sand 校内実習 ４令和３年９月17日 高木琢也オーシャン東京校内実習講義 ５令和３年10月15日西村宏堂講師　校内実習 ６令和３年10月27日 佐藤泰弘（大成かつら）校内実習 ７令和３年11月17，18日２日間 （株）スタジオユニ　校内実習
指導力の修得・向上のための研修等	１令和３年４月12～23日10日間 まつ毛エクステンション指導者養成研修会　２名 ２令和３年７月７日　フォーマルシルバーライセンス　２名 ３令和３年７月日～8月11日　11月１日～12月３日 JESTHE 認定講師養成講座　２名

2020-12

学校名・学科名	**松江理容美容専門大学校　美容学科 メイクアップコース**

推薦学科の教員に対する研修・研究の基本方針

基本方針	教員は、職業に関連した実務に関する知識、技術および技能、ならびに学生への指導力の修得のために、自発的に研修に励み、かつ企業等から講師を招いて学内で実施する研修、職能団体等が実施する研修等々を活用し、資質の向上に計画的に努めなければならない（就業規則第４条)。この基本方針に従い、これまでに厚生労働省認定の「理容技術理論」「理容実習」「美容技術理論」「美容実習」「理容保健」「美容保健」「理容文化論」「美容文化論」「衛生管理」「エステティック理論」「メイクアップ理論」の各研修を受講してきている。

研修等の実績

専攻分野における実務に関する研修等	研修名「令和 2 年度同時授業教員資格認定研修会 文化論」（連携企業等：公益社団法人 日本理容美容教育センター） 期間：令和 2 年 9 月 17 日（木）～18 日（金） 対象：教員 内容：講義研修 研修名「職業実践専門課程を通じた専門学校の質保証・向上の推進」（連携企業等：専門職高等教育質保証機構） 期間：令和 2 年 9 月 28 日(月)～29 日(火) 対象：教職員 内容：研究発表、実証協力校発表、シンポジウム 研修名「令和 2 年度理容師美容師養成施設教員資格認定研修会 美容技術理論・美容実習」（連携企業等：公益社団法人日本理容美容教育センター） 期間：令和 3 年 3 月 9 日（火）～3 月 24 日（水） 対象：教員 内容：講義研修
指導力の修得・向上のための研修等	研修名「松江市専門学校協議会主催　研修会」（連携企業等：松江市専門学校協議会） 期間：令和 2 年 8 月 24 日(月) 対象：教員、職員 内容：講義研修 研修名「専門職教育支援士(教育実践分野)」（連携企業等：専門職高等教育質保証機構） 期間：令和 2 年 11 月 21 日(土)～令和 3 年 2 月 28 日(日) 対象：教員 内容：講座の受講、演習の実施 研修名「人権・同和教育研修会」（連携企業等：島根県専修・各種学校連盟） 期間：令和 3 年 1 月 13 日(水) 対象：教員、職員 内容：講義研修

研修等の計画

専攻分野における実務に関する研修等	研修名「体系的な教職員研修プログラムの実用化に向けた改善・普及・展開」 「学校評価の充実を目的とした資格枠組の共有化・職業分野別展開とその有用性の検証」 「職業実践専門課程ポートレートの構築」（連携企業等：専

	門職高等教育質保証機構） 期間：令和 3 年 7 月 28 日(水)～29 日(木) 対象：教職員 内容：研究発表、実証協力校発表、シンポジウム 研修名「中国地区理容美容学校協議会主催　教職員研修会」(連携企業等：中国地区理容美容学校協議会) 期間：令和 3 年 10 月 16 日（土）～17 日（日） 対象：教員、職員 内容：講義研修、 実技研修
指導力の修得・向上のための研修等	研修名「応急手当普及員再講習」(連携企業等：松江市消防本部) 期間：令和 3 年 8 月 20 日(金) 対象：教員 内容：普通救命講習指導者再研修 研修名「松江市専門学校協議会主催　研修会」(連携企業等：松江市専門学校協議会) 期間：令和 3 年 8 月 24 日(火) 対象：教員、職員 内容：講義研修 研修名「人権・同和教育研修会」(連携企業等：島根県専修・各種学校連盟) 期間：令和 3 年 8 月 対象：教員、職員 内容：講義研修

3.4 令和 3 年度事業結果を踏まえたパッケージ改善

昨年度に開発したパッケージに、今年度の事業計画を挿入してみる。

① 基本項目

ID	項目	記入欄
1-1	学校名	ハリウッド大学院大学
1-2	所在地	東京都港区六本木 6-4-1
1-3	課程名	専門職教育支援士・専門職高等教育運営
1-4	開設年月日	2022 年 10 月 6 日
1-5	付与資格	履修証明書
1-6	運営責任者	外山公美（ハリウッド大学院）
1-7	定員	20 名

【記入要領】

1-1　設置者名は不要

1-2　当該学校の本部所在地

1-3　当該プログラウは履修証明プログラムであることを明示

例「専門学校教員のための授業力向上履修証明プログラム」

1-4　当該プログラムの内容を決定後、実施を決定して公示した日付

1-5　当該プログラムを履修し所定の基準をクリアしたときに付与される資格

1-6　運営責任者名

1-7　当該プログラムの 1 クラス定員

② 学修時間・内容

ID	項目	記入欄
2-1	プログラムの目的	専門職高等教育機関の教職員を対象として、専門職高等教育運営に関する知識の修得を目的とする。
2-2	身につけることのできる能力	教育理念を学校経営に反映できる経営能力を開発し、FD･SD の教育成果を経営成果に展開させるためのマネジメント能力
2-3	履修要件	• リアルタイム授業またはオンライン授業の出席（リアルタイムの場合 Zoom ミーティングの参加の有無)。 • 各科目に修得レポート課題あり。提示する課題に解答する形式で実施。課題の提出は必須の修了要件。 • 科目ごとに、出席率と修得レポート課題の結果をもとに総合的な評価を行い、すべての科目で合格と評価されることを修了要件。
2-4	学修期間	2022 年 10 月 6 日～2023 年 1 月 26 日
2-5	総授業時数	60 時間
2-6	要件該当授業時数	60 時間

【記入要領】

2-1　当該プログラムが目指すものを示す。

2-2　当該プログラムによって身につけることができる能力を具体的に示す。

2-3　当該プログラムの修了に必要な要件を具体的に示す。

2-4　開始日時～終了日時など。

2-5　実施するすべての授業の時数

2-6　総授業時数のうち必要最低限時数や必須授業時数など。

③ カリキュラム・講義・学習方法

【科目概要】

講	内容	講師
第 1 講	(1)はじめに～専門職高等教育機関の存在意義と講座の説明	上杉道世
	(2)専門職高等教育を取り巻く現状と厳しい環境	上杉道世
第 2 講	(3)専門職高等教育のあらまし（1）－制度と歴史－	上杉道世
第 3 講	(4)専門職高等教育のあらまし（2）－法令と設置基準等－	上杉道世

第 4 講	(5)専門職高等教育機関と文部科学省､他省庁､自治体	上杉道世
第 5 講	(6)専門職高等教育政策の流れ	山本雅淑
第 6 講	(7)専門職高等教育機関の入試と就職	山本雅淑
第 7 講	(8)専門職高等教育機関の会計実務と財務管理	山本雅淑
	(9)専門職高等教育に対する補助金・奨学金制度	山本雅淑
第 8 講	(10)専門職高等教育機関の財務分析と財務戦略	山本雅淑
第 9 講	(11)高大接続－専門職高等教育のマーケティング－	花岡萬之
第 10 講	(12)専門職高等教育機関の評価制度［1］	川口昭彦
第 11 講	(13)専門職高等教育機関の評価制度［2］	川口昭彦
第 12 講	(14)専門職高等教育機関のリカレント教育［1］	川口昭彦
第 13 講	(15)専門職高等教育機関のリカレント教育［2］	川口昭彦
第 14 講	(16)専門職高等教育機関の DX 戦略［1］	川口昭彦
第 15 講	(17)専門職高等教育機関の DX 戦略［2］	川口昭彦

④ 評価

【科目評価】

講	内容	評価方法
第 1 講	(1)はじめに～専門職高等教育機関の存在意義と講座の説明	出席および修得レポート課題の評価
	(2)専門職高等教育を取り巻く現状と厳しい環境	
第 2 講	(3)専門職高等教育のあらまし（1）－制度と歴史－	
第 3 講	(4)専門職高等教育のあらまし（2）－法令と設置基準等－	
第 4 講	(5)専門職高等教育機関と文部科学省､他省庁､自治体	
第 5 講	(6)専門職高等教育政策の流れ	
第 6 講	(7)専門職高等教育機関の入試と就職	
第 7 講	(8)専門職高等教育機関の会計実務と財務管理	
	(9)専門職高等教育に対する補助金・奨学金制度	
第 8 講	(10)専門職高等教育機関の財務分析と財務戦略	
第 9 講	(11)高大接続－専門職高等教育のマーケティング－	
第 10 講	(12)専門職高等教育機関の評価制度［1］	
第 11 講	(13)専門職高等教育機関の評価制度［2］	
第 12 講	(14)専門職高等教育機関のリカレント教育［1］	
第 13 講	(15)専門職高等教育機関のリカレント教育［2］	
第 14 講	(16)専門職高等教育機関の DX 戦略［1］	
第 15 講	(17)専門職高等教育機関の DX 戦略［2］	

⑤ 運営

ID	項目	記入欄
5-1	運営体制 （責任者、組織）	ハリウッド大学院大学　学長　山中　祥弘 （大学院教授　外山　公義）
5-2	学費等設定	（委託事業のため無料）
5-3	講師選定	第 1 講～第 9 講については、大学マネジメント研究会に所属する講師を選任していただく。第 10 講～第 15 講については当機構代表理事である川口昭彦が自ら担当。
5-4	履修管理	大学院事務局が、出席状況、修得レポート課題その他の情報を受講者ごとに管理する仕組みを構築する。

【記入要領】

5-1　当該プログラムの運営に関わる組織、人を明記

5-2　学費、実習費、受験料等、必要な費用を明記

5-3　講師の選定基準・方法等を明記

5-4　履修管理方法、出席管理、成績管理、オンライン学習管理の方法を明記

⑥ 広報

ID	項目	記入欄
6-1	受講者募集方法	2022 年 9 月 1 日より、全国の職業実践専門課程認定校に対してメールで案内する。また、当機構のホームページに案内を作成する。
6-2	ホームページ	https://fdsd.qaphe.com/
6-3	成果の公開・共有の内容・方法	本報告書や、一般社団法人専門職高等教育質保証機構の文部科学省委託事業のページ等において紹介する。
6-4	制度の普及・促進策	6-2 に示した Web サイトに、制度の普及・促進策等のページを用意する
6-5	費用対効果	（委託事業のため、費用対効果の測定は行っていない）

【記入要領】

6-1　募集時期、対象、媒体、内容など受講募集の計画を立て、実行する上考慮すべきことを明記する

6-2　ホームページの URL。また、内容作成・更新のタイミングなど、募集活動や学校（または企業など）を広く知ってもらうための方策を明記する。また、広報に役立てるアクセスログの解析方法について明記する

6-3　履修証明プログラムなどの成果を公開する方法、またその内容などを明記する

6-4　履修証明プログラムなどの制度を広く知ってもらうための方策を明記する

6-5　各広報手段の分析と、費用対効果見極めの基準を策定する

4　履修証明プログラムの構築

4.1 ご案内と受講申込み方法

2022 年 9 月 1 日、全国の職業実践専門課程認定校に対して、メールにて「専門職教育支援士・専門職高等教育運営」と称する履修証明プログラムの実施を案内し、その案内の中で受講者を募集した。受講希望者は 17 名であった。

4.2 受講案内

受講案内は次に示すものである。

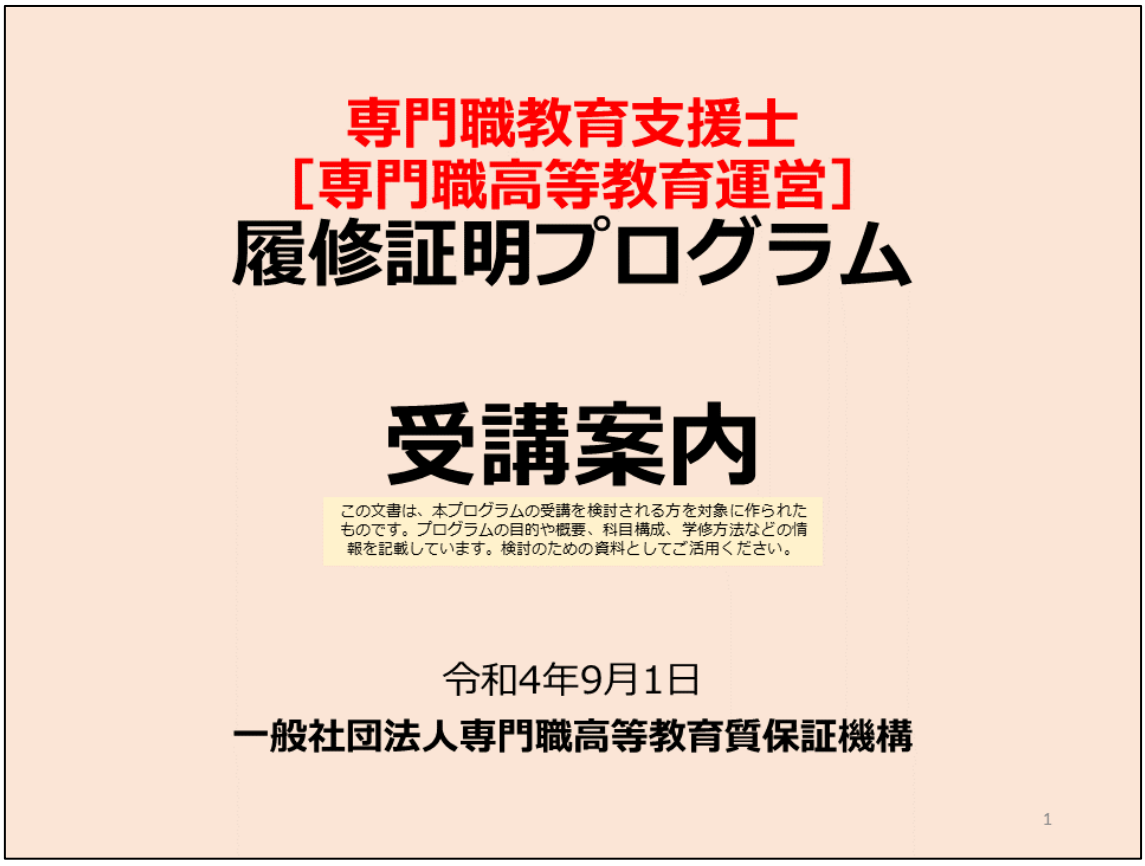

「専門職教育支援士［専門職高等教育運営］」履修証明プログラム

- **はじめに**
  - このプログラムは、専修学校等の専門職高等教育機関で活動する教職員を対象としたFD・SDプログラムとしての履修証明プログラムです。
  - 履修証明制度は学校教育法第105条の規定に基づき、所定の要件を満たした教育プログラムの修了者に対して、高等教育機関が履修証明書を発行することを認める制度です。このプログラムの修了者には、ハリウッド大学院大学が履修証明書を発行いたします。
- **学修目的**
  - 主として、専門職高等教育機関の教職員を対象として、専門職高等教育運営に関する知識の修得を目的としています。
- **スケジュール**
  - 開講スケジュール
    - ✓ 開講日　令和4年10月6日［木］
      閉講日　令和5年1月26日［木］
    - ✓ 学修時間　60時間
- **学習方法**
  - すべてオンライン授業で受講可能です。
  - オンデマンド授業［37.5時間］
    - ✓ 既存の授業映像を任意のタイミングで視聴する形式です。
  - リアルタイム授業［22.5時間］
    - ✓ 所定の日時に、講師と受講者がオンライン［Zoom活用］上で一堂に会したオンラインスクーリングです。
- **成績評価と修了要件**
  - オンライン授業では出席をとります［オンデマンドの場合教材のダウンロードと映像視聴の有無、リアルタイムの場合Zoomミーティングの参加の有無］。
  - 各科目に修得レポート課題があります。提示する課題に解答する［オンライン上で］形式で実施します。課題の提出は必須の修了要件です。
  - 科目ごとに、出席率と修得レポート課題の結果をもとに総合的な評価を行い、すべての科目で合格と評価されることを修了要件とします。
- **その他**
  - 定員は20名＋若干名です。

2

「専門職教育支援士［専門職高等教育運営］」履修証明プログラム

- **カリキュラム**

科目		講師	学修時間［日付※］		
			オンデマンド予習	リアルタイム授業	オンデマンド修得レポート課題
第1講	(1)はじめに～専門職高等教育機関の存在意義と講座の説明 (2)専門職高等教育を取り巻く現状と厳しい環境	上杉　道世	1.0（予習）	1.5［10/6］	1.5（復習と課題）
第2講	(3)専門職高等教育のあらまし（1）－制度と歴史－	上杉　道世	1.0（予習）	1.5［10/13］	1.5（復習と課題）
第3講	(4)専門職高等教育のあらまし（2）－法令と設置基準等－	上杉　道世	1.0（予習）	1.5［10/20］	1.5（復習と課題）
第4講	(5)専門職高等教育機関と文部科学省、他省庁、自治体	上杉　道世	1.0（予習）	1.5［10/27］	1.5（復習と課題）
第5講	(6)専門職高等教育政策の流れ	山本　雅淑	1.0（予習）	1.5［11/3］	1.5（復習と課題）
第6講	(7)専門職高等教育機関の入試と就職	山本　雅淑	1.0（予習）	1.5［11/10］	1.5（復習と課題）
第7講	(8)専門職高等教育機関の会計実務と財務管理 (9)専門職高等教育に対する補助金・奨学金制度	山本　雅淑	1.0（予習）	1.5［11/17］	1.5（復習と課題）
第8講	(10)専門職高等教育機関の財務分析と財務戦略	山本　雅淑	1.0（予習）	1.5［11/24］	1.5（復習と課題）
第9講	(11)高大接続－専門職高等教育のマーケティング－	花岡　萬之	1.0（予習）	1.5［12/1］	1.5（復習と課題）
第10講	(12)専門職高等教育機関の評価制度［1］	川口　昭彦	1.0（予習）	1.5［12/8］	1.5（復習と課題）
第11講	(13)専門職高等教育機関の評価制度［2］	川口　昭彦	1.0（予習）	1.5［12/15］	1.5（復習と課題）
第12講	(14)専門職高等教育機関のリカレント教育［1］	川口　昭彦	1.0（予習）	1.5［12/22］	1.5（復習と課題）
第13講	(15)専門職高等教育機関のリカレント教育［2］	川口　昭彦	1.0（予習）	1.5［1/12］	1.5（復習と課題）
第14講	(16)専門職高等教育機関のDX戦略［1］	川口　昭彦	1.0（予習）	1.5［1/19］	1.5（復習と課題）
第15講	(17)専門職高等教育機関のDX戦略［2］	川口　昭彦	1.0（予習）	1.5［1/26］	1.5（復習と課題）

科目名・講師は変更する可能性があります。

※木曜日の16:40～18:10

3

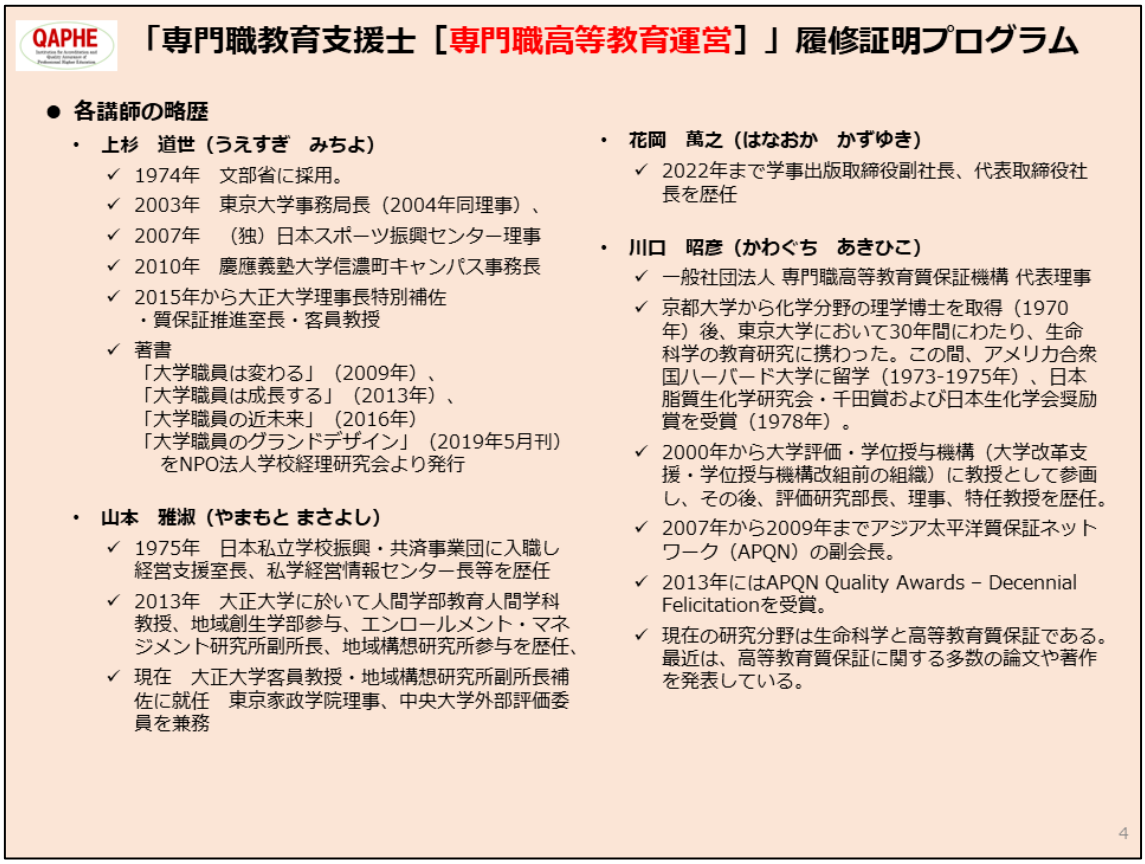

4.3 シラバス

「専門職教育支援士・専門職高等教育運営」履修証明プログラムのシラバスは、令和 5 年 2 月 28 日現在、一部未整備である。同履修証明プログラムの Moodle サイトの上で整備する予定である。

4.4 受講の手引き

本プログラムでは、次ページに示すようなオンライン学習用の「受講の手引き」を、Moodle サイトからダウンロードできるようにした。

専門職教育支援士
（専門職高等教育運営）
履修証明プログラム

受講者の手引き

この文書は、本プログラムを受講するための具体的手順・方法・諸注意などをまとめたものです。本プログラムの円滑な受講のためにご活用ください。

令和4年10月1日

一般社団法人専門職高等教育質保証機構

1

学修環境とログイン

- **オンライン学修環境**
  - 下図は、本プログラムの学修を進めるためのサイト、https://fdsd.qaphe.com/ のトップページです（未ログインの状況）。
  - このサイトは、Moodle（ムードゥル）という学習管理システム（LMS、Learning Management System）を使って構築されています。
  - Moodleのトップページには、開講している授業（コース、科目等）やお知らせなどが表示されています。

- **ログイン**
  - すべてはログインから始まります。
  - トップページの右上にある［ログイン］をクリックします。

  - 表示された［ログイン］画面で次の操作を行います。
    - ✓ ①ユーザ名を入力
    - ✓ ②パスワードを入力
    - ✓ ③［ログイン］ボタンをクリック
  - もしパスワードを忘れた場合は、「あなたのユーザ名またはパスワードを忘れましたか？」をクリックし、「ユーザ名」または「メールアドレス」を入力して［検索］ボタンをクリックし、その後表示されるメッセージに従って操作を行うと、パスワードリセット用のURLを記述したメールが届きます。そのメールに記載された内容に従って新しいパスワードを設定することができます。

：そのメールアドレスに届くメールは必ず本人が開封するという前提の上に成り立つリセット方法です。

2

Moodleのページ構成

- **Moodleのトップページ**
  - 初めてログインすると下図のように表示されます。何度もログインすれば、［最近アクセスされたコース］欄にいくつかのコース（科目のこと）を示す画像が表示されますが（初めてのときは何も表示されません）。

  - この画面で、左上にある［サイトホーム］をクリックしてスクロールすると、コースの一覧が表示されます。

※現状では、「専門職教育支援士(専門学校運営分野)履修証明プログラム」のみをあなたのアカウントに割り当てているので、他の科目やコースをクリックしても受講はできません。

- **各講ごとのページ**
  - この画面で「**専門職教育支援士(専門学校運営分野)履修証明プログラム**」をクリックすると、このプログラムの全体像を表す画面が表示されます。

画面構成（1）

- **コース受講者へのお知らせ**
  - 「コース受講者へのお知らせ」では、受講者に共通の案内コンテンツを表示します。

- 各講へのジャンプです。クリックすると、そのページへジャンプします。
- ここをクリックすると、事務局からのアナウンスメントのページに移動します。
- ここをクリックすると、受講者の皆様に対するお知らせのページに移動します。
- 重要な内容も含まれますので、受講の前にクリックしてご確認ください。
- ここをクリックすると、受講案内のPDFファイルが表示されます。
- 受講のために必要なファイルを、このような形で随時追加することがあります。

- **全体アンケート**
  - 第15講まで終了した後、「全体アンケート」にご回答をお願いします。

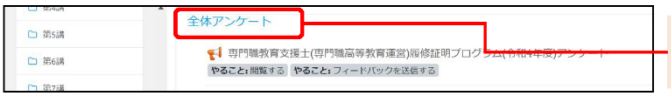

- ここをクリックすると、全体アンケートが表示されます。最後でよいので、ぜひ、ご回答をお願いします。

画面構成（2）

- **各講の画面**
  - **第1講を例にして、各コンテンツがどのような役割を果たしているか説明します。**

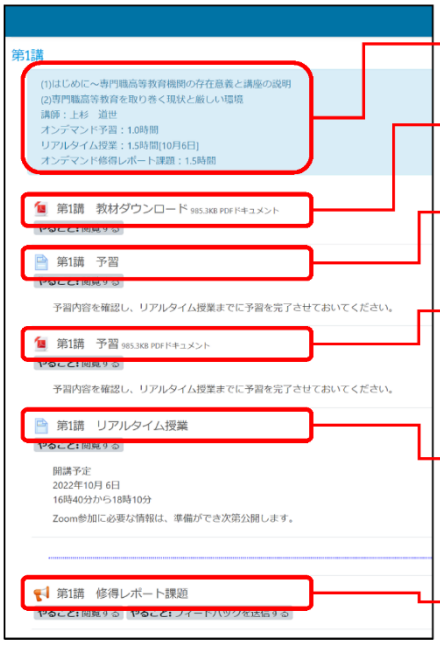

※左の画面は各要素にコンテンツが設定された状態を仮定したものです。コンテンツが設定されていない場合

- 第1講のタイトル、講師名、時間配分などを示しています。
- ここをクリックすると、教材をダウンロードできます（PDFをブラウザ上に表示。必要に応じてその状態からダウンロードしてください）。
- ここをクリックすると、予習内容をテキストデータで示すページへ移動します。
- ここをクリックすると、予習内容もしくは予習で使用するファイルをPDF形式でブラウザ上に表示します。必要に応じてダウンロードしてください。
- ここをクリックすると、リアルタイム授業へのアクセスに必要なZoomの情報（URL、ミーティングID、パスワード）を表示したページに移動します（リアルタイム授業の1～2日前をめどに）。
- リアルタイム授業を録画した映像ができたら、ここをクリックして表示されたページに、その映像をアップロードしたYouTubeへのリンクを表示します。
- ここをクリックすると、課題の提示と解答入力のための画面に切り替わります。ただし、開講時点では「利用できません」となっており、適当なタイミングで表示します。

5

修得レポート課題の提出方法

- **前ページの「第×講　修得レポート課題」をクリックして表示されたページにある「質問に回答する」ボタンをクリックします。**

- **すると、下に示したような画面に切り替わります。（これは別の科目の例です）**

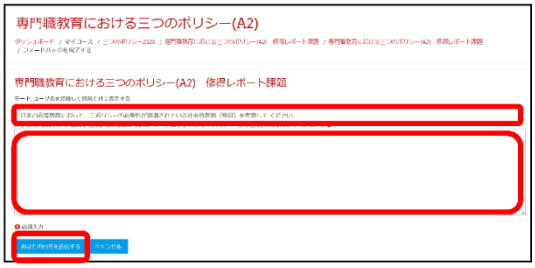

- ✓ 課題は回答欄の上に表示されています。
- ✓ その課題に対する回答を考え、下の回答欄にご記入の上、［あなたの回答を送信する］ボタンをクリックして送信してください。
- ✓ 講師はその回答に基づいて採点をしますが、このシステムの上でのフィードバックはいたしません。出席その他の情報と合わせて採点をして、事務局の方からメール等の方法で採点表をお送りいたします。
- ✓ 修得レポート課題の提出期限は、**リアルタイム事業実施後2週間**といたします。

- **回答は800～1,200字の文字データでお願いします。講師には、下図のような形で表示され、採点します。**

✓

ご質問があれば、下記までお電話、または、メールをしてください。

03-3403-3432（専門職高等教育質保証機構）

090-3044-7869（江島事務局長携帯）

jimukyoku@qaphe.com

6

4.5 修得レポート課題

「専門職教育支援士・専門職高等教育運営」履修証明プログラムの修得レポート課題は、次の表に示すとおりである。

講	課題
1	所属学校のケースを事例に専門職高等教育機関を取り巻く厳しい環境を 5 つ挙げ、その理由を述べてください。
2	専門学校の歴史から、専門職大学設立の背景について述べてください。
3	専門学校、専門職大学、専門職大学院大学、大学の役割と違いについて述べてください。
4	専門職高等教育機関における職員の役割について述べてください。
5	専門職高等教育機関に係る近年の高等教育政策の中で、教育改革を行うために重要な事項を 3 つ挙げ、その理由を述べてください。
6	貴校で実施している様々な学生支援の内、学生にとって最も必要とされている支援の内容とその理由を記述してください。
7	貴校に国、自治体等から交付されている全ての補助金について、金額、内容、補助金を交付されたことによりどのような効果があったかの 3 点を、補助金種別ごとに記述してください。
8	本日、授業で使用した第 8 講のパワーポイント資料の 21 ページにある「事業収支計算書等の財務比率の活用」をよく理解した上で、 貴校の最新の決算資料から 6 つの財務比率を計算しコメントを 添えて記述してください。 なお、決算資料が開示されてない学校の場合には、他の学校法人の決算資料から 6 つの財務比率を計算しコメントを添えて記述してください。
9	貴学の強みと弱みを、エビデンスを入れて 1000 字以内で述べてください。
10、11	皆さんがそれぞれ所属されている大学あるいは学校において実施されている内部質保証について、現状（自己点検・評価結果の公表を含めて）を分析して、課題、今後の方向性について述べてください。
12、13	皆さんがそれぞれ所属されている大学あるいは学校において、リカレント教育が実施されていますか？ もし実施されているのであれば、その現状(内容や対象者)を分析して、課題、今後の方向性について述べてください。 もし実施されていないのであれば、社会のニーズに応えるために、自分の大学あるいは学校が有している教育能力の分析を踏まえて、どのようなリカレント教育を展開すべきかについて述べてください。
14、15	皆さんがそれぞれ所属されている大学あるいは学校における教職員の資質開発と能力向上の取り組みに関して、現状（現在実施されているファカルティ・ディベロップメントやスタッフ・ディベロップメント等）を分析して、課題、今後の方向性について述べてください。

5　履修証明プログラムの実施と評価

本報告書の作成時点では、「専門職教育支援士・専門職高等教育運営」履修証明プログラムはまだ実施中である（授業は終了したが、未採点の科目があるので)。全科目の授業の実施と評価については、プログラム終了後に、とりまとめ、履修証明プログラム実施報告書として当機構ホームページにアップする。

ここでは、各講の授業資料を掲載する。

第１講

専門職教育支援士[専門職高等教育運営]履修証明プログラム

専門職高等教育機関に関する基礎知識

第1講

2022.10.6

大学マネジメント研究会　副会長　元東京大学理事
上杉　道世

上杉道世の自己紹介

（経歴）

- 静岡県出身　　・京都大学法学部卒業　　・1974年文部省採用
- 文部省の大学関係では、留学生課、医学教育課、専門教育課、官房人事課副長、私学行政課長、学術課長、主任行政改革官を経験。科学技術庁科学技術政策局審議官、内閣府男女共同参画局審議官。
- 2003年8月　東京大学事務局長
- 2004年4月　国立大学法人化後は東大理事（人事労務・事務組織担当）
- 大学マネジメント研究会副会長就任
- 2007年7月　（独）日本スポーツ振興センター理事
- 2010年4月　慶應義塾大学塾監局参事　11月信濃町キャンパス事務長
- 2015年4月　大正大学理事長特別補佐（2020年3月まで）・質保証推進室長・客員教授
- 2009年～現在　筑波大学大学研究センター履修証明ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ講師など

（著書）

- 「大学職員は変わる」（2009年）、　「大学職員は成長する」（2013年）
  「大学職員の近未来」（2016年）、「大学職員のグランドデザイン」（2019年5月）
  「大学教職員の基礎知識」（監修2019年）　発行はいずれも学校経理研究会
- そのほか「大学マネジメント」「IDE」「私学経営」等に随時執筆

2

専門職教育支援士
[専門職高等教育運営]履修証明プログラムについて

ガイダンス

3

専門職高等教育機関の位置付け

「専門職高等教育機」とは専門（職）課程を置く高等教育機関について本履修プログラムで呼称するものであり、公的制度上の公称ではありません。

本履修プログラム修了者には、ハリウッド大学院大学より、「専門職教育支援士」の履修証明が付与されます。

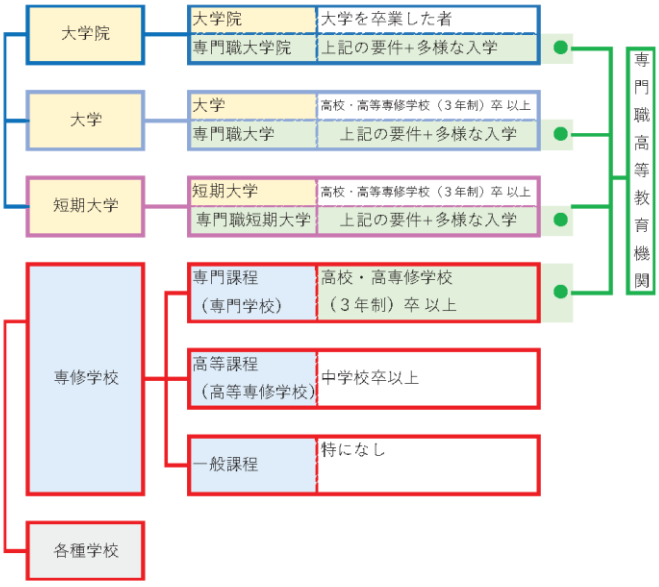

4

＜参考＞令和2年度「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進事業」

本事業は、専修学校において教育資源を効果・効率的に活用し、その教育成果を適切かつ魅力的に公開していくための各種関連業務を担う専門スタッフ養成プログラムを開発・実施する。
　また、本事業で養成するスタッフを中心に各専門学校における学校関係者評価の積極的な実施や情報公表等を行うための体制を整備する。
　このことにより、各専門学校が地域社会や産業界等からの声や期待を意識し、積極的に説明責任を果たしていく体制を整備する。

３Ⅱ（ⅱ）教職員研修プログラムの構築
体系的な教職員研修プログラムの実用化に向け た改善・普及・展開
一般社団法人専門職高等教育質保証機構

5

はじめに

このプログラムは、専修学校等の専門職高等教育機関で活動する教職員を対象としたFD・SDプログラムとしての履修証明プログラムです。
履修証明制度は学校教育法第105条の規定に基づき、所定の要件を満たした教育プログラムの修了者に対して、高等教育機関が履修証明書を発行することを認める制度です。
このプログラムの修了者には、ハリウッド大学院大学が履修証明書を発行いたします。

学修目的

主として、専門職高等教育機関の教職員を対象として、専門職高等教育運営に関する知識の修得を目的としています。

スケジュール

開講スケジュール
開講日　**令和4年10月6日［木］**
閉講日　**令和5年1月26日［木］**

学修時間　**60時間**

6

「専門職教育支援士［専門職高等教育運営］」履修証明プログラム

• カリキュラム

科目		講師	学修時間［日付※］		
			オンデマンド予習	リアルタイム授業	オンデマンド修得レポート課題
第1講	(1)はじめに～専門職高等教育機関の存在意義と講座の説明	上杉　道世	1.0（予習）	1.5［10/6］	1.5（復習と課題）
	(2)専門職高等教育を取り巻く現状と厳しい環境				
第2講	(3)専門職高等教育のあらまし（1）－制度と歴史－	上杉　道世	1.0（予習）	1.5［10/13］	1.5（復習と課題）
第3講	(4)専門職高等教育のあらまし（2）－法令と設置基準等－	上杉　道世	1.0（予習）	1.5［10/20］	1.5（復習と課題）
第4講	(5)専門職高等教育機関と文部科学省、他省庁、自治体	上杉　道世	1.0（予習）	1.5［10/27］	1.5（復習と課題）
第5講	(6)専門職高等教育政策の流れ	山本　雅淑	1.0（予習）	1.5［11/3］	1.5（復習と課題）
第6講	(7)専門職高等教育機関の入試と就職	山本　雅淑	1.0（予習）	1.5［11/10］	1.5（復習と課題）
第7講	(8)専門職高等教育機関の会計実務と財務管理 (9)専門職高等教育に対する補助金・奨学金制度	山本　雅淑	1.0（予習）	1.5［11/17］	1.5（復習と課題）
第8講	(10)専門職高等教育機関の財務分析と財務戦略	山本　雅淑	1.0（予習）	1.5［11/24］	1.5（復習と課題）
第9講	(11)高大接続－専門職高等教育のマーケティング－	花岡　薫之	1.0（予習）	1.5［12/1］	1.5（復習と課題）
第10講	(12)専門職高等教育機関の評価制度［1］	川口　昭彦	1.0（予習）	1.5［12/8］	1.5（復習と課題）
第11講	(13)専門職高等教育機関の評価制度［2］	川口　昭彦	1.0（予習）	1.5［12/15］	1.5（復習と課題）
第12講	(14)専門職高等教育機関のリカレント教育［1］	川口　昭彦	1.0（予習）	1.5［12/22］	1.5（復習と課題）
第13講	(15)専門職高等教育機関のリカレント教育［2］	川口　昭彦	1.0（予習）	1.5［1/12］	1.5（復習と課題）
第14講	(16)専門職高等教育機関のDX戦略［1］	川口　昭彦	1.0（予習）	1.5［1/19］	1.5（復習と課題）
第15講	(17)専門職高等教育機関のDX戦略［2］	川口　昭彦	1.0（予習）	1.5［1/26］	1.5（復習と課題）

7

Ⅰ　専門職高等教育を取り巻く現況と厳しい環境

1.専修学校制度創設以前

①江戸時代は寺子屋等　→第2講で説明

②専修学校が制度化される前は各種学校

明治12年の教育令の中で「学校は小学校・中学校・大学校・師範学校・専門学校、その他各種の学校とする」から各種学校と呼称された

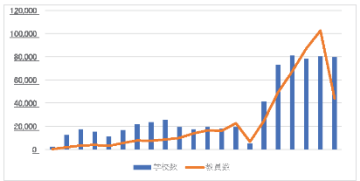

	学校数	教員数
明治10年	241	259
明治15年	1,217	1,847
明治20年	1,735	3,393
明治25年	1,536	3,893
明治30年	1,083	2,993
明治35年	1,657	5,546
明治40年	2,172	7,710
明治45年	2,333	7,498
大正5年	2,523	8,555
大正10年	1,906	9,867
大正15年	1,724	13,840
昭和5年	1,932	16,401
昭和10年	1,808	16,152
昭和15年	1,927	22,662
昭和20年	507	6,653
昭和25年	4,100	24,909
昭和30年	7,305	49,388
昭和35年	8,089	67,504
昭和40年	7,837	87,253
昭和45年	8,011	102,576
昭和50年	7,956	44,021

各種学校の学校数と教員数の推移　（学校基本調査）

8

2. 専修学校制度発足以前　　各種学校は、女子の職業教育など社会の需要を供給

各種学校の在籍者数の推移 （学校基本調査）

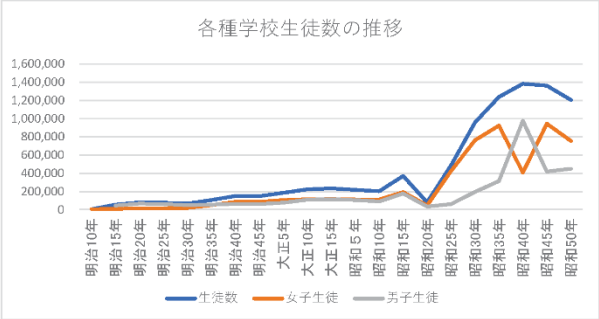

（学校基本調査）

各種学校の制度の積極的な意義・目的についての明確な規定がない

↓

修業年限、教員資格、教育課程、入学資格等に関する定めがない。

↓

各種の振興策、卒業生の処遇等について適切な措置を講ずることができない。

↓

各種学校の実態に即した制度の改善へ

9

3.専修学校制度の創設

1976（昭和51）年に、数度の審議と廃案を経て、学校教育法の一部改正が国会で成立

専修学校の概要

1. 目的、課程及び主な要件

目　的	職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図る。（学校教育法第１２４条）		
要　件	修業年限１年以上、年間授業時数８００時間以上、常時４０人以上の在学生　等		
課　程	高等課程（高等専修学校） 入学資格：中学校卒以上	専門課程（専門学校） 入学資格：高校・高等専修学校（３年制）卒以上	一般課程 入学資格：限定なし（学歴不問）

※　各種学校：修業年限１年以上（簡易なものは３ヶ月以上）、年間授業時数６８０時間以上（入学資格：限定なし）

2. 修了者に対する称号の付与

修業年限2年以上、総授業時数1,700時間以上等の要件を満たす専門課程を修了した者には「専門士」、修業年限4年以上、総授業時数3,400時間以上等の要件を満たす専門課程を修了した者には「高度専門士」の称号を付与

10

各種学校から専修学校へ移行

全ての各種学校が移行したのではなく、移行しなかった各種学校のなかには、専修学校の設置要件を満たしている各種学校もある。（大阪専修学校各種学校連合会HP）

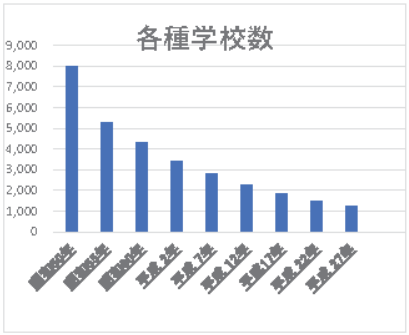

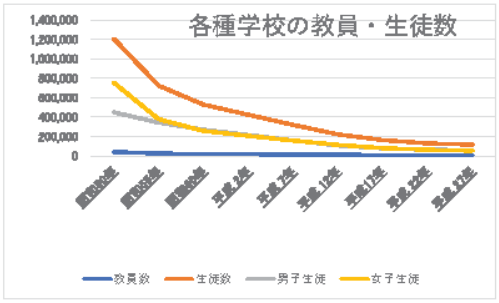

（学校基本調査）

11

社会の需要を受けて専門学校は拡大する。

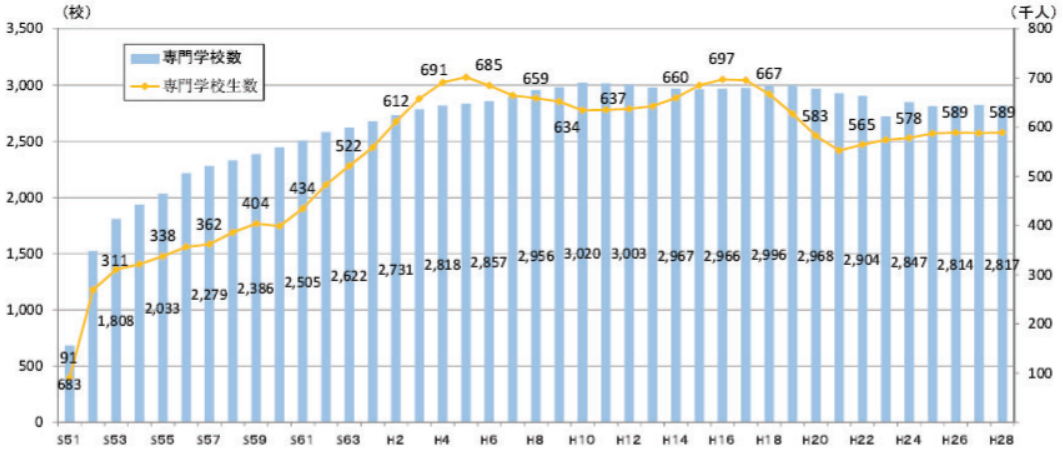

文部科学省HP「これからの専修学校教育の振興の在り方について、報告案

12

高等教育機関への進学率

図3　高等教育機関への進学率

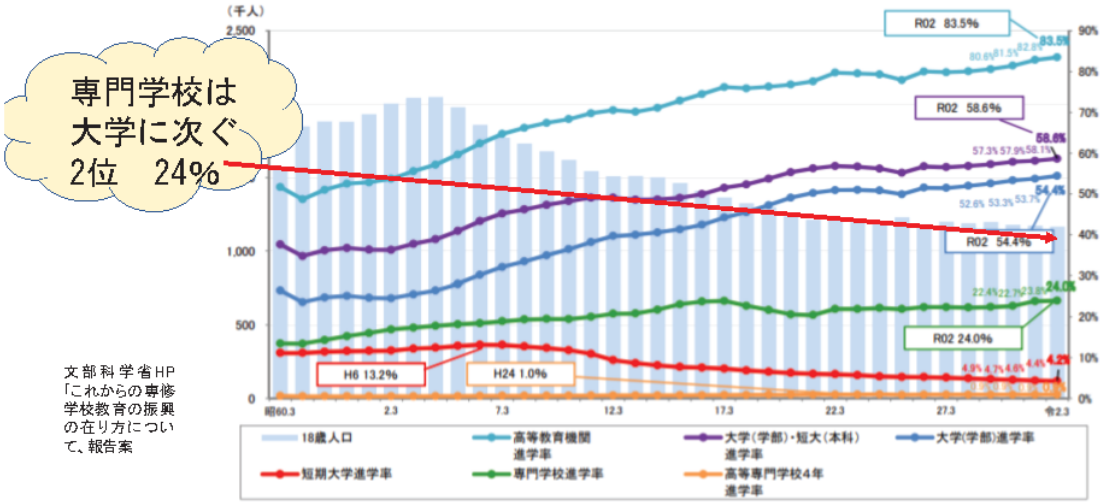

文部科学省HP「これからの専修学校教育の振興の在り方について、報告案

）課程別専修学校在籍者数の推移

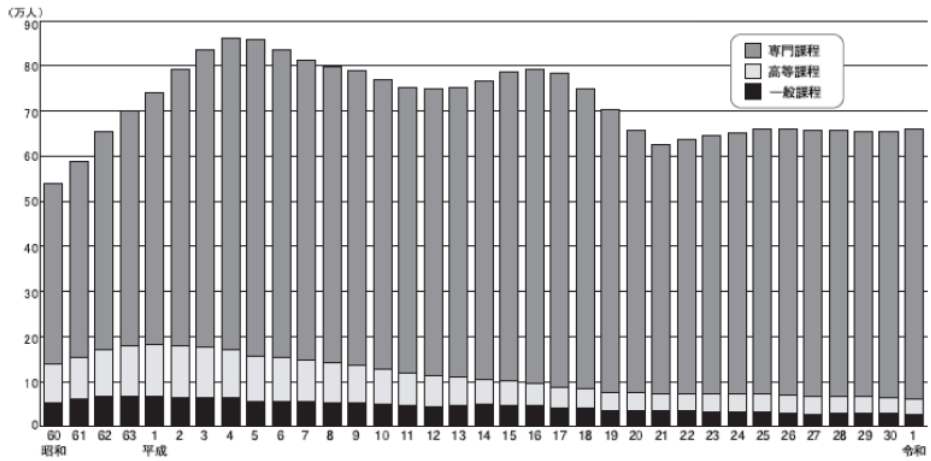

文部科学省HP「これからの専修学校教育の振興の在り方について、報告案」

14

専門学校は就職に強い

下記の数値は、各学校段階の卒業者のうち卒業後すぐに就職した者の割合を示す。

※各年3月卒業者のうち、就職者の占める割合の占める割合である。
※就職率の算定に用いた就職者数には、一時的な職に就いた者は含まない。

資料：文部科学省「学校基本統計」

文部科学省HP「これからの専修学校教育の振興の在り方について、報告案

15

専門職大学等の制度化（平成31年4月施行）

質の高い実践的な職業教育を行うことを制度上、明確にした新たな大学を創設

専門職大学等の設置構想のポイント 令和4年3月改訂

文部科学省高等教育局専門教育課

https://www.mext.go.jp/content/20210331-mxt_senmon01-100001394_02.pdf

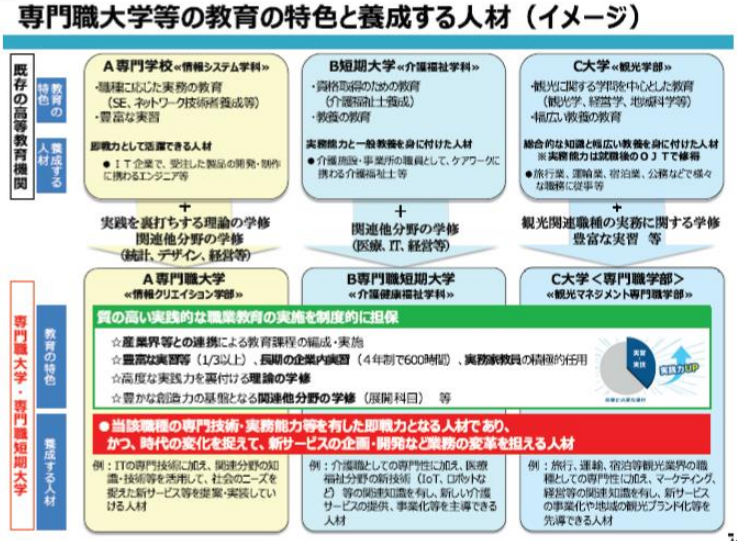

16

Ⅰ．高等教育機関を取り巻く厳しい環境

（1）	18歳人口の減少	→	学納金・補助金の減少 高等教育機関の競争の激化	→ 高等教育改革 財政基盤の確立
（2）	設置基準の大綱化(緩和) 高等教育機関の増加	→	高等教育機関の多様化・教育の質の低下へ	→ 自己点検・自己評価 認証評価制度　**質保証**
（3）	社会・産業構造の変化 高度情報化社会	→	高等教育の情報公開 見える化 社会のデジタル化	→ 社会的説明責任・情報開示 教育課程連携協議会　**ガバナンス改革**
（4）	就業構造の変化	→	職業知識・技能・技術の高度化・複雑化	→ リカレント教育 実務家教員の登用
（5）	グローバル化	→	留学生の獲得競争	→ MOOCsやオンライン化
（6）	コロナ禍の影響	→	上記の(1)から(5)が前倒しとなり、迅速な大学改革が求められる。	

17

（1）18歳人口の急減（コロナ禍で加速）

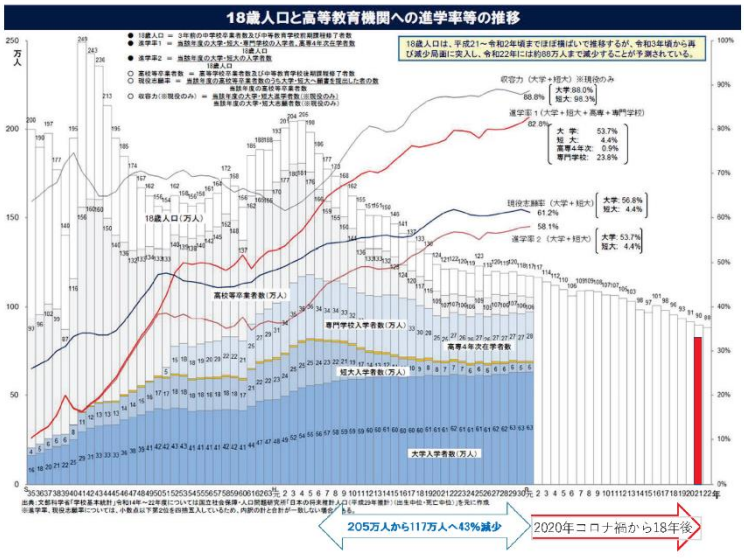

- 全国18歳人口は2031年には約12%減少すると予測
- 2021年度の出生数は前年度比2.8%減の84 万 28972 人 婚姻届は12%減少
- 厚労省5/26発表
  → 超少子化の加速
- ＝2022年度の出生数は80万人割れの予測（日本総合研究所の藤波匠・上席主任研究員）
- コロナ禍により、
  → 更なる格差社会に
  →大学進学率の頭打ち

文部科学省HP より

18

ナレッジステーションHP「専門学校の入学状況」

19

進学者数は減少傾向

2000年度～2040年度の進学者数・進学率・18歳人口

※2018年度以降は推計値

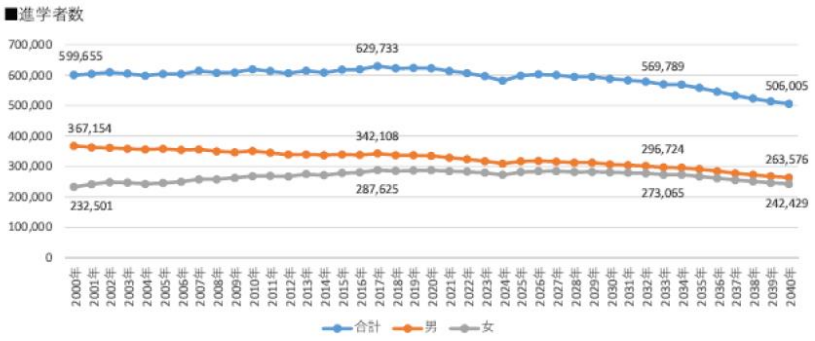

文部科学省HP「これからの専修学校教育の振興の在り方について、報告案」

20

進学率は頭打ちになる

2000年度～2040年度の進学者数・進学率・18歳人口

※2018年度以降は推計値

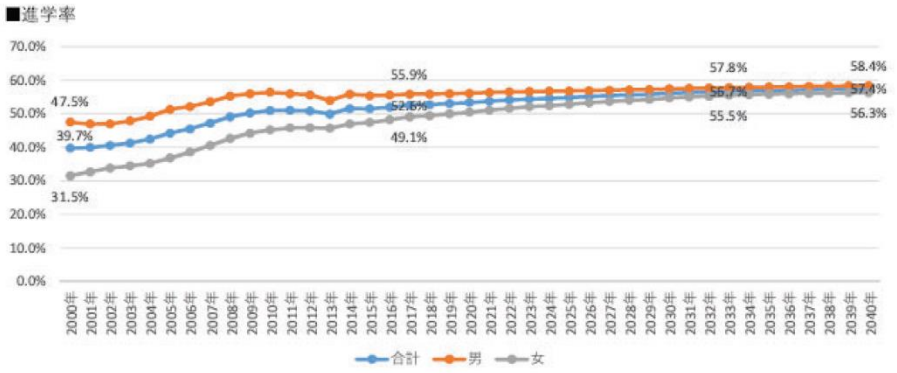

文部科学省HP「これからの専修学校教育の振興の在り方について、報告案」

21

18歳人口は増えない

2000年度～2040年度の進学者数・進学率・18歳人口

※2018年度以降は推計値

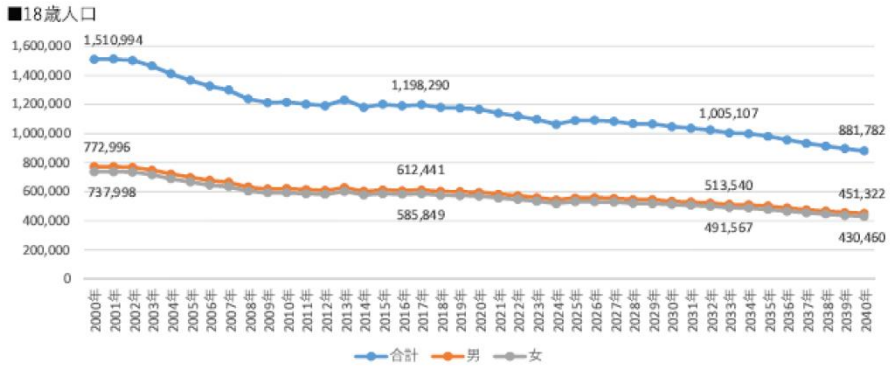

文部科学省HP「これからの専修学校教育の振興の在り方について、報告案」

22

人生100歳時代の到来

超高齢化社会になる

〇多くの人は長く働くようになる。人生の各ステップで職業能力の向上へのチャレンジが必要になる。

〇高等教育機関は、従来型を維持して縮小撤退を重ねるのか？
または新しいマーケット対象（社会人・外国人）の大学に変容するのか？

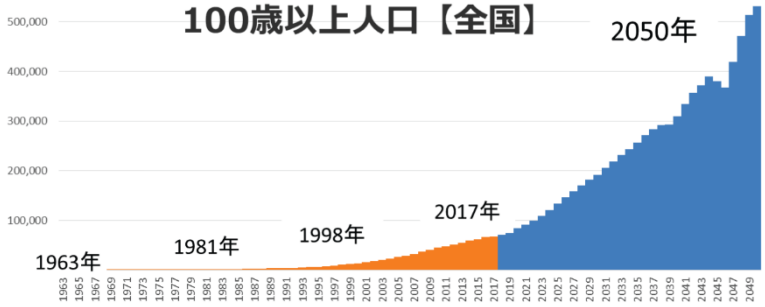

図の出典：神奈川県政策局政策部総合政策課[資料]「人生100年時代」（2018年4月）

23

下記のような従来の高等教育の役割を改める必要がある

高等教育機関の役割分担のイメージ

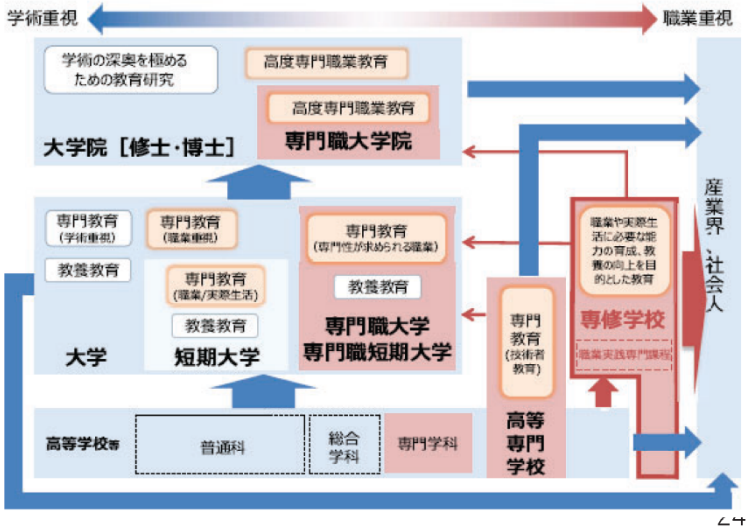

「専門学校の現状等について」
文部科学省総合教育政策局
生涯学習推進課専修学校教育振興室

https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/event/senshu/2021/__icsFiles/afieldfile/2022/01/20/monka.pdf

24

(2)高等教育数の増加で、質の保証が課題となる。

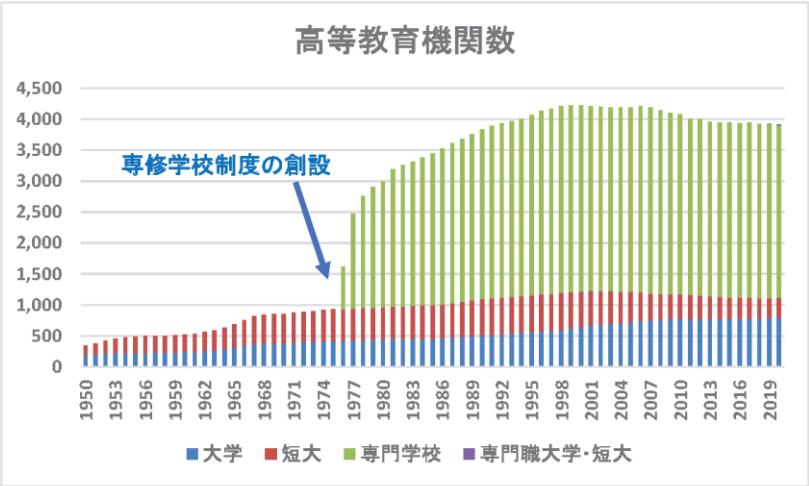

広島大学高等教育開発センター高等教育統計データ集より作成

25

- 高等教育機関の教育の質を保証するための政策
  - ①自己点検・評価制度
  - ②第三者評価　認証制度
  - ③教学マネジメント指針
  - ④職業実践専門課程
  - ⑤教育課程連携協議会
  - ⑥教育の無償化　修学支援を受けるための機関要件

第2講以降で説明します。

26

(3) 社会・産業構造の変化

①見える化の社会＝社会的説明責任が求められる社会に→ **高等教育機関の教育情報や財務情報の公表が求められる。**
②AI、IoT、ビッグデータ、セキュリティ分野の急速な進展などの影響（第4次産業革命を含む）を含む。

○人工知能等で代替できる可能性が高い職業
必ずしも特別の知識・スキルが求められない職業に加え、データの分析や秩序的・体系的操作が求められる職業
～医療事務員・学校事務・診療情報管理士・経理事務

○人工知能等で代替できる可能性が低い職業
芸術・歴史学、哲学・神学など抽象的な概念を整理・創出するための知識が要求される職業、他者との協調や、他者の理解説得、ネゴシエーション、サービス志向性が求められる職業
～介護・福祉・教員・カウンセラー・デザイナー

【出典】2015年12月2日株式会社野村総合研究所News Releaseを元に文部科学省作成

Society 1.0　狩猟社会 →
Society 2.0　農耕社会 →
Society 3.0　工業社会 →
Society 4.0　情報社会 →
Society 5.0　（人類史上５番目の新しい社会　第4次産業革命）の到来が予想されている。ＡＩ、BIG DATA、ロボット、IotなどのICT活用が一層進んだ社会

高等教育機関にも教育のICT化人財育成イノベーションの拠点としての役割が求められる。

27

(4) 就業構造の変化

○専門性、創造性の高い高付加価値型の職業への需要増、メンバーシップ型雇用から**ジョブ型雇用**へのシフト、雇用の流動化など

○教育、雇用、退職後の3ステージではなくマルチステージの人生

○「リカレント教育（学び直し）」を受けた人が会社で昇進したり、転職したりすることが標準的な働き方になり、社会人学生が増える。

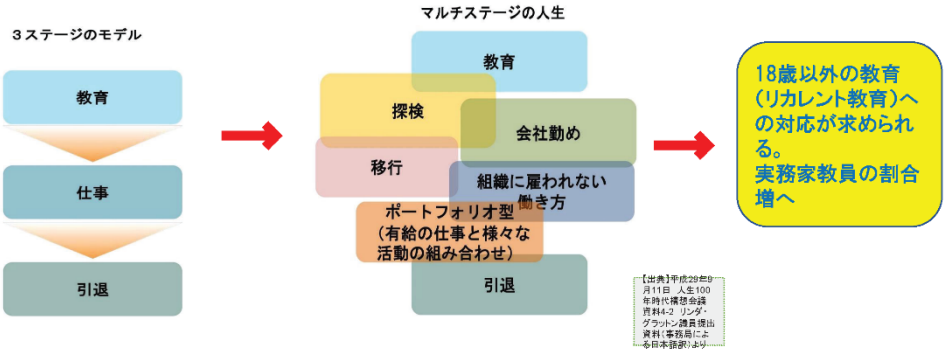

【出典】平成29年9月11日　人生100年時代構想会議　資料4-2　リンダ・グラットン講演提出資料（事務局による日本語訳）より

28

(5)グローバル化の徹底

〇世界、特に東アジアは、産業も文化も、仕事も生活も一体不可分に。

〇高等教育機関の教員も学生も使用言語も(例えば、30%は日本人(語)以外に?)。

〇教育内容・教育方法も世界標準に。学生・教員も国境を越えて流動。

〇高等教育機関は、日本ローカル大学として縮小撤退するのか?
グローバル大学として国際標準へ進化するのか?

MOOCSやオンライン教育の活用

29

レポート課題(700字から」1000字以内)

所属学校のケースを事例に専門職高等教育機関を取り巻く厳しい環境を5つ挙げ、その理由を述べよ

30

第２講

専門職教育支援士[専門職高等教育運営]履修証明プログラム

専門職高等教育機関に関する基礎知識

第2講

2022.10.13

大学マネジメント研究会　副会長　元東京大学理事
上杉　道世

Ⅰ　専門職高等教育の歴史

1. 戦前の学校教育における職業教育

①江戸時代は寺子屋等で庶民の職業教育

幕末には全国で15,000ヵ所以上→日本人の識字率は70%以上
（石川謙『近世庶民教育史』1947 年）

教育機関名	目的	対象	教育内容	有名な学校
藩　校	武士階級の教育機関	6. 7歳から20歳	武士としての人格形成や教養、政策実施の能力を磨	閑谷（しずたに）学校・弘道館
寺 子 屋	庶民のための教育機関	6. 7歳から4～5年	読み書きそろばんや礼儀作法、裁縫	
私　塾	現在の大学レベルの教育		漢学・洋学・算学・国学・武芸	松下村塾・適塾
昌平坂学問所	幕府直轄の教育機関	もともと幕臣子弟のための教育機関	幕臣子弟のみから1793年より武士や農民にも開放	江戸に唯一

2

②職業教育の定義　—キャリア教育との違い

①育成する力

◆ キャリア教育　一人一人の社会的・職業的自立に向け，必要な基盤となる能力や態度

◆ 職業教育　一定又は特定の職業に従事するために必要な知識，技能，能力や態度

②教育活動

◆ キャリア教育　普通教育，専門教育を問わず様々な教育活動の中で実施される。
職業教育も含まれる。

◆ 職業教育　具体の職業に関する教育を通して行われる。この教育は，社会的・職業的自立に向け必要な基盤となる能力や態度を育成する上でも，極めて有効である。

（中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）」
（平成 23 年1月 31 日））

3

③明治5年「学制」の公布

日本最初の近代的学校制度を定めた教育法令
→「寺子屋」の廃止・「国民皆学」・8学区制で一律な教育（フランス式）
～「寺子屋」の制度を利用し、小学校の普及

④明治12年「教育令」の公布

学制を廃止し（一律では地域の実情に合わず）、市町村による学校運営　（アメリカ式）

＜各種学校の名前の由来＞

教育令の中で「学校は小学校・中学校・大学校・師範学校・専門学校、その他各種の学校とする」」（第2条）から各種学校と呼称された。

・この専門学校は、教育令第7条に、「専門学校は専門一科の学術を授ける所とする」と定められた学校

⑤明治18年「学校令」（帝国大学令、小学校令、中学校令、師範学校令）の総称の公布

教育令を廃止し、小学校の義務化など、国家のための教育（ドイツ式学校制度の確立）
→明治期における高等教育は、帝国大学・師範学校を除き、一様ではなく、さまざまな年齢層の学生に門戸を開いた学校（東京専門学校（現早大）、明治法律学校（現明大）、哲学館（現東洋大）など）が複数あった。＝帝国（アカデミック）vs私学専門学校（実業）

4

⑥明治30年「実業学校令」の公布

徒弟学校、実業補習学校、簡易農学校などの実業学校の制度

「工業・農業・商業等ノ実業ニ従事スル者ニ須要ナル教育ヲ為ス」学校と定義

農業・工業・商業の実業学校の内容に関する統一がはかられ、実業学校としては、農業・工業・商業・商船・実業補習の 5 種類の学校が指定

⑦明治36年「専門学校令」の公布・「実業学校令」の改正

「高等ノ学術技芸ヲ教授スル学校」は専門学校とし、予科1年あるものは大学の呼称を許可（学位は授与できない）。「高等ノ教育ヲ為スモノ」実業学校も、実業専門学校として専門学校令が適用される。

⑧大正7年「大学令」

「第一条　大学ハ国家ニ須要ナル学術ノ理論及応用ヲ教授シ…」

官立の帝国大学に限られていた大学を、公立及び私立の設置を認め、専門学校等から官公私立大学（学位の授与権と大学院の設置）へ。

5

⑨戦前の各種学校の位置付け

ア） 専修学校が制度化される前は各種学校

イ）教育令の中で
「学校は小学校・中学校・大学校・師範学校・専門学校、その他各種の学校とする」から各種学校と呼称された。

つまり、各種学校は、戦前の学校系統図の外の学校の位置付けであった。

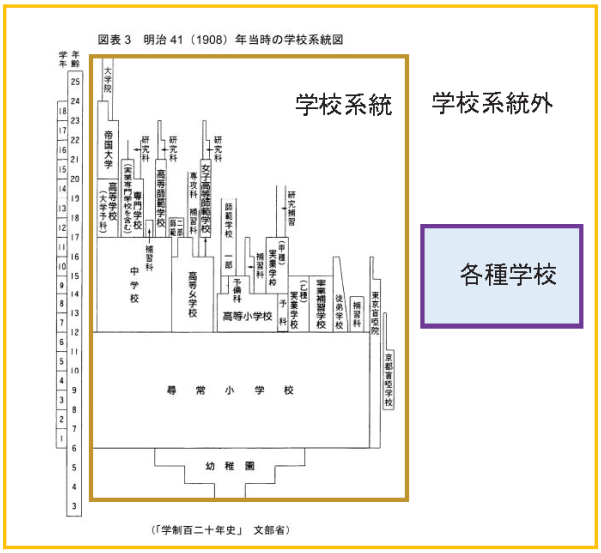

6

⑩戦前の職業教育学校

実業専門学校：程度の高い実業教育を行う。昭和18年に専門学校に統合。一橋大や東工大の前身。

実業補習学校：明治23年小学校令で尋常小卒後、中等教育に進まない者に実業に関する知識・技能を授けることが目的。
大正9年に実業学校令改正で、中等教育に位置付けられる。
昭和10年に廃止。

実業学校：義務教育修了者に対して中等教育相当の職業教育を行っていた学校。

徒弟学校：職工に必要な教育を施す学校として，1894年の徒弟学校規程により設置された。1921年規程廃止により工業学校となった。

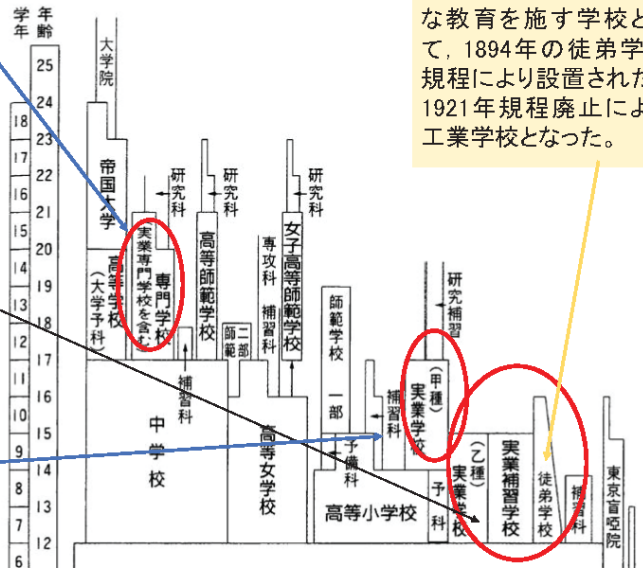

7

⑪戦前の各種学校

●各種学校は、明治の初期から様々な分野において教育の普及と発展に貢献してきた。　（文部科学省「学生百二十年史」）

●一条校において十分な対応がされていない分野の教育需要を満たすため、女子の職業教育の分野などにおいて各種学校が設置される例が増加し、社会的役割も大きくなっていった。
（一般社団法人 大阪府専修学校各種学校連合会HPより）

各種学校の学校数・教員数・在籍者数（男女別）
明治15年～昭和15年　学校基本調査より

	学校数	女子生徒	教員数	男子生徒
明治15年	1,217	10,381	1,847	45,523
明治35年	1,657	50,459	5,546	55,710
大正10年	1,906	113,634	9,867	110,815
昭和15年	1,927	193,327	22,662	176,932

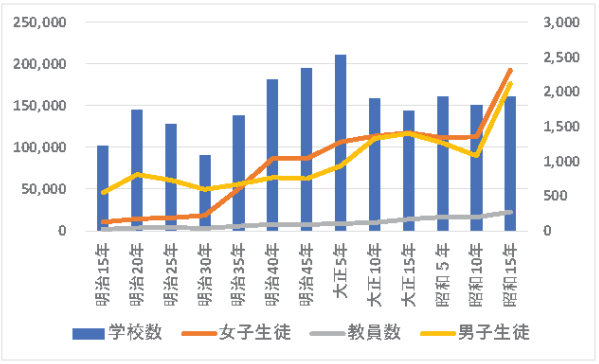

8

2. 戦後の学校制度の概要

①戦後の教育改革

昭和21年　日本国憲法　公布
①国民の教育を受ける権利（第26条）
②保護者の教育を受けさせる義務（第26条）
③学問の自由（第23条）→学問と職業が分離

昭和22年　教育基本法・学校教育法の制定
①6.3.3.4制、複線型から単線型へ
②教育基本法の教育の目的に「勤労」や「職業」が明確に規定されなかった。
③学校教育法に各種学校は制度化されないまま（第3条。

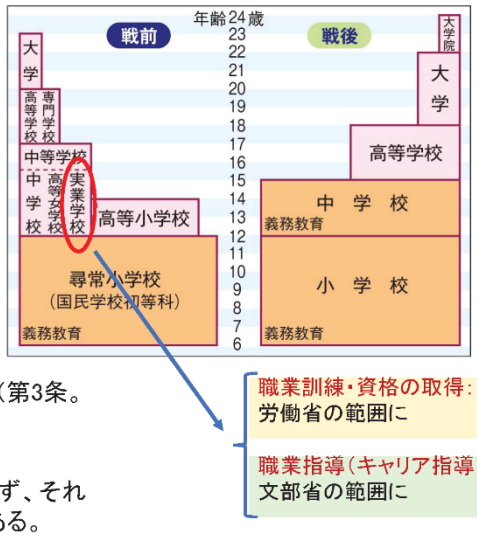

②戦後の職業教育

教育における職業問題の位置付けが法的に定まらず、それが教育と職業の分離の一因になっているとの指摘がある。
→職業訓練等は労働省の分野に。

9

3. 専修学校制度の創設

① 専修学校制度創設への機運

●各種学校は、戦後は主として職業、家政など
実際生活に必要な知識・技術を習得させることを目的とする実用的・専門的な教育機関として、社会の要請にこたえて大きな役割を果たすようになった。

●各種学校は中学校又は高等学校卒業後の青年のための教育機関としても重要な地位を占めていった。

各種学校の学校数・教員数・在籍者数（男女別）
明治15年～昭和50年　学校基本調査より

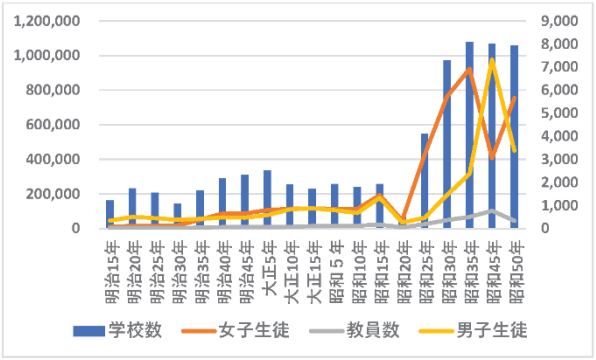

10

① 専修学校制度の創設

●昭和51年　学校教育法の一部改正（各種学校の中から、一定の規模・水準のものを対象とする専修学校制度を新たに創設する）と、専修学校設置基準が施行され、専修学校制度が発足

ア）専修学校の目的と要件

学校教育法
【専修学校】
第124条　第1条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。）は、専修学校とする。

1　修業年限が1年以上であること。
2　授業時数が文部科学大臣の定める年間授業時数が800時間以上であること。
3　教育を受ける者が常時40人以上であること

11

イ）専修学校の3つの課程　～入学資格で分かれる

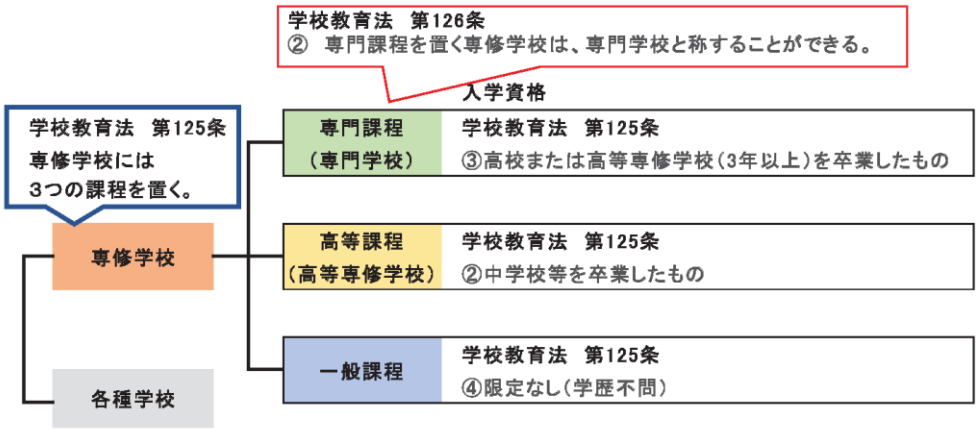

12

4. 専門職大学院の創設　平成15年

①高度専門職業人の養成に目的
②実務家教員を一定割合置く
③法科大学院）、会計、ビジネス・MOT（技術経営）、教職大学院など、令和3年現在　177校

専門職大学院制度の概要

専門職大学院は、科学技術の進展や社会・経済のグローバル化に伴う、社会的・国際的に活躍できる高度専門職業人養成へのニーズの高まりに対応するため、高度専門職業人の養成に目的を特化した課程として、平成15年度に創設。

学校教育法上の目的

（大学院及び専門職大学院の目的）
第九十九条　大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。
2　**大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的**とするものは、**専門職大学院**とする。

13

制度の概要

（1）標準修業年限
・２年（法科大学院は３年）
（2）修了要件
・30単位以上　※法科大学院は93単位以上、教職大学院は45単位以上が基本
・一般の修士課程と異なり、論文作成を必須としない
（3）教員組織
・必要専任教員中の３割以上は実務家教員（＊）
※法科大学院は２割以上、教職大学院は４割以上
（4）教育内容
・理論と実務を架橋する実践的な教育を実施
・事例研究や現地調査を中心に、双方向・多方向に行われる討論や質疑応答等が授業の基本
①フィールドワーク
設定したテーマに関わる代表的な実践事例について、実地調査を行う。
②ワークショップ
設定したテーマに即した事例を学生がそれぞれに持ち寄る。教員は、それら事例の発表を土台として、それらの背景等についての分析・考察を導く。
③シミュレーション
授業テーマ等に関わる条件を設定し、その条件下において想定できるモデルプランを示し、その企画立案・効果等についての検証を行う。
④ロールプレイング
ある条件を設定し、その条件下で学生に役割（例えば批判する側と推進する側等）を割り当てて事例の検討を行う。

14

（5）学　　位

・○○修士（専門職）　（例）経営管理修士（専門職）、会計修士（専門職）　等

（6）認証評価

・教育課程や教員組織等の教育研究活動の状況について、文部科学大臣より認証を受けた認証評価団体の評価を５年以内ごとに受審することを義務づけ、教育の質保証を図る仕組みを担保。

（＊）実務家教員：専攻分野における実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者（専門職大学院設置基準第５条第４項）

15

年度別専門職大学院数

※文部科学省調べ（令和3年5月現在）

H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R１	R２	R３
128校	124校	122校	114校	117校	122校	119校	118校	118校	117校

分野別専門職大学院数（R３）

分野	国立		公立		私立		株立		大学数合計	専攻数合計
	大学数	専攻数	大学数	専攻数	大学数	専攻数	大学数	専攻数		
合　計	60	86	7	9	47	67	3	3	117	165
ビジネス・MOT	11	11	3	3	16	16	1	1	31	31
会計	2	2	1	1	8	8	1	1	12	12
公共政策	5	5	0	0	1	1	0	0	6	6
公衆衛生	3	3	0	0	2	2	0	0	5	5
臨床心理	2	2	0	0	3	3	0	0	5	5
法科大学院	15	15	2	2	18	18	0	0	35	35
教職大学院	47	47	0	0	7	7	0	0	54	54
その他（知的財産等）	1	1	3	3	10	12	1	1	15	17

※ １の大学で複数の専攻を設置している場合があるため、各分野の大学数の合計は全大学数の合計とは一致しない。
※ 令和３年度より学生募集停止中の大学・専攻は除く。
※ 知的財産分野の１専攻はその他に計上している。

16

5. 専門職大学、専門職短期大学、専門職学科の創設平成31年4月

①目的

特定の職業のプロフェッショナルになるために必要な知識・理論、そして実践的なスキルの両方を身に付けることができる大学

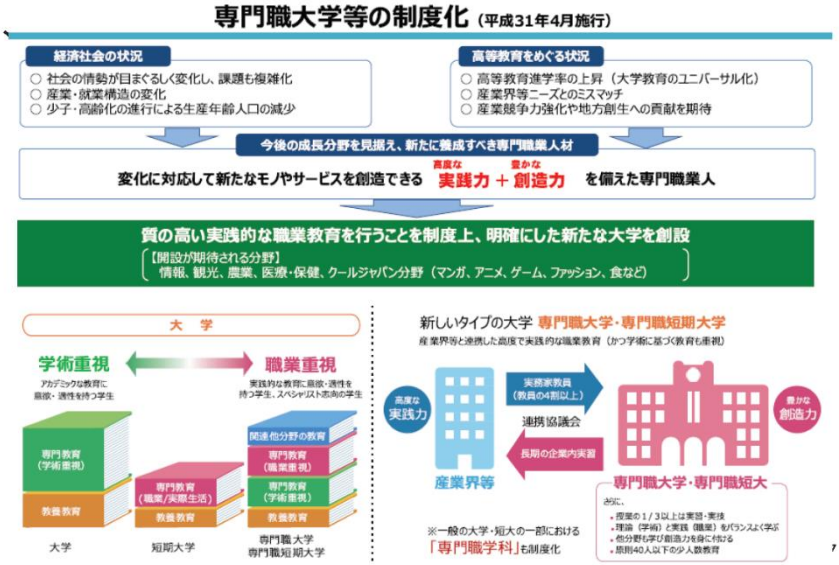

②専門職大学、専門職短期大学と既存の大学・短大との違い

大学	専門職大学	短期大学	専門職短期大学
学術の中心として、**広く知識**を授けるとともに、**深く専門の学芸**を教授研究し、**知的、道徳的**及び**応用的能力**を展開させること	**大学のうち**、深く専門の学芸を教授研究し、**専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力**を展開させること	**深く専門の学芸**を教授研究し、職業又は実際生活に必要な能力を育成すること	**短期大学のうち**、深く専門の学芸を教授研究し、**専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力**を育成すること

専門職大学は、大学制度に位置付けられているため、一般の大学と同様に、「学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究」する必要があり、それに加えて、「専門性が求められる職業を担うための実践的な能力を展開」する必要がある。すなわち、専門職大学は、実践だけでなく学術も重視しており、理論に裏打ちされた実践力を備えた人材を養成する。

参考 その他の教育施設（大学とは異なる位置付け）

専門学校 職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、または教養の向上を図ること

18

6. その他の学校制度

①平成11年　中高一貫教育制度が創設

②平成18年　義務教育一貫制度
（小中一貫教育制度）が制度化

今では複線型に

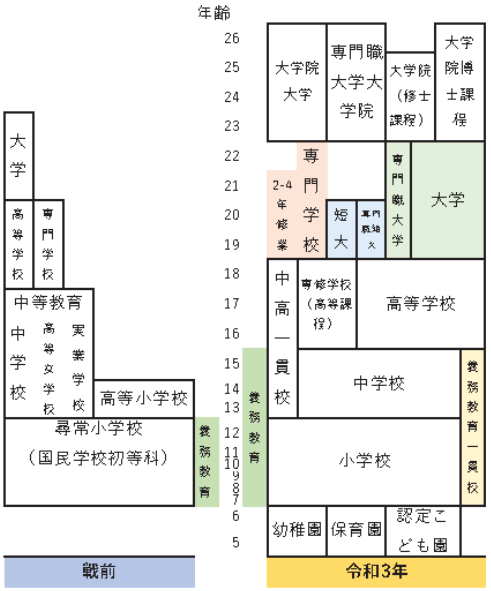

19

7. 高等教育機関の大衆化の変遷

①学校種ごとの
在籍者数の推移
（学校基本調査
令和4年版　速報）

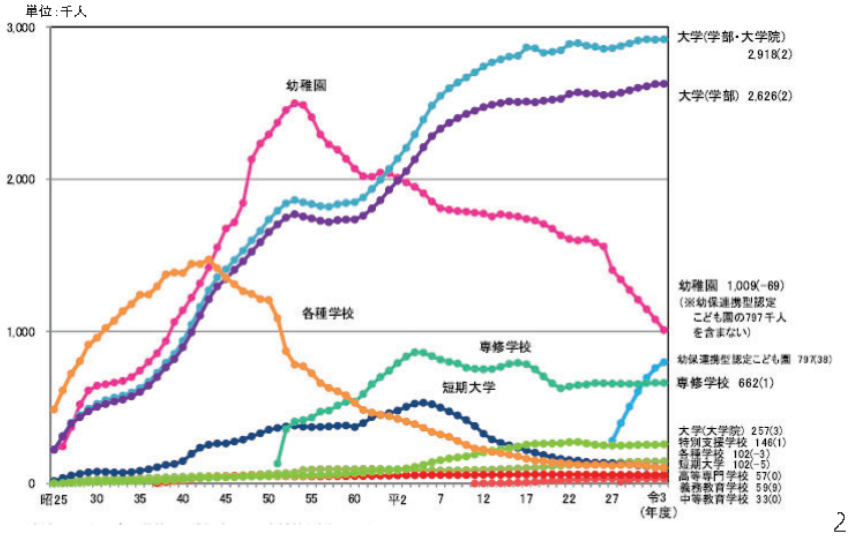

20

②高等教育機関の進学率の推移

（学校基本調査　令和4年版）

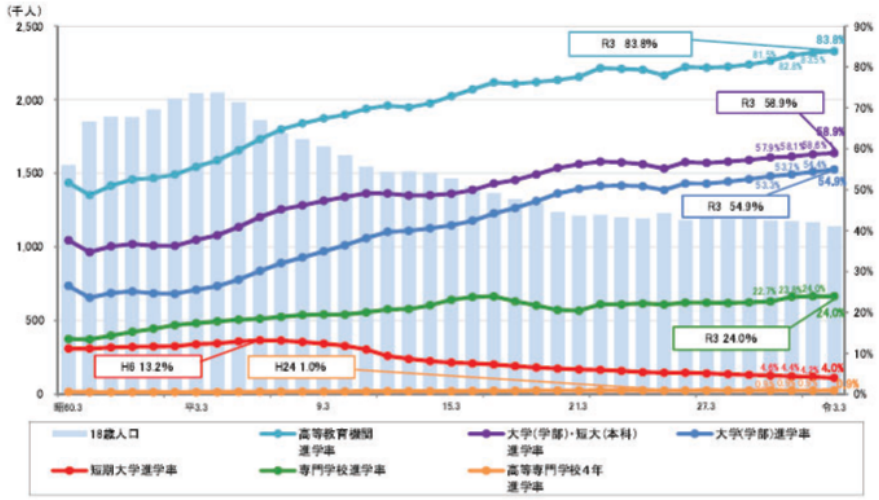

21

③トロウモデル

表　マーチン・トロウによる分類の例

	エリート型	マス型	ユニバーサル型
同年齢人口に占める大学在学者比率	15%まで	15~50%まで	50%以上
高等教育の機会	少数者の特権	相対的多数者の権利	万人の義務
大学進学の要件	制約的（家柄や才能）	準制約的（一定の制度化された資格）	開放的（個人の選択意思）
高等教育の主要機能	エリート・支配階級の精神や性格の形成	専門分化したエリートの養成＋社会の指導者層の育成	産業社会に適応しうる全国民の育成
高等教育機関の特色	同質性（共通の高い基準をもった大学と専門分化した専門学校）	多様性（多様なレベルの水準をもつ高等教育機関、総合制教育機関の増加）	極度の多様性（共通の一定水準の喪失、スタンダードそのものの考え方が疑問視される）
大学の管理者	アマチュアの大学人の兼任	専任化した大学人＋巨大な官僚スタッフ	管理専門職

（天野・喜多村（1976）『高学歴社会の大学―エリートからマスへ』東京大学出版会）

日本はユニバーサル型に

22

8. 私立専門学校の変遷

①専修学校制度創設直後の一条校との格差是正

ア）専門課程および高等課程の卒業者に対して、その修業期間を学歴として算定昭和51年
イ）定期・乗車料金の学生割引が、専門学校生は大学生と同等の割引率に。昭和51年
ウ）日本育英会の奨学金貸与事業の対象に。昭和55年

②国や自治体による専修学校への支援策

ア）初めて国庫補助金として「専修学校教員研修事業費補助」が予算化　昭和 53 年
イ）私学助成　大型教育装置整備費補助が予算化　昭和51年
ウ）「私立学校施設整備費補助金」や委託事業の交付
エ）知事所轄より経常費補助金
オ）専修学校補助等に関する地方交付税措置（平成60年）
カ）専門学校もJASSOの奨学金対象に（平成25・29年）
キ）高等教育の修学支援新制度（令和2年）

③税制上の優遇策

ア）授業料等に係る消費税の非課税（平成元年）。
イ）準学校法人も特定公益増進法人に追加指定され、受配者指定寄付金として税法上の優遇措置。

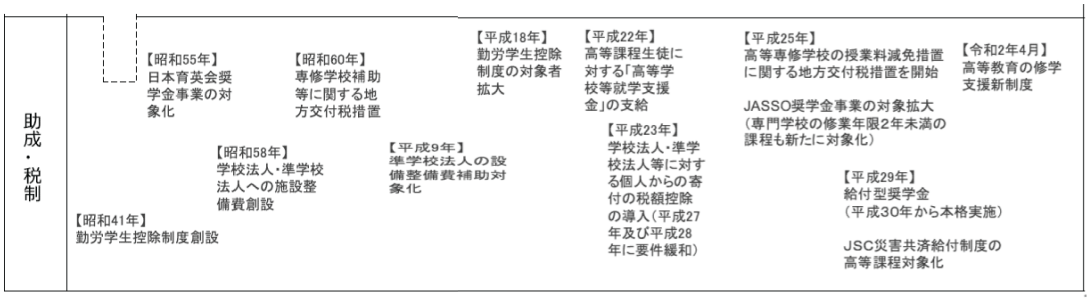

④称号（公的な呼び名）の付与による他の学校種との接続等

ア）高等専修学校（3年制）卒業生に大学入学資格が付与、専修学校と他の学校種との接続可能に。
イ）専修学校の専門課程の修了者に対する専門士の称号の付与（平成5年）
ウ）２年制以上の専門学校卒業者に対して大学への編入学が認められる（平成9年）
エ）文部科学大臣が認めた専門学校の修了者に「高度専門士」の称号と大学院入学資格が付与
オ）国費留学生制度が適用され、留学生の就職（昭和57年）、専門士の称号（平成7年）が可能となる。

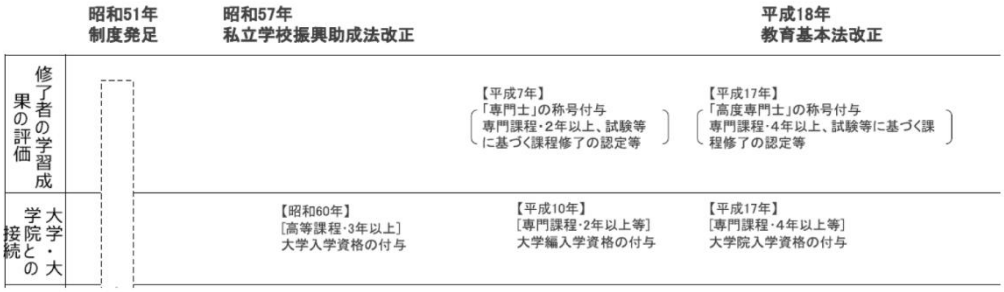

25

⑤厚労省の雇用対策等への対応

ア） 専修学校の無料職業紹介事業が許可制から届け出制に（昭和 61 年）
イ） 労働省（現厚生労働省）による、専門学校への職業訓練の委託。
ウ）教育訓練給付制度

＜コンソーシアムのイメージ＞

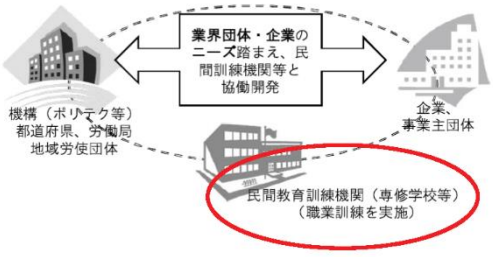

26

⑥専門学校の質保証のシステム

1）自己点検評価の義務化
ア）学校の教職員自らが学校運営の状況について行う評価「自己評価」の義務化（平成19 年の学校教育法改正）
イ）学校法人については財務諸表等の利害関係者への閲覧に関する義務化（平成16 年の私立学校法の一部改正）
ウ）自己評価・学校関係者評価の実施・公表（努力義務）、評価結果の設置者への報告
（平成19年に学校教育法、及び学校教育法施行規則の改正）

★学校関係者評価とは
自ら行った「自己評価」の評価結果を踏まえその評価が適切に行われているか、当該学校の関係者が行う評価。
「専修学校における学校評価ガイドライン」（文科省平成24年）
平成26年度文部科学省委託事業「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」において、「学校評価を活かした専修学校の質保証・向上に向けて～専修学校における学校評価実践の手引き～」が作成され、公表。
http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/senshuu/1332632.htm

27

2）第三者評価　詳細は第10講・第11講で。
ア）第三者評価とは、学校教育法に規定されている学校評価の一環として、学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価機関により、教育活動その他の学校運営の状況について、専門的視点から行う評価。
イ）専門職大学・短大、専門職大学院大学は義務化されているが、専門学校は任意である。。

3）「職業実践専門課程」の制度化
「職業実践専門課程」は、専門学校のうち、企業等と密接に連携して、最新の実務の知識・技術・技能を身につけられる実践的な職業教育に取り組む学科を文部科学大臣が「職業実践専門課程」として認定。

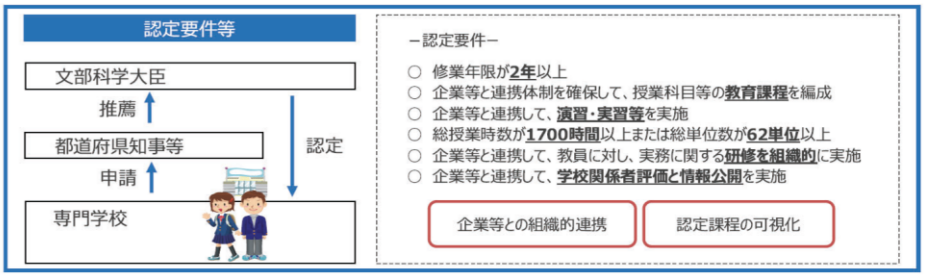

28

職業実践専門課程における認定校数・認定学科数の推移

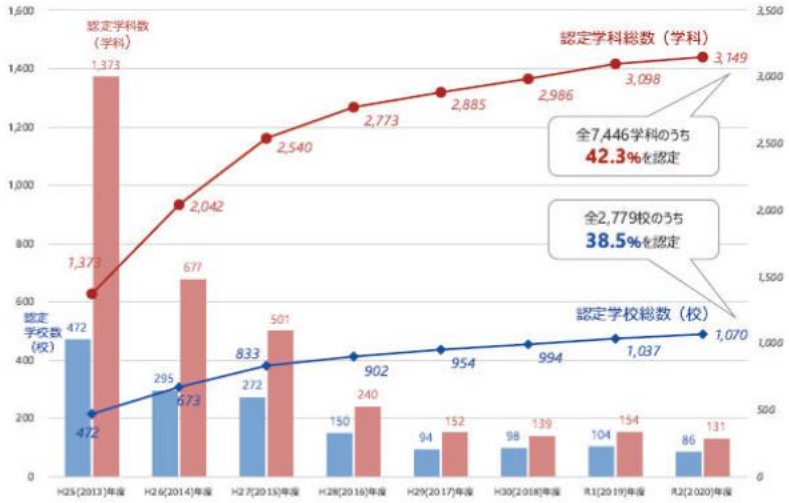

29

職業実践専門課程　学生からの回答①

認定学科の学生の方が、企業等と連携した実践的な教育を経験。

図表　企業等と連携した実践的な教育経験(認定有無別)

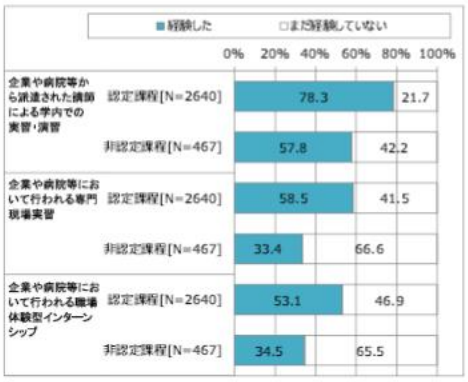

※文部科学省平成28年度委託事業「職業実践専門課程」の実態等に関する調査研究」より

30

⑦ （平成24年)単位制・通信制の制度化

学習者の多様なニーズに応えるために授業時数制・学年制の制約を取り払う（平成24年から）。

ア）通信制　いつでもどこでも。

イ）単位制　1年間の修業時間に縛られず、単位取得の積み上げ方式

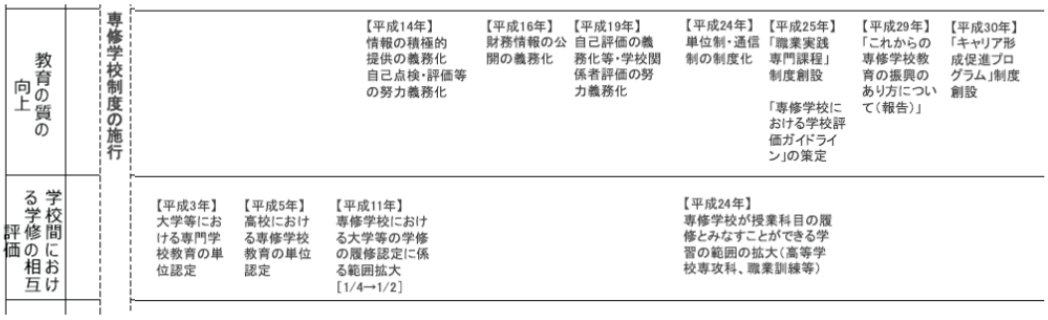

31

9. 国公私立大学の変遷（参考）

(1)国立大学の変遷

ア）戦前から戦後へ

昭和22年の教育基本法、学校教育法の制定により、新制大学に。

昭和24年の「国立学校設置法」によって、地域間格差を是正するため「一県一大学」を原則に、各地に併合または新設され、師範学校は、教員養成大学に。

イ）先端科学技術大学院大学や政策大学院大学などの9つの大学院大学が設置され、国立大学法人化の直前の2003（平成15）年4月には100校まで増加。

ウ）国立大学法人化により。統廃合され、現在86大学。

エ）指定国立大学法人制度創設により、出資できる企業の対象が広がる、余裕資金の運用がしやすくなるなど経営裁量の拡大→イノベーション創出のけん引する大学へ

オ）大学等連携法人（改正国立大学法人法　2019年5月可決）

2020年4月 名古屋大+岐阜大→国）東海国立大学機構

2022年4月 小樽商科大学+帯広畜産大学+北見工業大学→国） 北海道国立大学機構

奈良女子大学+奈良教育大学→国） 奈良国立大学機構

2023年4月　東京工業大学+東京医科歯科大学→名称未定

32

(2)公立大学の変遷

ア)公立大学は、1948(昭和23)年に神戸商科大学が全国初の公立新制大学として発足。

イ)1949(昭和24)年の学制改革で、京都府立医科大学、大阪商科大学(大阪市立大学)や、地域の要望に応えて新設された大学など、17校が公立の新制大学として発足。

ウ)「公立大学法人化」 国大とともに導入されたが、一斉ではなく、順次、自治体の意思に任されている。

エ)地方公共団体に限らず、県あるいは市や組合などの自治体が主に設置・管理する公立大学の新設、公立短大の4年制化、地方私立大学の公立大学法人化により、2022年5月現在、大学数は99校に躍進。

オ) 東京都立大学(2020年4月より首都大学東京を元の名称に改名)、大阪公立大学(府大と市大が2022年4月に合併)、横浜市立大、国際教養大学など、その地元に限らず全国から学生が集まる公立大学もある。

33

(3)私立大学の変遷

ア)明治初期は、福澤諭吉(慶應義塾)、新島譲(同志社)、大隈重信(早稲田大学)らが開設した私塾

イ) 「私立学校令」(明治32年)により初めて国の制度上に位置付けられ、国の管轄下に置かれる。
「専門学校令」により一定条件を満たせば大学と称することが許されたが学位授与権はなし。
なお、私立学校令のみによって設置された私立学校は各種学校として数えられた。

ウ) 「大学令」(大正7年)により、法的に大学に昇格。ただし、財団法人として設立し、多額の供託金が義務化された。教員の任命も文部大臣の認可が必要。

エ) 「教育基本法」(昭和22年)、「学校教育法」「私立学校法」(昭和24年)により、私立の11大学が、学校法人として、新制大学が設立。

オ)「私立学校振興会法」(後の日本私学振興財団法)が昭和27年に制定された。また戦後の社会の発展による学生数激増と物価・人件費の急高騰から、私学の施設・設備の充実を図るため、必要な資金の貸付をする機関ができた。

34

カ） 1970（昭和45）年に私立大学等経常費補助金が創設。
　私立大学等の教育研究に係る経常的経費（人件費を含む）の補助が開始されると共に、公的補助を受けるために学校法人会計基準が定められた。

キ） 国の財政援助についての法的保障を根拠として、教育条件の維持向上を図るため昭和50年7月「私立学校振興助成法」が制定された。

ク）このように私学の充実が図られ、大学数は増加し令和元年度は619校となり、日本全体の約80%を占めている（学校基本調査 令和2年度）。
　しかし18歳人口は急減期にはいり、需給バランスは崩れており、私学経営は悪化傾向である。一方で、不適切な経営をする私学も散見されることから、管理運営の改善等を図るため、私立学校法は平成16年と令和元年に大幅改正。

ケ）2022年秋　私立学校法改正が予定され、ガバナンス改革が検討されている。

35

レポート課題（700字から」1000字以内）

専門学校の歴史から、専門職大学設立の背景について述べよ

36

専門職教育支援士[専門職高等教育運営]履修証明プログラム

専門職高等教育機関に関する基礎知識

第3講

2022.10.20

大学マネジメント研究会　副会長　元東京大学理事
上 杉　道 世

Ⅲ. 教育関係法令

1. 法令等に関する一般的知識

（1） 法令の種類

規程と規定の違い…「規定」は個々の条文を言い、「規程」は個々の規定の全体を指す。

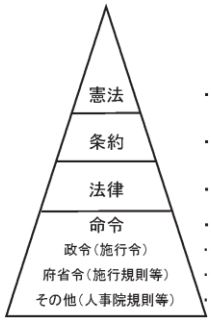

- 憲法 …… 国の最高法規。国内のすべての法律は憲法に則る
- 条約 …… 国家間の合意
- 法律 …… 国会の議決により定められた規範。
- 命令 …… 行政機関が法律に則り制定する規範
  - 政令（施行令） …… 内閣府が制定する命令で、法律では定めていない細部を補う事項を定める
  - 府省令（施行規則等） …… 各省の大臣が定める命令で、法律や政令で定められていない細部の事項を定める
  - その他（人事院規則等） …… 機関による規則、具体的には会計検査院規則や人事院規則を指す

・告示…国民にとって大事な事項を知らしめる場合「告示」として、「○○省告示第○号」などとして官報（日本国の機関紙）に掲載されます。令和の元号や学習指導要領も告示です。

・通達…これは国民に向けられたものではなく、行政機関から下部の機関に出す命令や指示。法 の解釈や運用する際の方針や留意点が示されていて、一般の通知は情報提供や事務連絡であるのに対して、通達は行政機関として遵守すべきものという意味合いがある。

・ガイドライン/基準…ある事柄の判断・評価・審査等を行う場合の尺度や方法を単純化・標準化するために設けられた具体的な指針。

・要綱…法令を執行するうえで必要なマニュアル。

・閣議決定…内閣一致の意思決定を示すもので、国会の承認を得て法令となる。

2

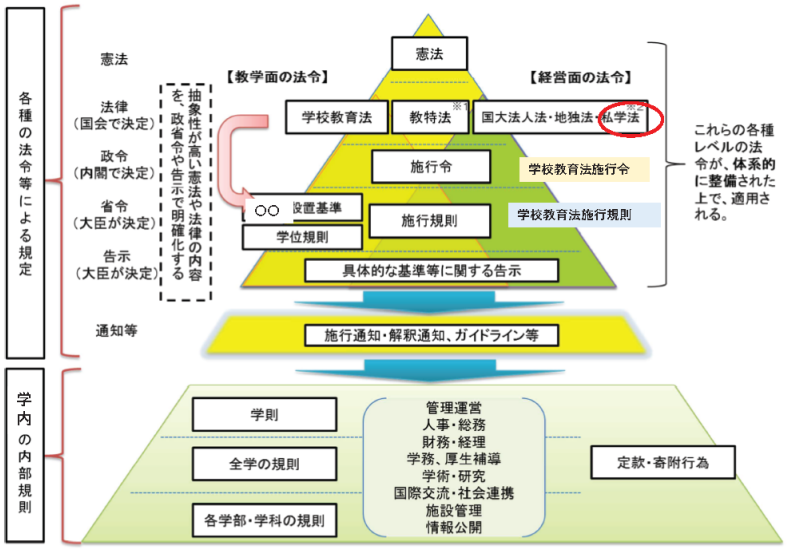

※1：教育公務員特例法、※2：国立大学法人法、地方独立行政法人法、私立学校法

3

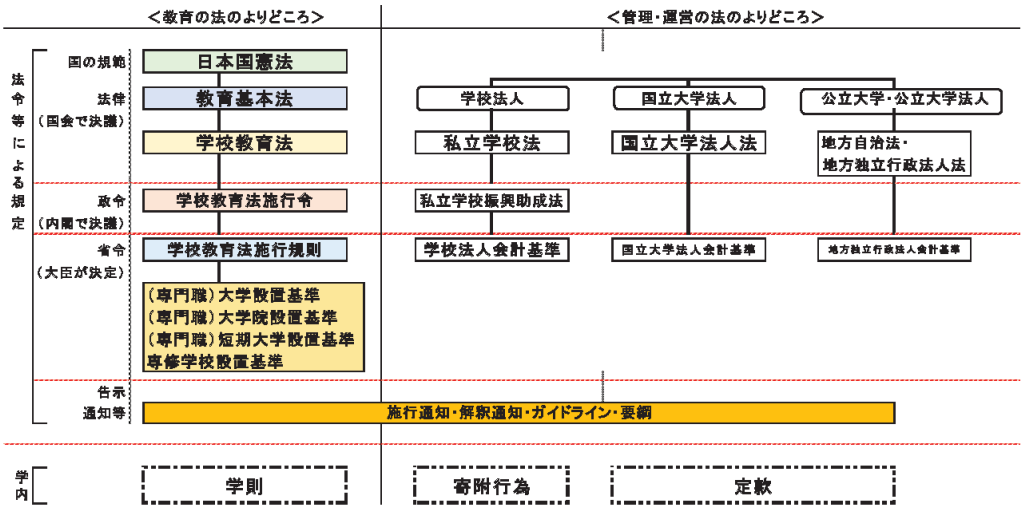

2. 教育関係法令―法令ごとのポイント

(1) 日本国憲法（昭和21年11月3日公布、昭和22年5月3日施行）

①日本における最高の法規範

第23条　学問の自由は、これを保障する。
第26条　すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
第89条　公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

②公の支配に属しない教育＝私立学校　国からの助成金をだすことについて、違憲ではないかと議論になった。

5

(2) 教育基本法（昭和22年3月31日法律第25号　平成18年12月22日法律第120号　改正）

教育の目的を明示するなど日本の教育の原則

①主な規定

教育の目的	第1条	人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成
教育の機会均等	第4条	人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地、障がい、経済的理由により差別されない。
大学の役割	第7条	教育と研究と社会貢献に寄与
私学の重要性	第8条	私学の公の性質及び学校教育に果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。
FDの義務化	第9条2項	その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

6

＜参考＞教育基本法　（昭和22年3月31日法律第25号　平成18年12月22日法律第120号　改正）

目次

第一章　教育の目的及び理念　（第一条―第四条）
第二章　教育の実施に関する基本　（第五条―第十五条）
第三章　教育行政　（第十六条・第十七条）
第四章　法令の制定　（第十八条）
附　則

☆関係法令の改正

■国民に分かりやすい具体的な政策目標と施策目標を明記するとともに、施策の総合化・体系化、重点化

①学校教育法　　➲義務教育の目標の新設、各学校種の目的・目標の見直し、新たな職の設置など

②教育職員免許法及び教育公務員特例法　　➲教員免許更新制の導入、指導が不適切な教員の人事管理の厳格化など

③地方教育行政の組織及び運営に関する法律　➲教育委員会の責任体制の明確化や体制の充実、地方分権の推進、国の責任の果たし方、私立学校に関する教育行政など

☆教育振興基本計画の策定 ➡１９年度内の策定を目指し作業を進めます。

（H15.3.20 中教審答申より）

■計画期間は概ね５年間で、教育に関する事項（学術、スポーツ、文化芸術教育などの推進に必要な事項も含む）を対象とすることを考えています。

7

(3)学校教育法（昭和22年制定 改正 令和元年05月24日 施行日 令和2年4月1日）

学校教育法は、教育基本法の理念のもとに、幼稚園から大学まで、教育の具体（設置者、修業年限、入学資格など）を定めた法律

①主な規定（専門職大学・短大、専門職大学院関連）

※専門職短大の目的は第108条2項に規定

学校の設置者	第2条	私学は学校法人、国大は国立大学法人、公大は公立大学法人または地方公共団体等
専門職大学・短大※の目的	第83条の2	深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させること
修業年限	第87条の2	専門職大学の修業年限は、4年。内、前期・後期に区分することもできる。（医歯薬獣医学は専門職大学は設置は不可）
入学前の単位の認定	第88条の2	入学前の実践的な能力の修得を授業科目の履修とみなし単位認定できる。〔4年制で30単位まで／2年制で15単位まで〕
入学資格	第90条	高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、文部科学大臣が同等以上の学力があると認められた者、実務の経験を有する者。
組織編制	第92条	学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置かなければならない。
教授会	第93条	教授会を置き、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする
学位授与	第104条	専門職高等教育課程修了者→文部科学大臣の定める学位※
教育研究活動の公表	第113条	教育研究活動の状況を公表するものとする。
自己点検・評価，認証評価制度 注）学校教育法施行規則により分野別認証評価も）	第109条	教育・研究、組織及び運営と施設・設備の状況を自ら点検・評価を行い、その結果を公表する
	2項	「認証評価機関」を受けるものとする
	4項	大学評価基準に従つて行うものとする。

8

※文部科学大臣の定める学位

専門職学位は「学位規則」に規定されている。

専門職大学院大学→ 修士（○○専門職）
専門職大学→学士（○○専門職）
専門職大学前期修了→短期大学士（○○専門職）
専門職短期大学短期大→短期大学士（○○専門職）

文部科学事務次官通知（平成29年9月21日付29文科高第542号文部科学事務次官通知）の留意事項として、専門職短期大学士及び専門職学士の表記においては、「○○」の部分は学問分野ではなく職業・産業分野の名称を用いることを基本とするよう求めている。

法科大学院の課程を修了した者に授与する学位	法務博士（専門職）
教職大学院の課程を修了した者に授与する学位	教職修士（専門職）

②主な規定（専門学校関連）

設置者	第127条	専修学校は、次に該当する者でなければ、設置することができない。 ①専修学校を経営するために必要な経済的基礎を有する。 ②設置者が専修学校を経営するために必要な知識又は経験を有すること。 ③設置者が社会的信望を有すること。
専修学校の目的と設置の必要条件	第124条	職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うものは、専修学校とする ①修業年限が1年以上 ②授業時数が文部科学大臣の定める授業時 数以上であること。 ③ 教育を受ける者が常時四十人以上であること
専修学校の3つの課程	第125条、第126条	専修学校は次の3つの課程を置く。 ①中学校を卒業して入学する高等課程＝「高等専修学校」と呼称 ②高等学校を卒業して入学する専門課程＝「専門学校」と呼称 ③特に入学資格はない一般課程
設置者（第127条）	第127条	私立で設置する場合は、学校法人に限らず以下の条件が設置のための必要条件 ①専修学校を経営するために必要な経済的基礎を有すること。 ②設置者が専修学校を経営するために必要な知識又は経験を有すること。 ③設置者が社会的信望を有すること。
校長及び教員	第129条	校長は専門知識があり、かつ十分な経験をした人を置くこと。教員は、自分が担当する教育の専門的な知識や技術の知識と経験が必須
設置廃止等の認可	第130，131条	専修学校の創設または廃止については、都道府県知事に申請し、認可。学校名や住所や学内の規則を変更する場合都道府県知事に届け出る。
大学の編入	第132条	文部科学大臣の定めるところにより、大学に編入学することができる
教育研究活動の公表	第113条	教育研究活動の状況を公表するものとする。
自己点検・評価	第109条	教育・研究、組織及び運営と施設・設備の状況を自ら点検・評価を行い、その結果を公表する
学校関係者評価制度	第42条	小学校は、学校運営の状況について評価を行い、その教育水準の向上に努めなければならない。
	第133条	第42条を準用する。

＜参考＞「学校教育法」　昭和二十二年法律第二十六号

目次

第一章　総則（第一条―第十五条）
第二章　義務教育（第十六条―第二十一条）
第三章　幼稚園（第二十二条―第二十八条）
第四章　小学校（第二十九条―第四十四条）
第五章　中学校（第四十五条―第四十九条）
第五章の二　義務教育学校（第四十九条の二―第四十九条の八）
第六章　高等学校（第五十条―第六十二条）
第七章　中等教育学校（第六十三条―第七十一条）
第八章　特別支援教育（第七十二条―第八十二条）
第九章　大学（第八十三条―第百十四条）
第十章　高等専門学校（第百十五条―第百二十三条）
第十一章　専修学校（第百二十四条―第百三十三条）
第十二章　雑則（第百三十四条―第百四十二条）
第十三章　罰則（第百四十三条―第百四十六条）
附則

(4)学校教育法施行令（昭和28年10月31日政令第340号 平成30年12月27日第355号改正 施行：平成31年4月1日）

学校教育法に基づいて定められた政令である。義務教育について主に定められているほか、大学・専門学校に関しては、第23条の2において、文部科学大臣への届出事項が定められている。

①主な規定（大学・専門学校関連）

第23条の2　法第4条第2項第3号の政令で定める事項は、次のとおりとする。

七　専門職大学の課程（法第八十七条の二第一項の規定により前期課程及び後期課程に区分されたものに限る。次条第一項第一号ロにおいて同じ。）の設置及び変更

十二　私立の学校（大学を除く。）又は私立の各種学校の収容定員に係る学則の変更

十三　私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は法第百八条第二項の大学の学科の収容定員に係る学則の変更

＜参考＞

第四条　設置廃止等は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。

②　前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる学校を設置する者は、次に掲げる事項を行うときは、文部科学大臣に届け出なければならない。

一　大学の学部若しくは大学院の研究科又は第百八条第二項の大学の学科の設置であつて、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの

二　大学の学部若しくは大学院の研究科又は第百八条第二項の大学の学科の廃止

三　前二号に掲げるもののほか、政令で定める事項

＜参考＞「学校教育法施行令」　昭和二十八年政令第三百四十号

内閣は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条、第二十二条第二項、第四十条、第八十三条第三項及び第八十八条の規定に基き、この政令を制定する。

目次

第一章　就学義務
第一節　学齢簿（第一条―第四条）
第二節　小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校（第五条―第十条）
第三節　特別支援学校（第十一条―第十八条）
第三節の二　保護者及び視覚障害者等の就学に関する専門的知識を有する者の意見聴取（第十八条の二）
第四節　督促等（第十九条―第二十一条）
第五節　就学義務の終了（第二十二条）
第六節　行政手続法の適用除外（第二十二条の二）
第二章　視覚障害者等の障害の程度（第二十二条の三）
第三章　認可、届出等
第一節　認可及び届出等（第二十三条―第二十八条）
第二節　学期、休業日及び学校廃止後の書類の保存（第二十九条―第三十一条）
第四章　技能教育施設の指定（第三十二条―第三十九条）
第五章　認証評価（第四十条）
第六章　審議会等（第四十一条―第四十三条）
附則

13

大学・短大の文部科学大臣への認可・届出事項

1	大学の新設	認可	13	通信教育の廃止	届出
2	大学の廃止	認可	14	専攻科，別科の設置	届出
3	大学院大学の新設	認可	15	専攻科，別科の廃止	届出
4	大学院大学の廃止	認可	16	収容定員の総数の増加	認可
5	学部の設置	認可	17	収容定員の変更 （収容定員 の総数の増加を伴わないもの）	届出
6	学部の設置 （授与する学位 の種類及び分野の変更を伴わないもの）	届出			
			18	学則の変更	届出
7	学部の廃止	届出	19	大学の目的の変更	届出
8	学科（課程）の設置	認可	20	名称の変更	届出
9	学科（課程）の設置 （授与する学位 の種類及び分野の変更を伴わないもの）	届出	21	位置の変更	届出
			22	校地・校舎の変更	届出
10	学科（課程）の廃止	届出	23	通信教育に関する規程の変更	届出
11	通信教育の開設	認可	24	学長の決定	届出
12	通信教育の開設 （学位の種類及び分野の 変更を伴わないもの）	届出	25	学生募集の停止	報告
			26	設置者の変更	認可

専門学校の知事所轄への認可・届出事項（東京都の事例）

主な認可・届出事務の流れ

	事項	学校	東京都	備考
認可事項	◆学校の設置・廃止 ◆課程の設置・廃止 ◆学科の設置・廃止 ◆収容定員の変更	①申請 → ②認可（私立学校審議会諮問・答申を経る。） ④施行 ← ③認可書交付		・開校前年度の9月までに認可を受ける必要がある。 ・申請の前に、東京都への事前相談を要する。
	◆広域通信制に係る学則変更 ◆学校の設置者変更認可	①申請 → ②認可（私立学校審議会諮問・答申を経る。） ④施行 ← ③認可書交付		・申請の前に、東京都への事前相談を要する。
届出事項	◆目的変更 ◆学校の位置変更 ◆専攻科・別科の設置・廃止	①届出（2部提出） → ②受理 ③受理通知（1部添付）		・同時に学則変更届を要する。 ・寄附行為の変更が必要となる場合がある。
	◆学校の名称変更	①届出（2部提出） → ②受理 ③受理通知（1部添付）		・実施前年度の9月までに届け出る必要がある。 ・同時に学則変更届を要する。 ・寄附行為の変更が必要となる。
	◆男女共学化	①届出（2部提出） → ②受理 ③受理通知（1部添付）		・実施前年度の9月までに届け出る必要がある。 ・同時に寄附行為・学則・目的の変更が必要となる場合がある。
	◆募集停止	①届出（2部提出） → ②受理 ③受理通知（1部添付）		・実施前年度の9月までに届け出る必要がある。
	◆学則の変更	①届出（2部提出） → ②受理 ③受理通知（1部添付）		・教育課程（カリキュラム）の変更の場合も届出を要する（実施前年度中に届け出る。）。 ・学費変更（入学検定料を除く。）を伴う学則変更は、学費等の変更調査の際に事前相談を経て届け出る。

届出事項				事前相談を経て届け出る。
	◆校地・校舎等の変更	（改築・増築を伴う校舎の変更） ①事前相談 → ②指導（設置基準の充足） ③届出（建築確認後）（2部提出） → ④仮受理 ⑤着工 ⑥竣工の報告（建築検査、表示登記後） → ⑦正式受理 ⑧受理通知（1部添付）		・校地、校舎とも、受理通知の発行後は、必要に応じて登録免許税の非課税証明の申請を行うことができる。
		（校地の変更） ①事前相談 → ②指導（設置基準の充足） ③届出（2部提出） → ④受理 ⑦受理通知（1部添付）		
	◆校長の採用・解職 ◆学費・維持方法の変更 ◆授業の停止	①届出（2部提出） → ②受理 ③受理通知（1部添付）		
	◆教職員の採用・解職	①届出（1部提出） → ②受理		・受理印が必要な場合は、2部提出する。
	◆海外修学旅行	①届出（3部提出） → ②受理（1部私学部、1部外務省提出用、1部文部科学省提出用）		・旅行出発の30日以上前に届け出る必要がある。

認可・届出事項と流れ　大学・短大

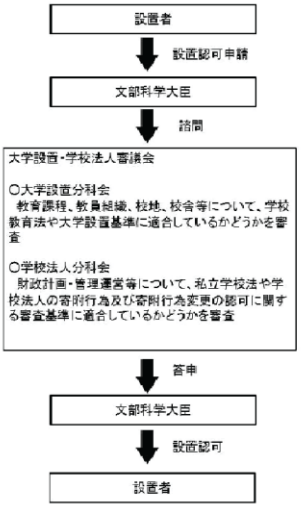

専門学校

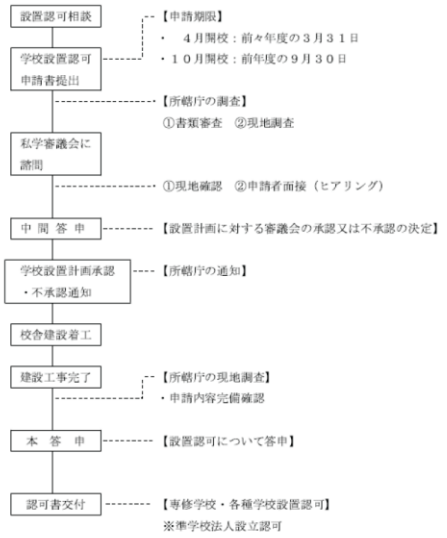

(5)学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)　平成30年3月公布(平成30年文部科学省令第6号)

学校教育法施行規則は、学校教育法、学校教育法施行令に基づいて定められた文部科学省の省令 で、役所における具体的な手続き方法などを定めている。

①主な規定

①大学等の教育情報の公表の促進	第172条の2	教育研究活動等の状況として公表すべき事項 1　大学の教育研究上の目的に関すること 2　教育研究上の基本組織に関すること 3　教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること 4　入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了 した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること 5　授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること 6　学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること 7　校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること 8　授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること 9　大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
②3つのポリシーの策定と公表の義務化	第165条の2	教育情報の公表と高大接続改革の観点から、全ての大学等において、3つのポリシーを策定し、公表することが義務付けられた 「アドミッションポリシー(入学者の受け容れに関する方針)(AP)」、 「カリキュラムポリシー(教育課程の編成及び実施に関する方針)(CP)」 「ディプロマポリシー(卒業の認定に関する方針)(DP)」

18

＜参考＞「学校教育法施行規則」昭和二十二年文部省令第十一号

学校教育法施行規則を次のように定める。

目次

第一章　総則
第一節　設置廃止等（第一条―第十九条）
第二節　校長、副校長及び教頭の資格（第二十条―第二十三条）
第三節　管理（第二十四条―第二十八条）
第二章　義務教育（第二十九条―第三十五条）
第三章　幼稚園（第三十六条―第三十九条）
第四章　小学校
第一節　設備編制（第四十条―第四十九条）
第二節　教育課程（第五十条―第五十八条）
第三節　学年及び授業日（第五十九条―第六十三条）
第四節　職員（第六十四条―第六十五条の三）
第五節　学校評価（第六十六条―第六十八条）
第五章　中学校（第六十九条―第七十九条）
第五章の二　義務教育学校並びに中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校
第一節　義務教育学校（第七十九条の二―第七十九条の八）
第二節　中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校（第七十九条の九―第七十九条の十二）
第六章　高等学校
第一節　設備、編制、学科及び教育課程（第八十条―第八十九条）
第二節　入学、退学、転学、留学、休学及び卒業等（第九十条―第百条の三）
第三節　定時制の課程及び通信制の課程並びに学年による教育課程の区分を設けない場合その他（第百一条―第百四条）
第七章　中等教育学校並びに併設型中学校及び併設型高等学校
第一節　中等教育学校（第百五条―第百十三条）
第二節　併設型中学校及び併設型高等学校（第百十四条―第百十七条）
第八章　特別支援教育（第百十八条―第百四十一条）
第九章　大学
第一節　設備、編制、学部及び学科（第百四十二条―第百四十三条の三）
第二節　入学及び卒業等（第百四十四条―第百六十三条の二）
第三節　履修証明書が交付される特別の課程（第百六十四条）
第四節　認証評価その他（第百六十五条―第百七十三条）
第十章　高等専門学校（第百七十四条―第百七十九条）
第十一章　専修学校（第百八十条―第百八十九条）
第十二章　雑則（第百九十条・第百九十一条）
附則

（6）設置基準

①設置基準とは　「学校教育法」第3条の規定に基づき、それぞれの学校種ごとに教育機関を設置するのに必要な最低の基準を定めた省令。
大学の設置に関して、教員組織、教員の資格、収容定員、教育課程、校地・校舎の算定基準、 図書の冊数のなど具体的に定められている。

②私立の専門職大学等を設置する場合には、学校教育法、私立学校法等により、文部科学大臣の認可が必要と規定。

「学校教育法
　第三条　学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。」

「学校法人を設立しようとする者は、寄附行為において、その目的、名称、設置する私立学校の種類、名称等所定の事項を定めた上、文部科学省令でさだめる手続（私立学校法施行規則第2条等）に従い所轄庁の認可を受けなければなりません（私立学校法第30条）
　なお、専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする私立学校法第64条第4項法人（いわゆる準学校法人）についても以上の学校法人に関するしくみが準用されています。」　（学校法人制度の概要　文部科学省　https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/001.htm）

「専門職大学設置基準 第一章　総則
(趣旨)
第一条　大学(短期大学を除く)は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。
2　この省令で定める設置基準は、大学を設置するのに必要な最低の基準とする。
3　大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。」

③大学設置基準の大綱化

1991年の大学設置基準の改正により、大学に対する規制は大幅に緩和されたことを指す。この結果、これ以降、国公私立大学を問わず、多くの大学で一般教育科目の削減が行われることとなり、 学部学科名の多様化など、日本の大学は大きな変革期に入った。

⑥大学設置基準はそれぞれの学校種ごとに定められている。

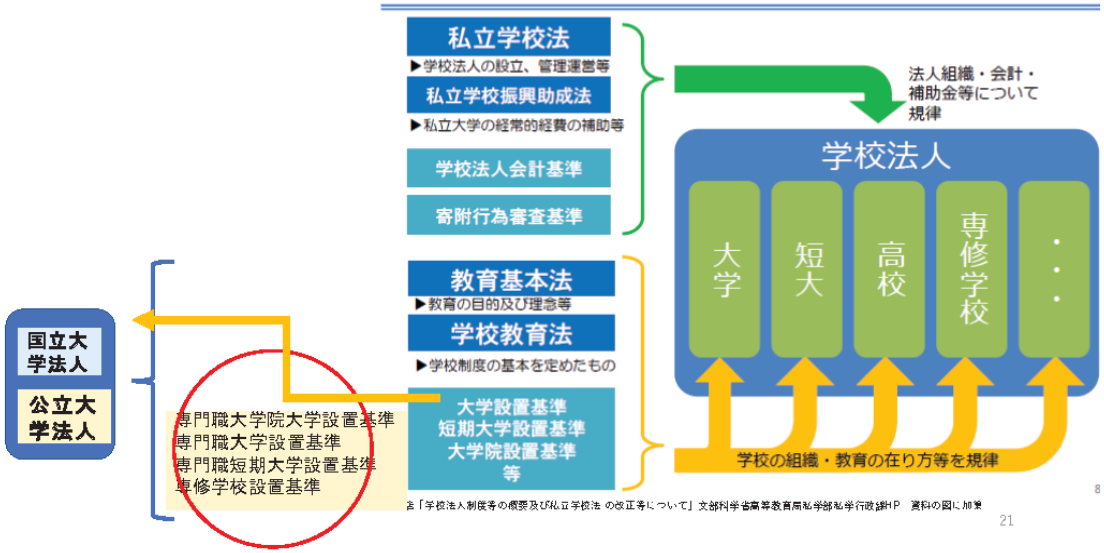

④専門職大学設置基準の主な規定

教員と事務職員等の連携及び協働	第4条	専門職大学は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員と事務職員等との適切な役割分担し、連携体制を確保し、協働によりその職務が行われるよう留意する。
教育課程連携協議会	第11条	①専門職大学は、産業界及び地域社会との連携により、教育課程を編成し円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を設けるも ②構成員 1)学長が指名する教員その他の職員、2)広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの 3) 地方公共団体職員等、その団体職員や団体の関係者その他の地域の関係者 4)臨地実務実習科等当該専門職大学と協力する事業者 5)学長が認める者

22

単位	**第14条**	**日本では授業科目を「単位」と呼ばれる学修時間数に区分して修得していく単位制** **①1単位の授業科目を45時間の学修を標準とし** **②講義・演習は15 ～ 30時間で1単位、実験・ 実習は30 ～ 45時間で1単位とします。** **③講義、演習、実験、実習又は実技のうち2二以上の併用の場合、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して専門職大学が定める時間の授業をもって一単位とする。** **④卒業論文、卒業研究、卒業制作等単位数を定めることができる** **注）単位制度は、教室での授業（15 ～ 30時間）と授業の事前・事後の準備学習・復習を合わせて単位 を授与することを前提としており、1単位当たりの必要な授業時間を確保するとともに、学生には大学 の教室で授業を受けるだけでなく、教室外においても自主的な学習を行うことが求められています** **今回のコロナ禍であっても単位の修得に必要な学修時間は変更されない（文科省「学事日程等の取扱い及び 遠隔授業の活用に係るQ＆A（令和2年4月21日時点）」問2 回答）2021年度も継続。**
1年間の授業期間：	第15条	定期試験等の期間を含め、35週に亘ることが原則
各授業科目の授業期間：	第16条	10週又は15週に亘る期間を1単位
授業を行う学生数：	第17条	同時に授業を行う学生数は、四十人以下とする。ただし、教育上必要かつ教育効果が認められる場合は、この限りでない。

23

成績評価の厳格化（GPA制度）：	第19条	学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たつては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがつて適切に行うものとする。
大学以外の教育施設等における学修	第25条	専門職大学は、教育上有益と認めるときは、授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。 ② 与えることができる単位数は、60単位（修業年限が2年の専門職大学の前期課程30単位、修業年限が3年の専門職大学の前期課程は46単位を超えない。
卒業の要件	第29条	①4年以上在学し、②124単位以上を修得することとする。 ③実験、実習、実技の科目は40単位以上を修得すること。 ④臨地実務実習が20単位が含まれること。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると認められる場合には、5単位を超えない範囲で、連携実務演習等（をもってこれに代えることができること。
FD の義務化	第20条	専門職大学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。
実務家専任教員	第36条	専任教員数の4割以上は、専攻分野5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者とする。 ②実務の経験等を有する専任教員のうち、1/2以上は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 1）大学において教育経歴のある者 2）博士の学位、修士の学位又は学位規則を有する者 3）企業等に在職し、実務に係る研究上の業績を有する者 ③実務家専任教員の1/2以内については、専任教員以外の者であっても、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う者で足りるものとする。

(2) 教育課程連携協議会
　産業界及び地域社会との連携による教育課程の編成・実施のため「教育課程連携協議会」の設置を義務付けられている（職業実践専門課程においても同様のものが必要とされている）。

(3) 開設授業科目
開設すべき授業科目の種類として、専門職大学等では次の1～4を規定。
　基礎科目〔4年制で20単位以上／2年制で10単位、3年制で15単位以上〕
　職業専門科目〔4年制で60単位以上／2年制で30単位、3年制で45単位以上〕
　展開科目〔4年制で20単位以上／2年制で10単位、3年制で15単位以上〕
　総合科目〔4年制で4単位以上／2年制・3年制で2単位以上〕
　（注）卒業・修了に必要な単位は4年制で124単位以上／2年制で62単位以上、3年制で93単位以上

(4) 実習等の重視
実習等による授業科目について一定単位数の修得を卒業・修了要件として規定。
〔4年制で40単位以上／2年制で20単位以上、3年制で30単位以上〕
上記の実習等による授業科目には、企業等での「臨地実務実習」を一定単位数含む。
〔4年制で20単位以上／2年制で10単位以上、3年制で15単位以上〕
　※ やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげられる場合は、企業等と連携した「連携実務　演習等」による一部代替も可能とする。〔4年制で5単位まで／2年制で2単位、3年制で3単位まで〕

(5) 入学前の既修得単位の認定
　入学前に専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じ、当該職業を担うための実践的な能力を修得している場合に、当該実践的な能力の修得を授業科目の履修とみなし単位認定できる仕組みを規定。
〔4年制で30単位まで／2年制で15単位、3年制で23単位まで〕

2.教員
(1) 専任教員数
　大学・短大設置基準の水準を踏まえつつ、小規模の学部・学科を想定した基準を新設。
　※ 専門職大学では、例えば経済学関係の学部の場合、収容定員「400人～800人」の場合に加え「200人～399人」の場合の基準を新設。
　※ 専門職短期大学では、入学定員が設置基準に定める数に満たない場合の専任教員数は、その二割の範囲内で兼任の教員をもって代えることができるものとする。

(2) 実務家教員
　必要専任教員数のおおむね4割以上は「専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の有する者」（実務家教員）とする。
　必要専任実務家教員数の二分の一以上は、研究能力を併せ有する実務家教員とする。
※ 大学等での教員歴、修士以上の学位、又は企業等での研究上の業績のいずれかを求める。
　必要専任実務家教員数の二分の一以内は、「みなし専任教員」（専任教員以外の者であっても、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学部・学科の運営について責任を有する者）で足りるものとする。

⑤専修学校設置基準の主な規定

専修学校の設置認可基準（概要）〔昭和５１年文部省令第２号〕

区分	基　準　内　容
目的	職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うこと
設置者	専修学校を経営するために必要な経済的基礎を有すること　等
入学資格	専門課程、高等課程、一般課程の別による。
修業年限	１年以上
卒業所要授業時間	昼間学科：年間８００時間以上、　夜間学科：年間４５０時間以上
教育内容	専門課程、高等課程、一般課程の別による。
生徒数	教育を受ける者が常時４０人以上であること。 （同時に授業を行う生徒数は、原則として４０人以下）
教員資格	専門課程、高等課程、一般課程の別による。
教　員　数	専門課程、高等課程、一般課程及び分野の別による。
校舎の面積	専門課程、高等課程、一般課程及び分野の別による。
施設・設備等	専修学校の校舎には、目的、生徒数又は課程に応じ、教室（講義室、演習室、実習室等とする。）、教員室、事務室その他必要な附帯施設を備えなければならない等
教　　材	規定なし

職業実践専門課程の概要

平成23年1月　中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」答申

○　職業教育を通じて、自立した職業人を育成し、社会・職業へ円滑に移行させること、また、学生・生徒の多様な職業教育ニーズや様々な職業・業種の人材需要にこたえていくことが求められており、このような**職業教育の重要性を踏まえた高等教育を展開していくことが必要**。
○　高等教育における職業教育を充実させるための方策の一つとして、**職業実践的な教育のための新たな枠組みを整備**。
⇒　新たな学校種の制度を創設するという方策とともに、既存の高等教育機関において**新たな枠組みの趣旨をいかしていく方策**も検討。

平成25年7月「専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議」報告

「新たな枠組み」の趣旨を専修学校の専門課程においていかしていく先導的試行として、企業等との密接な連携により、最新の実務の知識等を身につけられるよう教育課程を編成し、より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専門課程を文部科学大臣が「職業実践専門課程」として認定する。
⇒平成25年8月　「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程(文部科学省告示第133号)」を公布・施行
⇒平成26年3月31日「職業実践専門課程」を文部科学大臣が認定し、官報で告示。 4月から認定された学科がスタート

平成29年3月　これからの専修学校教育の振興のあり方について（報告）

職業実践専門課程は、**教育の高度化と改革を目指す専門学校の取組の枠組**として位置づける。

認定要件等

文部科学大臣
推薦
都道府県知事等
申請
認定
専門学校

－認定要件－

○　修業年限が**2年**以上
○　企業等と連携体制を確保して、授業科目等の**教育課程**を編成
○　企業等と連携して、**演習・実習等**を実施
○　総授業時数が**1700時間**以上または総単位数が**62単位**以上
○　企業等と連携して、教員に対し、実務に関する**研修を組織的**に実施
○　企業等と連携して、**学校関係者評価と情報公開**を実施

企業等との組織的連携　　認定課程の可視化

職業実践専門課程における認定校数・認定学科数の推移

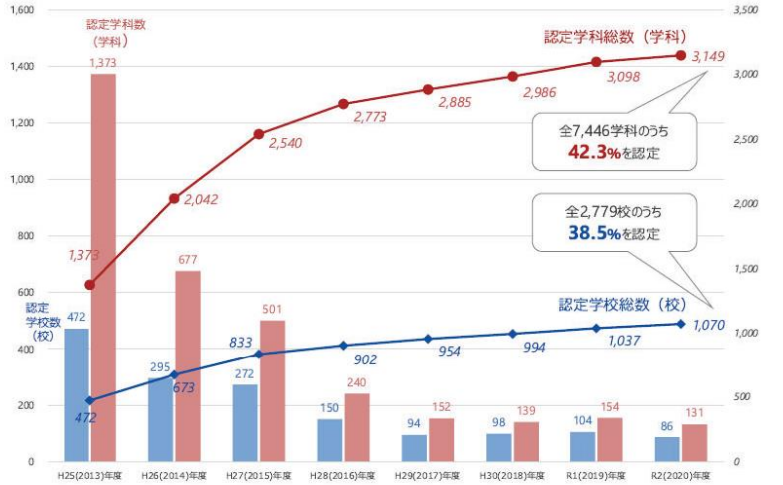

職業実践専門課程 認定学科における分野別認定割合

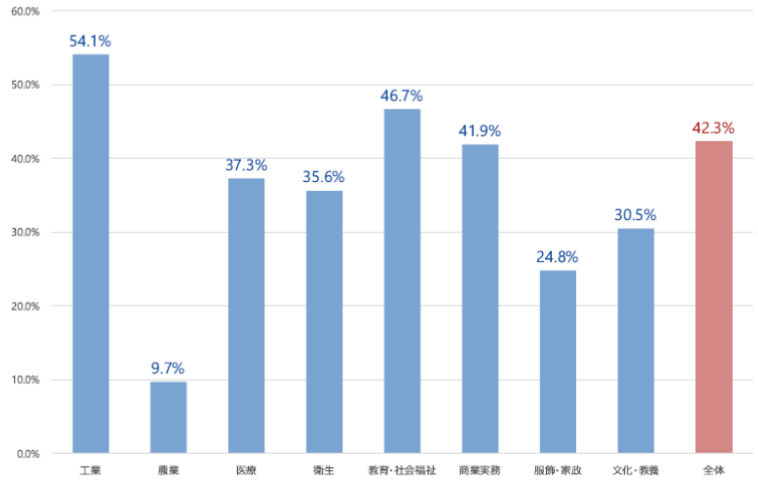

3. 私立大学関連の法規

私立学校法第64条第2項により学校のほかに専修学校と各種学校も設置できると定められている。

（1）私立学校法（昭和24年法律第270号　令和元年6月24日（令和元年法律第37号）改正　施行：令和2年4月1日）

私立学校の設置主体である学校法人制度と私学行政、私学助成などを定めた法律

① 主な規定（総則～設立）

この法律の目的	第1条	この法律は、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図ることを目的とする。
学校法人	第3条	「学校法人」とは、私立学校の設置を目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。
所轄庁	第4条	所轄庁とは、認可などの権限を有する行政機関のこと 管理面は、大学・短大・高専を設置する学校法人の所轄は文部大臣　それ以外の私立学校を設置する学校法人は知事所轄
学校法人の責務	第24条	学校法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その設置する私立学校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めなければならない。
寄附行為	第30条	寄附行為とは、学校法人の根本規則たるべきもの 学校法人を設立しようとする者は、その設立を目的とする寄附行為をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、文部科学省令で定める手続に従い、当該寄附行為について所轄庁の認可を申請しなければならない。
寄附行為の備置き及び閲覧	第33条の2	学校法人は、寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
寄附行為変更の認可等	第45条第1項	寄附行為の変更（文部科学省令で定める事項に係るものを除く。）は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。
	第45条第2項	学校法人は、前項の文部科学省令で定める事項に係る寄附行為の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

なぜ「寄附行為」という名称なのか？

戦前、私学は財団法人として設立され、その財産をどう運用するか定めた基本規則を「寄附行為」と呼んでいた。

戦後は民法の特別法である私立学校法によって「学校法人」制度となったが、この法律用語の名称がそのまま受け継がれた。

32

② 主な規定（役員の職務）

2004（平成16）年改正による役員の位置付けが明確化され、2019（令和元）年改正により、役員の職務と責任がさらに以下のとおり明確化された。

理事長・理事・監事 共通

役員	第35条	学校法人には、役員として、理事五人以上及び監事二人以上を置かなければならない。
	第35条第2項	理事のうち一人は、寄附行為の定めるところにより、理事長となる。
学校法人と役員との関係	第35条の2	学校法人と役員との関係は、委任に関する規定に従う。（＝民法の善管注意義務が課される。）
理事会	第36条第2項	学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する（＝最高業務執行機関）
理事長	第37条第1項	学校法人を代表し、その業務を総理（ 全体を統一して管理）する（＝最高業務執行者）
	第46条	毎年5月末までに、決算及び事業実績を評議員会に報告し、意見を求めることが必要
理 事	第37条第2項	理事長を補佐して学校法人の業務を掌理（個々の理事が分担）する。
	第40条第5項	学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監事に報告しなければならない。
	第36条第7項	理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
監 事	第36条第7項	学校法人の業務、財産の状況、理事の執行業務を監査する。
	第37条第3項	（第5号 ）不正等があれば、所轄庁または理事会等に報告する 。
	第37条第3項	（第6号 ）監事も出席して意見を述べることが必要。
	第40条第5項	理事の不正を発見したときは、差し止め請求権がある。

33

評議員会	第42条第1項	予算、事業計画等は理事長があらかじめ評議員会の意見を聴取する義務あり ①予算及び事業計画、②中期的な事業計画、③借入金及び重要な資産の処分に関する事項、
	第42条第2項	寄附行為で定めれば、評議員会をそれらの議決機関とする ことも可能
	第43条	上記以外についても、評議員会は役員に意見を述べたり諮問に答えたりすることなどが可能

③主な規定
（役員の選任）

理事長	第35条第2項	理事の中から寄附行為の定めに従って選任
理 事	第35条第1項	理事五人以上及び監事二人以上を置かなければならない。
	第38条第5項	外部理事が1人以上含まれる必要あり。
	第38条第7項	各役員（監事を含む）の親族は1人以内。
	第40条	定数の1／5をこえて欠けた場合、1月以内に補充が必要。※監事も同
	第40条の5	利益相反取引・競業取引の規制。
監 事	第38条第4項	評議員会が同意し、理事長が選任。
	第35条第1項	2人以上を置く必要あり。
	第39条	理事、評議員、法人職員との兼任禁止。
	第38条第5項	外部監事が1人以上含まれる必要あり。
	第38条第8項	欠格事由あり。
	第30条第1項第5号	監事（役員）の解任については、寄附行為において規定。
評議員	第44条第1項	評議員は、法人職員、設置する学校の卒業生から1人以上 選任するほか、具体的には寄附行為で規定
	第41条第2項	評議員は理事の定数の2倍をこえる数が必要

34

④主な規定（役員の責任/情報の公表ー学校法人の運営の透明性の向上を図るため）

役員の責任	第44条の2	役員は、その任務を怠ったときは、学校法人に対し、こ れによつて生じた損害を賠償する責任を負う。
	第44条の3	役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があ つたときは、当該役員は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。
その他の役員に関する規定	第26条の2	学校法人は、学校法人は、理事、監事、評議員、職員等の関係者に対し特別の利益を与えてはならない。
	第47条、第66条	学校法人は.役員報酬基準を作成.閲覧に供し.公表もしなければならない。

財産目録の作成及び備置き	第33条の3	学校法人は、設立の時に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備えて置かなければならない。
財産目録等の備付け及び閲覧	第47条第1項	学校法人は、毎会計年度終了後二月以内に、文部科学省令で定めるところにより、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿を作成しなければならない。
	第47条第2項	監査報告書及び役員に対する報酬等の支給の基準を、作成の日から五年間、各事務所に備えて置き、請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
	第47条第3項	役員等名簿に記載された個人の住所に係る記載の部分を除外して閲覧できる。
情報の公表	第63条の2	文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、当該各号に定める事項を公表しなければならない。 ①学校法人を設立の際とその変更の認可または届けしたときの寄付行為の内容 ②監査報告書を作成したとき当該監査報告書の内容 ③毎会計年度終了後の財務諸表等 ④役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき当該報酬等の支給の基準

35

⑤その他の規定

1）中期計画の作成（第45条の2関係）

直近の認証評価の結果を踏まえ、評議員会の意見を聴いて、事業計画及び事業に関する中期的な計画（原則として5年以上）を作成しなければならない。なお、中期的な計画については、文部科学大臣への届出や、事務室の備置き・開示は不要。

2）財産の管理

資産	第25条第1項	学校法人は、設立の時に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備えて置かなければならない。
	第25条第2項	私立学校に必要な施設及び設備についての基準は、別に法律で定める。
	第25条第3項	第一項の事業に関する会計は、当該学校法人の設置する私立学校の経営に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。
収益事業	第26条	収益を目的とする事業を(寄附行為に規定することで一部行うことが可能。
会計年度	第49条	学校法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。
情報の公表	第47条2項3項	前掲　財産目録等の作成、備付け及び閲覧が必要
	第63条の2	前掲　財産目録等は公表の対象に

3）破綻処理手続きの円滑化（第50条の4関係）

（2）私立学校法施行令　（昭和25年3月14日政令第31号）

都道府県知事所轄の学校法人、専修学校・各種学校のための法令。

36

〈私立学校法のポイント〉

- 第42条　理事長において、あらかじめ、評議員会の意見を聞か
- なければならない。
- 1.予算及び事業計画
- 2.中期的な計画
- 3.借入金及び重要な資産の処分
- 4.役員に対する報酬
- 5.寄付行為の変更
- 【予算】 評議員会⇒理事会
  第46条　理事長は、毎会計年度終了後二月以内に、決算及び
- 事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。
- 【決算】 理事会⇒評議員会

「私立大学職員の新人研修」テキスト　小島憲明より引用

37

（3）私立学校法施行規則（（昭和25年3月14日文部省令第12号）施行日：令和3年3月1日

最終更新：令和3年2月3日公布（令和3年文部科学省令第4号）改正

①収益事業の種類、②寄附行為変更手続等、③登記の届出など私立学校法を実施するための細則を定めた規程。 2019年の改正により、責任の一部免除に係る報酬等の額の算定方法が新設され、年の改正により学校法人の役員に関する補償契約や役員賠償責任保険契約に係る法的位置付けと手続き上の規律、役員賠償責任保険契約に関して、適用除外となる保険契約の範囲が規定された。

（4）私立学校振興助成法　（昭和50年法律第61号令和元年5月24日改正施行日：令和2年4月1日）

私立学校の振興のため助成について定めた法律。

この制定以前は、私立学校への経常費補助金（昭和45年度に創設）は、私立学校法第59条を根拠としていましたが、さらなる私学助成の充実を図るため、1975（昭和50）年に議員立法（内閣ではなく議員から発議）で制定された。

これにより私立大学等経常費補助金や私立高等学校等経常費補助金、また学校法人に対する税制上の優遇措置などが図られる。

間接補助	第11条	補助金助成は、日本私立学校振興・共済事業団法の定めに従い、補助金又は貸付金に係るも のを日本私立学校振興・共済事業団を通じて行うことができる。
書類の作成等	第14条	補助金交付を受ける学校法人は、文部科学大臣の定める基準に従い、貸借対照表、収支計算 書その他の財務計算に関する書類を作成しなければならない。
	2項	・上記の財務諸表のほか、収支予算書を所轄庁に届け出なければならない。
	3項	所轄庁の指定する事項に関する公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付しなければなら ない。

（5）学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）

1970（昭和45）年より私立大学等経常費補助金が交付されることに伴い、補助金の適正な配分と効果のために、1971（昭和46）年に「学校法人会計基準」が制定され、学校法人の経理が標準化された。

2014（平成26）年には、大幅に改正され、事業活動ごとに収支が見える化されるなど、財務経理の透明化が図られた。

38

4. 個人情報保護法（平成15年法律第57号）（令和二年法律第四十四号による改正）

（1）個人情報保護法とは

個人情報の適切な取扱いに関し、基本理念および基本方針・基本事項を定め、民間の個人情報を取扱う　事業者が守るべき必要最低限のルールを定めている。新設の小規模でなければ、同窓生も含めて5000人以上のデータを扱う機関である学校法人は、みな、「個人情報取扱事業者」であり、違反すれば罰則が科せられる。

≪学校における個人情報≫

① 受験生関係・・・志願票、調査書、健康診断書　等
② 在学生関係・・・学籍簿、学生証、成績原簿、履修者名簿、就職登録カード　等
③ 卒業生関係・・・卒業者名簿、同窓会名簿　等
④ 保証人関係・・・学費納付書、学校債償還案内　等
⑤ 教職員関係・・・労使関係台帳、マイナンバー

（2）2021年改正の個人情報保護法のポイント

「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案」が、2020年6月に公布され、施行は公布日から2年以内。改正点は以下のとおり。

①違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により、使用目的を提示していても、個人情報を利用してはならない。
②個人関連情報（cookie）についても、個人情報の取得と同様に、同意が必要となる。
③オプトアウトが厳格化され、予め第三者への提供に対して目的を示すこと、、自社でオプトアウトで取得したものをそのまま他社に提供することはできなくなる。

入学者募集に関わる個人情報の取得にも影響がでる。

オプトアウト規制の強化

39

④デジタル教科書の著作権について

2018（平成30）年学校教育法の一部改正で、小学校において「デジタル教科書」の併用が認められた（学校教育法第34条第2項）。

この改正で、これまでITへの活用には著作権者に許諾が必要だった著作物ついて、紙媒体同様に作者の許諾を得ずに利用できるようになった。

これに伴い著作権法も2018年に改正

規定の補償金を文化庁長官が指定する補償金徴収分配団体に支払うことで、著作者の許諾を得ずに遠隔授業などにITで送信できるという「授業目的公衆送信補償金制度」が新設された（著作権法第35条2項）。

学生（正と）1人あたりの額×学生数 → 設置種団体（全専各や東専各等）が加盟校が徴収

→一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会(SARTRAS　サートラス)に支払う
（著作権者に配分されるシステム）

この改正により著作物を掲載した教材もオンラインによる講義で配信できるようになりました。但し、非営利であることは無論ですが、誰でも見られるウェブサイト上に著作権にかかる内容をアップしたり、学修管理システムLMSなど講義の動画を管理したり、個々の教員や学生ではなく、大学が組織として著作権物を使用して発信する際には、これまで同様、著作権の許諾が必要となります。これについては、「改正著作権法第35条運用指針」（https://sartras.or.jp/wp-content/uploads/unyoshishin_20201221）が参考。

レポート課題（700字から」1000字以内）

専門学校、専門職大学、専門職大学院大学、大学の役割と違いについて述べよ

41

第４講

専門職教育支援士[専門職高等教育運営]履修証明プログラム

専門職高等教育機関に関する基礎知識

第4講

2022.10.27

大学マネジメント研究会　副会長　元東京大学理事
上杉　道世

1

Ⅳ　専門職高等教育機関を取り巻く組織

1　はじめに

専門職高等教育機関は、文科大臣所轄と知事所轄と2つの所轄庁に跨っているため、その取り巻く組織は広域になる。

また、専門教育は分野別でさらに多岐に関わることになる。

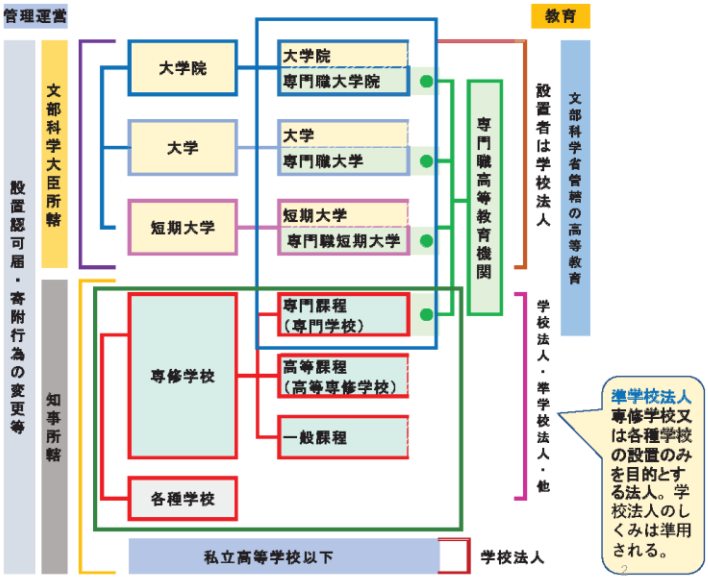

2

参考

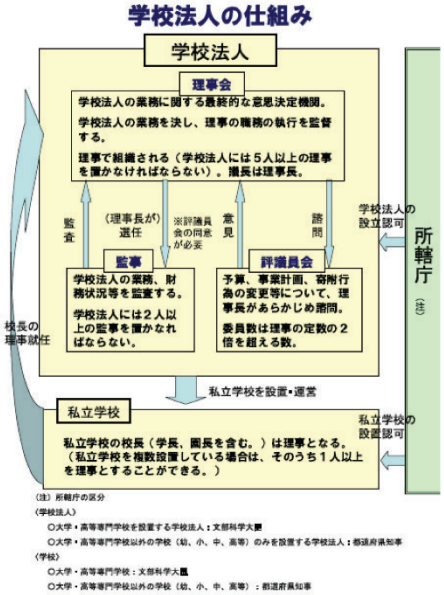

２　学校法人を取り巻く機関

厚生労働省

財務省/総務省

会計検査院…補助金が有効に交付されているか執行されているかを事業団立会いで実地検査、報告。過大交付の際には罰則がある

中央教育審議会（中教審）
文科省設置の審議会　答申→関連法令化→予算化し執行となる

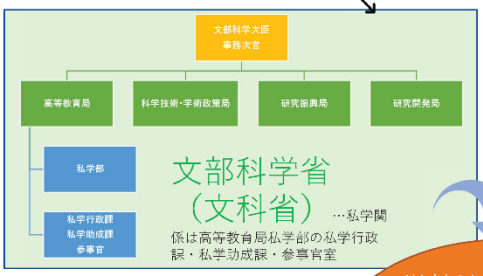

日本私立学校振興・共済事業団（私学事業団）
…国からの助成金を学校法人に交付するための役　割と私学教職員の年金・健康保険等福利厚生を担う。経営相談センターとしても重要な機関となっている。

大学入試センター

科学技術振興機構…科学研究費を研究者に交付、管理は大学

認証評価機関
（公財）大学基準協会、（独）大学改革支援・学位授与機構、（公財）日本高等教育評価機構、（一財）大学教育質保証・評価センター（一財）短期大学基準協会　等

地方自治体
…大学法人（大学を設置する学校法人）は管理運営は文科省であっても、教育面の管理は。知事所轄

＜教育管理面＞

＜専修学校関係団体＞
全国専修学校各種学校総連合会（全専各連）
公益社団法人東京都専修学校各種学校協会（東専各）
一般社団法人 大阪府専修学校各種学校連合会
一般社団法人 福岡県専修学校各種学校協会　ほか、48都道府県に設置されている

【行　政　機　関】

5

1．文部科学省

教育・科学技術・文化・スポーツの振興を司る。

（1）組織図

- 申請前の事務相談は、申請等を行うための条件ではありません。
- 御質問・御相談したい内容により、担当課室が異なります。

1　大学等の設置認可申請等に関すること‥高等教育企画課大学設置室

・大学等の設置認可・届出等の手続きに関すること
担当部署：高等教育企画課大学設置室
予約方法：https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ninka/madoguchi.htm で確認

2　学校法人の設立や寄附行為変更に関すること‥‥私学部私学行政課

担当部署：私学部私学行政課法人係
予約方法：来省又はWeb相談を希望する日の2週間前の週からメール（s-secchi@mext.go.jp）にて受付

3　専門職大学設置基準などの解釈に関すること‥‥‥‥‥‥専門教育課

・教育課程連携協議会、展開科目、臨地実務実習、実務家教員など設置基準の内容について
担当部署：専門教育課専門職大学係
予約方法：ウェブフォームにて随時受付　https://forms.office.com/r/Z7EgarfDWj

4　看護師、理学療法士、作業療法士等の養成に係る指定規則‥医学教育課

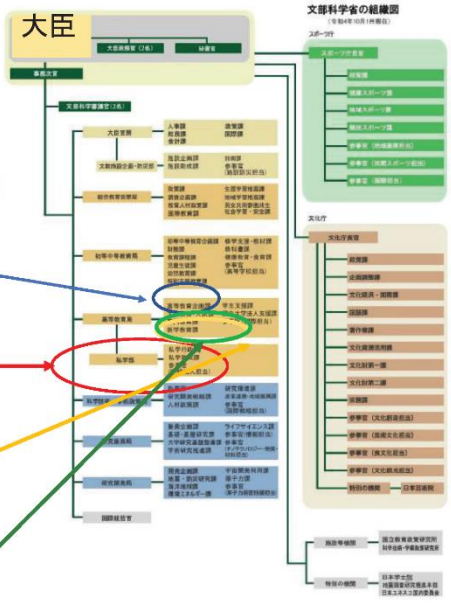

＜主な窓口＞

専門職大学院	高等教育局専門教育課専門職大学院室（法科大学院、その他の専門職大学院）
専門職大学・短大	高等教育局専門教育課専門職大学係
専門学校	総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室

7

（2）総合教育政策局

教育政策全体を総合的・横断的に推進し、誰もが必要なときに学び、充実した生涯を送れる環境を実現します。生涯学習の理念の実現に向け、教育の基本的な政策の企画・立案を行うとともに、生涯にわたる学び、地域における学び、ともに生きる学びを推進します。

専門学校の窓口

総合教育政策局生涯学習推進課
専修学校教育振興室

8

（3）高等教育局

大学、短期大学、高等専門学校の設置認可や大学改革の支援等を行うとともに大学の一層の活性化などに関する事務を行っています。

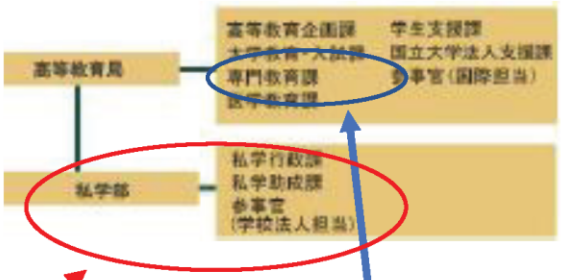

（4）高等教育局私学部

税制上の優遇措置、私学助成などを通じ、私立学校の振興に努めています。

専門職大学院大学・専門職大学・専門職短期大学の窓口

高等教育局専門教育課専門職大学係

9

（5）中央教育審議会（通称 「中教審」）

1）中央教育審議会の役割

中央教育審議会は、文部科学大臣からの諮問（見解を求めること）に対し、意見を述べる（答申）諮問機関。

諮問の内容は

①「審議会等に諮問しなければならない」と定められた事項
（学校の設置、学部・学科の新設）

②教育の振興、生涯学習の推進

③スポーツの振興等の重要事項

④大臣が調査審議が必要と判断した事項

文科大臣は、中教審からの答申を踏まえて法令改正や文部政策を立案する。

10

2）中央教育審議会の組織図

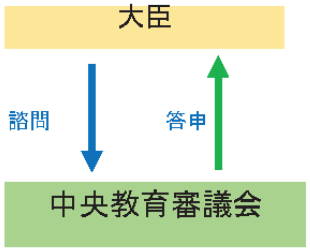

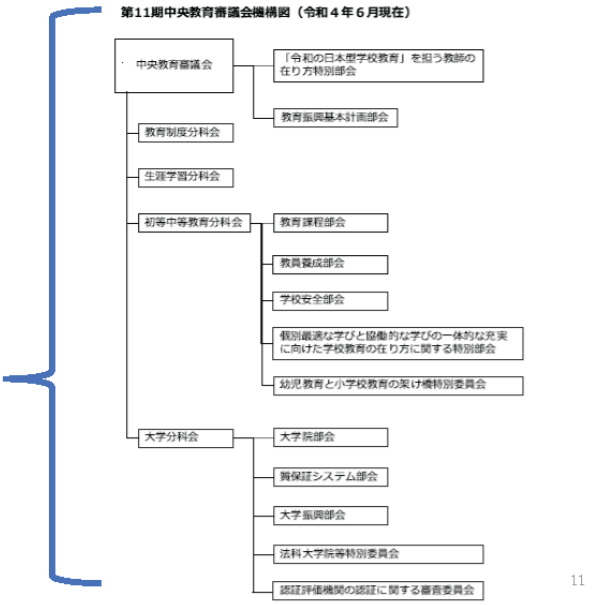

11

3）中教審の主な答申

1 「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」（答申）2018（平成30）年11月

2040年の社会を展望し、予測不可能な時代を生きる人材育成、学修者本位の教育への転換。
①多様で柔軟な教育研究体制（カリキュラム、ガバナンス、教員）の確保
②教育の質の保証と情報公表の義務付け－「学び」の質保証の再構築－
③18歳人口の減少を踏まえた高等教育機関の規模や地域配置の見直し
④多様な各高等教育機関の役割を踏まえ多様な教育の提供
⑤コストを可視化し学生にかかる経済効果を明らかにする、財源の多様化を図る
＜引き続き検討事項として＞
①設置基準等の質保証システム全体についての抜本的に見直しを行うこと
→引き続き大学分科会質保証システム委員会で審議中
②教学マネジメント指針の策定、学修成果の可視化と情報公表の在り方の検討を行うこと
→全国学生調査の実施
＜着手すべき施策として＞
①「地域連携プラットフォーム（仮称）」の立ち上げ
②「大学等連携推進法人制度（仮称）」の基準と連携を推進する国立大学の制度改正
③大学間の連携・統合（国立大の一法人複数大学制度、私大の学部単位等での事業譲渡）に必要な制度改正
④学位プログラム中心の大学制度、リカレント教育、留学生交流の推進、国際展開のために必要な制度改正

12

②「専門職大学設置基準の制定等について」（答申）2017（平成29）年8月
専門職業人養成のための新たな高等教育機関「専門職大学」の制度化

③「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜　の一体的改革について」（答申）2014（平成26）年12月
高大連携で育むべき「生きる力」「確かな学力」の教育を明確化し、大学入試を改革する。

④「大学のガバナンス改革の推進について」（審議まとめ）2014（平成26）年2月 大学分科会
⑤の答申を受けて、大学のガバナンス（学長リーダーシップと選考、学長補佐体制、教授会の役割）を審議。

13

⑤「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」（答申）2012（平成24）年8月
高大連携、 大学制度の在り方について、ガバナンスの在り方や財政基盤の確立も含め審議。

⑥「学士課程教育の構築に向けて」（答申）2008（平成20）年8月
「わが国の高等教育の将来像」（答申）2005年を受け、学士課程教育の充実に向けて、3つのポリシー（アドミッションポリシー、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー）を明確化し、公表することを審議。

（4）有識者会議とは
国・地方自治体等の諮問会議で、特定の議題に対して学識経験者や実務経験者等から意見聴取することを目的としています。中教審のような根拠法令はなく、機動的に議論され、報告書が提出されます。

14

（5）国の予算

国の予算は、まず国の各省庁が概算要求を財務省に提出し、財務省ではその次年度の予算方針に基づき概算要求を見直し、財務省原案として閣議決定し、それを「政府原案」として衆議院に提出します。
衆議院ではまず予算委員会で審議後、衆議院本会議で審議・可決し、次に参議院で審議し、可決されれば予算成立となります。

ただし参議院が衆議院と異なる議決をし、両院協議会においても一致しなかった場合、衆議院の議決が優先されます。

2022（令和4）年度の文部科学関係予算はこのような経緯で、2022年3月22日に右図のとおり成立しました。

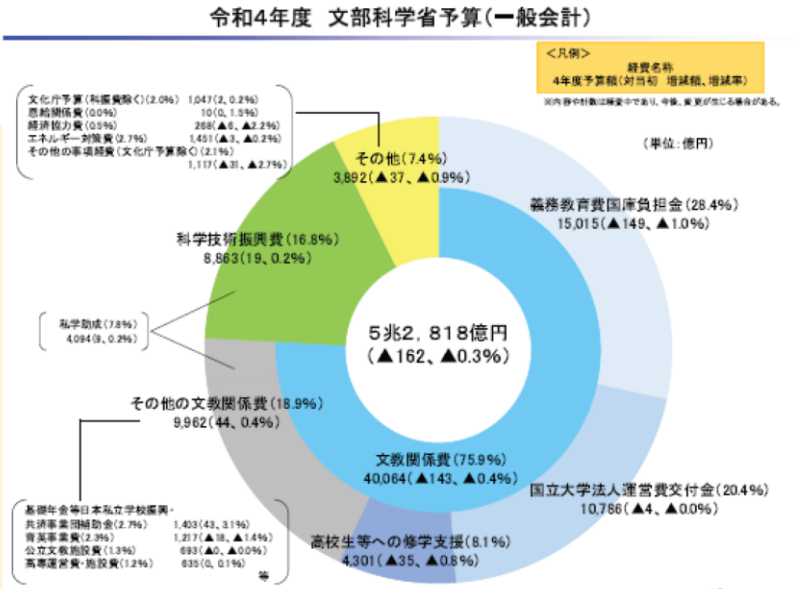

（6）会計検査院

①役割
独立した憲法上の機関として、国や法律で定められた機関の会計を検査し、国のお金の会計経理が正しく行われるように監督する職責を果たしています。

②厳しい検査
補助金の交付を受けている学校法人は会計検査院より適正な執行と正確性、合規性、経済性、効率性、有効性の5つの観点から厳しく検査されます。

③不適切、不合理等の是正と改善処置
不適切、不合理等であるとした会計経理については、検査院より国会に報告され、その是正がなされたり、改善の処置が講じられて同様の事態の再発防止等が図られたりといった是正改善がなされます。

(7)その他の関係省庁

①専門学校の8分野と関係省庁

工業分野	国土交通省等	教育・社会福祉分野	文部科学省等
農業分野	農林水産省等	商業実務分野	経済産業省等
医療分野	厚生労働省等	服飾分野	経済産業省等
衛生分野	厚生労働省	文化教養分野	文化庁等

②省庁と資格取得(例)

厚生労働省	①「教育訓練給付」※　②医療系養成と国家資格
経済産業省	①情報処理技術者試験・情報処理安全確保支援士試験　②電気主任技術者試験
国土交通省	①測量士、自動車整備士の養成と認定　②建築施工管理技術検定
総務省	①消防整備士　②危険物取扱い者
国税庁	①税理士
内閣府	①教育未来創造会議　②高等教育の無償化制度

17

教育訓練給付制度とは

教育訓練給付制度とは、働く方々の主体的な能力開発やキャリア形成を支援し、雇用の安定と就職の促進を図ることを目的として、厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了した際に、受講費用の一部が支給されるものです。

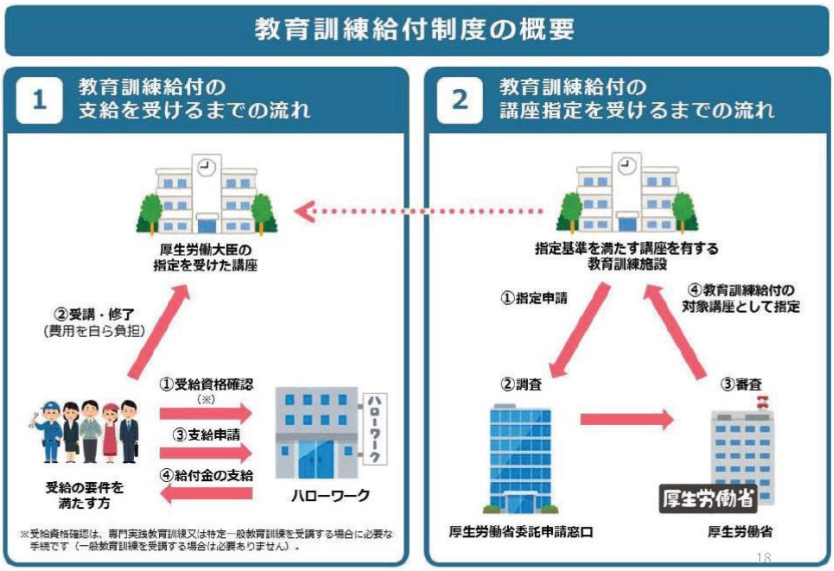

18

（7）．地方公共団体

専門学校は知事所轄のため、国への届出や私立学校施設整備費補助金、経常費補助も知事や地方公共団体の長を経由して行います。

都道府県		私立学校事務主管課名	都道府県		私立学校事務主管課名	都道府県		私立学校事務主管課名
1	北海道	総務部法人局学事課	17	石川県	総務部総務課私学・県立大学支援グループ	34	広島県	環境県民局学事課
2	青森県	総務部総務学事課学事振興グループ	18	福井県	総務部大学・私学振興課私学振興グループ	35	山口県	総務部学事文書課
3	岩手県	総務部法務学事課	19	山梨県	総務部私学文書課私学・大学担当	36	徳島県	経営戦略部総務課
4	宮城県	総務部私学文書課私立学校班	20	長野県	総務部情報公開・私学課	37	香川県	総務部総務学事課私学・宗務グループ
5	秋田県	企画振興部学術国際局学術振興課（専各・大学）	21	岐阜県	環境生活部人づくり文化課私学指導係	38	愛媛県	総務部管理局私学文書課
		教育庁総務課（小学校・中学校・高等学校）	22	静岡県	文化・観光部　文化学術局　私学振興課	39	高知県	文化生活部私学・大学支援課（幼稚園除く）
		教育庁幼保推進課（幼稚園）	23	愛知県	県民生活部学事振興課私学振興室			教育委員会事務局幼保支援課（幼稚園のみ）
6	山形県	総務部学事文書課私学宗務担当	24	三重県	環境生活部私学課	40	福岡県	私学学事振興局私学振興課
7	福島県	総務部文書管財総室私学・法人課	25	滋賀県	総務部総務課	41	佐賀県	くらし環境本部こども未来課
8	茨城県	総務部総務課私学振興室	26	京都府	文化環境部文教課	42	長崎県	総務部学事振興室（幼稚園除く）
9	栃木県	経営管理部文書学事課	27	大阪府	府民文化部 私学・大学課			こども政策局こども未来課（幼稚園のみ）
10	群馬県	総務部学事法制課私学振興係	28	兵庫県	企画県民部管理局教育課	43	熊本県	総務部総務私学局私学振興課
11	埼玉県	総務部学事課	29	奈良県	地域振興部教育振興課教育振興・私学係	44	大分県	生活環境部私学振興・青少年課私学班
12	千葉県	総務部学事課	30	和歌山県	総務部総務管理局総務学事課	45	宮崎県	総合政策部文化文芸・国際課文教担当（幼稚園除く）
13	東京都	生活文化局私学部私学振興課	31	鳥取県	地域振興部教育・学術振興課私学振興担当（幼稚園除く）			福祉保健部こども政策局こども政策課（幼稚園のみ）
		生活文化局私学部私学行政課			福祉保健部子育て王国推進局子育て応援課保育・幼児教育担当（幼稚園のみ）	46	鹿児島県	総務部学事法制課（幼稚園除く）
14	神奈川県	県民局次世代育成部私学振興課	32	島根県	総務部総務課学事グループ			県民生活局青少年男女共同参画課（幼稚園のみ）
15	新潟県	総務管理部大学・私学振興課	33	岡山県	総務部総務学事課学事班	47	沖縄県	総務部総務私学課私学・法人班

【専門職高等教育機関に関する独立行政法人等】

（1） 日本私立学校振興・共済事業団

1私学振興事業　①私立学校の教育の充実・向上、②その経営の安定、③私立学校教職員の福利厚生を図り、そのための補助金の交付、資金の貸付その他私立学校教育に対する援助
2　私立学校教職員共済制度

（2） 独立行政法人　日本学生支援機構（JASSO）

①奨学金事業：
②留学生支援事業：外国人留学生奨学金の支給、情報提供等の支援事業
③学生生活支援事業：キャリア教育・就職支援や障害のある学生等への支援など、政策上特に重要性が高いものについて、好事例の収集・提供、調査、研修等

（3） 国立研究開発法人　科学技術振興機構（JST）

（4） 独立行政法人　日本学術振興会（JSPS）

【専修学校各種学校の団体ならびに関連団体】

（1） 専修学校各種学校の各都道府県協会

全国専修学校各種学校総連合会（全専各連）
公益社団法人東京都専修学校各種学校協会（東専各）
一般社団法人 大阪府専修学校各種学校連合会
一般社団法人 福岡県専修学校各種学校協会　ほか、48都道府県に設置されている。

（2） 専修学校各種学校関連の団体

全国工業専門学校協会/公益社団法人全国経理教育協会/全国語学ビジネス観光教育協会/一般財団法人日本ファッション教育振興協会/ 特定非営利活動法人全国美術デザイン教育振興会/ 一般社団法人全国専門学校情報教育協会/一般社団法人 全国各種学校日本語教育協会/全国予備学校協議会
一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団/公益社団法人 東洋療法学校協会　等

21

。

【専門職高等教育機関関連の認証評価機関】

（1） 大学・短期大学の認証評価機関協会

公益財団法人大学基準協会（JUAA）:
国公私立大学を対象とする認証評価機関

公益財団法人 日本高等教育評価機構（JIHEE）:
私立大学協会加盟校を主とする認証評価機関

一般財団法人大学教育質保証・評価センター（JAQUE）:
2019年創設、公立大学の認証評価機関

一般社団法人日本技術者教育認定機構（JABEE）:
大学等の国際に通用する技術者育成教育の認定

22

(2) 専修学校
各種学校関連の
分野別認証機関

分　野	認証評価機関
歯科大学院	公益財団法人日弁連法務研究財団
	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
	公益財団法人大学基準協会
会計	特定非営利活動法人国際会計教育協会
経営（経営管理、技術経営、ファイナンス、経営情報）	一般社団法人ＡＡＢＥＳＴ２１
経営（経営管理、経営学、国際経営、会計、技術経営、ファイナンス）	公益財団法人大学基準協会
建築	特定非営利活動法人日本建築評価機構
臨床心理	公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会
教員養成（教職大学院、学校教育）	一般財団法人教員養成評価機構
公共政策	公益財団法人大学基準協会
情報、製造技術、組込技術、原子力	一般社団法人日本技術者教育認定機構（JABEE）
ファッション・ビジネス	公益財団法人日本服飾教育評価機構
公衆衛生	公益財団法人大学基準協会
知的財産	一般社団法人ＡＡＢＥＳＴ２１
	公益財団法人大学基準協会
ビューティビジネス	一般社団法人専門職業等教育質保証機構
環境・造園	公益社団法人日本造園学会
グローバル・コミュニケーション	公益財団法人大学基準協会
社会福祉	一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟
デジタルコンテンツ系	公益財団法人大学基準協会
グローバル法務系	公益財団法人大学基準協会
広報・情報系	公益財団法人大学基準協会
教育実践	一般社団法人専門職業等教育質保証機構

23

(4) 大学・短大関連の団体

＜私学高等教育機関の団体＞
全私学連合：日本の私立学校の団体全てが加盟
日本私立大学団体連合会：日本私立大学協会と日本私立大学連盟の連合組織
一般社団法人私立大学連盟：大手私大111法人123大学が加盟、隔月で『大学時報』を発行
日本私立大学協会：391法人410大学加盟、「教育学術情報新聞」隔週発行。
日本私立短期大学協会
私立大学通信教育協会
一般社団法人日本私立医科大学協会
日本私立看護系大学協会
公益財団法人私立大学情報教育協会（私情協）：私立大学等における情報教育の振興・充実を図る
公益財団法人私立大学退職金財団：私立学校教職員の退職金交付事業
一般財団法人私学研修福祉会：私立学校教職員の研修と福祉を図る
一般社団法人国立大学協会（国大協）：国立大学法人の団体
一般社団法人公立大学協会（公大協）：公立大学法人並びに公立大学の団体

24

＜その他＞
特定非営利活動法人国際教育交流協議会（JAFSA）ジャフサ：大学のグローバル化促進を支援
公益財団法人大学コンソーシアム京都
公益社団法人 学術・文化・産業ネットワーク多摩
公益社団法人大学コンソーシアム石川　などのほか全国各地に所在しています。
公益社団法人 東洋療法学校協会　等

【産 業 界】

公益財団法人 公益法人協会
一般社団法人 日本経済団体連合会
公益社団法人 経済同友会
株式会社　日本政策金融公庫
各都道府県の商工会議所
全国中小企業団体中央会
各都道府県の中小企業団体中央会　等

25

Ⅳ. 専門職高等教育機関の組織を知る

1.法人と大学等の関係

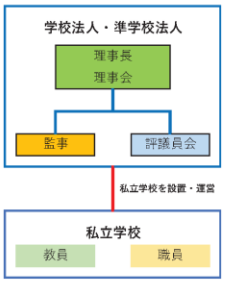

大学・短大、専門職大学、専門職短期大学、大学院、専門職大学院については、
私立の場合は法人格をもつ学校法人、国立大学は、国立大学法人が、公立大学は公立大学法人または自治体等が学校を設置します。
専門学校の設置者は、学校法人立以外に、準学校法人や個人や民法法人等であっても可能ですが、学校教育法第127条で以下のように定められています。

①専修学校を経営するために必要な経済的基礎を有すること。
②設置者（設置者が法人である場合にあつては、その経営を担当する　当該法人の役員とする。次号において同じ。）が専修学校を経営する　ために必要な知識又は　経験を有すること。
③設置者が社会的信望を有すること。

26

2. 高等教育機関の組織体制

(1)高等教育機関全体の組織体制
高等教育機関　主に教員が従事する教育・研究部門
主に職員が従事する管理運営を担う法人部門

教育・研究部門には学部（短大では学科）が設置され、その下に学科があり、学部ごとに事務局があります。学部ではなく、群とする組織もあります。

大学院は大学も学士課程の上に修士課程・博士課程を修める大学院が設けられるのが主です。学士課程からさらに学問を探求し研究者を養成するのが本来の目的ですが、学部を持たず、大学院だけが置かれている大学院大学（学校教育法第103条）も認められています。

専門職大学院は、学校教育法第99条3項にあるように、専門性が高い職種の人材育成のための大学院ですので、学部課程に続く修士課程ではなく、独立の修士として大学院大学を設置するケースが多くみられます。

27

(1)教員　専門職大学

専門職大学の教員資格は右図のとおりです。

(2)教員　専門職短期大学

短大の教員資格は専門職大学と下記の箇所が異なる。

教員の資格（専門職大学）

学長　人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者

教授	准教授	講師	助教
次のいずれかに該当し、かつ、専門職大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者			
①博士の学位を有し、研究上の業績を有する者			
②研究上の業績が①に準ずると認められる者			
③修士（専門職）、法務博士（専門職）又は教職修士（専門職）の学位を有し、当該学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者	③ 修士の学位又は修士（専門職）、法務博士（専門職）若しくは教職修士（専門職）の学位を有する者		③ 左記＋医学・歯学・薬学（臨床）・獣医学については学士の学位を有する者
④大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴がある者	④ 大学において教授、准教授、専任の講師、助教又はこれに準ずる職員としての経歴がある者		
⑤芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていると認められる者 ・実際的な技術の修得を主とする分野にあっては実際的な技術に秀でていると認められる者			
⑥専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者	⑦専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者		⑦専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者
–	⑧研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者		
–	–	その他特殊な専攻分野について、専門職大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者	–

※ 助手（専門職大学設置基準第42条）は、授業科目の担当教員にはなれない。

46

⑤大学、短大又は高専において教授、准教授又は専任の講師の経歴がある者	⑤ 大学、短大又は高専において教授、准教授、専任の講師、助教又はこれに準ずる職員としての経歴がある者	
⑥研究所、試験所、病院等に在職し、研究上の業績を有する者		
⑦特定の分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者	⑦特定の分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者	⑦特定の分野について、知識及び経験を有すると認められる者

28

（3）教員　専門職大学院

専門職大学院は専門職大学院設置基準第5条で、下記のとおり規定されている。

担当する専攻分野について、次の各号のいずれかに該当し
高度の教育上の指導能力があると認められるもの
①教育上又は研究上の業績を有する者
②高度の技術・技能を有する者
③特に優れた知識及び経験を有する者

29

＜実務家教員＞
実務家教員を必要専任教員数の4割以上が専任でなければなりません。

実務家教員とは、概ね5年以上の実務経験かつ高度の実務能力を有する者であって、企業現場の最新技術や知識を教授できるものでなければなりません。そのため、実務家教員は離職後10年以内が求められています。

実務家教員のうちの1/2は、修士以上の学位や研究力などを持つ者であること、またそれ以外の必要実務家教員の2割は、企業等の現場で現に取り扱われる生きた知識・技能等を教授するために、みなし専任教員が求められています。

30

(3)教員　専門学校

専修学校の教員は、専修学校設置基準第41条から第42条(教員の資格)において、専門課程、高等課程、一般課程ごとに規定されています。。専門学校の要件は以下のとおり。

職位	学位	専門職学位	教育歴	知識・経験	その他
教員	修士以上	学位のみ	高等学校で2年以上の教育歴	特に優れた知識、技術、技能及び経験ありも可	専門学校を卒業して、修業年限＋当該業務で通算6年 学士は2年、短期大学は4年の教育、研究、技術の業務

第41条　専修学校の専門課程の教員は、次の各号のいずれかに掲げる者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。

一　専修学校の専門課程を修了した後、学校、専修学校、各種学校、研究所、病院、工場等(以下「学校、研究所等」という。)においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者であつて、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者

二　学士の学位(専門職大学の学位を含む)を有する者にあつては二年以上、短期大学士の学位または準学士の称号を有する者にあつては四年以上、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者

三　高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)において二年以上主幹教諭、指導教諭又は教諭の経験のある者

四　修士の学位又は学位規則第五条の二に規定する専門職学位を有する者

五　特定の分野について、特に優れた知識、技術、技能及び経験を有する者

六　その他前各号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

31

＜教員　専門学校「専修学校教員認定証」＞

一般財団法人職業教育・キャリア教育財団等では、

専修学校設置基準に定める教員の資格を有する、教員志望者や3年未満の教員に新任研修を実施し、修了者には「専修学校教育認定証」を交付しています。

これは、専修学校教員として身に付けておくべき基礎的教育科目に関する研修受講を修了したという認定証です。

民間の業界分野別団体だけではなく、社団法人群馬県専修学校各種学校協会のように、都道府県単位の業界団体等でも同様の事業を実施している例があります。

32

（4）職員

①職員の法的位置づけ
　高等教育機関職員は，学校教育法や大学設置基準において大学運営を担う構成員として位置づけられ、大学の管理運営に携わり、教員の教育研究活動を支援するなど重要な役割を担っています。

〇学校教育法（昭和22年法律第26号）（抄）
第92条　大学には学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置かなければならない。

〇大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）（抄）
（事務組織）
第41条　大学は、その事務を遂行するため、専任の職員を置く適当な事務組織を設けるものとする。

②高等教育機関職員の構成員
　高等教育機関職員も、他の業種と同じく、正職員、契約職員（派遣・有期契約）、パートタイマー、アルバイトで構成されます。非正規職員は5年の無期ルールが適用されます。

　5年の無期ルール：　同じ会社で有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みによって、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルール

33

③SDの義務化
　近年、大学経営をめぐる課題が高度化・複雑化する中で、個々の職員の質を高める必要性が一層大きくなっていることから、2017（平成29年）の大学設置基準の改正により、大学運営における教員・職員の役割分担と教職協働が明確化され、教職員への SDも義務化されました。

　専門職大学、短期大学、専門職大学院も、設置基準により、研修の機会が規定されています。

専門職大学設置基準
（研修の機会等）
第五十八条　専門職大学は、当該専門職大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第二十条に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

　専門学校においては、設置基準でSDは規定されてはいませんが、
文部科学省による『専門学校における職業教育のマネジメントに
関する手引・事例』（令和2年度　文部科学省委託事業）において、
教職員研修（FD、SD）が推奨されていることから、
大学等と同様にSDに取組むことは重要です。

34

レポート課題（700文字から1,000文字程度）

専門職高等教育機関における職員の役割について
述べよ

35

第５講

専門職教育支援士[専門職高等教育運営]履修証明プログラム

専門職高等教育機関に関する基礎知識

第５講

2022.11.3

大正大学客員教授　地域構想研究所　副所長補佐
山本　雅淑

1

Ⅴ. 高等教育政策の今

1.新型コロナウイルス感染症対策

(1)基本的対処方針の変更（R4. 9/8 オミクロン株の特性を踏まえた感染症法上の取扱いの見直し）

オミクロン株の特性を踏まえ、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」を改定。

① 発生届の対象者：65 歳以上、入院患者、重症化リスクがあり治療薬投与等が必要な者、妊娠者の４類型に限定して届出る。

② 陽性者の自宅療養期間の見直し：療養者が有症状の場合は７日間かつ症状軽快後 24 時間に変更（入院は 10 日間）。

無症状の場合：５日（ただし5日目抗原定性検査キットで陰性）。

陽性者は引き続き外出禁止だが、症状軽快後24時間以降または無症者はマスク着用は必須、必要最低限の外出を許容する。

③濃厚接触者の待機は、５日に短縮（7/24通知）。２日目と３日目に２日続けて検査が陰性であった場合は、３日目に待機を解除。

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等及び専門学校等（大学等）における感染対策の徹底等について」（周知）総合政策局生涯学習推進課/高等教育局高等教育企画課

テキストＰ54～55参照

2

(2)拠点接種での追加接種（オミクロン株対応）実施に当たっての留意点（R４.9.22）

各大学等が実施する職域接種の追加接種（オミクロン株対応）実施に当たっての留意点等について（周知）総合政策局生涯学習推進課
「大学拠点接種」での追加接種（オミクロン株対応）実施に当たっての留意点等について（周知）高等教育局高等教育企画課

厚生労働省の専用 WEB 入力フォームに入力する前の、文部科学省の「大学等ワクチン接種加速化検討チーム」への相談が不要となり、職域追加接種（オミクロン株対応）の申請は、厚生労働省健康局9/20通知に従い実施する。拠点接種での大学。専門学校単位での追加接種の経費の支援はR5年3月まで延長する。

都道府県の大規模接種会場等における大学等単位（専門学校単位）での団体接種の実施に当たっての経費の支援等について（周知）
高等教育局高等教育企画課/総合政策局生涯学習推進課　（R4.10.22）

「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応」として通知・事務連絡が文科省HPに分野別並びに年度別に一覧が掲載されています。
大学・短大については　（https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00016.html）
専門学校については、（https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00017.html）

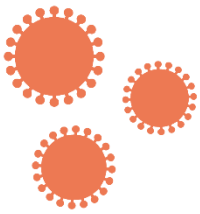

2.中教審答申と政策の流れ

中央教育審議会の所掌事務は、文部科学大臣の諮問に応じて教育の振興及び生涯学習の推進に係る機会を整備し，文部科学大臣に意見を述べることです。
そして、法令の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理することです。

西暦	H/R	主な答申等（断り書のないのは中教審）	学校法人大学改革（大学ガバナンス改革）		国公大学改革
			大学ガバナンス推進のための教学面・管理運営面の改革	教育の質保証のための認証評価と情報の公表	
		改革の目的	大学の目的である 教育・研究及び社会貢献の機能を最大化するための改革	設立事前チェックの緩和後の「大学教育の質保証」と社会的説明責任を果たす目的	
1991	H3 年	大学設置基準を改正、大綱化（教養部の廃止、学部の名称の自由化等）	大学設置基準を改正【大学院重点化】 大学院の部局化、教員の大学院所属。	大学設置基準を改正→自己点検評価の努力義務化	国公私大学改革共通
					国公私大学改革共通
1998	10 年	「21世紀の大学像と今後の改革方策について」（大学審議会答申） →教育の内部質保証			
1999	11 年			大学設置基準を改正 →自己点検評価を義務化し、その結果を学外の検証の努力義務化	国公私大学改革共通
2001	13 年	参考：「大学（国立大学）の構造改革の方針」遠山プラン			
2002	14 年			学校教育法を改正（H15..3改正、H15.4施行） →自己点検・評価の実施と結果の公表に係る規定を法律上明示 （施行は平成16年度から）	国公私大学改革共通
				学校教育法を改正（H14.1改正、H15.4施行） →認証評価制度を導入（平成16年度施行）→【質保証の確保】	国公私大学改革共通
2003	15 年		大学設置基準を改正（H15.3改正、H15.4施行） →設置基準の準則化を図る		国公私大学改革共通

2004	16	年		私学法改正（H16.7改正、H17.4施行） →学校法人における管理運営制度（理事会の役割・監事の職務）の改善	財務情報の公表	国立大学法人制度 公立大学法人制度の創設
2005	17	年	「我が国の高等教育の将来像」（答申） →【7つの機能分化】	学校教育法の改正（H17.7改正H19.4施行） →大学の教員組織の整備（准教授、助教の新設）等		国公私大学改革共通
2006	18	年		教育基本法の全面改正（H18.12改正・施行） →教育の目標、大学の役割、私学の重要性を新設		国公私大学改革共通
2007	19	年		学校教育法の改正（H19.6改正、H19.24施行） →大学の目的に「社会貢献」を追加、FD、履修証明制度の創設	教育研究に関する情報公表の義務化	国公私大学改革共通
				大学設置基準を改正（H19.7改正、H20.4施行）→・教育研究目的の明示の義務化、シラバス・成績評価基準の明示の義務化、大学院・学士課程においてFD実施の義務化		国公私大学改革共通
2008	20	年	「学士課程教育の構築に向けて」→3つのポリシーの明確化、学士力			国公私大学改革共通
2010	22	年			学校教育法施行規則の改正（H22.52改正、H23.44施行） →大学が公表すべき教育情報の具体化・明確化	国公私大学改革共通
2012	24	年	「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～」（答申）→学修時間の確保			
2013	25	年				国立大学改革プラン
2014	26	年	「大学のガバナンス改革の推進について」（審議まとめ）→【大学のガバナンス】 （学長のリーダーシップ、選考方法、学長補佐体制、教授会の役割）	私学法改正（H26.3改正、H26.4施行）→所轄庁による必要な措置命令、報告及び検査、忠実義務の整備		
				学校教育法の改正（H26.6改正、H27.4施行）「ガバナンス改革」 →・副学長・教授会等の見直し等		学校教育法・国立大学法人法の改正 国大学長選考の透明化
			「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」（答申）	大学設置基準を改正（H26.11改正・施行） →外国大学との国際連携課程（ジョイント・ディグリー）制度の創設		
					大学ポートレートとしてWebサイトを通じた教育情報の提供開始（私学版）	大学ポートレート提供開始（国立大版）

2015	27	年		学校教育法の改正（H27.6改正、）→高等学校専攻科修了者の大学への編入学制度の創設		国立大学経営力戦略
2016	28	年		大学設置基準を改正（H29.4施行）→職員への研修【SDの義務化】		国立大学改革プラン
2018	28	年		学校教育法施行規則の改正（H28.3改正、H29.4施行） →三つの方針（卒業の認定に関する方針、教育課程の編成・実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針）の策定・公表の義務化		国立大学法人法の改正 →指定国立大学法人の創設・資産の有効活用を図るための措置
2017	29	年	「専門職大学設置基準の制定等について」（答申）			
2018	30	年	「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」（答申）			科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律
2019	31	年	「学校法人のあり方検討」学校法人制度改善検討小委員会→理事・監事の責任「私立大学版ガバナンス・コード」の策定の推進	「ガバナンスの強化等、学校教育法の一部改正案、私学法一部改正」（R元.5改正　R2.4施行） →学校法人の責任の明確化、監事機能の強化、役員の損害賠償責任	情報公表の充実	
				私立大学連盟、私立大学協会、私立短期大学協会、国立大学協会、公立大学協会等、団体において会員校に対する大学ガバナンス・コードの策定と公表		
2020	R2	年		大学設置基準を改正（H29.4施行）→大学連携科目の創設 中教審大学分科会「教学マネジメント指針」		
2021	3	年		（学校法人ガバナンス会議等）		
2022	4	年			大学設置基準の改正→3つのポリシーに基づく教学マネジメントの責任の明確化	

3.学校法人ガバナンス改革

(1)大学ガバナンスの定義

●「教学と経営それぞれの責任と役割の方針を定め、意思決定する高等教育機関内における組織・運営体制を示す総称」(中教審「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」(答申)(平成30年11月26日))

●「建学の精神に基づく教育・経営理念と中長期計画に従った意思決定プロセスを行い、ステークホルダーとの関係を明確にし、公共的な存在として期待される理事長・学長等のトップリーダーのもと適切に実行するための仕組み」(USR(大学社会的説明責任)研究会)

(2)なぜ大学ガバナンス改革が必要なのか

知識基盤社会の到来により、国際化・ICT化など急速な社会環境の変化に向けて、企業にコーポレート・ガバナンス」が導入されたように、大学においても、知識基盤社会における人財育成やイノベーションの創出が大学に求められていたことから、迅速な意思決定、責任を明確化し、大学の教育・研究・社会貢献の機能を最大限発揮する組織となるため、大学ガバナンスの改革が求められた。

(3)大学ガバナンス改革への文科省のスタンス

所轄庁が命じるのではなく、自律的な改善を促す。**大学ガバナンス・コードの策定**を大学団体に推奨し、各大学団体が策定・公表した大学ガバナンス・コードに、所属大学は則り、自校の大学ガバナンス改革の進捗をチェックし公表する。公表できない事項があれば、公表できない理由を説明 (コンプライ・オア・エクスプレイン)する。

現在は、国立大学協会はガバナンスコードに沿った全国立大学の実施状況を公表。私立大学協会は、規模の違いから、協会で作成したガバナンス・コードをもとに、加盟大学それぞれが大学ガバナンス・コードを作成、私大連盟はコードに従い各大学データを作成し、公表先は社会でなく、私大連盟に報告する。

7

(4) 学校法人のガバナンス改革　学内の全体像

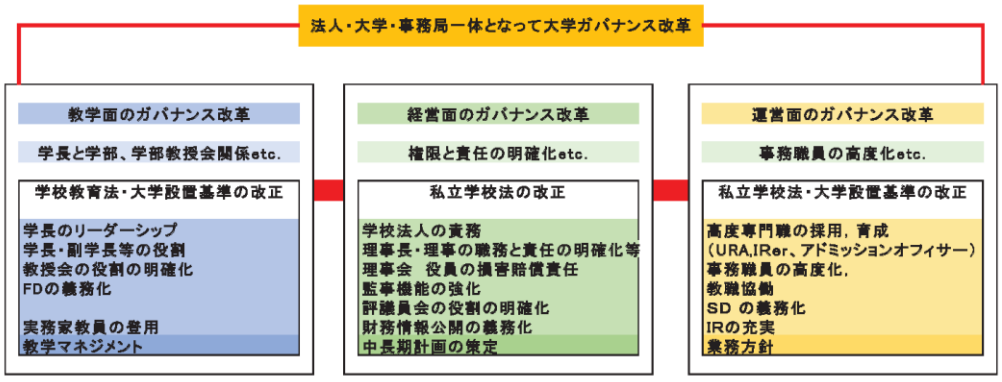

★私立大学では，学校法人に置かれる理事会の理事のうち一人が理事長となり，学校法人を代表し，その業務を総理する（私立学校法第 35 条～第 37 条）。私立大学の学長は理事となることによって経営に関与できる仕組みをとっており，理事長と学長を兼務している場合もある。このほか独自に総長職を置いている場合もある。

8

(5) 学校法人のガバナンス改革　国と社会と高等教育機関の全体像

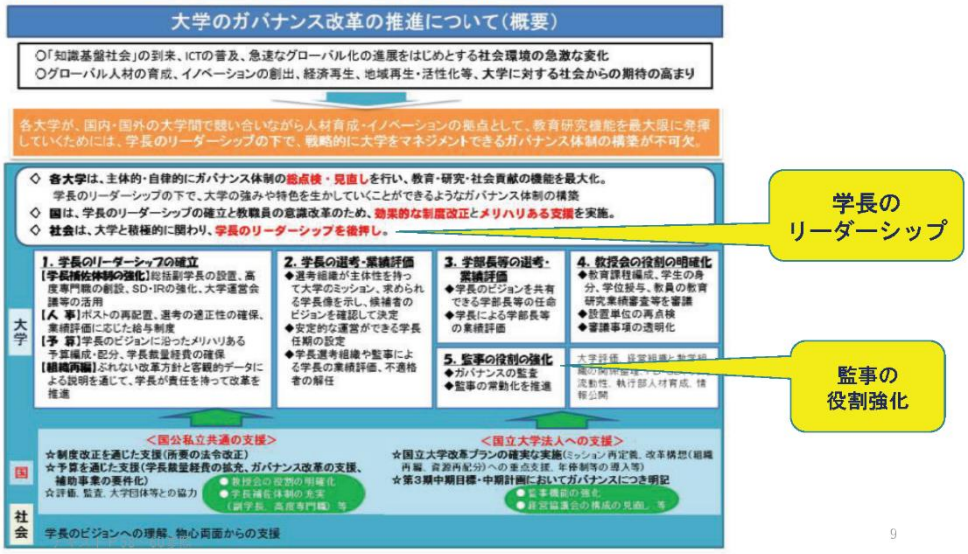

9

(6)学校法人のガバナンス改革（R元年の私立学校法の改正）

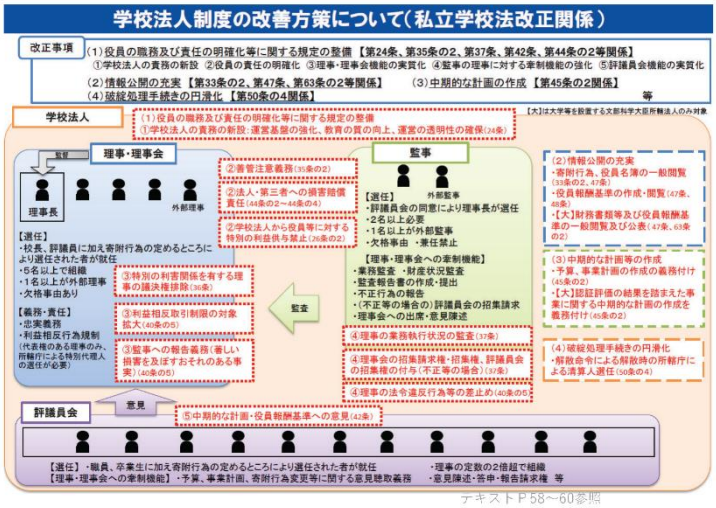

2020年4月から施行

①中長期計画の策定
　原則5年以上
②役員の責任の明確化
　理事・監事の善管注意義務
　（損害賠償責任も負う）
③監事機能の充実
　監事の牽制機能の強化
　（監事の差し止め請求権）
④評議員会機能の充実
　中長期計画への意見聴取
⑤財務諸表等の情報公開
　一般市民の閲覧も義務化

テキストP58～60参照

10

(7)学校法人のガバナンス改革のための会議（R2年　私立学校法の更なる改正に向けて）

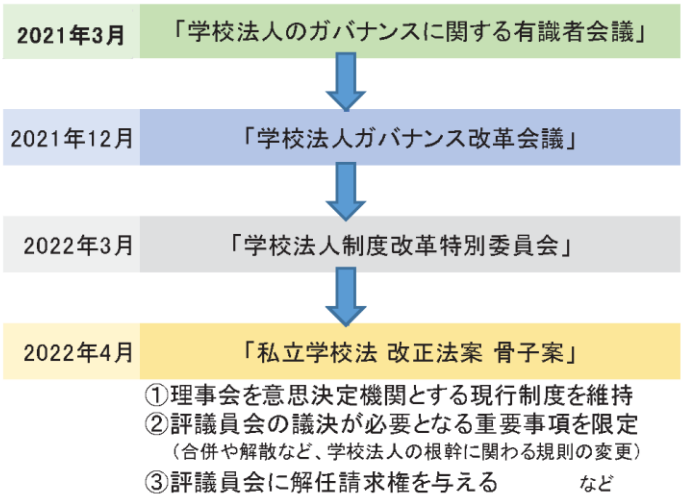

①理事会を意思決定機関とする現行制度を維持
②評議員会の議決が必要となる重要事項を限定
（合併や解散など、学校法人の根幹に関わる規則の変更）
③評議員会に解任請求権を与える　　など

(8)教学面の学校法人ガバナンス改革　～学長リーダーシップの確立

① 構成員の役割―副学長職務の充実 （学校教育法92条）

1） 大学には学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置く。
2） 1）のほか副学長、学部長、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。
3） 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。
4） 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
5） 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。
6） 教授は、（略） 学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

② 教授会の役割の明確化 （学校教育法93条）

1） 教授会は、学長が掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べる。
①学生の入学、 ②学位の授与、③卒業及び課程の修了
④学長が定めた、教授会の意見を聴くことが必要な教育研究に関する重要な事項
2） 審議事項の透明化 → 教授会の議事録のHP掲載など

③ FD（ファカルティ・デベロップメントの義務化）（大学設置基準29条）

④ 実務家教員の登用（専任教員）（大学設置基準12条）

「第3項 前項の規定にかかわらず、大学は、教育研究上特に必要があり、かつ、当該大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該大学における教育研究以外の業務に従事する者を、当該大学の専任教員とすることができる。」

12

(9)経営面の学校法人ガバナンス改革～令和元年の私学法改正

①学校法人の責務（私立学校法24条）　←　新設
「学校法人は自主的に運営基盤の強化,教育の質の向上、その運営の透明性の確保を図る。」

②学校法人と役員の関係
・特別の利益供与の禁止（私立学校法26条の2）
学校法人は、理事、監事、評議員、職員等の関係者に対し特別の利益を与えてはならない。

・学校法人と役員との関係（同第35条の2）
「学校法人と役員との関係は、委任に関する規定に従う」と明確化されたことから、「受任者は委任の本旨に従い善良なる管理者の注意をもって委任事務を処理する義務を負う」（民法第644条）の善管注意義務が適用される。
学校法人の役員は、学校法人に対して、業務執行に際し注意を怠った場合、賠償責任を負う。

③理事会・理事長・理事の職務と責任の明確化等
理事会▶学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する（＝最高業務執行機関）　（第36条第2項）

理事長▶学校法人を代表し、その業務を総理（ 全体を統一して管理）する（＝最高業務執行者）（第37条第1項）。

理　事▶理事長を補佐して学校法人の業務を掌理（個々の理事が分担）する（第37条第2項）
▶学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監事に報告しなければならない（第40条第5項）
▶特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない（第36条第7項）

13

(10)職員面の大学ガバナンス改革

①高度専門職の採用，育成
・URA （University Research Administrator）…研究活動を効果的・効率的に進めていくために、プロジェクトの企画・運営、知的財産の管理・運用等の研究支援業務を行う人材

・IRer（Institutional Researcher）… 大学の経営改善や学生支援，教育の質 向上のため，学内データを収集・分析し，改善施策を立案，施策の実行・検証を行うと いった広範な活動を指す

・アドミッションオフィサー…入学者選抜における審査や、志願者への助言、入試及び学生募集にかかる企画立案を行う。

②事務職員の高度化

③教職協働

④SD の義務化　大学設置基準　（第42条の3　新設）　平成29年4月施行
「大学等は、当該大学の教育研究活動の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。」
・全職員を対象（事務職員、教員や学長等の大学執行部、技術職員）
・必要な知識及び技能の習得、能力及び資質を向上させるための研修その他（外部研修も活用、キャリアパスを見据えた人事の育成・活用・評価）の開催

⑤IRの充実

14

4.中長期計画の策定

(1)R2の私学法改正で義務化

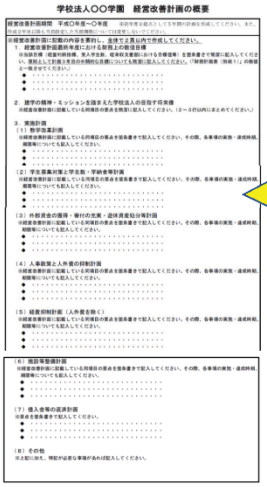
学校法人〇〇学園　経営改善計画の概要

私学法の改正で義務化される(私学法第45条②)

私学事業団の「経営改善計画のサンプル」

予め評議員会の意見を聞く(第42条)

1.計画の財務上の数値目標
2.建学の精神
3.実施計画
(1)教学改革計画
(2)学生募集対策と学生数・学納金等計画
(3)外部資金の獲得・寄付の充実・遊休資産処分等計画
(4)人事政策と人件費の抑制計画
(5)経費抑制計画
(6)施設等整備計画
(7)借入金等の返済計画
(8)その他

私学事業団のＨＰ
助成業務→経営支援・情報提供→「経営改善計画立案・実施のための参考資料」にあり

テキストP61参照

15

(2)中長期計画の策定の手法

中長期計画を策定するには、現在の自法人がどのような状態なのか自己点検・評価をし、その結果を、内部環境・外部環境の両方から分析する必要がある。

財務面	教育面	管理面	学生募集
①収益の向上策	①教育の評価(自己点検)	①法人規模の見直し	①入試の見直し
②諸経費の抑制策	②学部・学科の見直し	②改組・転換策の検討	②広報の見直し
③目標に向けた基本金積上げ計画	③初年次教育	③教職員の資質の向上（人事制度の見直し）	③オープンキャンパス
④人件費の見直し	④学修到達度、成績評価	④学内システムの構築	④高校・進学塾へのアプローチ
⑤その他	⑤その他	⑤その他	⑤その他(就職支援等)

中長期計画の策定

SWOT分析が有効

テキストP61参照

16

5. 情報の公表

(1)教育情報のあゆみ　大学の教育・研究の質の維持・向上が目的

①学校教育法（昭和22年法律第26号）、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第2条
「教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によつて、積極的に情報を提供するものとする。」

②「学校教育法施行規則」2010（平成22）年の改正

「新たに教育研究活動等の公表すべきものとして次の9項目を明確化し、刊行物への掲載、インターネットの利用など積極的に公表する」（第172条の2第2項、第3項）。
＜公表する内容＞
1)教育研究上の目的及び3つ（入学、教育、卒業）の方針
2)教育研究上の基本組織
3)教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績
4)入学者、収容定員及び在学生数、卒業者数、進学者数、就職者数、就職等の状況
5)授業科目、授業の方法及び内容、年間の授業計画(シバラス)
6)学修成果に係る評価、卒業認定に当たっての基準
7)校地、校舎等の施設及び設備、学生の教育研究環境に関すること
8)授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
9)大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援

17

③ **学校教育法改正により教育情報の公表の義務化**

「大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。」（学校教育法第113条）

④大学ポートレートの活用
大学の教育情報の活用・公表のためには、データベースを用いた共通的なプラットフォーム
各大学の教育情報一覧を掲載する「大学ポートレート」が2014（平成26）年に設置され、2015（平成27）年より運営

また、職業実践専門課程については、
一般社団法人専門職高等教育質保証機構により、
職業実践専門課程版ポートレートが構築されている。

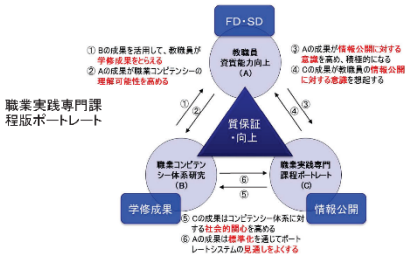

大学ポートレート

18

（2） 財務情報等の公開＝学校法人適切な管理運営のために

① 2004（H16）年の私学法改正により財務情報の事務所の備置きの義務化

学校法人の不適切な管理運営がみられたことから、財務情報等の公開が義務付けられた。

私立学校法　第47条
1）財産目録、2）貸借対照表、3）収支計算書、4）事業報告書　5）監事による監査報告書を、
各事務所に備えて置くとともに関係者への閲覧に供する。

②2019（R元）年の私学法改正により以下の項目が新たに義務化された。

・寄附行為・役員等名簿の事務所の備置き及び一般閲覧（第33条の2、第47条、第48条、第66条）

・財務書類等及び役員報酬等基準の作成・一般閲覧及び公表（第47条、第48条、第66条

6.高大接続改革

(1) 高大接続改革とは

高校教育と大学教育をつなぐ大学入学者選抜について、一貫した理念のもとに一体的に改革を行う必要あり（中央教育審議会「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について（答申）」）

→ 高校教育、大学教育、入試三位一体の改革の実施。

(2)「三つの方針」に基づく大学教育の質的転換

学校教育法施行規則改正（平成28年3月）

「三つの方針」
1 **アドミッション・ポリシー**（入学者受け入れ方針）
2 **カリキュラム・ポリシー**（教育課程編成実施の方針）
3 **ディプロマ・ポリシー**（学位授与の方針）
（平成17年中教審答申「わが国の高等教育の将来像」から）

図の出典：名古屋大学　HP　教育基盤連携本部の概要より引用

（ポイント）
・ポリシーを作成し、学内で共有し、学生に提示し、公表し実施する。
・三つのポリシーを、一貫したものにする。
・実施状況を把握し、点検する。毎年改善していく。

20

(3) 高大接続改革の全体像

高等学校教育改革

《「学力の３要素」の確実な育成》

✔教育課程の見直し

- 2016年12月答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策について」
- 高等学校学習指導要領を改訂（育成すべき資質・能力を踏まえた教科・科目等の見直し）（2018年3月）

✔学習・指導方法の改善と教師の指導力の向上

- 高等学校学習指導要領を改訂（「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）」の視点からの授業改善の推進）（2018（平成30）年3月）
- 2015（平成27）年12月答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」
- 「教育公務員特例法等の一部を改正する法律案」（教育公務員特例法、教育職員免許法、教員研修センター法の一括改正）が成立（2016（平成28）年11月）

✔多面的な評価の推進

- 「高校生のための学びの基礎診断」の認定基準を策定し、この基準により測定ツールを認定・公表（2018年12月）
- 「キャリア・パスポート（仮称）」の調査研究を実施（2017年度から）
- 高校学習指導要領の改訂を踏まえ、指導要録参考様式を見直す予定（2018年度以降）
- 「検定事業者による自己評価・情報公開・第三者評価ガイドライン」を策定（2017年10月）

大学教育改革

《「学力の３要素」の更なる伸長》

✔「三つの方針※」に基づく大学教育の質的転換

- 「三つの方針」の一体的な策定・公表の制度化（2017年4月施行）
- 「三つの方針」策定・運用に関するガイドラインを国が作成・配布

✔認証評価制度の改善

- 「三つの方針」等を共通評価項目とし、2018年度から認証評価に反映

※「三つの方針」とは、卒業認定・学位授与の方針、教育課程の編成・実施の方針、入学者受入れの方針を指します。

学力の3要素

①十分な知識・技能

②思考力・判断力・表現力

③主体性

3つの方針に基づいた大学教育の質の向上

① 卒業認定・学位授与の方針「ディプロマ・ポリシー」

② 教育課程編成・実施の方針「カリキュラム・ポリシー」

③ 入学者受入の方針「アドミッション・ポリシー」

テキストＰ65～66

21

(4)センター試験から大学入学共通テストへ
～思考力・判断力・表現力を問うテストへ

①入試の変更

大学入試は右表のように入試の名称や内容が改正された。

専門学校については、名称変更はないが、エントリーの開始時期等は、大学等と同じ。

②入試の日程等については第6講で。

	2020年1月入試	2021年入試
● 試験の名称と実施時期		
	大学入試センター試験	大学入学共通テスト
試験時期	1月中旬実施	1月中旬実施（変更なし）2021年1/16,17実施
名称	一般入試	一般選抜
試験時期	2月、3月の前期、後期	2月、3月　合否は3/31まで
名称	推薦入試	学校推薦型選抜
試験時期	11月受付/合否決定日定めなし	出願受付：11/1以降　判定結果は2020年12/1以降で一般選抜の試験期日の10日前まで（学校推薦型選抜で大学入学共通テストを活用する場合は前日までのなるべく早い期日）
名称	AO入試	総合型選抜
試験時期	8月出願/合否決定日定めなし	出願受付9/15以降に変更、合格発表時期は11月以降
●学校推薦選抜、総合型選抜試験の内容		
	学力の3要素が評価されない早期合格による高校生の学習	同右 eポートフォリオの作成などの充実

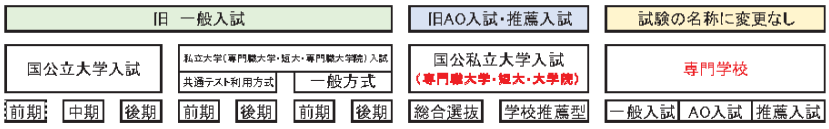

7.教学マネジメント指針・職業教育マネジメントの手引き

(1) 教学マネジメント指針

中教審「グランドデザイン答申」(2018年11月)を受けて「教学マネジメント指針」が2020年(令和2)年1月に公表された。
「自律的な学修者」の育成のための教学改善のPDCA確立が目的

①『三つの方針』を通じた学修目標の具体化
②授業科目・教育課程の編成・実施
③学修成果・教育成果の把握・可視化
④教学マネジメントを支える基盤(FD・SDの高度化、教学IR体制の確立)
⑥情報公表

(2)「専門学校における職業教育のマネジメントに関する手引・事例集」

専門学校における職業教育の質保証・向上を図るため、文部科学省より公表。
①職業教育マネジメント(『三つの方針』、PDCAサイクル等)
②計画(シラバス、卒業要件等)
③実践(学生募集、学生支援、キャリア支援等)
④評価/改善(成績評価、カリキュラムの点検・見直し、授業評価等)
⑤基盤の整備(教職員の採用、研修(SD,FD)、学校評価、情報公開・発信)

5. 自己点検・評価と認証評価(認証評価については、第6講へ)

(1)自己点検・評価とは

自己点検・評価とは「大学が教育研究水準の向上や活性化に努めるとともに、その社会的責任を果たしていくため、その理念・目標に照らして自らの教育研究活動等の状況について自己点検し、現状を正確に把握・認識した上で、その結果を踏まえ、優れている点や改善を要する点など自己評価を行うこと」。

(2) 自己点検・評価と認証評価制度の経緯

①大学設置基準の大綱化により、設置審査が緩和され、多様化する大学の質保証が必要になった。

②1999(平成11)年に大学設置基準の改正
「自己点検・評価の実施と結果の公表を義務化するとともに、第三者によって検証することを努力義務化」
→自己点検・評価は外部に冊子やHPで公表のみで、第三者による評価を受ける大学はなし。

③2002(平成14)年に学校教育法を改正
「自己点検・評価の実施と結果の公表を義務化」(69条の3 施行は2004(平成16)年度)
「文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関による7年ごとの評価が義務化」(109条)
→認証評価結果は文科大臣に報告後、公表される。

24

7.東京23区内の大学収容定員増の抑制

●大学設置認可審査における入学定員超過率

区分	大　学				短期大学
収容定員	4,000人以上			4,000人未満	
入学定員	300人以上	100人以上300人未満	100人未満		
入学定員超過率	1.05未満	1.10未満	1.15未満	1.15未満	1.15未満

超えると認可されない

●定員の充足状況による補助金不交付措置

令和2年度 5月1日現在	8,000人以上	4,000人以上 8,000人未満	4,000人未満
入学定員に対する割合	**1.10**	**1.20**	**1.30**
収容定員に対する割合	**1.40**	**1.50**	**1.50**

超えると補助金が交付されない

「私立大学職員の新人研修」テキスト　小島憲明より引用

25

8.高等教育の無償化

制度の概要

【支援対象となる学校種】大学・短期大学・高等専門学校・専門学校

【支援内容】①授業料等減免制度の創設
②給付型奨学金の支給の拡充

【支援対象となる学生】住民税非課税世帯　及び　それに準ずる世帯の学生

【実施時期】2020年4月　からスタート
（2020年度の在学生（既に入学している学生も含む。）から対象）

【財源】少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用。
国負担分は社会保障関係費として内閣府に予算計上し、文部科学省において執行。

1

「私立大学職員の新人研修」テキスト　小島憲明より引用

26

大学等の要件（機関要件）

○ 大学等での勉学が職業に結びつくことにより格差の固定化を防ぎ、支援を受けた学生が大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようになるという、今回の支援措置の目的を踏まえ、対象を学問追究と実践的教育のバランスが取れている大学等とするため、大学等に一定の要件を求める。

1．実務経験のある教員による授業科目が標準単位数（４年制大学の場合、１２４単位）の１割以上、配置されていること。
※ 例えば、オムニバス形式で多様な企業等から講師を招いて指導を行っている、学外でのインターンシップや実習等を授業として位置付けているなど主として実践的教育から構成される授業科目を含む。
※ 学問分野の特性等により満たすことができない学部等については、大学等が、やむを得ない理由や、実践的教育の充実に向けた取組を説明・公表することが必要。
2．法人の「理事」に産業界等の外部人材を複数任命していること。
3．授業計画（シラバス）の作成、GPAなどの成績評価の客観的指標の設定、卒業の認定に関する方針の策定などにより、厳格かつ適正な成績管理を実施・公表していること。
4．法令に則り、貸借対照表、損益計算書その他の財務諸表等の情報や、定員充足状況や進学・就職の状況など教育活動に係る情報を開示していること。

〔経営に課題のある法人の設置する大学等の取扱い〕

★ 教育の質が確保されておらず、大幅な定員割れとなり、経営に問題がある大学等について、高等教育の負担軽減により、実質的に救済がなされることがないよう、文部科学省の「学校法人運営調査における経営指導の充実について」（平成３０年７月３０日付３０文科高第３１８号高等教育局長通知）における「経営指導強化指標」を踏まえ、次のいずれにもあたる場合は対象としないものとする。
・法人の貸借対照表の「運用資産－外部負債」が直近の決算でマイナス
・法人の事業活動収支計算書の「経常収支差額」が直近３カ年の決算で連続マイナス
・直近３カ年において連続して、在籍する学生数が各校の収容定員の８割を割っている場合
なお、専門学校に適用する際の指標は、大学の指標を参考にしつつ設定する。

【大学運営の視点】
①実務経験ある教員1割以上配置
②理事に外部人材を複数名任命
③適正な成績管理を公表
④財務情報・教育情報の開示

【財務の視点】
①貸借対照表の「運用資産－外部負債」が直近の決算でマイナス
②「経常収支」が直近の 決算で連続マイナス
③直近3カ年において収容 定員が8割を割っている

収容定員充足率）の「８割未満」の基準については、専門学校の実態も踏まえ経過措置を設ける。

27

高等教育の修学支援新制度

2020年4月から新しい給付奨学金・授業料等減免制度がスタート！

対象になる学校は？

一定の要件を満たすことを国等が確認した
大学、短期大学、高等専門学校（４年・５年）、専門学校
に通う学生が支援を受けられます。

どんな学生が対象になるの？

要件を満たす学生全員が支援を受けられます。

- 世帯収入や資産の要件を満たしていること
- 進学先で学ぶ意欲がある学生であること

将来、社会で自立し、活躍できるよう、しっかりと勉学に励むことが大切です

世帯収入によって支援を受けられる額が変わるの？

世帯収入に応じた３段階の基準で支援額が決まります。

例 ４人家族（本人(18歳)・父(給与所得者)・母(無収入)・中学生）で、本人がアパートなど自宅以外から私立大学に通う場合の支援額(年額)

注）年収目安は、兄弟の数や年齢等の世帯構成などで異なります

給付型奨学金の支給額は？

第Ⅰ区分（住民税非課税世帯）の場合は、下記の額が支給されます。
（第Ⅱ区分、第Ⅲ区分の場合は、それぞれ第Ⅰ区分の額の2/3、1/3）

給付型奨学金の支給額（年額）

区分		自宅通学	自宅外通学
大学・短期大学・専門学校	国公立	約35万円	約80万円
	私立	約46万円	約91万円
高等専門学校	国公立	約21万円	約41万円
	私立	約32万円	約52万円

授業料・入学金のサポートは？

給付型奨学金の対象者は、授業料と入学金の減免を受けることができます。
（第Ⅱ区分、第Ⅲ区分の場合は、それぞれ第Ⅰ区分の額の2/3、1/3）

授業料等の免除・減額の上限額（年額）

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

9.大学の設置基準の改正

(1)学設置基準の改正背景

①「学修者本位の教育」への質的転換が必要
②高等教育の質保証のために制度の柔軟化が必要

(2)大学設置基準の改正の方針

①3ポリシーに基づく「学位プログラム」の編成
②教育研究活動のPDCAサイクルによる内部質保証

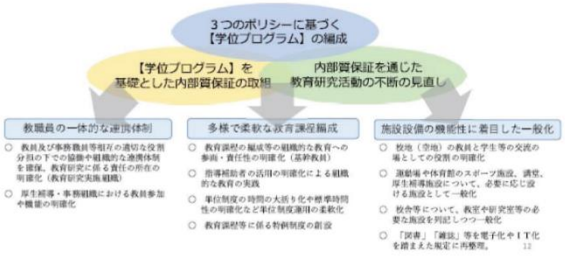

(3)改正後の大学設置基準

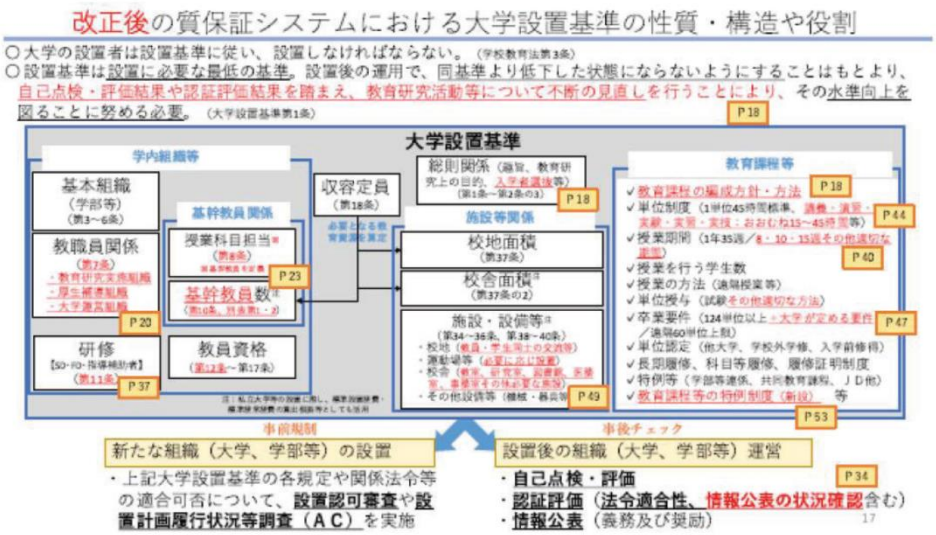

9.専門学校特有の政策の流れ

(1)修了者の学習成果の評価

【平成7年】
「専門士」の称号付与
専門課程・2年以上、試験等に基づく課程修了の認定等

【平成17年】
「高度専門士」の称号付与
専門課程・4年以上、試験等に基づく課程修了の認定等

(2)大学・大学院との接続

【昭和60年】
[高等課程・3年以上]
大学入学資格の付与

【平成10年】
[専門課程・2年以上等]
大学編入学資格の付与

【平成17年】
[専門課程・4年以上等]
大学院入学資格の付与

(3)教育の質保証

【平成14年】
情報の積極的提供の義務化
自己点検・評価等の努力義務化

【平成16年】
財務情報の公開の義務化

【平成19年】
自己評価の義務化等・学校関係者評価の努力義務化

【平成24年】
単位制・通信制の制度化

【平成25年】
「職業実践専門課程」制度創設

「専修学校における学校評価ガイドライン」の策定

【平成29年】
「これからの専修学校教育の振興のあり方について(報告)」

【平成30年】
「キャリア形成促進プログラム」制度創設

(4)学校間における学習の相互評価

【平成3年】
大学等における専門学校教育の単位認定

【平成5年】
高校における専修学校教育の単位認定

【平成11年】
専修学校における大学等の学修の履修認定に係る範囲拡大
[1/4→1/2]

【平成24年】
専修学校が授業科目の履修とみなすことができる学習の範囲の拡大(高等学校専攻科、職業訓練等)

(5)助成・税制

【昭和41年】
勤労学生控除制度創設

【昭和55年】
日本育英会奨学金事業の対象化

【昭和58年】
学校法人・準学校法人への施設整備費創設

【昭和60年】
専修学校補助等に関する地方交付税措置

【平成9年】
準学校法人の設備整備費補助対象化

【平成18年】
勤労学生控除制度の対象者拡大

【平成22年】
高等課程生徒に対する「高等学校等就学支援金」の支給

【平成23年】
学校法人・準学校法人等に対する個人からの寄付の税額控除の導入(平成27年及び平成28年に要件緩和)

【平成25年】
高等専修学校の授業料減免措置に関する地方交付税措置を開始

JASSO奨学金事業の対象拡大
(専門学校の修業年限2年未満の課程も新たに対象化)

【平成29年】
給付型奨学金
(平成30年から本格実施)

JSC災害共済給付制度の高等課程対象化

【令和2年4月】
高等教育の修学支援新制度

（6）「職業実践専門課程」

専修学校の専門課程であって、職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的として専攻分野における実務に関する知識、技術及び技能について組織的な教育を行うもの。

文部科学大臣が認定して奨励することにより、専修学校の専門課程における職業教育の水準の維持向上を図ることを目的

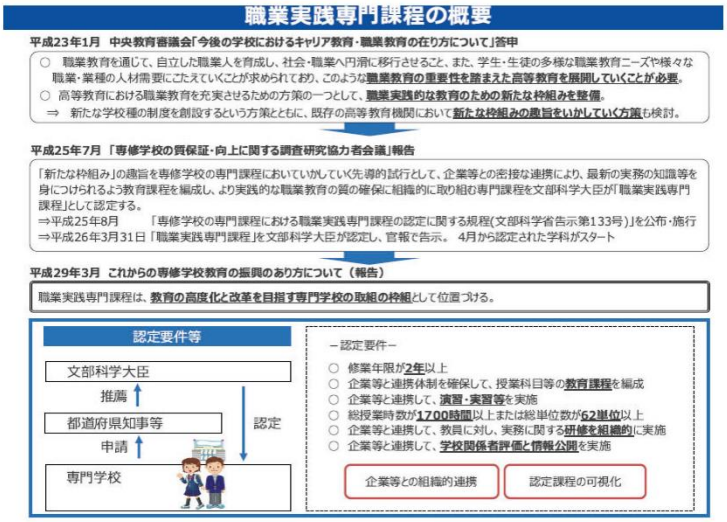

33

9. その他の大学の高等教育政策の流れ

(1)全国学生調査

(2) 地域連携プラットフォームの構築

(3)一法人複数大学制度 （アンブレラ方式）

(4)指定国立大学法人

(5)地方国立大学の定員増

(6)大学等連携推進法人制度（「連携開設科目」）

(7)クロスアポイント制度 人事給与マネジメント改革

(8)10兆円ファンドと国際卓越研究大学

(9)総合振興パッケージ

レポート課題（700文字から1,000文字程度）

専門職高等教育機関に係る近年の高等教育政策の中で、教育改革を行うために重要な事項を３つ挙げ、その理由を述べよ。

35

第 6 講

専門職教育支援士[専門職高等教育運営]履修証明プログラム

専門職高等教育機関に関する基礎知識

第6講

2022.11.10

大正大学客員教授　地域構想研究所　副所長補佐
山本　雅淑

1

Ⅶ　大学・学校の入り口

(1)学生募集活動(入試広報活動)

①高校訪問・・・自学の特長を知ってもらう、高校との信頼関係づくり
②入試説明会・・・大学のみならず各地で開催
③オープンキャンパス・・・入学後のフィールドや在学生の活躍を見てもらう
④ホームページ、SNS、大学ポートレート・・・最新情報を提供、よく見られている
⑤広告媒体による広報・・・教育関連会社の媒体、新聞・電車等の媒体
⑥入学案内、広報物・・・ペーパーによる広報、配布先を工夫

(ポイント)
・すべての教職員が広報パーソンとして取り組むこと。
・大学・学校の実態がよくなければ、よい広報はできない。
・あらゆるステークホルダーの満足度を高めること(学生・生徒等、保護者、卒業生、出身高校、就職先企業、地域社会など)。

2

(2)専門職高等教育機関のステークホルダー

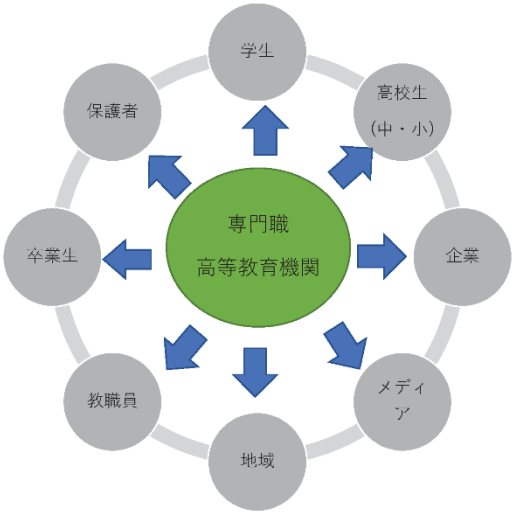

3

(3)学生募集と広報

① 広報の仕事

1 学園と各設置学校の広報活動、広報事業の展開

2 マスコミ対応、メディアへのパブリシティ促進

3 広告媒体への掲載・掲出、協賛事業の参画

4 学園広報誌の発行

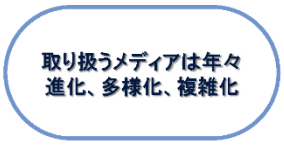

② 学生募集と広報の関係

5

(4) 入試(高大接続改革)

① 大学入試

多様化する入試方法

①一般選抜

②推薦選抜
- 指定校推薦
- 公募制推薦
- 自己推薦

③総合型選抜(AO入試)

④大学入学共通テスト

② 専門職大学院の入試

社会人学生が学修しやすくなるための配慮

※文部科学省調べ（令和3年5月現在）
※「その他」の分野には、「公衆衛生、臨床心理、その他(知財育成)」等が含まれる。

①社会人に配慮した入学者選抜の実施
社会人に対して一般とは別の選抜枠や受験科目を設けるなどの入学者選抜を実施。

②勤務時間に配慮した授業時間の設定
社会人が仕事の後や休日に通学できるよう、平日夜間や土曜日に授業を実施。
昼夜に関わらず自由に履修できる専門職大学院もある。

③サテライト・遠隔授業システムの整備
仕事の後に通いやすいよう、都心にサテライトキャンパスを開設。

④短期コースの設定
社会人を対象とする場合など教育上必要があると認められるときは、短期コースの設定が可能。

⑤メディアを利用して行う授業の設定
社会人が教室以外でも履修できるよう、多様なメディアを高度に利用した授業を実施。

専攻分野	社会人に配慮した入学者選抜の実施	勤務時間に配慮した授業時間の設定	サテライト・遠隔授業システムの整備	短期コースの設定	メディアを利用して行う授業の設定
ビジネス・MOT（31）	29	27	20	10	16
会計（12）	9	8	3	5	6
公共政策（6）	6	1	2	3	2
法科大学院（35）	35	7	-	-	35
教職大学院（54）	43	40	15	18	16
その他（27）	24	19	14	11	12
計（165）	146	102	54	47	87

③ 専門職大学・専門職短期大学の入試

中央教育審議会答申では、実務経験や保有資格、技能検定での成績等を積極的に考慮するなど、多様な背景を持つ志願者の意欲・能力・適性等を多面的・総合的に評価することが求められているため、入学者の多様性に配慮した入学者選抜を努力義務化している。
試験の内容は、文部科学省が毎年定める大学入学者選抜実施要項に基づき、入学者試験を実施する。

④ 専門学校の入試

- 一般入試（一般選抜）
- AO入試（総合型選抜）
- 推薦入試（学校推薦型選抜）
- 特待生入試
- 社会人入試

高校新卒者の専門学校進学率は、都道府県ごとに様々である。

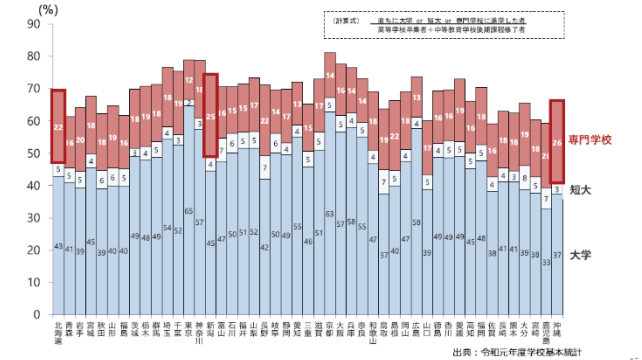

出典：令和元年度学校基本統計

(5) 入試スケジュール

専門職大学等

＜大学入学者実施要項による＞

・入学者の多様性に配慮した入学者選抜を努力義務化

専門学校
＜AO入試(総合型選抜)＞
(エントリー)開始:6月1日以降
入学願書受付開始:9月1日以降

＜推薦入試(学校推薦型選抜)＞
入学願書の受付開始:10月1日以降

＜一般入試(一般選抜)＞
入学願書の受付開始:11月1日以降

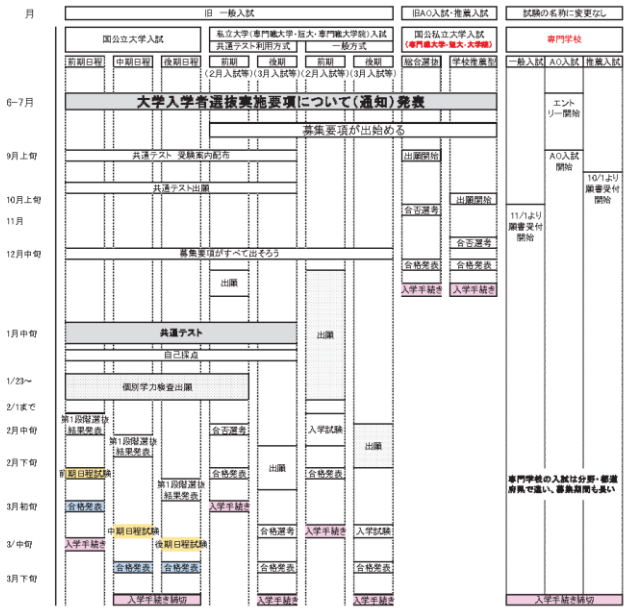

Ⅸ.大学の中身～教育・研究・学生支援

(1)教学マネジメント・職業教育マネジメントの指針

学力の3要素

①十分な知識・技能

②思考力・判断力・表現力

③主体性

3つの方針に基づいた大学教育の質の向上

① 卒業認定・学位授与の方針
「ディプロマ・ポリシー」

② 教育課程編成・実施の方針
「カリキュラム・ポリシー」

③ 入学者受入の方針
「アドミッション・ポリシー」

「教育マネジメント指針」・「専門学校における職業教育のマネジメントに関する手引・事例集」

10

(2)教育課程の編成

①1年間の教育課程編成

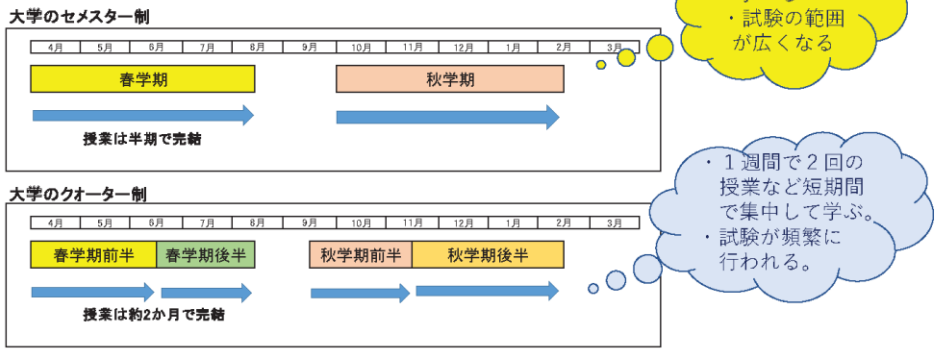

② 4年制課程の編成（教育過程を前期課程・後期課程に区分も可能）

専門職大学は、4年一貫制のほか、4年の課程を前期（2年又は3年）・後期（2年又は1年）に区分する学科を設けることが制度上可能となっている。

11

(3)教育改善の手法

①カリキュラムの体系化・・・カリキュラムツリーで確認・共有、
アクティブ・ラーニングの促進など

②キャリア教育の実施・・・全学年通した取り組みへ

③セメスター制（前期後期と学期ごとに授業が完結する制度）・キャップ制（単位数で上限を設定する制度）の導入

④初年次教育の実施、履修指導、学習支援体制の充実

⑤授業の質を高める取り組み

シラバス（授業計画）の作成、成績評価基準の明示、

GPA制度（成績評価の基準を明示し、当該基準に照らし評価測定）の活用、

FD(教員の職能開発)・・・授業参観、ワークショップ、授業検討会など

学生による授業評価、学生の学修時間・学修行動の把握

⑥IR(Institutional Research)

全学の教育・研究、経営、学生支援などの情報を収集し、数値化・可視化し、各部署で活用し、全学の方針決定の参考とする。

12

厳格な成績評価

・・・ＧＰＡ．ルーブリック

GPAの具体例

試験点数	評価		評価点数	取得単位	計算式	
90～100点	秀	S	4	2	2×4	8
80～89点	優	A	3			
70～79点	良	B	2	2	2×2	4
55～69点	可	C	1	4	4×1	4
0～54点	不可	F	0			
GPAの計算				8		16
						16÷8=2
取得GPA						2

成績を数値化したもの。
数値が低くなると卒業できない。

ルーブリックの事例

	C	B	A	S
1．資料	資料が未配布 あってもプレゼン内容の理解に役立っていない	資料が適切でない、分かり難い内容である 誤字脱字が多い	資料が分かり易い しかし内容が曖昧、図が足りない、文字数が多い等、魅力に乏しい	パワーポイント、OHP、配布資料を適切に使い分け、非常に分かり易く、工夫が見られる
2．発表内容	事実や事例の詳細が無い、または不正確である 事実や事例が分析、結論に結びついていない	事実や事例の詳細に誤りや抜けが有る 事実や事例が分析、結論に結びついていないが努力が見られる	事実や事例が詳細かつ正確である 事実や事例が分析、結論に結び付けられているが、説得力に欠ける	事実や事例が詳細かつ正確である 事実や事例が分析、結論に分かり易く結び付けられており、発展的な意見が述べられている
3．発表構成	導入、展開、結論の順番になっていない まとまりがない	導入、展開、結論の順番に一応なっているが、明確でない まとまりはないが努力が見られる	導入、展開、結論の順番にできている、 それぞれの内容がまとまっているが冗長である	導入、展開、結論の順番にできており、つながりもスムーズである それぞれの内容が良くまとまっており、分かり易い
4．発表技術	声が小さい、早口、不明瞭な話し方で聞き取りにくい ジェスチャー、アイコンタクトが不十分で魅力に乏しい	聞き取ることはできるが、単調であったり、聞きづらい等の欠点がある ジェスチャー、アイコンタクトを交える努力が見られた	声量・話し方は聞き取りやすかった ジェスチャー、アイコンタクトを要所で使い、飽きさせなかった	適度な声量・話し方で非常に聞き取りやすい 適度なジェスチャー、アイコンタクトで表情豊かでユーモアも交え魅力的であった

評価水準である「尺度」と尺度を満たした場合の「特徴」で構成

テキスト Ｐ99参照　13

（4)学生支援

①学生支援事業

生活支援	学生の生活支援
留学支援	留学生の宿舎、健康管理、日本語教育
就職支援	キャリア教育、就職ガイダンス、インターンシップ
修学支援	修学支援金
課外活動支援	ボランティア活動支援
学生相談	学生相談室
障害学生への支援	障害学生の生活支援
経済的支援	奨学金制度、授業料減免
メンタルヘルス	カウンセラーによるメンタル相談
ハラスメントへの対応	パワハラ、セクハラ、モラハラ、アカハラ等

相談窓口の設置

テキスト Ｐ105～109参照　14

②様々な支援業務の内容

○生活支援・・・生活援助、事件事故の防止
○留学生支援・・・留学生宿舎、日本語、修学支援全般
○就職支援・・・キャリア教育、就職ガイダンス、インターンシップなど
○課外活動支援・・・ピア・サポート（同じような立場にある仲間＝英語で「peer」（ピア）＝が、体験を語り合い、回復を目指す取り組み）の支援、ボランティア・サークルへの支援
○障害学生の支援・・・　「障害者差別解消法」の施行平成28年 4月
○経済的困難への支援・・・給付型奨学金の充実、「教育の無償化」
○メンタルヘルスへの支援・・・カウンセラーおよび医師によるメンタル相談等
○ハラスメント（セクシャルハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワーハラスメント）

（ポイント）
・学生の困難は、多くの場合要因が複合している。本人もどの窓口へ行ったらよいかわからないことがあり、対応窓口でネットワークを形成する必要あり。
・学生が相談に来るのを待つのではなく、教職員側から声掛けをして、関係づくりをしていくべき。

15

③学制支援の全体図

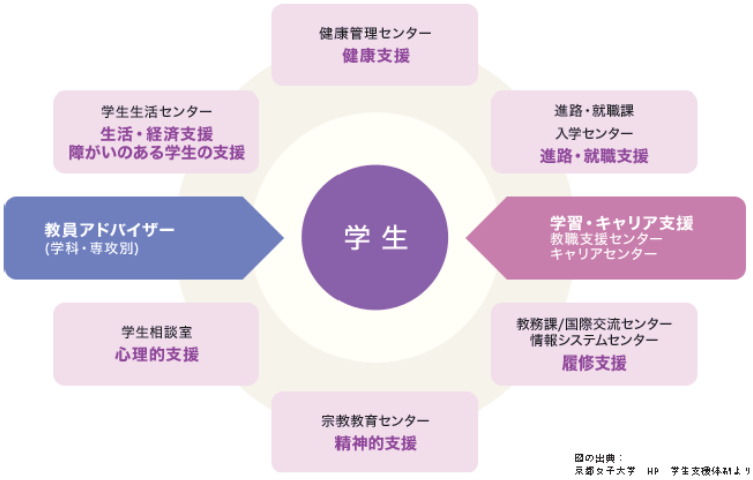

図の出典：
京都女子大学　HP　学生支援体制より引用

X.大学の出口

（1） キャリアガイダンスの制度化

平成23年4月から、大学や短大の教育課程に
社会的・職業的自立に関する指導（キャリアガイダンス）
を盛り込むことが義務付けられました。

背景には、1990年代から
フリーターやニートの増加、
加えて離職率の高さから
⇒1999年の中央教育審議会
の答申で表面化

17

(2)経団連との関係

はじめに　【産学協議会　概要①】

◎設置の目的

- 経団連が 2018年10月に、2021年度以降入社対象の「採用選考に関する指針」を策定しないことを決定
- これを契機に、産業界が求める人材像や採用のあり方、大学教育への期待等について大学と経団連の代表の間で率直な意見交換を行うための継続的な対話の場として、2019年１月に設置

◎メンバー

- 経団連側：経団連副会長、審議員会議長、同副議長、教育・大学改革推進委員長
- 大 学 側 ：国立大学協会、日本私立大学団体連合会、公立大学協会の各団体長をはじめ、国公私立大学の学長10名程度

採用と大学教育の未来に関する産学協議会

＜座長＞中西宏明 経団連会長（日立製作所会長）
大野英男 就職問題懇談会座長（東北大学総長）

幹　事　会

産学連携推進分科会　　採用・インターンシップ分科会

(3)インターンシップ

はじめに　【産学協議会　概要②】

報告書「Society 5.0に向けた大学教育と採用に関する考え方」（2020年3月31日公表）

各テーマにおいて産学間で合意した主な事項

大学教育と産学連携	• 産学が「組織対組織」による包括的な連携を推進し、研究開発だけでなく教育・人材育成にも共同で取り組む • リカレント教育の拡充も重要 • 政府にはデータサイエンス人材育成に向けた措置等、各種規制改革を要望
採用とインターンシップ	• 採用・雇用の一層の多様化・複線化を推進 • インターンシップは、長期休暇期間中に実施 • 「ワンデーインターンシップ」は就業体験を伴わないことから、この名称は使用しない
地域活性化人材の育成	• 産学連携において、地方の大学の重要性を踏まえ、域内の産官学が地域の将来ビジョンを共有し、産業振興に向けて広域の産学連携を推進すべき

＋

産学が協働で取り組む「10のアクションプラン」

(4)卒業生の就職状況

専門学校・大学卒業者における地元就職の状況

専門学校の卒業者は県内企業へ就職する割合が高い。

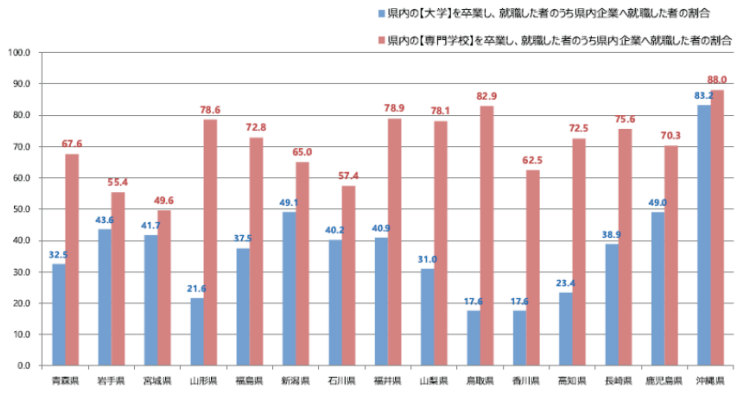

平成30年3月現在
文部科学省専修学校教育振興室調べ（各県の労働局提供資料より作成）

(5)卒業生(基本的考え方)

〇持続する大学・学校は、卒業生を大切にする。

〇卒業生にとっても人生の成長期を過ごした大学・学校に愛着あるはず。

〇卒業後も長く大学・学校との接点を持ち続けることは、双方の利益

ポイント(接点を持ち続けるための工夫)

・卒業生名簿の作成、更新(連絡が取れるようにしておく。
・大学・学校の情報を継続的に送る。
・ホームカミングデイの定期的開催。周年行事、入学式などへの参加。
・同窓会の組織化。卒業生の意見を取り組みの参考とする。
・卒業生が現在の学生の支援活動を行うようにする。
・寄付などの貢献活動。

21

レポート課題（700文字から1,000文字程度）

貴校で実施している様々な学生支援の内、学生にとって最も必要とされている支援の内容とその理由を記述せよ。

22

専門職教育支援士［専門職高等教育運営］履修証明プログラム

専門職高等教育機関に関する基礎知識

第７講

2022.11.17

大正大学客員教授　地域構想研究所　副所長補佐
山本　雅淑

1

専門職高等教育機関の財務

1.学校法人会計基準とは

学校法人会計基準の位置付け

■文部科学省令であり、私立学校振興助成法第14条1項で求められる計算書類を作成する際の「文部科学大臣の定める基準」のこと。

学校法人会計基準制定の経緯

昭和45年以前　私立学校の経理において統一的な基準なし。

昭和45年　私立大学等経常費補助金　創設
昭和46年　学校法人会計基準　制定
昭和51年　私立学校振興助成法　施行

私立学校の教育条件の維持及び向上・学生等の経済的負担の軽減を図り、私立学校の経営の健全性を高めるため。

補助金の適正な配分と効果のために、学校法人の会計の標準化を図るため。

「～（略）～補助金の交付を受ける学校法人は、文部科学大臣の定める基準（＝学校法人会計基準）に従い、会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成しなければならない。」
（私立学校振興助成法　第１４条第１項から抜粋）

施行以来40年以上
私学を取り巻く経営環境の変化

学校法人の経営状態を分かりやすく
経営判断に活用できる会計基準が必要

平成２０年～　「学校法人会計基準の諸課題に関する検討会」において議論
平成２５年　学校法人会計基準の一部を改正する省令　公布
平成２７年　上記 新会計基準　施行（都道府県知事所轄法人は平成２８年度から適用）

「学校法人会計基準の在り方について」の報告書（平成25年1月）に基づき改正

2.私立学校振興助成法

- **第14条　・・・・・補助金の交付を受ける学校法人は、文部科学大臣の定める基準に従い、会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成しなければならない。**
- **2.前項に規定する学校法人は、同項の書類のほか、収支予算書を所轄庁に届け出なければならない。**
- **3.前項の場合においては、第一項の書類については、所轄庁の指定する事項に関する公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付しなければならない。ただし、補助金の額が寡少であって、所轄庁の許可を受けたときは、この限りでない。**

3

3.学校法人会計基準と関連法規

私立学校法第46条

理事長は、毎会計年度終了後二月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

第47条第1項

学校法人は、毎会計年度終了後二月以内に、文部科学省令で定めるところにより、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿を作成しなければならない。

①	財産目録	資産と負債の全ての財産を個別に記載したもの
②	貸借対照表	年度末における資産、負債、純財産の状態を表したもの
③	収支計算書	会計年度の収入と支出を表したもの 資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書
④	事業報告書	法人の概要、事業の概要、事務の概要を記載したもの
	役員等名簿	理事・監事及び評議員の氏名及び住所

私立学校助成法第14条第1項

補助金の交付を受ける学校法人は、文部科学大臣の定める基準に従い、会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成しなければならない。

4

4.学校法人が作成しなければならない計算書類

私立学校法第47条

○資金収支計算書	現金預金の全ての収入と支出を集計した計算書
資金収支内訳表	部門ごとに集計した計算書
人件費支出内訳表	「教員」「職員」「役員」「退職金」を部門ごとに集計した計算書
活動区分資金収支計算書	「教育活動」「施設設備等活動」「その他の活動」の3つに区分した計算書

○事業活動収支計算書	事業活動を「教育活動」「教育活動外」「特別収支」に分けて収支の均衡を見る表
事業活動収支内訳表 （旧　消費収支計算書）	事業活動を部門別に集計した計算書

○貸借対照表	年度末における「資産」「負債」「純資産」を対照し、財政状態を明らかにする表
固定資産明細表	固定資産の増減・残高と増減事由を表示する表
借入金明細表	借入金の増減・残高と借入条件を表示する表
基本金明細表	基本金の増減・残高と組入状況を表示する表

	目　的	私学経営上の定め	補助金申請	情報公開	学内の定め
	根拠法	私学法第47条	私立学校振興助成法第14条	私立学校法第33条2,3,第47条	寄附行為第33条、第36条、第37条
①	財産目録	○		○	○
②	貸借対照表	○	○	○	○
③	収支計算書(＊1,2)	○	○	○	○
④	事業報告書	○		○	○
⑤	役員等名簿	○		○	○
⑥	公認会計士又は監査法人の監査報告書		○		
⑦	監事の監査報告書	○		○	○
⑧	寄附行為			○	○
⑨	役員に対する報酬等の支給基準			○	○
⑩	収支予算書		○		○

＊1.資金収支計算書(資金収支内訳表、人件費支出内訳表、、活動区分資金収支計算書)

＊2.事業活動収支計算書(事業活動収支内訳表)

5

作成しなければならない計算書類（財務３表）

① 資金収支計算書　　：補助金の適正な配分と効果が目的

② 事業活動収支計算書：収支の均衡と永続性が目的

③ 貸 借 対 照 表　　：年度末における学校法人の財政状態を明らかにすることが目的

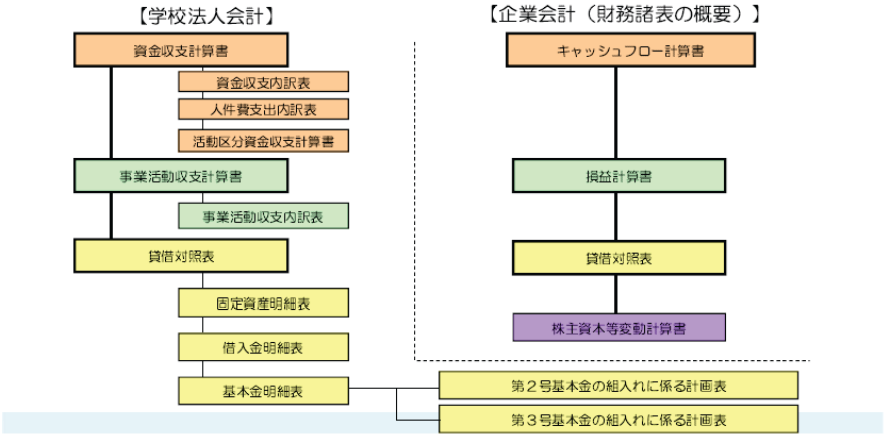

5.学校会計簿記

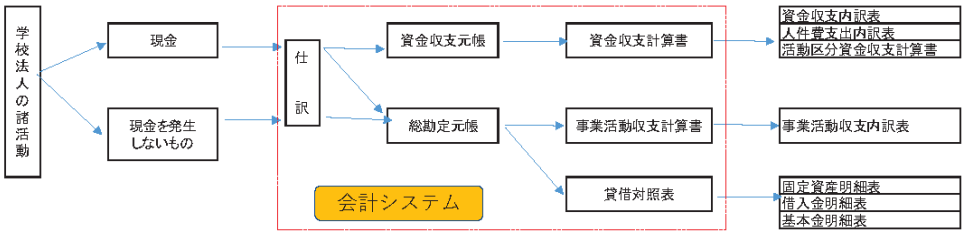

学校会計の一般原則

真実性の原則	真実の内容を表示する
複式簿記の原則	複式簿記により正確な会計帳簿を作成する
明瞭性の原則	財政及び経営の状況を明瞭に表示する 総額主義（総額表示）
継続性の原則	会計手続きは、毎会計年度継続して適用する

7

6.大学の予算と決算の流れ

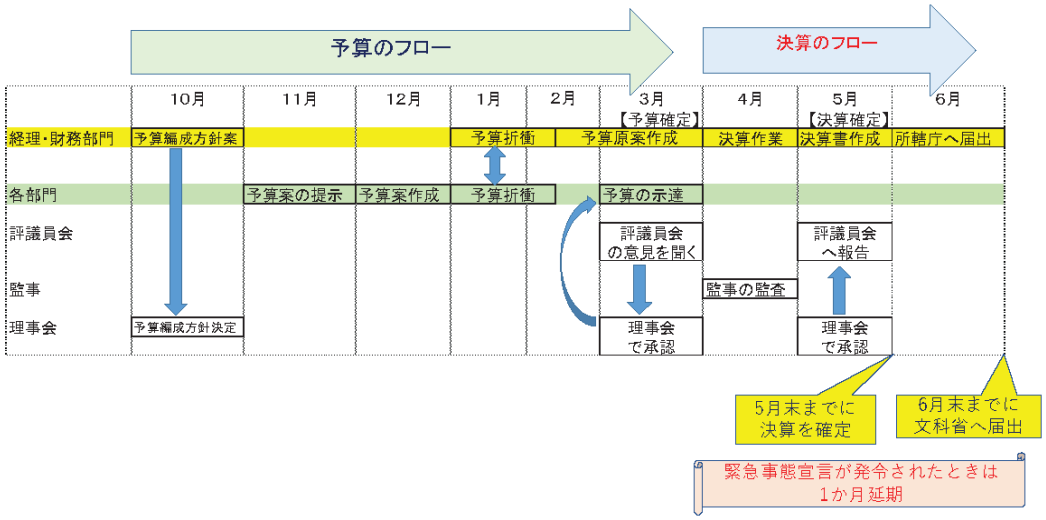

7.現金主義と発生主義

- 現金主義⇒「収支」＝「収入」－「支出」

【現金主義】
実際に現金が動いた時点で記帳される。
耐用年数に応じた減価償却は記帳されない。
⇒資金収支計算

- 発生主義⇒「利益」＝「収益」－「費用」

【発生主義】
取引が発生した時点で記帳される。
その後、実際に支払いがあった時点で支出の記帳がされる。
現金の動きのない「減価償却」等の記帳もされる。
⇒事業活動収支計算書

学校法人会計では、
「収支差額」という

9

8.大学の財政

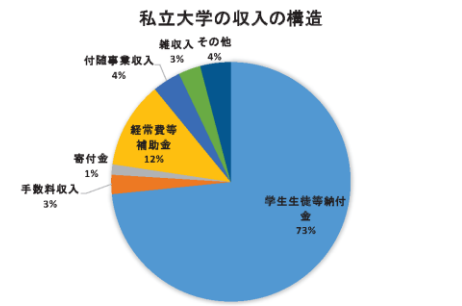

収入のうち
学生生徒等納付金　73%
経常費等補助金　12%

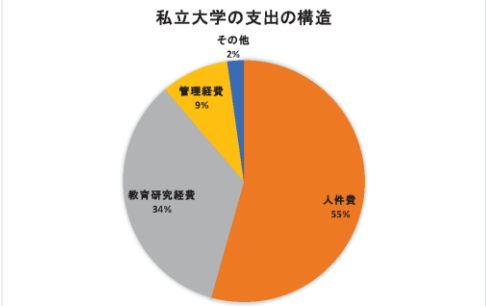

支出のうち
人件費　55%
教育研究経費　34%
管理経費　9%

10

9. 財務3表の仕組みと見方

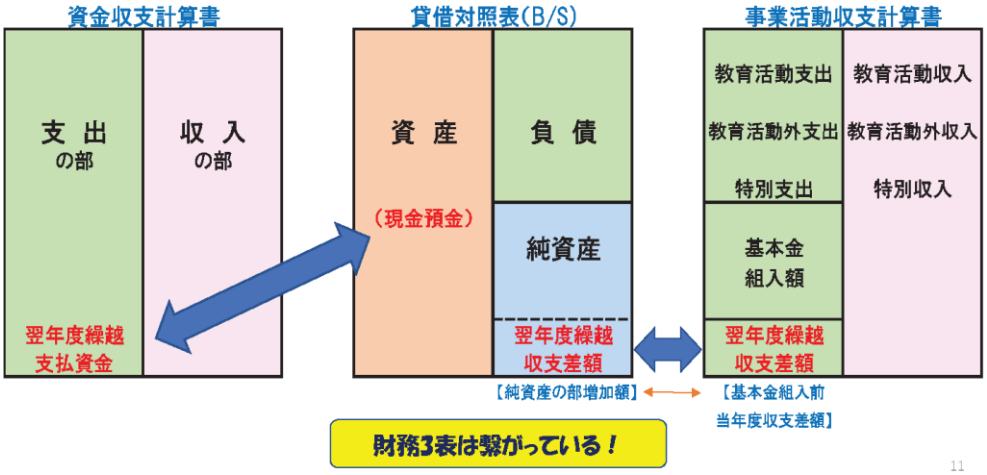

11

10.資金収支計算書

資金収支計算書の目的: 当該会計年度の諸活動に対応する全ての収入 及び支出の内容並びに、当該会計年度における 支払資金(現金預金)の収入及び支出のてん末 を明らかにする。

【様式】予算と決算(実績)を対比する様式。
学校の現金の出入りがわかる計算書（企業のキャッシュフロー計算書に似ている）
補助金申請の根拠

【ポイント①】
翌年度繰越支払資金が、前年度繰越支払資金より増加しているか

【ポイント②】
翌年度繰越支払資金は、貸借対照表の「現金預金」と一致しているか

資金収支計算書
令和元年4月1日～令和2年3月31日 (単位:百万円)

	予算	決算	差異
収入の部			
学生生徒等納付金収入		2,180	
手数料収入		45	
寄付金収入		80	
補助金収入		240	
資産売却収入		430	
付随事業収入・収益事業収入		55	
受取利息・配当金収入		35	
雑収入		76	
借入金等収入		100	
前受金収入		454	
その他の収入		203	
資金収入調整勘定			
期末未収入金		-45	
前期末前受金		-455	
前年度繰越支払資金		770	
収入の部合計		4,168	
支出の部			
人件費支出		1,860	
教育研究費支出		330	
管理経費支出		220	
借入金等利息支出		45	
借入金等返済支出		280	
設備関係支出		370	
資産運用支出		210	
その他の支出		47	
(予備費)			
資金支出調整勘定			
期末未払金		-47	
前期末前払金		-50	
翌年度繰越支払資金		903	
支出の部合計		4,168	

収入

12

活動区分資金収支計算書

令和元年4月1日～令和2年3月31日

		科　目	決算	
教育活動による資金収支	収入	学生生徒等納付金収入	2,180	本業の収支バランス
		手数料収入	45	
		特別寄付金収入		
		一般寄付金収入	80	
		経常費等補助金収入	240	
		付随事業収入・収益事業収入	55	
		雑収入	76	
		教育活動資金収入計	2,676	
	支出	人件費支出	1,860	
		教育研究費支出	330	
		管理経費支出	220	
		教育活動資金支出計	2,410	
		差　引	266	
		調整勘定	207	
	教育活動資金収支差額		473	
施設設備等活動による資金収支	収入	施設設備寄付金収入		設備資金による収支バランス
		施設設備補助金収入		
		施設設備売却収入	430	
		第2号基本金引当特定資産取崩収入		
		施設設備等活動資金収入計	430	
	支出	施設関係支出		
		設備関係支出	370	
		第2号基本金引当特定資産繰入支出		
		施設設備等活動資金支出計	370	
		差　引	60	
		調整勘定	0	
	施設設備等活動資金収支差額		60	
	小計		533	
その他の活動による資金収支	収入	借入金等収入	100	財務活動による収支バランス
		有価証券売却収入		
		第2号基本金引当特定資産取崩収入		
		受取利息・配当金収入	35	
		その他の活動資金収入計	135	
	支出	借入金等返済支出	280	
		有価証券購入支出	210	
		第2号基本金引当特定資産繰入支出		
		収益事業元入金支出		
		借入金等利息支出	45	
		その他の活動資金支出計	535	
		差引	-400	
		調整勘定	0	
	その他の活動資金収支差額		-400	
	支払資金の増減額		133	
	前年度繰越支払資金		770	
	翌年度繰越支払資金		903	

11.活動区分資金収支計算書

「教育活動による資金収支」、「施設整備等活動 による資金収支」、「その他の活動による資金収 支」に区分し、活動区分ごとの収支の状況を明ら かにする

活動区分	定義
教育活動による資金収支	「施設設備等活動による資金収支」と「その他の活動による資金収支」を除いたもの

活動区分	定義
施設設備等による資金収支	「施設若しくは設備の取得又は売却その他これらに類する活動」に係る資金収支

活動区分	定義
その他の活動による資金収支	「財務活動」「収益事業に係る活動」「預り金の受払い等の経過的な活動」「過年度修正額」に係る資金収支

12.事業活動収支計算書

教育活動収入と教育活動外収入の合計が**経常収入**

事業活動収支計算書

令和元年4月1日～令和2年3月31日　（単位：百万円）

			科　目	予算	決算	差異
教育活動収支	事業活動収入の部		学生生徒等納付金		2,180	
			手数料		45	
			寄付金		135	
			経常費等補助金		240	
			付随事業収入・収益事業収入		78	
			雑収入		60	
			教育活動収入計		2,738	
	事業活動支出の部		人件費		1,935	
			教育研究経費		495	
			管理経費		275	
			徴収不能額等		18	
			教育活動支出計		2,723	
			教育活動収支差額		15	
教育活動外収支	事業活動収入の部		受取利息・配当金		35	
			その他の教育活動外収入			
			教育活動外収入計		35	
	事業活動支出の部		借入金等利息		45	
			その他の教育活動外支出			
			教育活動外支出計		45	
			教育活動外収支差額		-10	
	経常収支差額				5	
特別収支	事業活動収入の部		資産売却差額		230	
			その他の特別収入			
			特別収入計		230	
	事業活動支出の部		資産処分差額		35	
			その他の特別支出			
			特別支出計		35	
			特別収支差額		195	
（予備費）						
基本金組入前当年度収支差額					200	
基本金組入額合計					-396	
当年度収支差額					-196	
前年度繰越収支差額					-100	
翌年度繰越収支差額					-296	
（参考）						
事業活動収入計					3,003	
事業活動支出計					2,803	

事業活動収支計算書の目的：当該会計年度の活動に対応する事業活動収入及び事業活動支出の内容 及び基本金組入後の均衡の状態を明らかにする。→ 企業会計でいえば損益計算書に相当するが、学校法人は営利目的ではなく、収支均衡を目的とする。

【仕組み】
学校の1年間の「収益」と「費用」の経営状況がわかる計算書
（企業の損益計算書に似ている）

【ポイント①】本業（経常収支）でプラスか

【ポイント②】
基本金繰入前当年度収支差額はプラスか（旧帰属収支差額）

基本金組入れ後の収支の均衡状態を表す

14

13.貸借対照表

貸借対照表の目的：当該会計年度末の財政状態（運用形態と調達源泉）を明らかにする。

貸借対照表

令和2年3月31日　（単位：百万円）

科目	本年度末	前年度末	増減
資産の部			
固定資産	8,303		
有形固定資産	6,897		
土地	3,000		
建物	2,510		
構築物	240		
教育研究用機器備品	621		
管理用機器備品	145		
図書	177		
車両	24		
建設仮勘定	180		
特定資産	1,406		
第2号基本金引当特定資産	400		
第3号基本金引当特定資産	210		
減価償却引当特定資産	506		
退職給与引当特定資産	290		
その他の特定資産			
借地権			
電話加入権			
有価証券			
長期貸付金			
流動資産	1,503		
現金預金	903		
未収入金	32		
有価証券	450		
貯蔵品	106		
前払金	12		
資産の部合計	9,806		

科目	本年度末	前年度末	増減
負債の部			
固定負債	1,609		
長期借入金	560		
学校債	430		
退職給与引当金	619		
流動負債	867		
短期借入金	240		
1年以内償還予定学校債	60		
未払金	97		
前受金	454		
預り金	16		
負債の部合計	2,476		
純資産の部			
基本金	7,626		
第1号基本金	6,816		
第2号基本金	400		
第3号基本金	210		
第4号基本金	200		
繰越収支差額			
翌年度繰越収支差額	−296		
純資産の部合計	7,330		
負債及び純資産の部合計	9,806		

注記
重要な会計方針
減価償却額の累計額の合計
徴収不能引当金の合計額
担保に供されている資産の種類及び額
当該年度の末日において第4号基本金に該当する資金を有していない場合のその旨と対策

【仕組み】
学校の期末時点の「資産」「負債」「純資産」等の財政状態を表す

【ポイント①】
純資産が、負債の合計を上回っていれば安全性は高い

【ポイント②】
現金預金は第4号基本金を上回っているか

15

計算書類間のつながり

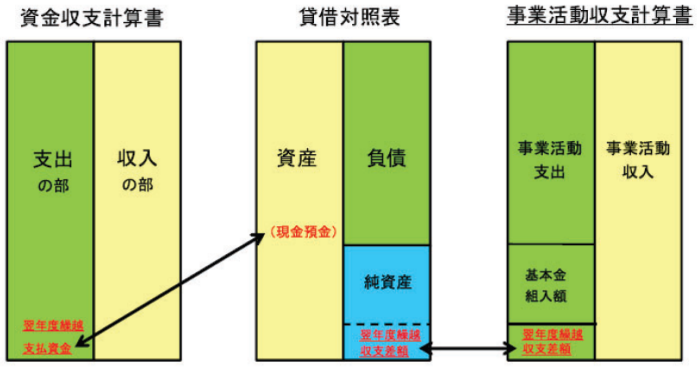

計算書類における資金の流れ

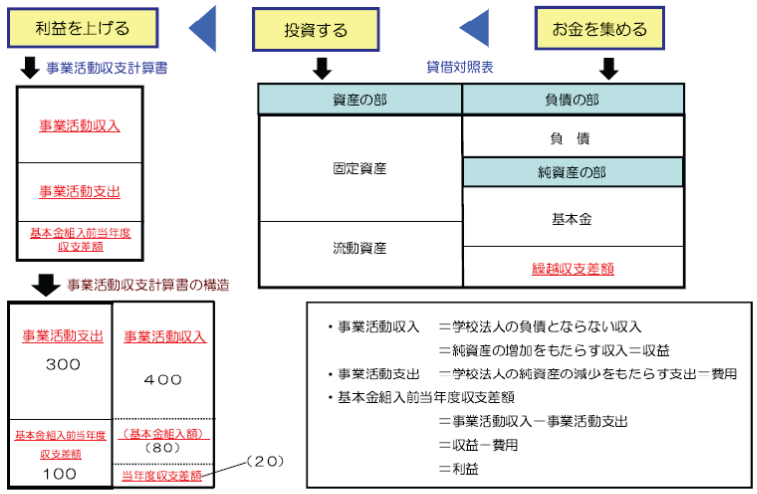

14.主な勘定科目のポイント

		事業活動収入に占める割合	
		大学法人（除く医歯系 507法人）	短大法人（104法人）
学生生徒等納付金	（学生・生徒数×）1人当り納付金） 学生・生徒が減少すると、他の収入も比例して減少する傾向がある。 中退者の動向に注視（年次的傾向、男女比率、学科の傾向、中退理由）	73%	59%
経常費等補助金	私立大学等経常費補助金の他、地方補助金もある。 私立大学等経常費補助金には、一般補助と特別補助がある。	12%	27%
寄付金	一般寄付金と用途を指定した特別寄付金がある。 現金を伴わない現物寄付がある。 入学を条件とした寄付は収受が禁止されている。 （H14年10月1日付文部科学事務次官通知）	1%	2%
人件費	教職員の給与、手当（通勤手当等）、所定福利費　等 人件費比率＝（人件費/経常収入）は、60%以内が安全圏 人件費は、学納金の範囲内に収まっているか 人件費依存率＝（人件費/学生生徒等納付金） 人件費＝人数×単価　但し、退職者の多い年度は高くなる。	52%	60%
教育研究経費	教育研究に係る経費 奨学費、業務委託費、修繕費が増加傾向にある。	33%	28%
管理経費	役員や法人本部（総務部、財務部、人事部等）に係る経費 学生募集経費、食堂・売店等の経費 業務委託費、広告宣伝費が増加傾向にある。	9%	11%
事業活動収入	【財務比率出典】令和元年度版『今日の私学財政』私学事業団発行より	100%	100%

勘定科目の分類は、形態分類によること

勘定科目の分類基準	分類の仕方	小科目の具体例	
形態分類	支出の対象に即して分類	消耗品費	光熱水費
機能分類（目的分類）	学校の活動を科目とする	○○会議費	体育会費

契約関係	雇用契約	委託契約	請負契約	委任契約
指揮・命令	学校主体	本人主体	本人主体	本人主体
仕事の完成	必須でない	必須でない	必須	必須
学校会計	人件費	経費支出	経費支出	人件費
対象	教員、職員	清掃委託	原稿料	役員
	アルバイト	警備委託	翻訳料	監事
	臨時職員	人材派遣	設計料	
		からのアルバイト		
		公認会計士		
		弁護士		

18

15.付随事業・収益事業

科目		内容	具体例	区分
大科目	小科目			
付随事業・収益事業収入	補助活動収入	食堂、売店、寄宿舎等教育活動に付随する活動に係る事業の収入	購買、制服・制帽の販売 学生食堂、学生寮事業 スクールバスの維持費収入	教育活動収入
	附属事業収入	附属機関（病院、農場、研究所等）の事業収入	幼稚園の運営 保育事業	
	受託事業収入	外部から委託を受けた試験、研究による収入	治験	
	収益事業収入	収益事業会計からの繰入収入をいう	指定管理者業務 （自治体から請負う図書館美術館、病院等）	教育活動外収入
	＊収益事業に係る会計処理と計算書類の作成は、学校会計とは切り離し、別に特別会計（企業会計）で行わなければならない。（寄附行為に明記）			

19

16.収益事業

私立学校法上の収益事業

1	農業・林業
2	漁業
3	鉱業、採石業、砂利採取業
4	建設業
5	製造業（「武器製造業」に関するものを除く）
6	電気・ガス・熱供給・水道業
7	情報通信業
8	運輸業、郵便業
9	卸売業、小売業
10	保険業（「保険媒介代理業」及び「保険サービス業」に関するものに限る）
11	不動産業（「建物売買業、土地売買業」に関するものを除く）、物品賃貸業
12	学術研究、専門・技術サービス業
13	宿泊業、飲食サービス業（「料亭」、「酒場、ビヤホール」及び「バー、キャバレー、ナイトクラブ」に関するものを除く）
14	生活関連サービス業、娯楽業（「遊戯業」に関するものを除く）
15	教育、学習支援業
16	医療、福祉
17	複合サービス事業
18	サービス業（他に分類されないもの）

法人税法上の収益事業

【限定列挙】

1	物品販売業	21	鉱業
2	不動産販売業	22	土石採取業
3	金銭貸付業	23	浴場業
4	物品貸付業	24	理容業
5	不動産貸付業	25	美容業
6	製造業	26	興行業
7	通信業	27	遊戯所業
8	運送業	28	遊覧所業
9	倉庫業	29	医療保健業
10	請負業	30	技芸教授業
11	印刷業	31	駐車場業
12	出版業	32	信用保証業
13	写真業	33	無体財産権提供業
14	貸席業	34	労働者派遣業
15	旅館業		
16	料理店業その他の飲食店業		
17	周旋業		
18	代理業		
19	仲立業		
20	問屋業		

法人税の対象となるものとならないものがある

20

17.資産運用について（文部科学省意見）

平成21年1月6日文部科学省学校法人運営調査委員会より「学校法人の資産運用について」（意見）がだされた。

「学校の監督を掌る機関は理事会であることを前提とした上で、資産運用関係規程の整備等を通じ

①安全性の重視など資産運用の基本方針

②理事会・理事長・担当理事・実務担当者など資産運用関係者の権限と責任

③具体的な意思決定の手続き

④理事会等による運用状況のモニタリングなど執行管理の手順

⑤教育研究活動の充実改善のための計画に照らした資金運用の期間及び成果の目標

⑥保有し得る有価証券や行い得る取引等の内容

⑦資産運用に係る限度額等の明確化に努めるなど

資産運用に係る意思決定と執行管理の一層の適正化を図ることが重要と考える。」

リーマンショック後
大学が過大な
損失を計上した
ことから

21

18.教育研究経費と管理経費

教育研究経費	教育研究のため　に支出する経費
消耗品費	教材用消耗品費
光熱水費	電気料、水道料、ガス代
旅費交通費	通勤手当は含まない
奨学費	支給した奨学金
車両燃料費	ガソリン代
福利費	学生にかかる掛金等
通信運搬費	郵便料、宅配料
印刷製本費	教材等の印刷
出版物費	新聞・雑誌の購入費
修繕費	教育施設の修繕費
損害保険料	火災保険料等
賃借料	教育施設の賃借料
公租公課	租税
諸会費	教育関係団体の会費
会議費	会議の茶菓子代
報酬・委託・手数料	講演料、業務委託手数料
補助活動費	給食等の材料費
雑費	教育に関わるその他の経費

管理経費	管理部門にかかる経費
1	役員の行う業務執行のために要する経費及び評議員会のために要する経費
2	総務、人事、財務、経理その他これに準ずる法人業務に要する経費
3	教職員の福利厚生のための経費
4	教育研究活動以外に使用する施設、設備の修理、維持、保全に要する経費
5	学生生徒等の募集のために要する経費
6	補助活動事業のうち食堂、売店のために要する経費
7	附属病院業務のうち教育研究業務以外の業務に要する経費

管理経費	教育研究経費
・広告費 ・入学案内の印刷費 ・通信費 ・旅費 ・交際費 ・入学願書の印刷費 ・校納金納金票の印刷費	・入試会場賃借料 ・試験問題印刷費

教育研究経費と
管理経費の
区分が重要 !!

22

19.基本金とは

学校法人は、学校教育を安定的に継続していくことが前提である。

学校法人は、その諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持しなければならない。そのために必要な金額を事業活動収入から留保したものが基本金である。

事業活動収支計算において、基本金は、最優先で組入れなければならない。

第1号基本金	学校法人が設立当初に取得した固定資産 及びその後学校の新設や拡充のために取得した固定資産の価額
第2号基本金	将来の学校の新設や拡充のために取得する固定資産の 購入に充てる資産の額
第3号基本金	奨学基金や国際交流基金として継続的に保持し運用する資産の額
第4号基本金	「恒常的に保持すべき資金」として文部科学大臣の定める額（約1ヵ月分の運転資金） 〔人件費-退職給与引当金繰入額+教育研究経費-減価償却額（教育研究経費） +管理経費-減価償却額（管理経費）+借入金等利息〕÷12ヵ月

第4号基本金について、その金額に相当する資金を年度末時点で有していない場合には
その旨と対応策を注記するものとすること（学校法人会計基準第34条第7項関係）
「学校法人会計基準の一部改正について（通知）」平成25年4月22日
文部科学省高等教育局私学部長通知

23

Ⅶ.国による財政支援

1.私立大学等経常費補助金

私立大学等経常費補助金の目的

【私立学校振興助成法　第1条】
○私立大学等の教育条件の維持向上
○学生の修学上の経済的負担の軽減
○私立大学等の経営の健全性を高める

【私立学校振興助成法　第4条】
○私立大学等の教育又は研究に係る経常的経費に対する
補助で私立大学等を設置する学校法人に対して交付

補助金の概算交付と額の確定の流れ

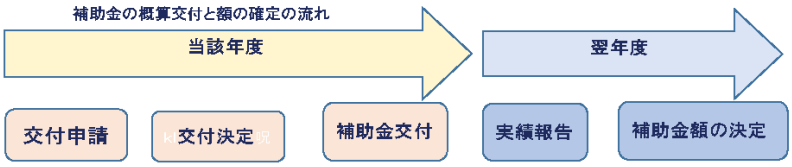

テキストP84～87参照

24

2.経常費補助金の「一般補助」と「特別補助」

一般補助の仕組み

人数 × 単価 × 補助率 × 増減率 ＝ 補助金額

第一次調整
第二次調整
第三次調整

【一般補助】
私立大学運営に不可欠な教育研究に係る経費

特別補助の内容

Ⅰ	成長力強化に貢献する質の高い教育
Ⅱ	社会人の組織的な受入れ
Ⅲ	大学等の国際交流の基盤整備
Ⅳ	大学院等の機能の高度化
Ⅴ	経営強化等支援
Ⅵ	授業料減免及び学生の経済的支援体制の充実
Ⅶ	東日本大震災からの復興支援
Ⅷ	台風第19号、第20号及び第21号からの復興支援

【特別補助】
学術の振興、特定の分野・課程等の教育の振興のために交付

テキストP85～86参照

25

3.一般補助が指標化された

【一般補助のなかに組み込まれた】

1	全体的チェック体制	1	3ポリシーを踏まえた取組の点検・評価
		2	全学的な教学マネジメント体制の構築
		3	IR機能の整備
		4-1	情報の公表①
		4-2	情報の公表②
2	教職員の資質向上等体制	5	FD組織の設置及び実施
		6	SDの取組状況
		7	教員の教育面における評価制度
3	カリキュラムマネジメント	8	履修系統図の作成又はナンバリングの実施
		9	GPA制度の導入、活用
		10	準備学習に必要な時間帯のシラバスへの明記
		11	初年次教育の実施
4	学生の学び質保証体制	12	学生の学修時間・学修行動の把握
		13	学生の学修成果の把握
		14	学生による授業評価結果の活用

3つの方針に基づいた大学教育の質の向上

① 卒業認定・学位授与の方針
「ディプロマ・ポリシー」

② 教育課程編成・実施の方針
「カリキュラム・ポリシー」

③ 入学者受入の方針
「アドミッション・ポリシー」

従来「改革総合支援事業」にあった項目をもとに、「教育の質保証」として指標化されて補助金が増減されるようになりました。

26

4.経常費補助金が不交付又は減額のケース

補助金の不交付又は減額となる例

●理事長による不適切な支出
●簿外経理
●役員の不祥事
●認可に関する虚偽申請　など

●定員の充足状況による補助金不交付措置

令和2年度 5月1日現在	8,000人以上	4,000人以上 8,000人未満	4,000人未満
入学定員に対する割合	1.10	1.20	1.30
収容定員に対する割合	1.40	1.50	1.50

●収容定員充足率の未充足

収容定員 充足率	50%以下

学部等単位で判定

テキストP86～87参照　27

専門職大学院における教育訓練給付金

中央教育審議会大学分科会大学院部専門職大学院ワーキンググループ（第2回）H28.1.13

経緯

日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）
一．日本産業再興プラン～ヒト、モノ、カネを活性化する～
2．雇用制度改革・人材力の強化
①行き過ぎた雇用維持型から労働移動支援型への政策転換（失業なき労働移動の実現）
○若者等の学び直しの支援のための雇用保険制度の見直し
・非正規雇用労働者である若者等がキャリアアップ・キャリアチェンジできるよう、資格取得等につながる自発的な教育訓練の受講を始め、社会人の学び直しを促進するために雇用保険制度を見直す。労働政策審議会で検討を行い、時期通常国会への改正法案の提出を目指す。あわせて、従業員の学び直しプログラムの受講を支援する事業主への経費助成による支援策を講ずる。

○雇用保険法改正（平成26年3月）により、教育訓練給付が拡充され、専門職大学院が対象となる。

認定基準

○2年以内（資格取得につながるものにあっては、3年以内で取得に必要な最短期間）の課程等
○就職・在職率、大学等の認証評価、定員充足率等の実績からみて当該訓練に十分な効果があると認められるもの

給付対象

受講開始日前までに通算して2年以上の雇用保険の被保険者期間を有している者
※2回目以降として受給する場合は、10年以上の雇用保険の被保険者期間

給付金額

【給付額】受講者が支払った訓練経費×40%
（受講修了日から1年以内に資格取得等し、かつ、被保険者として雇用された又は雇用されている場合等には20%を追加支給）
【給付額上限】32万円/年
（20%の追加支給を受けた場合にあっては48万円/年）
【給付期間】原則2年（資格につながる場合は3年）

認定件数

分野	計	分野	計
ビジネス・MOT	33	臨床心理	1
会計	4	法科大学院	10
公共政策	2	教職大学院	14
公衆衛生	1	その他	6
知的財産	1	計	72

5.専門学校の経常費補助金

専門学校は、各自治体から経常費補助金に相当する補助金が交付されています。算定方法は、各自治体で違います。

東京都では、経常費補助を算定するにあたり、標準的運営費方式という制度を導入しています。これは、公立学校の運営にかかる経費をもとにして、各私立学校の運営に必要な経費を算出し、この経費の2分の1を補助しようというものです。

算出された予算額をもとに、生徒数や教職員数に応じて補助する一般補助と、学校の特別な取組に応じて補助する特別補助に分けて補助金額を算定します。

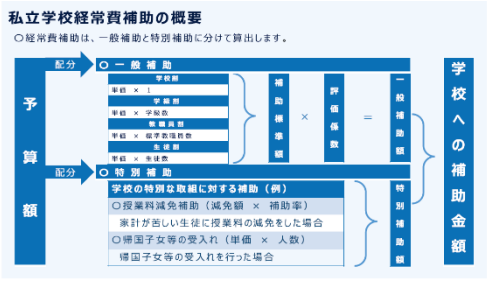

6.各都道府県の専門学校の経常費補助金

令和３年度　都道府県別助成状況一覧

（単位：千円）

No	都道府県名	私学全体の予算総額		学校割成		学生・生徒割成		団体割成	
		合　計	前年比	合　計	前年比	合　計	前年比	合　計	前年比
01	北海道	32,351,672	△ 484,099	610,888	△ 89,695	1,042,959	△ 478,308	30,889	△ 1,136
02	青　森	3,412,973	△ 101,904	29,298	752	128,717	7,851	100	－
03	岩　手	3,875,881	△ 3,294,845	59,570	△ 4,869	190,809	1,713	16,798	△ 567
04	宮　城	11,738,834	△ 1,309,790	46,441	△ 11,040	617,000	617,000	14,834	△ 366
05	秋　田	1,456,642	△ 747,813	23,521	△ 345	84,600	6,600	22,894	△ 5,119
06	山　形	3,819,542	△ 83,490	119,614	183	1,069	△ 72	96,483	1,161
07	福　島	6,459,299	△ 1,072,050	114,148	2,329	148,464	△ 42,048	2,185	△ 484
08	茨　城	9,711,173	288,421	145,683	△ 4,043	100,462	△ 21,788	0	－
09	栃　木	7,966,208	29,782	91,641	38,285	289,087	△ 18,564	100	－
10	群　馬	10,382,337	4,497,605	315,104	6,883	37,792	△ 1,638	35,780	331
11	埼　玉	44,279,518	△ 1,057,618	455,384	38,730	26,438	7,755	25,876	△ 436
12	千　葉	53,217,506	△ 2,578,453	353,089	21,591	87,752	38,751	47,759	2,888
13	東　京	211,421,000	189,000	1,641,573	△ 380,480	9,132,381	1,450,513	805,831	△ 2,888
14	神奈川	48,847,236	△ 1,991,784	1,657,470	137,492	1,031,283	91,528	74,596	－
15	新　潟	6,065,983	△ 195,486	255,386	△ 14,357	472,151	442,037	20,402	702
16	富　山	3,701,133	△ 270,910	44,523	1,660	60,588	△ 74,499	4,510	△ 710
17	石　川	4,595,962	△ 97,831	105,943	△ 1,173	105,996	46,715	11,630	－
18	福　井	2,496,004	25,269	54,841	△ 3,661	26,334	23,009	4,253	△ 1,310
19	山　梨	3,028,931	57,653	13,976	△ 244	0	－	1,000	－
20	長　野	7,013,800	427,981	82,152	△ 904	3,638	△ 2,735	38,317	△ 3,376
21	岐　阜	9,845,833	102,853	151,005	△ 295	343,887	258,817	9,533	△ 1,615
22	静　岡	29,106,051	△ 1,817,958	422,018	△ 11,454	92,281	3,922	57,990	－

22	静岡	23,106,051	△ 1,617,958	422,018	△ 11,484	92,281	3,522	51,990	−
23	愛知	49,482,632	△ 494,068	2,600,294	938,254	801,957	△ 179,053	140	−
24	三重	4,731,219	35,149	75,667	5,198	70,059	△ 77,706	10,667	△ 1,427
25	滋賀	3,543,131	35,929	14,626	△ 705	3,929	3,569	91	−
26	京都	22,757,420	78,124	93,207	△ 375	445,507	△ 174,637	2,700	−
27	大阪	59,217,326	△ 159,293	1,273,425	△ 31,561	3,036,879	△ 135,889	0	−
28	兵庫	22,218,822	△ 586,089	676,261	17,873	510,427	△ 79,687	29,301	△ 20
29	奈良	6,410,296	△ 45,159	51,326	△ 2,480	97,874	97,091	1,700	−
30	和歌山	2,723,170	△ 1,502,581	5,573	△ 338	57,963	△ 38,709	2,349	△ 122
31	鳥取	2,249,547	38,809	92,694	△ 568	12,881	3,304	94,404	4,534
32	島根	1,629,630	△ 189,468	62,708	△ 26,612	51,969	△ 77,574	9,430	△ 468
33	岡山	6,795,316	△ 151,894	34,476	△ 806	440,681	△ 72,064	33,139	△ 1,205
34	広島	24,401,127	8,210,140	67,471	19,430	613,433	77,398	19,486	2,020
35	山口	4,977,183	△ 486,233	20,378	△ 1,739	59,897	3,587	3,499	10
36	徳島	711,709	△ 30,910	8,929	5,074	122,456	△ 19,804	1,851	△ 104
37	香川	6,032,378	△ 63,013	29,947	1,362	400,368	△ 38,711	5,933	△ 853
38	愛媛	7,305,743	△ 57,709	13,067	279	2,208	△ 53	0	−
39	高知	5,075,748	△ 93,219	10,064	△ 12	130,178	124,818	0	−
40	福岡	57,932,006	△ 1,761,056	252,490	△ 70,501	1,522,014	△ 1,344,103	1,925	−
41	佐賀	3,269,012	51,750	165,084	48,894	428,232	△ 76,396	0	−
42	長崎	5,348,221	△ 5,023,215	19,498	△ 39	112,219	△ 138,849	12,672	4,898
43	熊本	7,721,682	971,708	14,975	453	799,010	△ 101,828	25,015	35
44	大分	6,935,406	243,906	17,157	337	308,222	170,501	91,025	−
45	宮崎	7,824,819	54,671	92,052	4,492	328,547	△ 23,821	37,219	4,022
46	鹿児島	480,555	195,403	49,712	85	430,843	205,318	10,000	−
47	沖縄	2,526,016	43,341	54,109	8,964	702	△ 351	30,432	△ 2,407
合計		837,091,412	△ 9,932,051	12,588,238	640,480	24,812,134	480,618	1,648,938	△ 3,908

＊学校助成、学生・生徒助成、団体助成の内訳はP2～P3に掲載　　「—」は前年度と同額

文部科学省

7.国の専門学校の補助金予算

（ ）は前年度予算額

専修学校教育の振興に資する取組　23億円　（21億円）

【人材養成機能の向上】

新規 **専門職業人材の最新技能アップデートのための専修学校リカレント教育推進事業**
4.0億円　（新　規）
専修学校と企業・業界団体等が連携し、各職業分野において受講者の知識・スキルを最新のものにアップデートできるリカレント教育のコンテンツを作成するとともに、業界団体を通じて教育コンテンツの情報提供を行う体制を作るモデルを構築する。

拡充 **専修学校による地域産業中核的人材養成事業**　12.0億円　（9.8億円）
中長期的に必要となる専門的職業人材の養成に係る新たな教育モデルの構築等を進めるとともに、地域特性に応じた職業人材養成モデルの開発を行う。
・学びのセーフティネット機能の充実強化　/・専門学校と高等学校の有機的連携プログラムの開発・実証
・専修学校と業界団体等との連携によるDX人材養成プログラム

☆専修学校における先端技術利活用実証研究　3.4億円　（6.9億円）
産学が連携し、実践的な職業教育を支える実習授業等において、新型コロナウイルス感染症の影響下等、遠隔教育をソフト面から支えるモデルを開発し、新たな教育手法の普及促進を図る。

☆専修学校留学生の学びの支援推進事業　1.7億円　（1.7億円）
新型コロナウイルス感染症の影響下で留学生が渡日できない状況にあっても、質の高い学びを開始・継続可能な専修学校留学生の総合的受入れモデルの構築。

【質保証・向上】

☆職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進
1.4億円　（1.4億円）
専修学校における研修プログラム開発や研修体制づくり等による教育体制の充実を図るとともに、先進モデルの開発等による職業実践専門課程の充実に向けた取組や教学マネジメントの強化の推進等を通じて、職業教育の充実及び専修学校の質保証・向上を図る。

☆専修学校と地域の連携深化による職業教育魅力発信力強化事業
0.4億円　（0.4億円）
専門学校や高等専修学校が担う職業教育等の魅力発信力を強化するため、効果的な情報発信の在り方について検討・検証を行う。

専修学校の教育体制及び施設整備等に関する取組　14億円　（5億円）

☆私立学校施設整備費補助金　10.2億円　（3億円）
教育装置、学校施設等の耐震化、アスベスト対策等に係る経費のほか、太陽光発電の導入等のエコ改修等の学校環境改善に係る経費を補助

☆私立大学等研究設備整備費等補助金　4.2億円　（2億円）
新型コロナウイルス感染症等対策を講じながら、授業を実施する際に必要な情報処理関係設備の整備に係る経費を補助

専修学校への修学支援に資する取組　— 億円（293億円）

☆高等教育（私立専門学校分）の修学支援の着実な実施（内閣府 計上）等
— 億円　（293億円）
低所得世帯の真に支援が必要な子供に対する高等教育の負担軽減の実施に必要な経費

その他関係予算

○高等学校等就学支援金交付金（内数）　4,114億円（4,114億円）

○高校生等奨学給付金（内数）　162億円（　151億円）

○日本学生支援機構の奨学金事業（内数）　— 億円（1,015億円）
※貸与型無利子奨学金（一般会計）分

○国費外国人留学生制度（内数）　184億円（　184億円）

※ このほか、専修学校における新型コロナウイルス感染症対策に係る経費を事項要求。

（注）予算額が「－」のものは事項要求。
（注）四捨五入の関係で、係数は合計と一致しない。

1

8.専門学校生への効果的な経済支援の仕組み

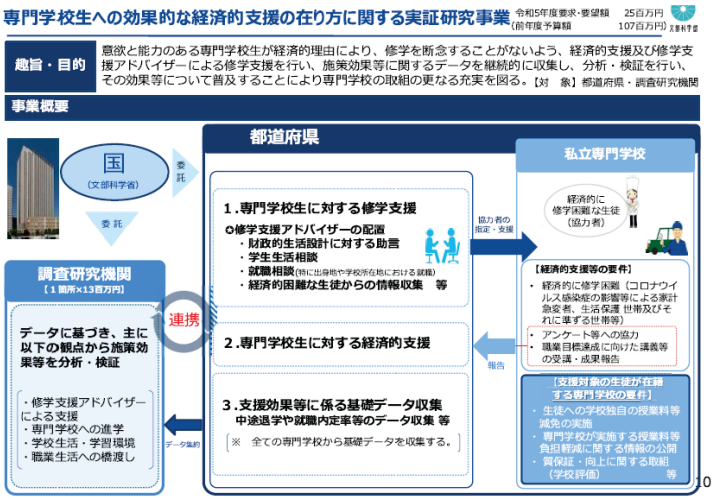

レポート課題（700文字から1,000文字程度）

貴校に国、自治体等から交付されている全ての補助金について、金額、内容、補助金を交付されたことによりどのような効果があったかの３点を、補助金種別ごとに記述して下さい。

34

第８講

専門職教育支援士[専門職高等教育運営]履修証明プログラム

専門職高等教育機関に関する基礎知識

第8講

2022.11.24

大正大学客員教授　地域構想研究所　副所長補佐
山本　雅淑

1

1.財務分析の重要性

(1)「財務分析」とは

大学の財務状況を明らかにし、正確に把握することで、
強み・弱みを判断し、今後の経営の改善策を策定すること。

そのためには**「学校法人会計」**を理解し
財務三表の見方を身につける必要があります。

2

(2)財務3表の見方

まず、企業会計と学校法人会計の違いを把握する

企業会計は、利益を上げて、株主への開示や配当を目的としている。
学校法人会計は、教育・研究活動を永続的に維持する資産の保有を目的としている。

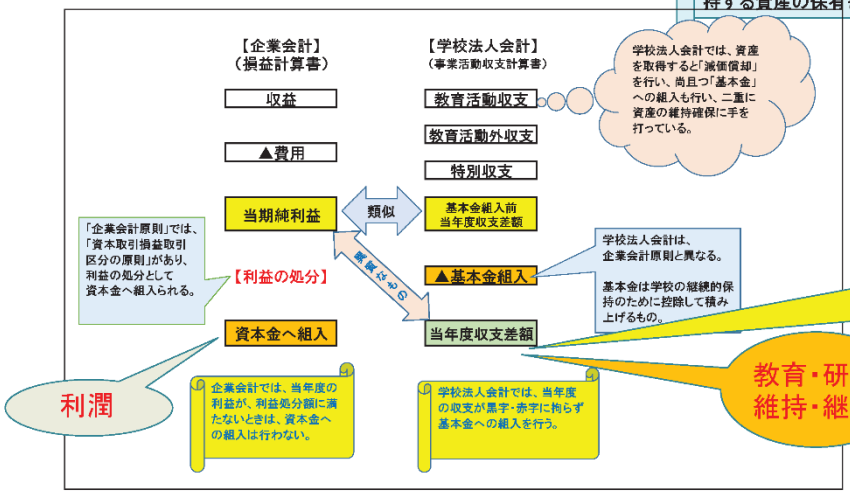

3

(3)事業活動収支計算書の見方①

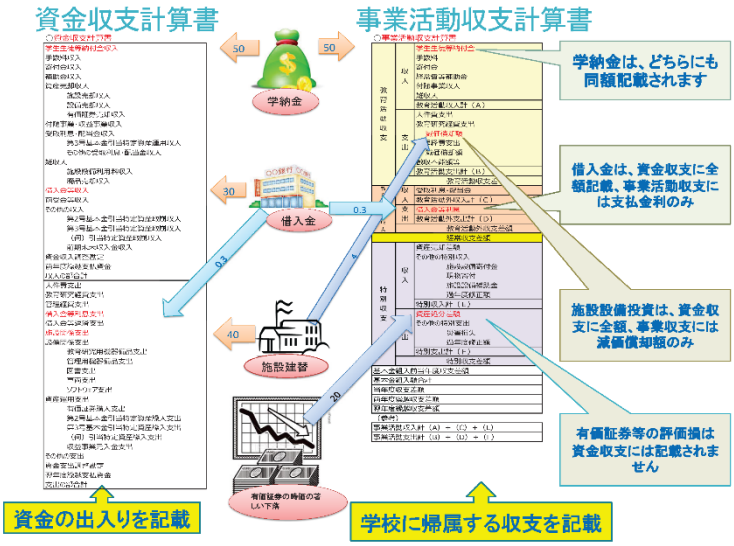

4

(3)事業活動収支計算書の見方②

	区分	通常 A	通常 B	困難 C	困難 D
ア	教育活動収支差額	＋	－	－	＋
イ	教育活動外収支差額	＋	＋	＋	－
ウ	経常収支差額	＋	＋	－	－
	コメント	全ての収支がプラス 経常収支がプラスであることが重要	本業はマイナスでも、大きな運用ファンドを持っており、「教育活動外収支」がプラスになり、「経常収支」がプラス	本業がマイナス、「教育活動外収支」がプラスでも本業のマイナスを賄えない	本業がプラスでも、借入金過多で「経常収支」がマイナス

5

(4)活動区分資金収支計算書の見方

お金の出入りが記載

活動区分	定義
教育活動による資金収支	「施設設備等活動による資金収支」と「その他の活動による資金収支」を除いたもの

活動区分	定義
施設設備等による資金収支	「施設若しくは設備の取得又は売却その他これらに類する活動」に係る資金収支

活動区分	定義
その他の活動による資金収支	「財務活動」「収益事業に係る活動」「預り金の受払い等の経過的な活動」「過年度修正額」に係る資金収支

活動区分資金収支計算書
令和元年4月1日～令和2年3月31日

		科　目	決算	
教育活動による資金収支	収入	学生生徒等納付金収入	2,180	本業の収支バランス
		手数料収入	45	
		特別寄付金収入		
		一般寄付金収入	80	
		経常費等補助金収入	240	
		付随事業収入・収益事業収入	55	
		雑収入	76	
		教育活動資金収入計	2,676	
	支出	人件費支出	1,860	
		教育研究費支出	330	
		管理経費支出	220	
		教育活動資金支出計	2,410	
		差　引	266	
		調整勘定	207	
	教育活動資金収支差額		473	
施設設備等活動による資金収支	収入	施設設備寄付金収入		設備資金による収支バランス
		施設設備補助金収入		
		施設設備売却収入	430	
		第2号基本金引当特定資産取崩収入		
		施設設備等活動資金収入計	430	
	支出	施設関係支出		
		設備関係支出	370	
		第2号基本金引当特定資産繰入支出		
		施設設備等活動資金支出計	370	
		差　引	60	
		調整勘定	0	
	施設設備等活動資金収支差額		60	
	小計		533	
その他の活動による資金収支	収入	借入金等収入	100	財務活動による収支バランス
		有価証券売却収入		
		第3号基本金引当特定資産取崩収入		
		受取利息・配当金収入	35	
		その他の活動資金収入計	135	
	支出	借入金等返済支出	280	
		有価証券購入支出	210	
		第3号基本金引当特定資産繰入支出		
		収益事業元入金支出		
		借入金等利息支出	45	
		その他の活動資金支出計	535	
		差引	-400	
		調整勘定	0	
	その他の活動資金収支差額		-400	
	支払資金の増減額		133	
	前年度繰越支払資金		770	
	翌年度繰越支払資金		903	

6

(5)貸借対照表の見方

貸借対照表

令和2年3月31日　（単位：百万円）

科目	本年度末	前年度末	増減
資産の部			
固定資産	8,303		
有形固定資産	6,897		
土地	3,000		
建物	2,510		
構築物	240		
教育研究用機器備品	621		
管理用機器備品	145		
図書	177		
車両	24		
建設仮勘定	180		
特定資産	1,406		
第2号基本金引当特定資産	400		
第3号基本金引当特定資産	210		
減価償却引当特定資産	506		
退職給与引当特定資産	290		
その他の特定資産			
借地権			
電話加入権			
有価証券			
長期貸付金			
流動資産	1,503		
現金預金	903		
未収入金	32		
有価証券	450		
貯蔵品	106		
前払金	12		
資産の部合計	9,806		

科目	本年度末	前年度末	増減
負債の部			
固定負債	1,609		
長期借入金	560		
学校債	430		
退職給与引当金	619		
流動負債	867		
短期借入金	240		
1年以内償還予定学校債	60		
未払金	97		
前受金	454		
預り金	16		
負債の部合計	2,476		
純資産の部			
基本金	7,626		
第1号基本金	6,816		
第2号基本金	400		
第3号基本金	210		
第4号基本金	200		
繰越収支差額			
翌年度繰越収支差額	-296		
純資産の部合計	7,330		
負債及び純資産の部合計	9,806		

注記
重要な会計方針
減価償却額の累計額の合計
徴収不能引当金の合計額
担保に供されている資産の種類及び額
当該年度の末日において第4号基本金に該当する資金を有していない場合のその旨と対策

【仕組み】
学校の期末時点の「資産」「負債」「純資産」等の財政状態を表す表

【ポイント①】
純資産が、負債の合計を上回っていれば安全性は高い

【ポイント②】
現金預金は第4号基本金を上回っているか

7

貸借対照表を見る3つのポイント
総資産・総負債・純資産
～純資産が増加したケース～

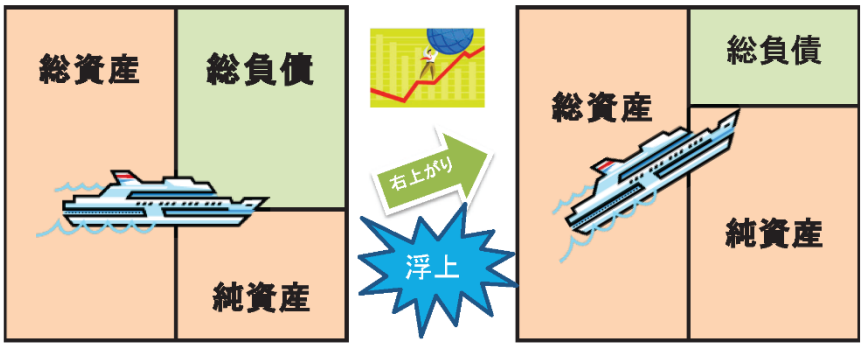

8

学校法人が債務超過に陥ったときの事象

学校法人が、**債務超過**に陥ったときの事象
①経常費補助金の不交付
②文部科学省から経営指導の強化
③受配者指定寄付金の対象から外れる
④高等教育無償化の対象校から外れる
⑤銀行や私学事業団からの融資が困難

9

(6)財務3表の見方のまとめ

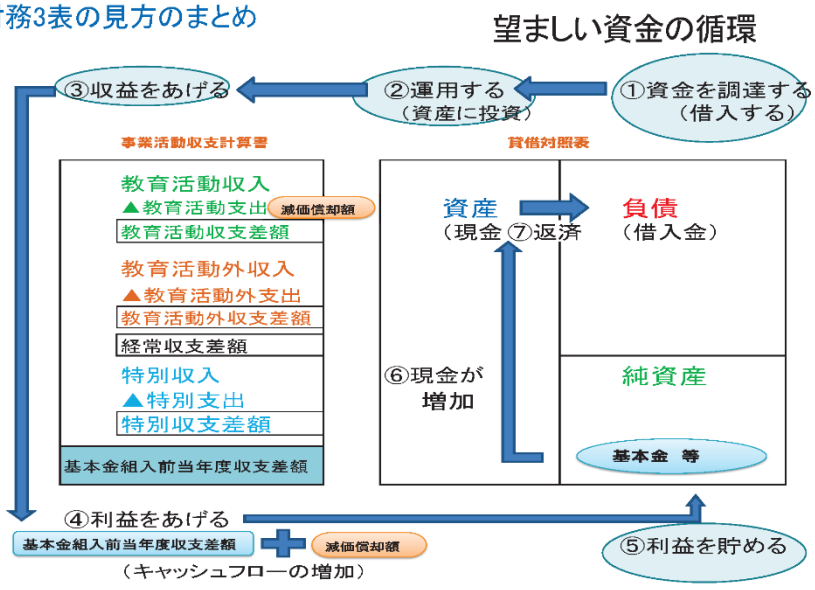

10

2.財務分析の手法

(1)経常収支差額比率

学校の収支バランスの安定性を示す指標

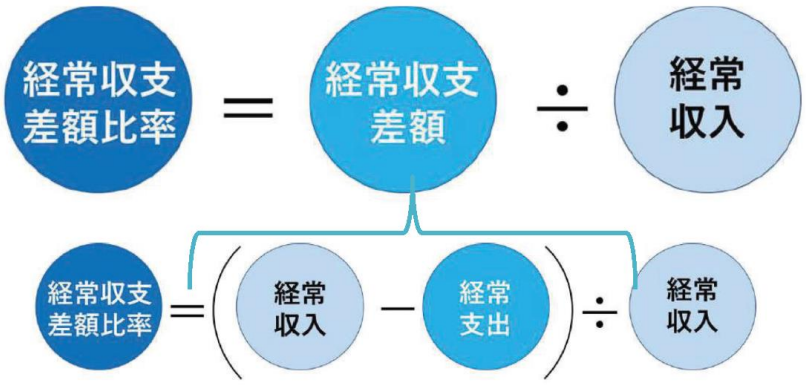

11

(2)人件費比率

人件費比率とは、学校が支出する人件費の水準を測る指標

経常収入とは、事業活動収支計算書の教育活動収入と教育活動外収入を足した値のことです。特別収入の値はは含まないことに注意が必要

12

経費の多くが人件費
<人件費比率の構成要因>

人件費比率 ＝ 人件費 / 経常収入

単価が 高い 低い	人数が 多い 少ない	年齢が 高い 低い	退職者が 多い 少ない	経常収入が 減少 増加
教職員の単価が高いと人件費比率はあがる	教職員の人数が多いと人件費比率はあがる	教職員の平均年齢が高いと人件費比率はあがる	当該年次に退職者が多いと人件費比率はあがる	経常収入が減少すると人件費比率はあがる

人件費か、経費かの区分も重要

【人件費の仕分】

雇用関係	勘定科目	人件費	教育研究経費	管理経費
雇用関係にある教職員（給与、通勤手当等）	人件費	○		
	報酬・委託・手数料			
会社から派遣の教職員	人件費			
	報酬・委託・手数料		○	○
弁護士・会計士の委任報酬	人件費			
	報酬・委託・手数料			○
役員への委任契約による報酬	人件費	○		
	報酬・委託・手数料			

13

参考：人件費以外の経費の割合

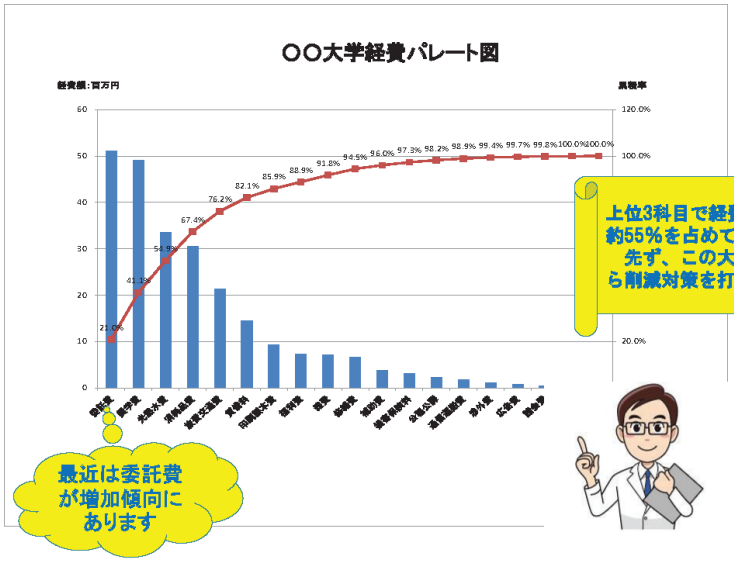

14

(3)人件費依存率

学生生徒等納付金に対する人件費の割合

学生生徒等納付金とは、授業料収入、入学金収入、実験実習料収入など

15

(4)積立率

学生生徒等納付金に対する人件費の割合

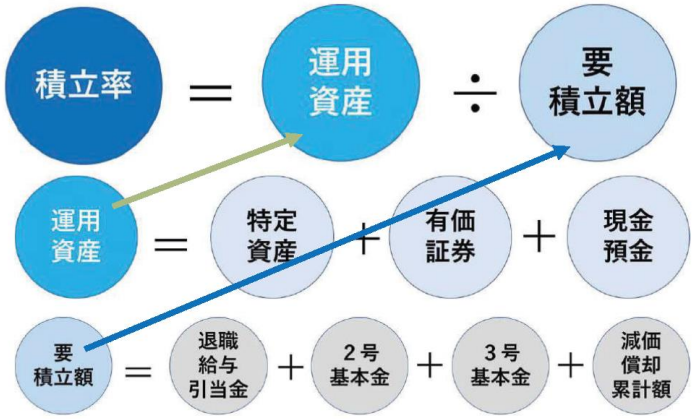

16

まとめると・・・・・

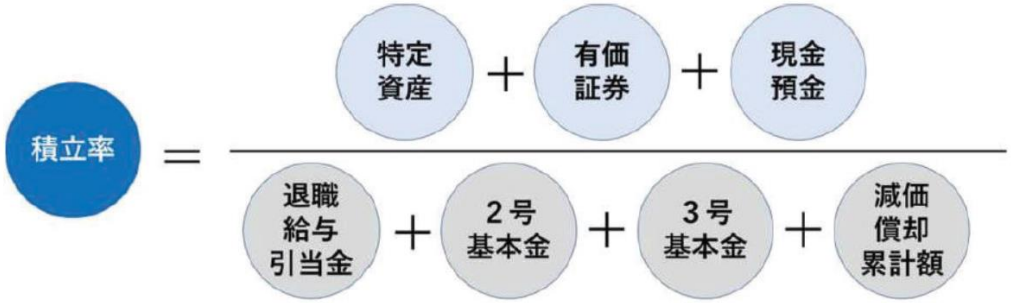

17

(5)基本金組入率

事業活動収入総額における基本金組入額の割合

18

⑹学生・生徒一人当たり経費支出

学生・生徒一人当たり経費支出とは、生徒一人当たりにかかるコストを表す指標

19

教育研究経費と管理経費

教育研究経費	教育研究のため　に支出する経費
消耗品費	教材用消耗品費
光熱水費	電気料、水道料、ガス代
旅費交通費	通勤手当は含まない
奨学費	支給した奨学金
車両燃料費	ガソリン代
福利費	学生にかかる掛金等
通信運搬費	郵便料、宅配料
印刷製本費	教材等の印刷
出版物費	新聞・雑誌の購入費
修繕費	教育施設の修繕費
損害保険料	火災保険料等
賃借料	教育施設の賃借料
公租公課	租税
諸会費	教育関係団体の会費
会議費	会議の茶菓子代
報酬・委託・手数料	講演料、業務委託手数料
補助活動費	給食等の材料費
雑費	教育に関わるその他の経費

管理経費	管理部門にかかる経費
1	役員の行う業務執行のために要する経費 及び評議員会のために要する経費
2	総務、人事、財務、経理その他これに準ずる法人業務に要する経費
3	教職員の福利厚生のための経費
4	教育研究活動以外に使用する施設、設備の修理、維持、保全に要する経費
5	学生生徒等の募集のために要する経費
6	補助活動事業のうち食堂、売店のために要する経費
7	附属病院業務のうち教育研究業務以外の業務に要する経費

管理経費	教育研究経費
・広告費 ・入学案内の印刷費 ・通信費 ・旅費 ・交際費 ・入学願書の印刷費 ・校納金納金票の印刷費	・入試会場賃借料 ・試験問題印刷費

教育研究経費と
管理経費の
区分が重要 !!

20

(6)事業活動収支計算書等の財務比率の活用(まとめ)

主な財務比率	計算式	比率の見方　(単位:%)
事業活動収支差額比率	基本金組入前当年度収支差額 ÷事業活動収入	「経営状況はどうか」の視点から プラスが大きいほど自己資金が充実し、 財政面での将来的な余裕につながる。
人件費比率	人件費÷経常収入	人件費は学校の最大の支出要素であり、 この比率が適正水準を超えると 収支悪化の要因となる。
学生生徒等納付金比率	学生生徒等納付金÷経常収入	事業活動のなかで最大の割合を占めている 重要な自己財源であることから、 この比率が安定的に推移することが望ましい。
経常収支差額比率	経常収支差額÷経常収入	経常的な収支バランスを示す。この比率が プラスが大きいほど経常的な収支は安定 していることを示す。
運用資産余裕比率	(運用資産＊1―外部負債＊2) ÷経常支出	比率が高いほど運用資産の蓄積が良好であり、 1.0を超えている場合は、1年間の学校法人の 経常的な支出を賄えるだけの資金を保有して いることを示す。(単位:年)
積立率	運用資産＊1÷要積立額＊3	学校法人の経営を持続的かつ安定的に継続する ために必要となる運用資産の保有状況を示す。 比率は高い方が望ましい。

＊1:運用資産＝現金預金+特定資産+有価証券(固定資産)+有価証券(流動資産)
＊2:外部負債＝借入金+学校債+未払金+手形債務
＊3:要積立額＝減価償却累計額+退職給与引当金+2号基本金+3号基本金

21

3.財務諸表以外でみる経営分析

(1)志願倍率

入学定員に対しどれくらいの志願者がいたのかを表す指標

22

(2)合格率・実質倍率

受験生のうちどの程度の割合を合格させたかを表す指標

23

(3) 歩留率

合格者数に対する入学者数の割合

24

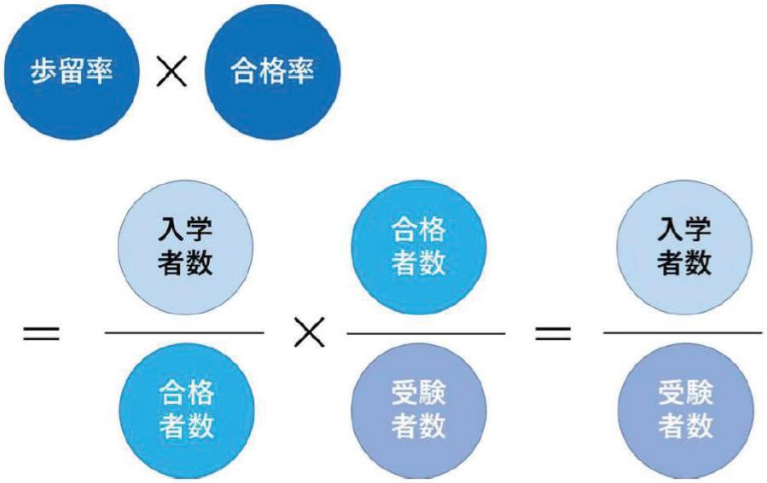

25

(4)入学定員充足率

入学定員に対してどれだけ実際に入学者がいたのかを示す指標

26

(5) 収容定員充足率

収容定員に対しどれくらいの在籍者がいるかを表す指標

27

(6)専任教員一人当たり生徒数

ある学校において専任教員一人に対して生徒が何人いる状態であるかを示す指標

28

3.日本私立学校振興・共済事業団の経営分析

(1)学校法人が経営悪化となる兆候

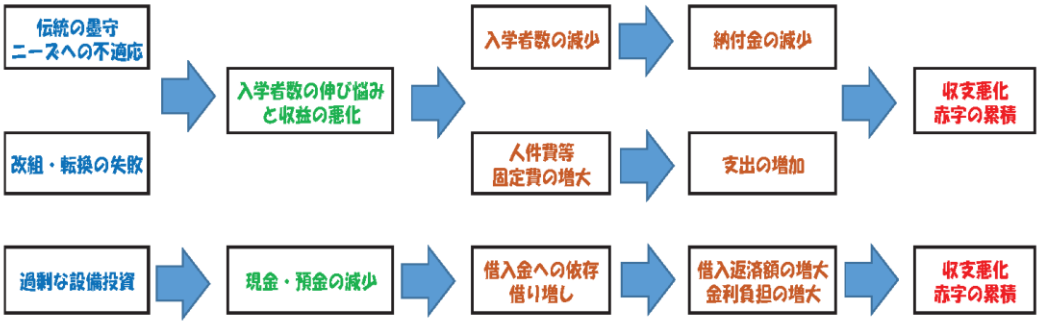

29

(2)経営困難な状況の克服のための財務改善

①経営戦略を実現するための重点的な財務計画が立てられているか
②収入の範囲内に支出を抑制するための予算管理、予算統制が実行されているか
③有効・適切な財務分析により、財政上の改善課題を明確に提示しているか
④資金繰表等を作成し、キャッシュフローの動向を常に把握しているか
⑤施設設備の更新と充実の具体的計画とそれを裏づける財政計画があるか
⑥借入金について明確な返済計画を策定し、滞りなく返済が可能であるか
⑦公租公課、所定福利費、共済掛金等の滞納の恐れがないか
⑧人件費や経費の抑制・縮減のための具体的方策を立て、実行しているか
⑨学生募集体制の強化や競争的資金獲得の方策を可能な限り追及しているか
⑩寄付金・資産運用収入・事業収入等の増収努力が十分であるか

出典:『私立学校の経営革新と経営困難への対応』平成19年8月1日
日本私立学校振興・共済事業団
学校法人活性化・再生研究会

30

(3)私学事業団の経営判断指標

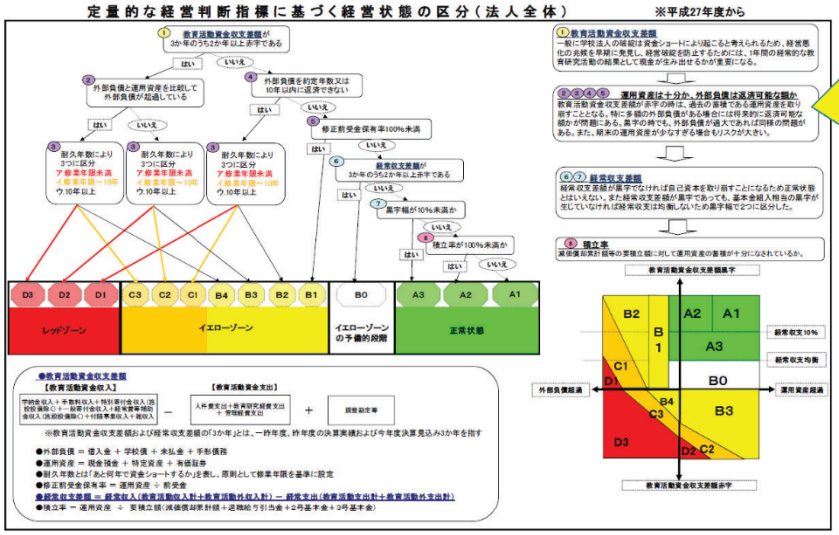

ポイントは
①教育活動資金収支が2か年黒字
②運用資産保有高が外部負債より多い
③経常収支がプラス
④積立率が100%あるか

31

レポート課題（700文字から1,000文字程度）

本日、授業で使用した第8講のパワーポイント資料の21ページにある「事業収支計算書等の財務比率の活用」をよく理解した上で、貴校の最新の決算資料から6つの財務比率を計算しコメントを添えて記述してください。なお、決算資料が開示されてない学校の場合には、他の学校法人の決算資料から6つの財務比率を計算しコメントを添えて記述してください。

32

第９講

専門職教育支援士[専門職高等教育運営]履修証明プログラム

専門職高等教育機関に関する基礎知識

第9講

2022.12.1

ハリウッド大学院大学客員教授　前㈱学事出版社代表取締役
花岡　萬之

1

Ⅶ. 高大接続改革　－専門職高等教育のマーケティング

i　高大接続改革

1　高大接続とは何か

「高等学校教育」と、「大学教育」と、両者を接続する「大学入学者選抜」の
三位一体改革

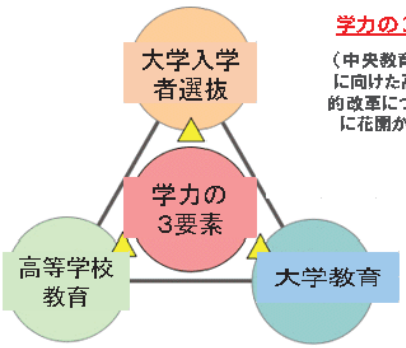

学力の３要素

（中央教育審議会「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について～すべての若者が夢や目標を芽吹かせ見たいに花開かせるために～（答申）」（平成26年12月22日）より）

2

2　高大接続改革の求める教育

知識偏重の学力からの脱却

身につけるべき力 ＝ 学力の３要素

（１）十分な**知識・技能**

（２）それらを基盤にして答えが一つに定まらない問題に
自ら解を見いだしていく**思考力・判断力・表現力等の能力**

（３）これらの基になる**主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度**

上記の能力を身につけさせるために、
①高等学校教育　②大学教育　③大学入学者選抜
の３つを、一貫した理念のもと**一体的に改革**を行う

3

3　高大接続改革の背景

(1)社会の変化

学んだ知識・技能はすぐ古くなり、 自ら答えを出せる判断力・思考力とコミュニケーション力が重要

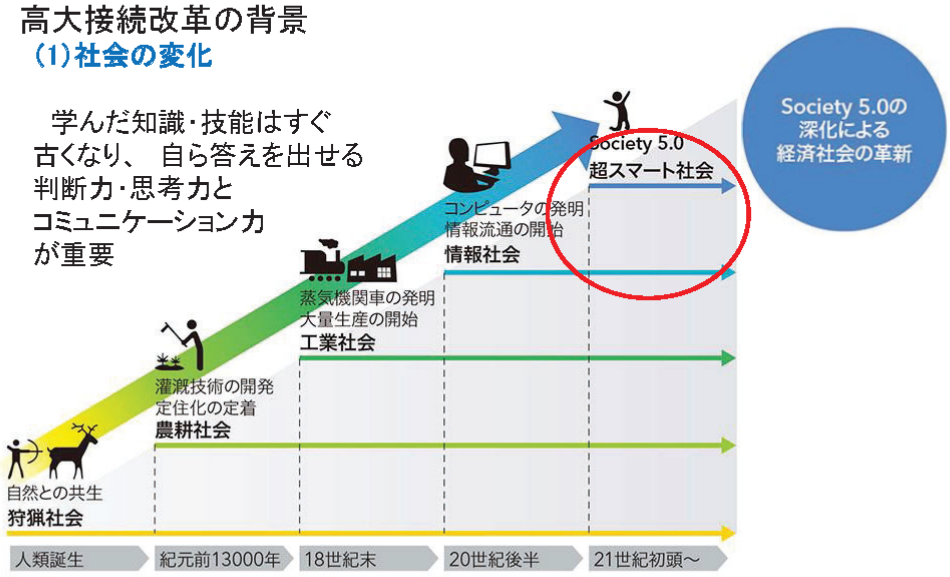

4

(2) 多様化する高校教育

高等学校等への進学率［推移］

○ 高等学校等への進学率は、令和２年度には98.8%にのぼっている。

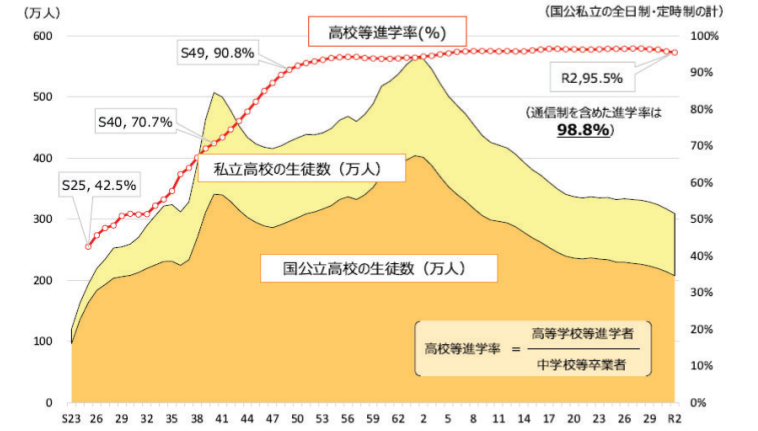

※「高等学校等進学者」とは、高等学校・中等教育学校後期課程・特別支援学校高等部の本科・別科及び専攻科へ進んだ者。進学しかつ就職した者を含む。

（出典）文部科学省「学校基本調査」

1 5

高等学校の学校数［令和２年度］

○ 高等学校の学校数（令和２年度）について、全日制高校は4,702校（全体の84.0%）、定時制高校は640校（全体の11.4%）、通信制高校は257校（全体の4.6%）。

（全日制・定時制課程）　（校）

	国立	公立	私立	総数
全日制	15	2,924	1,295	4,234
定時制	－	168	4	172
全定併設	－	445	23	468
総計	15	3,537	1,322	4,874

（通信制課程）　（校）

	国立	公立	私立	総数
独立校	－	7	110	117
併置校	－	71	69	140
総計	－	78	179	257

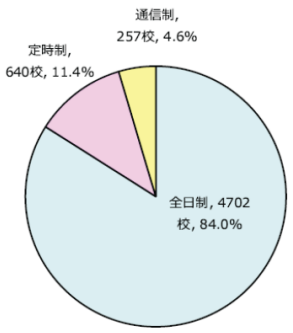

※一つの学校に課程が併置されている場合は、それぞれの課程について、重複して計上。

（出典）文部科学省「学校基本調査」

6

高等学校の学校数（学科別）［令和２年度］

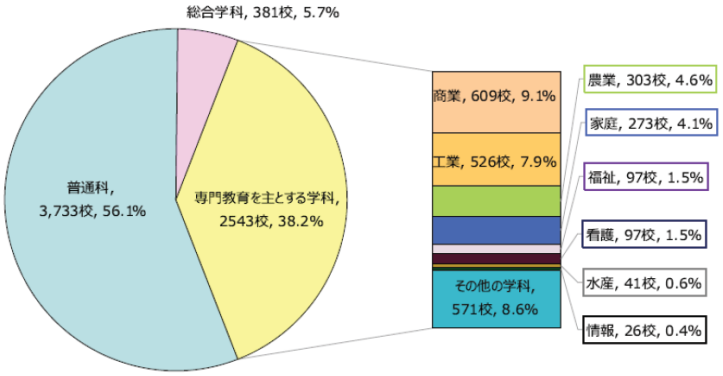

※全日制・定時制課程を置く学校数の計。
※一つの学校が２つ以上の学科を持つ場合は、それぞれの学科について、重複して計上。
※「その他」の学科は、専門教育を主とする学科のうち農業、家庭、福祉、看護、水産、情報に関する学科以外の学科（理数、体育、音楽、美術、外国語、国際関係など）の合計。

（出典）文部科学省「学校基本調査」

7

高等学校の学科数（学科別）［推移］

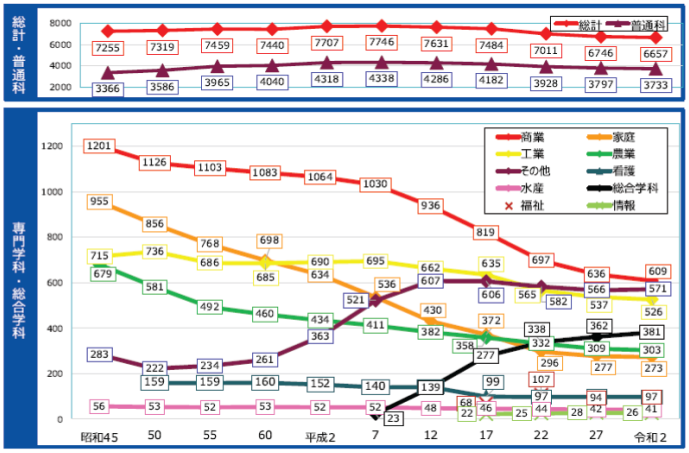

※全日制・定時制課程を置く学校数の計。
※一つの学校が２つ以上の学科を持つ場合は、それぞれの学科について、重複して計上。
※「その他」の学科は、専門教育を主とする学科のうち農業、家庭、福祉、看護、水産、情報に関する学科以外の学科（理数、体育、音楽、美術、外国語、国際関係など）の合計。

（出典）文部科学省「学校基本調査」

8

高等学校の生徒数［令和２年度］

○ 高等学校の生徒数（令和２年度）について、全日制高校は3,012,708人（全体の91.3%）、定時制高校は79,356人（全体の2.4%）、通信制高校は206,948人（全体の6.3%）。

（人）

	国立	公立	私立	総数
全日制	8,452	1,989,163	1,015,093	3,012,708
定時制	－	76,817	2,539	79,356
通信制	－	55,427	151,521	206,948
総計	8,452	2,121,407	1,169,153	3,299,012

※専攻科・別科に属する生徒数を含む。

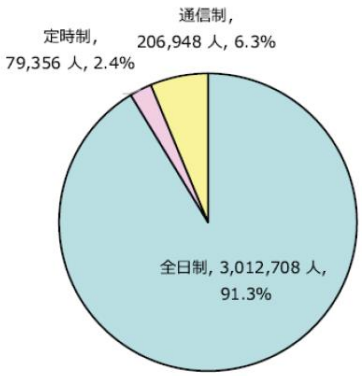

9

高等学校の生徒数（学科別）［推移］

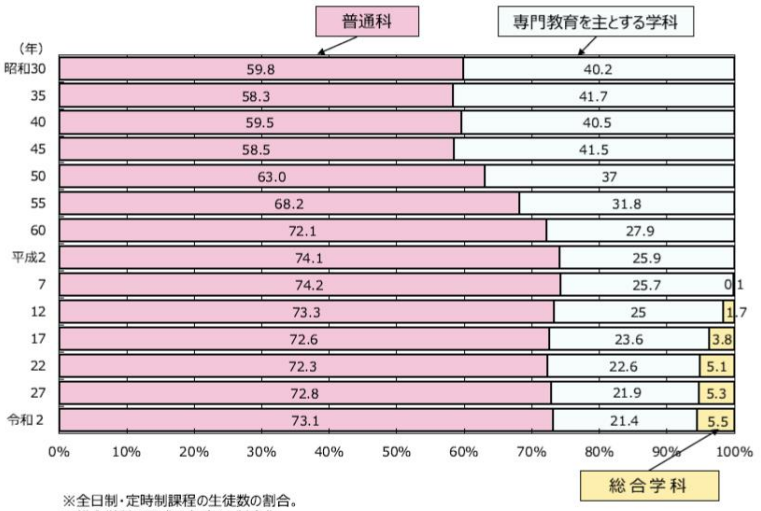

※全日制・定時制課程の生徒数の割合。
※総合学科は平成６年度より制度化。

（出典）文部科学省「学校基本調査」

10

高等学校の生徒数（定時制・通信制）［推移］

定時制高等学校の生徒数

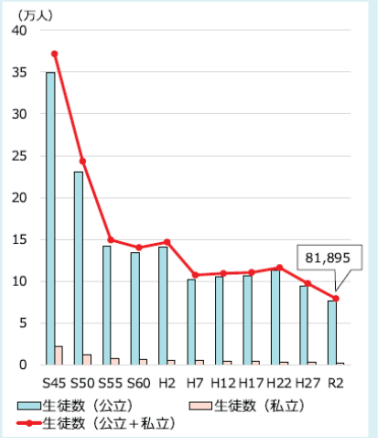

通信制高等学校の生徒数

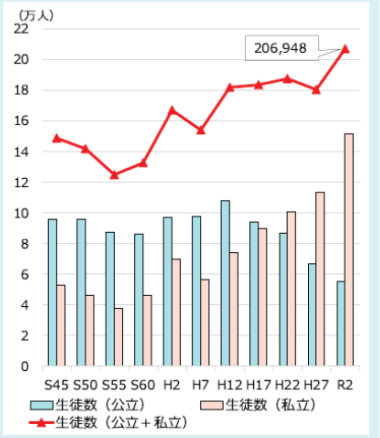

（出典）文部科学省「学校基本調査」

11

総合学科・単位制高等学校［推移］

総合学科の数

普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科として平成６年度から導入

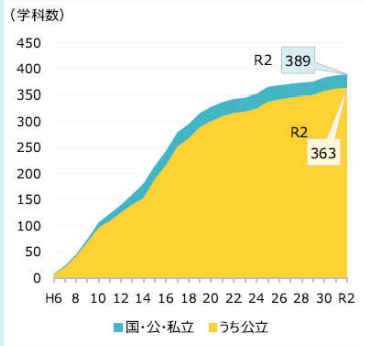

単位制高等学校の数

学年による教育課程の区分を設けない学科として導入
（昭和63年度から定時制・通信制で導入。平成５年度から全日制に拡大。）

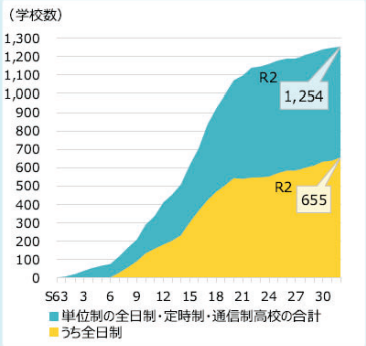

（出典）文部科学省「学校基本調査」

12

中高一貫教育校数［推移］

（令和２年度の設置状況）

	中等教育学校	併設型	連携型
国立	4	1	0
公立	33	97	84
私立	19	398	4
計	56	496	88

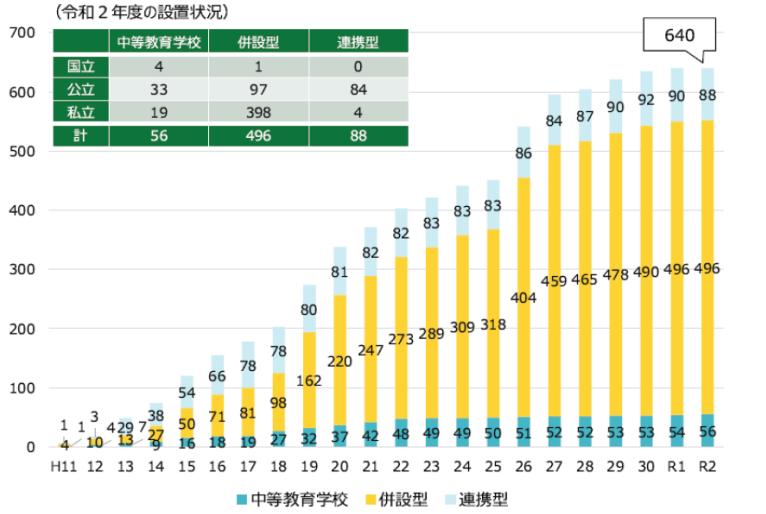

（出典）文部科学省「学校基本調査」

高校生の卒業後の進路状況［推移］

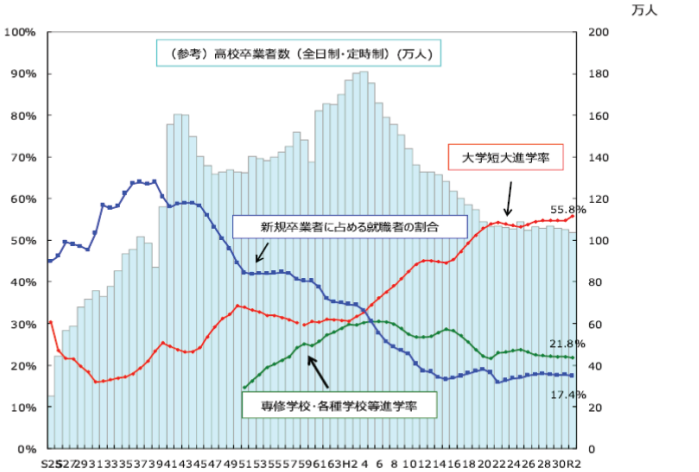

※「大学短大進学率」は、昭和58年度以前は通信制への進学を除いており、厳密には59年度以降と連続しない。

（出典）文部科学省「学校基本調査」

高校生の卒業後の進路状況（学科別）［令和２年度］

○ 普通科の卒業後の進路は、大学等への進学が65.3%で最多。
○ 専門学科の卒業後の進路は、就職が46.9%で最多。
○ 総合学科の卒業後の進路は、大学等、専修学校、就職が約3割とほぼ同数。

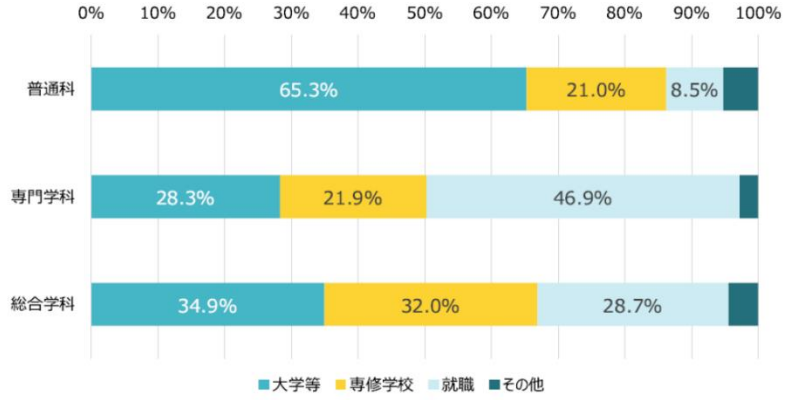

（出典）文部科学省「学校基本調査」

15

高校生の学力・学習意欲等の状況

○ 平日，学校の授業時間以外に全く又はほとんど勉強していない者は，高校3年生の約4割

○ 高校生の学校外の平均学習時間については、中上位層には大幅な減少からの改善傾向が見られるが、下位層は低い水準で推移している

■高校生の家庭学習時間

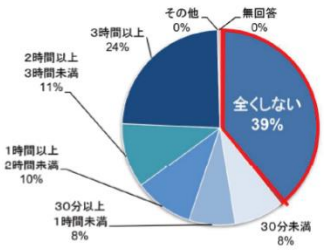

（出典）国立教育政策研究所「平成17年度教育課程実施状況調査」
※平日の平均学習時間。土日は除く。
塾・予備校，家庭教師との学習時間を含む。
※回答人数149,753人

■高校生の学習時間の経年変化

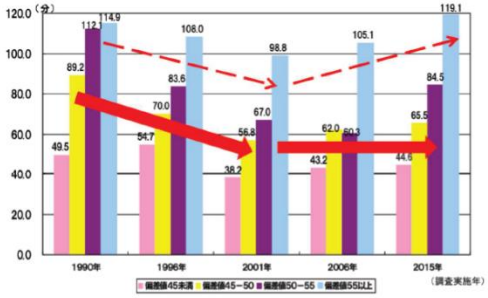

※平日の平均学習時間。土日は除く。塾・予備校、家庭教師との学習時間を含む。

（出典）ベネッセ教育総合研究所「第5回学習基本調査」

16

大学における補習授業の実施状況

補習授業を実施している大学数は、平成27年度で389校・全体の約52%であり、平成15年度の2倍強に増加。

［参考］補習授業：卒業要件としての履修単位の範囲外の、本来高等学校レベルで実施すべき教育内容を扱う授業等を行うこと。

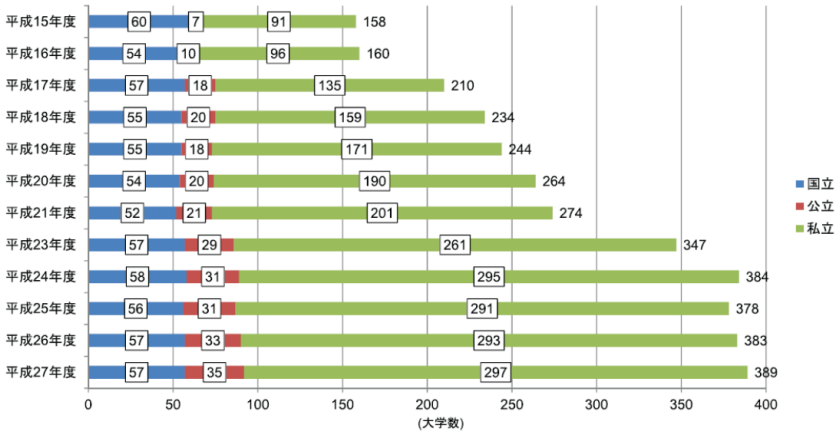

※平成22年度については、東日本大震災の影響を考慮し、調査を実施していない。

（出典）文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について」

17

33

(3)求められる高等教育の質的転換

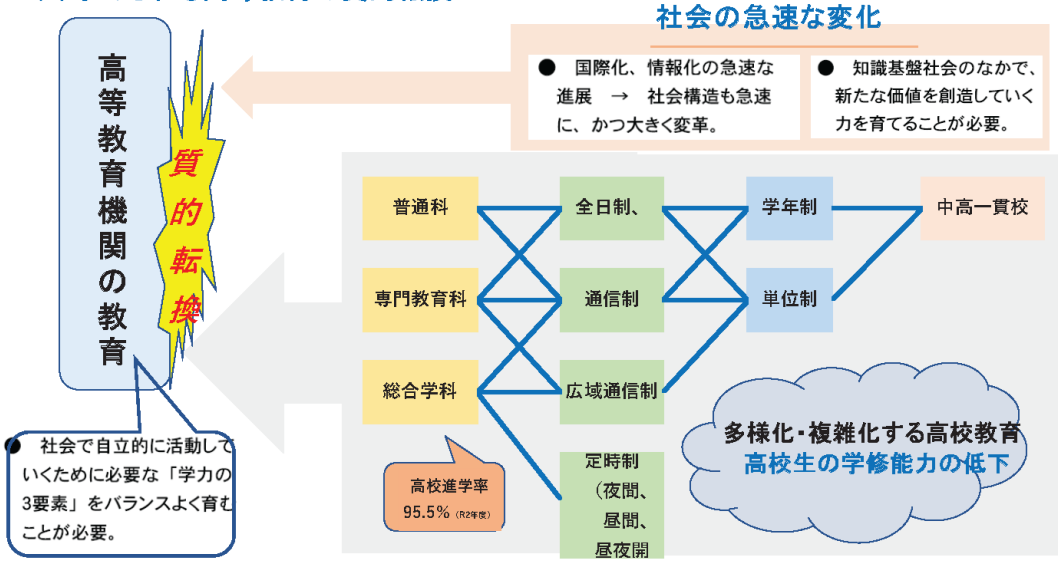

4. 高大接続改革

(1)高大接続改革への流れ

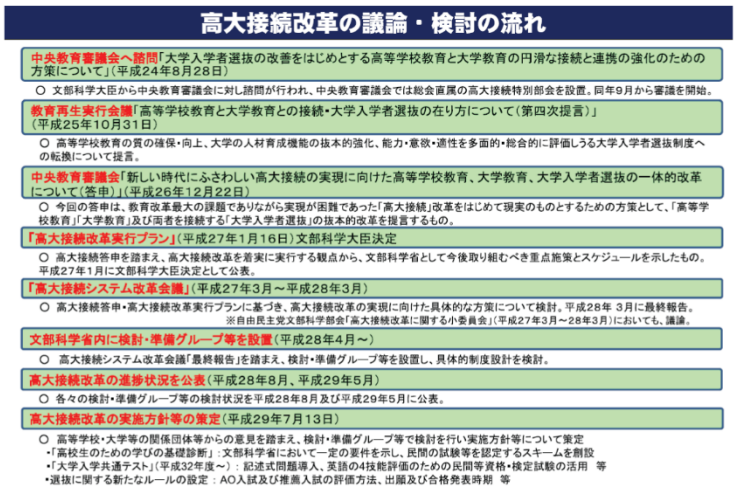

19

(2)大学教育改革のポイント

①「三つの方針（３つのポリシー）」の策定・公表に基づく大学教育の実現

・各大学において育成を目指す人材像やそのための具体的な教育活動について明確化、可視化

a「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）
⇒学生が身に付けるべき、資質能力の明確化

b「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）
⇒教育課程編成・内容の明確化

c「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）
⇒入学者に求める能力の明確化

＜骨太の方針2017＞
大学教育の質の向上のため教育課程等の見直し、
教育成果に基づく私学助成の配分見直し、
大学教育の成果の見える化を進める。

abc の一体的な策定と公表を2017年4月より義務化

専門学校においては『専門学校における職業教育のマネジメントに関する手引・事例集』において奨励

・積極的な情報発信⇒大学関係者だけでなく、高校教員、保護者、受験生といったステークホルダーにも理解しやすい文章表現であること

②認証評価制度の改革

・7年に一度受ける認証評価制度（第三者評価）を改定
⇒３ポリシーに基づく評価、各大学の自律的な改革サイクルができているかを評価

(3)高校教育改革のポイント

①教育課程の見直し　高等学校学習指導要領の改訂⇒平成34年度（2022年度）より

・新しい時代に必要となる資質能力の育成の視点による必修科目の見直し

⇒「歴史総合」「地理総合」「公共」「数理探究」「総合的な探究の時間」（いずれも仮称）の設置

②学習・指導方法の改善と教員の指導力の向上

・受け身の教育→課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習

⇒アクティブラーニングの視点からの授業改善→「主体的・対話的・深い学び」へ

・教員の養成・採用・研修の各段階を通じた抜本的な改革

2030年の社会と子供たちの未来

③多面的な評価の充実

・「学力の3要素」を育成するための学習評価の在り方の見直し、指導要録・調査書の改善

⇒生徒の特長や個性、多様な学習や活動の履歴をより適切に評価するため「指導上参考となる諸事項」の欄を拡充

・「キャリアパスポート（仮称）」の導入・活用

⇒生徒が自ら学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりする機会の創出

④多様な測定ツールとしての「高校生のための学びの基礎診断（仮称）」の導入

・高校段階における基礎学力の確実な習得と、高校生の学習意欲の喚起。PDCAサイクルの構築

・各種資格、検定試験の活用

⑤三つのポリシーの明確化と可視化の義務付け

R4年から義務

(4)入学者選抜改革のポイント

①大学入学者選抜改革の基本的な考え方

・大学入学者選抜が、「学力の３要素」の育成に向けて、高等学校における指導の在り方の本質的な改善を促し、また、大学教育との質的転換を大きく加速し、改革の好循環をもたらすものとなるよう、個別大学の入学者選抜と大学入学者選抜における共通テストの双方について改善を進める。

②個別大学における入学者選抜改革

・「学力の３要素」を多面的・総合的に評価するものに転換

・各大学が「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）を明らかにし、それを具現化する入学者選抜方法を実現

・学力の評価が十分に行われていない大学における入学者選抜の改善（ＡＯ・推薦でも学力を問う）

・ＡＯ・推薦・一般の入試区分の見直し⇒名称、出願・合格発表時期の変更

AO入試→総合型選抜　　推薦入試→学校推薦型選抜　　一般入試→一般選抜

専門学校の入試は名称変更なし

⇒どの入試でも各大学の「入学者受け入れ方針」に従い学力の3要素を多面的・総合的に評価するものへ

・大学入学前の多様な学習活動に係る調査書や提出書類等の変更⇒「評定平均値」は「学修成果の状況」

③「大学入学共通テスト」の導入　→　学力の3要素を問う問題に

・択一式問題のみ⇒国語、数学で記述式問題導入

・英語は「読む」「聞く」⇒4技[illegible]「聞く」「話す」へ（民間検定を活用：2案提示して6月決定）

・成績については、段階別表示や[illegible]での提供を検討（プレテストで検証）

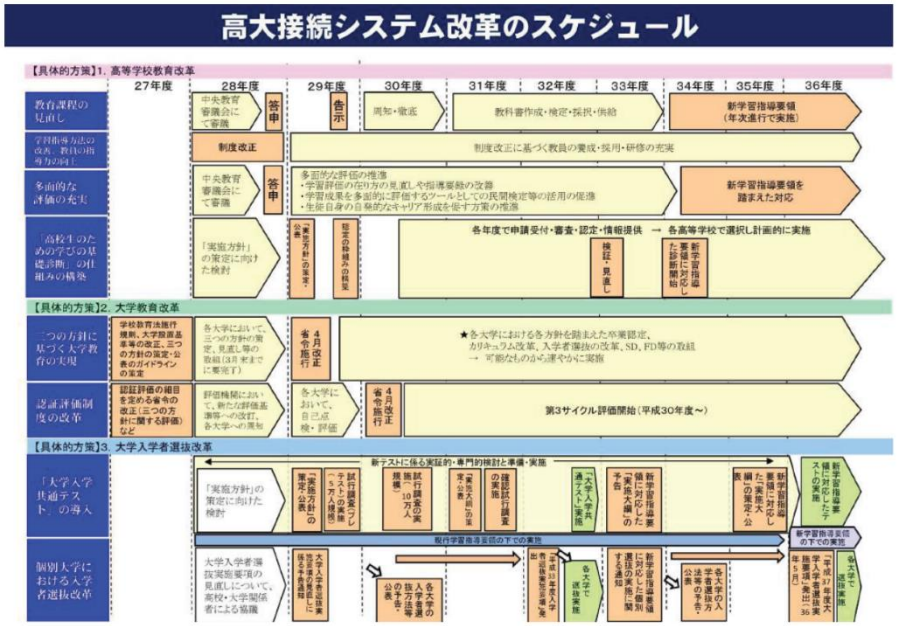

5. 高大接続改革とマーケティング

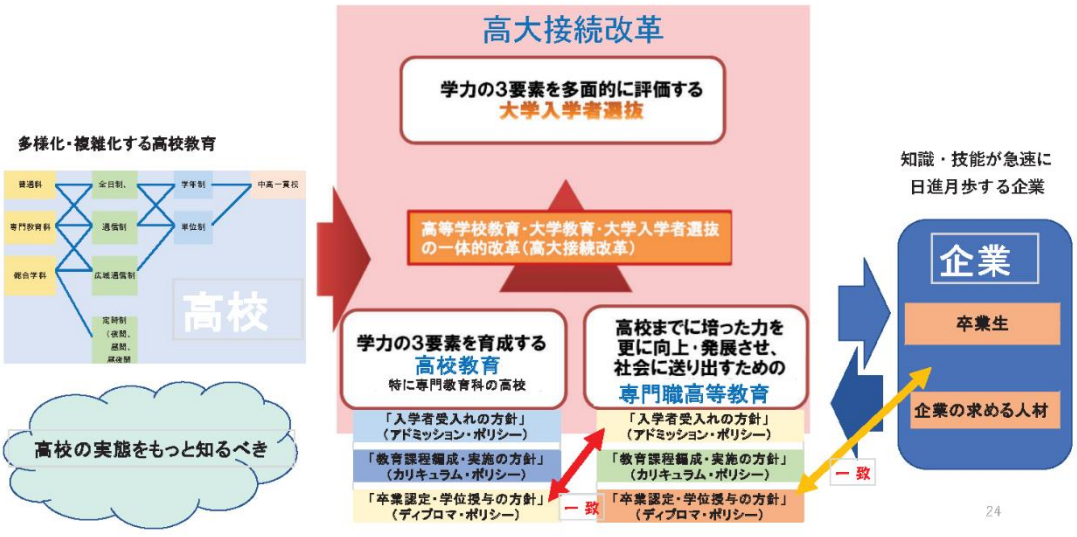

ii　専門職高等教育のマーケティング

1　マーケティングの基礎

(1)マーケティングとは

「どのような価値を提供すればターゲット市場のニーズを満たせるかを探り、
その価値を生みだし、顧客に届け、そこから利益を上げること」
（経営学者フィリップ・コトラーの定義）

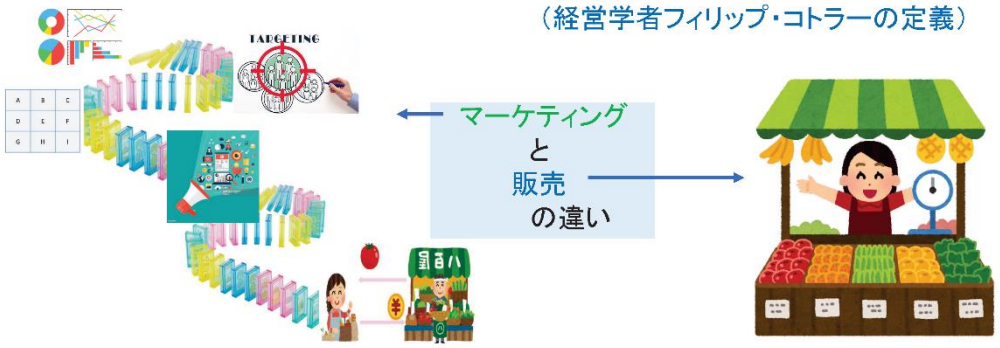

25

(2) マーケティングのプロセス

①市場調査（マーケティングリサーチ）：自社の強みを生かせる市場を発見します。

②セグメンテーション：ニーズごとに分類し、ターゲット層を明確化します。

③ターゲティング：狙う市場を絞り込みます。

④ポジショニング：自社の立ち位置を明確化します。

⑤ マーケティングミックス：フレームワーク（例えば4P）から、マーケティング戦略を立案します。

⑥効果検証：施策を実行し、効果測定をします。

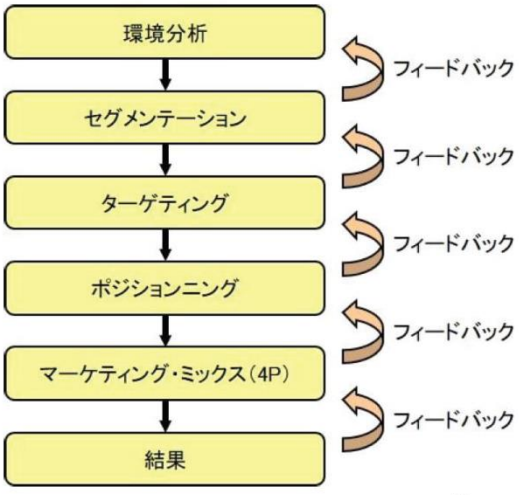

2. 専門職高等教育機関におけるマーケティング

(1) 非営利組織にとっての「顧客」という発想

非営利組織である高等教育機関は、利潤を追究する組織体ではなく、
より良い教育と研究の向上がミッション

顧客 ≠ 消費者

顧客＝教育の受益者＝学生・生徒

受益者のニーズをきちんと把握し、ニーズを満たす教育・研究を提供していくことが、教育機関のマーケティング

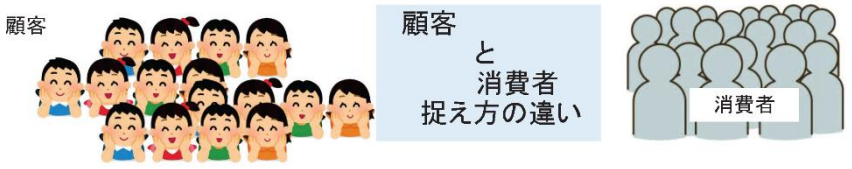

27

(2)教育機関においてもマーケティングは重要

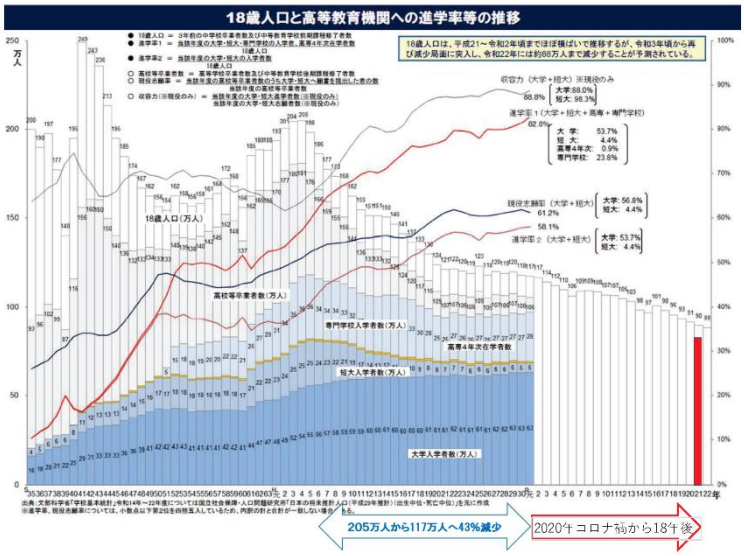

受験生を選ぶ時代から 受験生から選ばれる時代へ

○全国18歳人口は2031年には約12%減少すると予測
→ 超少子化の加速

○2022年度の出生数は80万人割れの予測（日本総合研究所の藤波匠・上席主任研究員）

○コロナ禍により、
→ 更なる格差社会に
→大学進学率の頭打ち

○全入時代
→偏差値以外の価値観が必要

文部科学省HP より

28

(3)専門職高等教育機関のマーケティング

①市場調査（マーケティングリサーチ）

1）高等教育機関を取り巻く環境　…前スライド参照

2）教育機関の財務構造 →　削減できない人件費（固定化）／減少する学生生徒納付金　→　学生数増加が最大の命題

学生募集のマーケティング

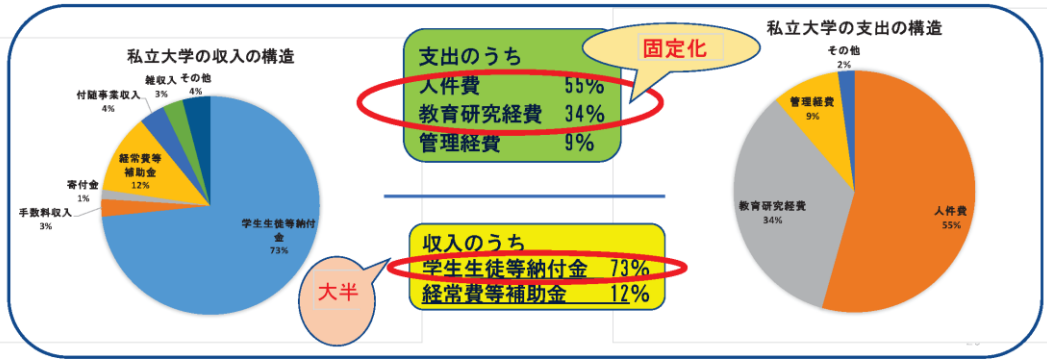

3）専門職高等教育機関の顧客（受験生）の特徴

- 入学の意思決定に受験生本人だけでなく、保護者・高校教員・予備校など複数が関与する。
- 偏差値や既存のイメージが固定化され、提供している教育の価値は入学前には伝わりにくい。
- 大学入学の意思決定は、人生の岐路であり学費も高額なことから、検討期間は長い。
- 就職を意識して入学。

4）専門職高等教育機関の特徴

- 専門学校、専門職大学院大学、専門職大学・短期大学と学校制度はそれぞれ違う。
- 専門分野も学校ごとに別なため、まとまった団体行動は起こしにくい体制。
- しかし、就職に強い教育機関であることを、一教育機関で訴えるのではなく、全体として市場にアピールするほうが効果的ではないか。
- 専門職高等教育機関のミッションは、産業界のニーズに即応した職業人材の養成であることから、企業も顧客と捉え、今後のリカレント教育の主導となるべき。

その他、市場調査は、文部科学省の調査が利用できる。本スライド5～17

30

②マーケット・セグメンテーション（市場細分化）

人口統計軸・・・性別、年齢、所得、職業、学歴、など
地理軸・・・地域、都市の規模、人口密度、気候など
顧客行動軸・・・認知状況、情報感度、利用経験、ロイヤルテ
心理軸・・・ライフスタイル、パーソナリティなど

◆セグメントの一例

学年	性別	高校名
高校の偏差値	志望学問分野	居住地
希望進学地域	希望学校種別	志望仕事分野

軸を使い、市場を細分化（セグメンテーション）

→セグメントを行うことで、マーケットにおける
ニーズの構造が明らかになる。

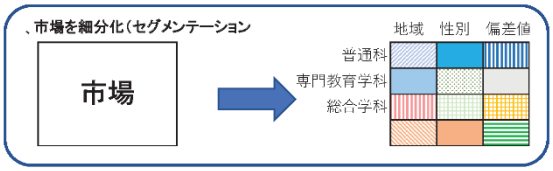

③ターゲティング
細分化した市場から、ターゲットを絞る。

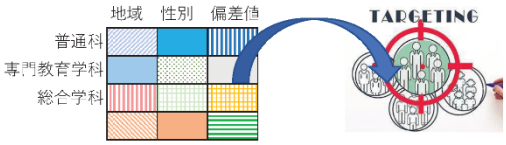

◆ターゲティングの一例

学年	性別	高校の偏差値	志望学問分野	居住地
1～3年	男女	30～45	▼以下のいずれかの学問を志望するリスト 法学・社会・福祉系／経済・商学系／ 情報・通信系	大阪府 兵庫県 京都府 奈良県

④ポジショニング

絞り込んだターゲットに、どのようなサービスを提供するかを考えることを、マーケットの中で自らをどこに位置付けるかという意味で、「ポジショニング」という。

⑤マーケティング・ミックス

どのようなサービスを提供するかを考える場合、自校でコントロールできる様々な手段（フレームワーク）を組み合わせながら検討すること。

よく使われるフレームワーク　4P

・Product …製品・サービスなど→「教育内容」「教育理念」「教育方針」等
・Price …価格や価格体系　→学費等
・Placement …販路→立地条件、施設・設備等
・Promotion …広告などを含めた販売方法→広告・高校訪問・説明会等

ex.　4Pを使って、マーケティング・ミックスを行う場合、自校でコントロールできる手段は、緑字の箇所となる。

1）「教育理念」「教育方針」は建学の精神に基づき定められているため、変更はレーゾンデートルに拘り不可。

2）学費は、競合校との関係で、値上げ等は注意を要する。

3）立地条件は容易に移転できない。施設・設備も変更には大きい金額なため計画的に行わなければならない。

4）教育内容は、文部科学省発行の『専門学校における職業教育のマネジメントに関する手引・事例集』
（https://www.mext.go.jp/content/20210511-mxt_syogai01-000014842_
ネットで本文を入手できる。）を使い、
PDCAサイクルで、職業教育の内容を改善できる。

職業教育マネジメントのポイント

職業教育マネジメントのPDCAサイクル

専門学校における職業教育のマネジメントとは

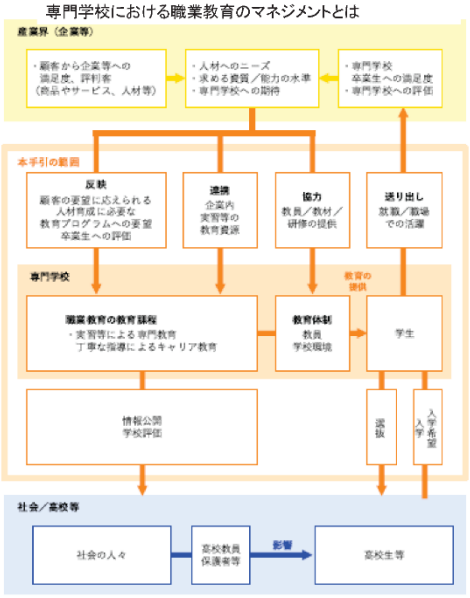

■ 学校選択の理由
→専修学校・各種学校の在学者は、「将来就きたい職業と関連しているから」の割合が最も高く、他の学校種と比較しても最も高い。

大学との差別化

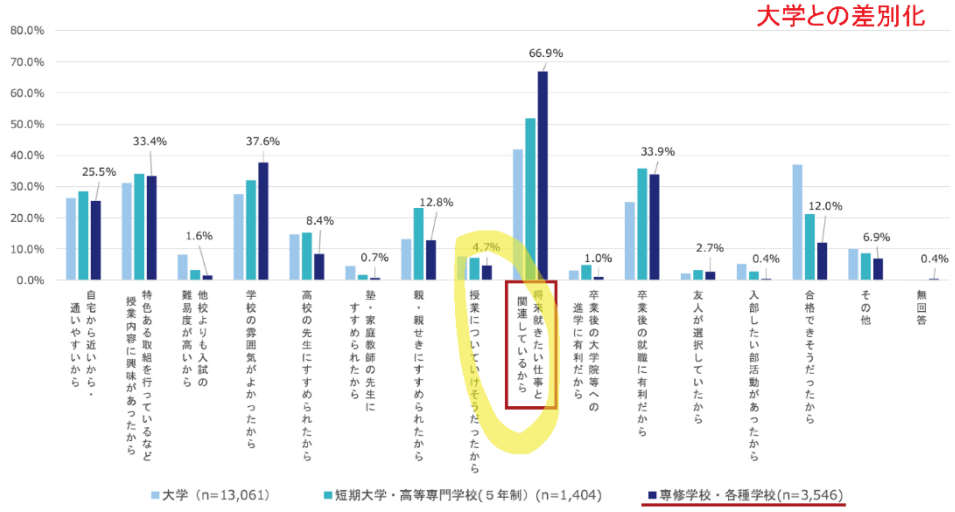

5）広告・高校訪問・説明会 → 学生募集広報については、第6講で説明

SNSによる発信

Instagramの活用
Twitterの活用

HPの活用

高校生、既卒生（社会人）、高校教諭が求める情報

高校生の「進学先検討基準」

1位	学部・学科・コースの内容
2位	偏差値・学校のレベル
3位	取得できる資格
4位	就職状況・実績・指導内容
5位	交通アクセス
6位	学校の雰囲気

（出典）ＪＳコーポレーション調査

既卒生の「進学先検討基準」

1位	学費
2位	学部・学科・コースの内容
3位	取得できる資格
4位	カリキュラム
5位	資格取得状況・実績・支援
6位	交通アクセス

（出典）ＪＳコーポレーション調査

高校教諭の「大学進学の進路指導で必要となる情報」

1位	学部・学科・コースの内容
2位	入試に関する情報
3位	偏差値
4位	就職状況・実績・指導内容
5位	学費・学費支援制度に関する情報
6位	資格取得状況・実績・支援

（出典）ＪＳコーポレーション調査

35

⑥効果検証

■ 学校生活の満足度
→専修学校・各種学校の在学者は、全ての学校生活の満足度に係る項目について、「とてもそう思う」の割合が他の学校種と比較して最も高い。

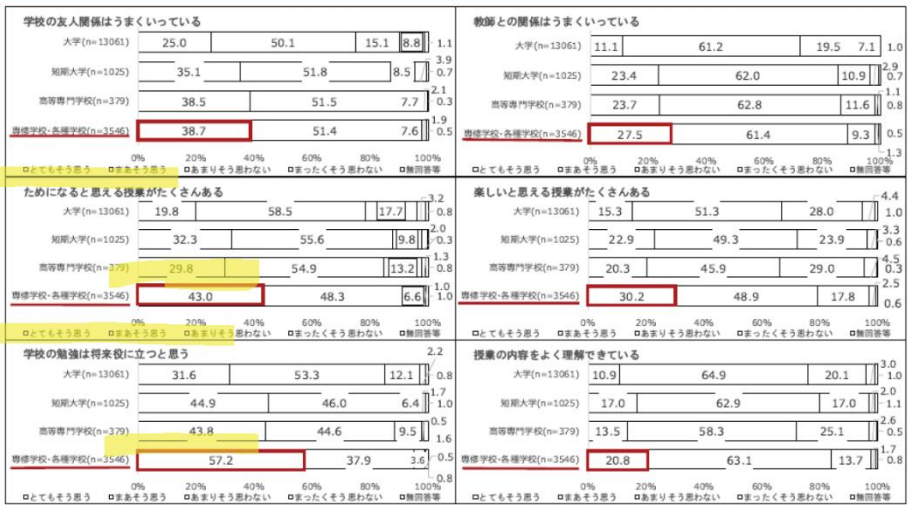

36

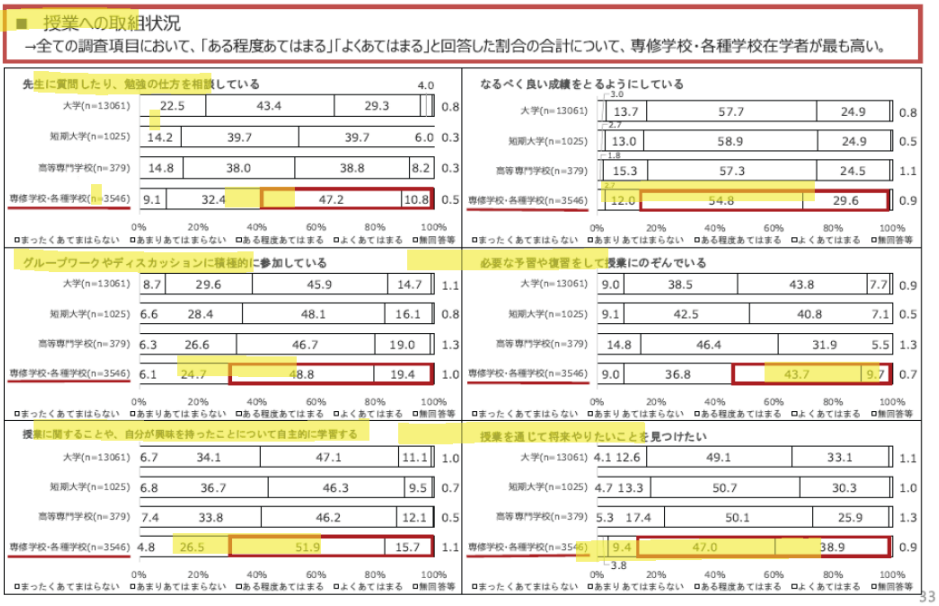

33

3.専門職高等教育機関と教育未来創造会議

「経済財政運営と改革の基本方針2022　新しい資本主義へ～課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現～」（骨太方針2022）において

リカレント教育の強化　5年間で1兆円の補助金（厚労省担当）
→　職業教育・厚労省に強い専門職高等教育機関は、社会人もマーケティングの対象にすべき

➢人材開発支援助成金による企業におけるデジタル人材等の育成の推進

➢キャリアアップ助成金による正社員化の推進

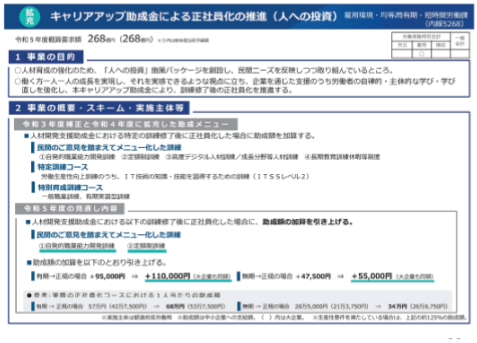

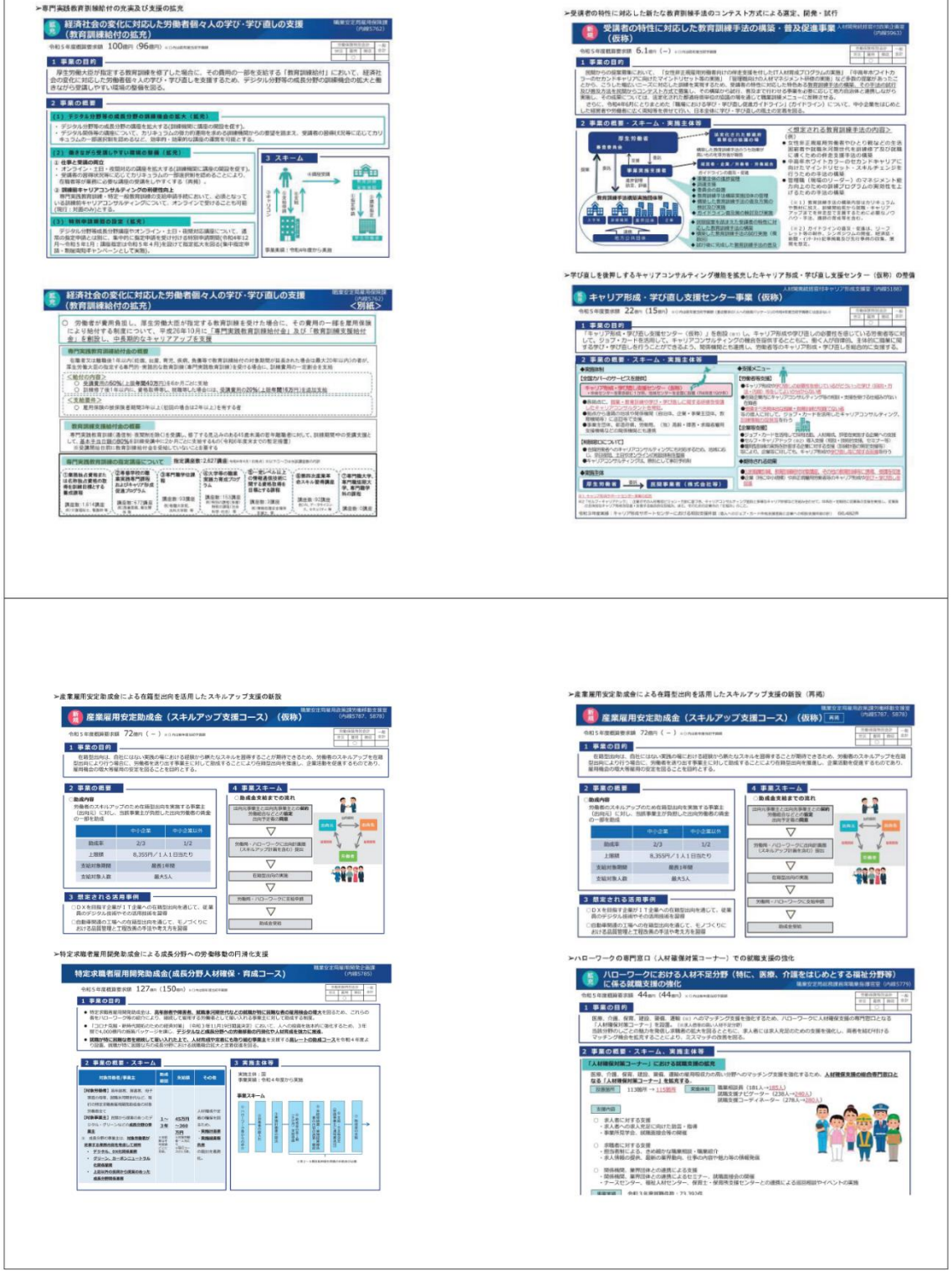
➢専門実践教育訓練給付の充実及び支援の拡充
経済社会の変化に対応した労働者個々人の学び・学び直しの支援（教育訓練給付の拡充）
令和５年度概算要求額 100億円（96億円）
１ 事業の目的
２ 事業の概要
（１）デジタル分野等の成長分野の講座等を拡大
（２）働きながら受講しやすい環境の整備（拡充）
３ スキーム
経済社会の変化に対応した労働者個々人の学び・学び直しの支援（教育訓練給付の拡充）
＜別紙＞
専門実践教育訓練給付の概要
教育訓練支援給付の概要
専門実践教育訓練について
➢受講者の特性に対応した新たな教育訓練手法のコンテスト方式による選定、開発・試行
受講者の特性に対応した教育訓練手法の構築・普及促進事業（仮称）
令和５年度概算要求額 6.1億円（－）
１ 事業の目的
２ 事業の概要・スキーム・実施主体等
＜想定される教育訓練手法の内容＞
➢学び直しを後押しするキャリアコンサルティング機能を拡充したキャリア形成・学び直し支援センター（仮称）の整備
キャリア形成・学び直し支援センター事業（仮称）
令和５年度概算要求額 22億円（15億円）
１ 事業の目的
２ 事業の概要・スキーム・実施主体等
➢産業雇用安定助成金による在籍型出向を活用したスキルアップ支援の新設
産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）（仮称）
令和５年度概算要求額 72億円（－）
１ 事業の目的
２ 事業の概要
４ 事業スキーム
３ 想定される活用事例
➢産業雇用安定助成金による在籍型出向を活用したスキルアップ支援の新設（再掲）
産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）（仮称）再掲
➢特定求職者雇用開発助成金による成長分野への労働移動の円滑化支援
特定求職者雇用開発助成金(成長分野人材確保・育成コース)
令和５年度概算要求額 127億円（150億円）
１ 事業の目的
２ 事業の概要・スキーム
３ 実施主体等
➢ハローワークの専門窓口（人材確保対策コーナー）での就職支援の強化
ハローワークにおける人材不足分野（特に、医療、介護をはじめとする福祉分野等）に係る就職支援の強化
令和５年度概算要求額 44億円（44億円）
１ 事業の目的
２ 事業の概要・スキーム・実施主体等
「人材確保対策コーナー」における就職支援の拡充

第 10、11 講

専門職高等教育機関の評価制度

ハリウッド大学院大学
専門職教育支援士［専門職高等教育運営］
履修証明プログラム

川口昭彦

QAPHE
Institution for Accreditation and Quality Assurance of Professional Higher Education

2022.12.8 & 12.15

専門職高等教育機関の評価制度

- 日本（第二次世界大戦後）の高等教育改革の歴史と課題（第10講～第15講のイントロダクション）
  - アメリカ合衆国の高等教育システムの導入？：アメリカ合衆国とは似て非なるもの
  - DX時代の社会構造変革に対応できていない：国際的に立ち遅れている教育改革
- 高等教育に「評価文化」「質保証文化」の導入
  - 自己点検評価から第三者評価：「質保証」が評価作業の目的
  - 内部質保証と外部（第三者）質保証
- 認証評価：「事前規制」から「事後チェック」へ
  - 機関別認証評価
  - 専門分野別認証評価（専門職大学院・大学認証評価）
- 認証評価の現状と課題
  - 認証評価の目的は達成されているか？
  - 専門職高等教育（専門職大学院・大学、専修学校）の質保証は？

QAPHE

2

大学変革の歴史

大 学	世 紀	概　　要
第一世代	12世紀～18世紀	中世の大学：教員と学生の協同組合としての大学。大学は単に特定の専門知識を教えるだけの機関ではなく、知的生活が共同で営まれるコミュニティとしての性格をもっていた。
第二世代	19世紀～20世紀	近代の大学：研究と教育の一体化をめざしたフンボルト型大学。大学は、関連深い専門領域の研究者たちから構成される学部や学科（ファカルティ）の連合体である。フンボルト理念には、教員と学生の「双方向的学び」あるいは「教える自由」と「学ぶ自由」という視点が含まれていたが、基本的には教員主体になった。
第三世代	21世紀	現代の大学：多様化・複雑化する知識集約社会（アカデミック・キャピタリズム）の中で知的創造の基地として期待されている。教員中心でも、教員と学生中心でもなく、さまざまな知的専門職のネットワークを中心として、社会との連携、すなわち「学び」と「実務」の密接な連携が求められている。

QAPHE

中世欧州の大学誕生とその要因

- 中世欧州における大学誕生〔ボローニャ大学（神聖ローマ帝国皇帝の特許状、1158年）、パリ大学（教皇の勅書、1231年）〕
- 大学の根幹は、学生と教師の協同組合で、皇帝・教皇権力の対立を巧妙に利用し、地元有力者とのバランスを利用しながら、急速に増殖した。
- 中世の大学は、移動民たちが結びついたネットワークとして出発したものであり、都市を拠点とした広域的な人の往来や物流の活性化が基盤にあった。
- 特権的知識層を許容する生産力、行政組織の発達、知的活動に対する需要拡大、専門家・学者の役割拡大などの諸要因が作用した。
- 文明の高度化に伴って、専門知識層が生まれ、その様な専門家による知識継承機関が設置されてきた（古代以来の歴史）。

QAPHE

中世欧州大学の展開

- 12世紀欧州では、「大学」は、知の中核的な機関として、人類の知的活動に最も影響力のあるものと位置づけられた。
- 欧州全土で、15世紀までに70～80大学が設立された。それらの教育内容や教授方法については、画一性が非常に高く、各分野での教授内容には地域差はほとんどなかった。
- キリスト教の正統的信仰観念に基づき、古代ギリシャ哲学を規範としていた。ラテン語を共通言語とし、自由七科の基礎知識やキリスト教の神学体系（スコラ学）を共有して、全ての大学がほぼ同一の内容を同じ方法で教えていた。
- 大学規約は、授業を行う時間、休息の時間まで規定し、テキストや講義の順序まで規定しているものもあった。すなわち、まったく裁量の余地のない管理主義であった。

QAPHE

5

中世欧州大学の発展

- 教師や学者（著述にいそしみ、教えることを生業とする者）として生計を立てる「知識人」は、12世紀西欧における都市の勃興を通じて出現した存在であった。彼らが、大学と結びついて、新しい知を産み出した。
- 大学教育の汎欧州的な画一性・共通性が、学生や教師の大学から大学への自由な移動を可能とし、これが、移動および思想という二重の意味での「自由」を保証していた。定住地をもたず、聖職身分にも加えられない若者が、都市から都市へと遍歴し、巷で評判の教師の下に赴き、知的冒険の旅に出ることが可能であった（自由な知識人）。
- 中世キリスト教に、それまでの信仰の心性とは異なる、近代にも通じる世俗的理性の地平が埋め込まれた。

QAPHE

6

中世欧州大学の凋落

- 14世紀になると、欧州社会全体が、交流・発展の時代から衰退・恐怖の時代へ急旋回した。長期化する戦争（百年戦争）、人口停滞、気候変動による不作と飢饉、そしてペスト大流行（1348~、当時人口の1/3以上が命を失った）等が社会を襲った。
- 大学の発展は14世紀初頭までで、14・15世紀を通じて全欧州の大学数は増え続けたものの、質的な革新や発展はほとんど見られない。
- 汎欧州的な統一性・画一性の崩壊が、15世紀末以降の大学に深刻な影響をもたらした。大学は、属する領邦国家によって異なってきた。設置自体が各領邦国家の君主によって行われ、功名心から形ばかりの「大学」設置が広がった（都市の時代から国家の時代へ）。
- 教師と学生の組合団体性、教皇や皇帝から保証された自治権が失われ、大学の「知の自由空間」から「知的ブランド」への変質が始まった。

QAPHE

7

中世欧州大学の崩壊

- 中世に誕生した大学は、中世が終わる頃（百年戦争終了時）から、近代知の発展にとって、主体ではなく周縁的存在となってしまった。
- 近代の自然科学や人文主義によって、社会認識の劇的変革が起こり出した時、大学は、移動の時代の終焉とともに組織の硬直化・形骸化により学問的創造力を失い、君主権力の監督下での「エリート養成機関」となってしまった。
- 16世紀以降、大学に代わって社会の知的創造の基盤となったのは、活版印刷技術［グーテンベルグによる印刷術の発明（1400年代）］であった。この知の地殻変動の中で、大学は積極的な役割を果たしていなかった。
- 近代知の発展のためには、新たな知識生産・継承のシステムが不可欠であったが、ここでの主役は大学ではなく、軍事、医学、工学、法学などの専門知を集積・伝達する機関として発達した専門学校やアカデミーであった。

QAPHE

8

印刷メディアの時代へ

- 活版印刷の産業化が、知の生産体制に決定的な変化をもたらし、中世大学とは異なる方法で、越境的な知のネットワークを創造した。すなわち、知識人自身が「都市から都市へ遍歴する時代」は終わり、書斎や図書館における「書物の綿密な比較分析の時代」が到来した。
- 出版物を介することにより、新しい知識の統合・置換が促進された。従来からの異なる知同士の新たな結合によって、全く新しい思想体系が創出された。
- 「知の流通」という観点から大学と出版を比較すると、前者の組織・団体としての閉鎖性と後者のネットワークとしての開放性の違いが明白であり、印刷術が大学に替わって知識のより開放的な伝達・継承の仕組みとなった。
- 出版がメディアとして産み出す知のネットワークを支えたものは、「組織・団体」の論理ではなく、「市場」から「社会的説明責任」につながる論理であった。

QAPHE

9

大学からアカデミーへ

- 16世紀後半になると、学識を身につけた人材が「文筆業」で生計を立て始めた。さらに、出版物の量的拡大によって図書館の重要性が増し、司書や歴史編纂者などの職業も登場した。
- 新しい知識人が目を向けたのは自然科学や人文主義であり、スコラ学的伝統をもった中世の大学とは異なっていた。
- 近代の新しい知に対応する制度として、硬直化した大学より柔軟に、実学的かつ先端的な教育が実施できる「アカデミー」が、多様な分野で各地に設立された。
- もちろん、天文台、植物園や実験室等の附属施設を設置して時代に対応しようとした大学もあったが、全体として大学はいわゆる「死に体」となっていた。18世紀初頭にはアカデミーが大学に代わる有力な研究教育の場となっていた。

QAPHE

10

大学の再生（第二の誕生）

- 18世紀には学問的創造の場として役割を終えて、解体論すら語られていた大学は、ナショナリズムの高揚を背景に、国の主要な知的資源と位置づけられた。そして、研究と教育の一致という「フンボルト理念」（19世紀初頭ドイツ）に基づいて、外部の要請に応える他律的な知と外部から独立した自律的な知を追求する国民国家型大学として復活した。
- 大学教育の目的は、学生に主体的な思考方法を学ばせることであって、際限なく知識を詰め込んだり、国家へのイデオロギー的な忠誠を誓わせることではない。学問的思考の手法を獲得することによって、個人は国家の単なる使用人ではなく、自律的な主体となることができる。
- このドイツ発信の新しい大学概念は、世界中に広がり、専門学校やアカデミー等の制度をも呑み込んで、今や最大の研究教育体制にまで成長し現在に至っている。

フンボルト型大学の特徴

- 教育の核心部に、ゼミナールや実験などの研究志向の仕組み（アクティブ・ラーニング）が導入された。
- 教師だけではなく学生にも研究をさせるようにカリキュラムが再編成された。
- 知識は、定まった不動のものであるという考えを否定して、教師と学生の対話を通じて新たに生成されるものである。
- 新しい知識の構築過程で、既存の知識・認識の枠組み全体が変化していく。
- 学生が大学において学修すべき内容は、いかにして新しい知識を発見するか、いかにして知識を進歩させるか、そのための技法である。
- 教育の焦点は、すでに知っていることを教えるのではなく、いかに知るかを教えることである。すなわち、「内容」としての知から「方法」としての知への転換が重要である。

「大学院」の発明（世界における近代的大学概念）

- 19世紀末までのアメリカの大学（カレッジ）は、欧州の中世大学（特にオックスブリッジ）をモデルとしたものであって、裕福な家庭の子弟を一人前の「紳士」に仕立て上げることを目的とした寄宿舎学校であった。
- この旧式モデルからの脱却をめざして、ドイツの大学改革を意識した試み［ハーバード大学（1819～）、バージニア大学（1825～）］も行われたが、最終的には成功に至らなかった。身分の安定した教授達が慣れ親しんだシステムを変えたがらないのは古今東西同じである。
- アメリカ大学の画期的革新は、より高度な研究型教育を行う「大学院：グラデュエートスクール」を大学の中核において「カレッジ」の上に置いたジョーンズ・ホプキンス大学（1876～）であった。「大学」と「大学院」を分けることによって、超一流の教授達を大学院担当として配置して、向学心に燃える大学卒業生をアメリカ全土から集め、最先端の「研究者」を育てる教育体制が確立された。

QAPHE

13

大学院の発展

- それまでのカレッジでは、大学教授は、ある分野の専門家というより学生生活を監視する監督者であり、学生の全生活を指導する「教師」であることが求められていた。これに対して、ジョーンズ・ホプキンス大学は、教授に何より第一線の「研究者」であることを要求した。
- ジョーンズ・ホプキンス大学の大学院改革の成功を受けて、大学院制度とその学位授与システムはアメリカ全土に急速に広まった。さらに、専門職大学院（プロフェッショナル・スクール）も加わり、20世紀以後の社会の発展に寄与する多様な人材が育成された。この結果、19世紀末から20世紀半ばまでの数十年間で、高等教育の中心がドイツからアメリカに移り、アメリカは世界を先導する国となった。
- 欧州諸国で動き始めているボローニャ・プロセスでも大学院は明確に位置づけられ、今日では、リベラルアーツ・カレッジとしての学部に加えて、修士号・博士号の学位取得システムとして構造化された大学院を置く大学概念が世界標準となっている。

QAPHE

14

似て非なる日本の大学院制度

- 第二次世界大戦後の高等教育改革により、アメリカ型大学院制度が導入されたが、戦前の旧制大学の大学院教育の転換として実質化されなかった。
- アメリカでは、学部とは区別した組織として、大学院が設置された。一方、わが国では、学部組織の附属物として、「屋上屋を重ねる」ことでしかなかった。
- 戦前の大学院は、大学教員（研究者）養成を主目的とし、修了生が実社会で活躍することは想定していなかった。
- 大学院教育プログラムもアメリカでは、日本と異なり、入学後にその専門に関する講義や演習を課し、集中的に専門教育を行う。学生は、必要な単位を取得し認定試験に合格して研究に着手する。また、大学院生の大部分は、他のカレッジなどでリベラル・アーツ教育を受けた後、入学者選抜を経て入学する。
- 日本では、比較的早期に専門分野を決めて、学士課程ー修士課程ー博士課程と進学する事例が大部分である。

QAPHE

15

教育改革の歴史は繰り返す

- 印刷術という新しいメディア革命は、近代科学誕生や宗教革命などの「知の地殻変動」に引き金となった。しかしながら、中世大学は、知識の生産・流通の方式が劇的に変化した後も、伝統的な体制を変革しようとはせず人文主義や科学革命への対応が遅れた。
- デジタル化とインターネットの普及している現在は、ある意味で印刷術が知の根底を揺るがした始めた16世紀に似た状況にある。しかし、出版の時代とは比べものにならない程グローバルで多様な知識に容易にアクセスできる。しかも、全ての知識はデジタル化され、ユビキタス化されつつある。この16世紀とは異なる新しいメディアと知識の関係に、21世紀の高等教育は対応する必要がある。

QAPHE

16

第二次世界大戦前後の教育制度

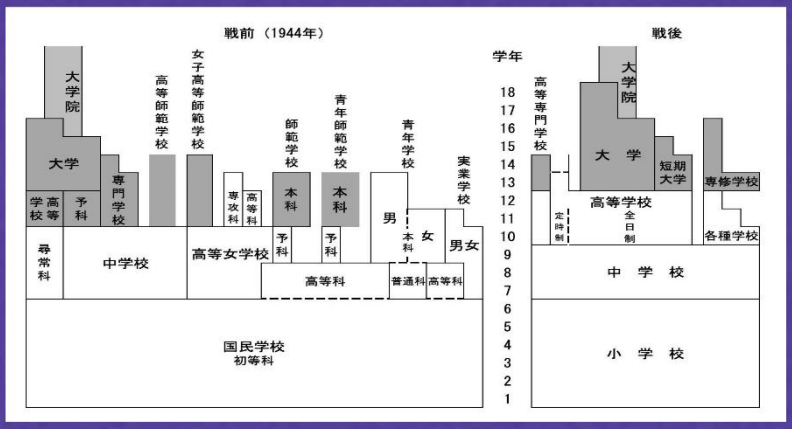

17

近代日本の高等教育システム（第二次世界大戦まで）

- 日本における大学の誕生は、1880年代以降で、ナショナリズムとの強い結びつきという視点からドイツ大学の近代的再生と近い。しかし、わが国の大学誕生は、その西洋の近代知を翻訳・移植する後発型社会の意志であった。
- 明治政府は、医学と理学はドイツ、法学はフランス、工学はスコットランド、農学はアメリカ、文学はイングランドと当時最先端と考えられる国から外国人教師を招き、そこに留学生を送り、近代日本の学知の基礎を築き上げた。
- このように移植された知が、天皇制の下で、「帝国大学」という、中世大学ともフンボルト型大学とも異なる近代日本的類型を生み出した。
- 第二次世界大戦までは、帝国大学だけではなく、一般の大学、各分野の専門学校、師範学校、旧制高校等が多様な人材を養成していた。単科の専門学校が、量的には多数派であって、総合的な教育を旨とする大学は、わずか49校（敗戦時）であった。

18

大戦直前の高等教育機関の状況（1）

- 大学49校（帝国大学 7校、官立単科大学 11校、公立大学 3校、私立大学 28校）、学生総数 約9万2千人であった。
- 高度な専門教育を行う工業、商業、農業、蚕糸、畜産、鉱山などの専門学校は、官公私立合わせて363校。このうち私立専門学校は、学校数で全体の6割近く（204校）、生徒数も、ほぼ同様（23万人のうち15万人）であった。
- 帝国大学や官公私立大学への予備教育を行う場としての高等学校［第一（東京）から第八（名古屋）までのいわゆる「ナンバースクール」および1920年前後から全国各地に設立された約20校の地名のついた高等学校］および大学予科の学校数 101校。在学生総数 約8万人（高等学校 3万8千人、大学予科 3万9千人）であった。

大戦直前の高等教育機関の状況（2）

- 高等師範学校と女子高等師範学校（主要任務は中学校、高等女学校、師範学校の教員養成）、師範学校（主要任務は小学校・国民学校の教員養成）、青年師範学校（主要任務は中学校や高等女学校の教育を受けない子女を対象とする青年学校の教員養成）、各種教員養成所などの教員養成諸学校（140校）。在籍者総計 約8万2千人
- 上記の諸大学・学校の合計 653校、学生生徒数 約47万6千人（うち女子は約7万2千人）。これらに共通していたことは、原則として中等教育機関（中学校、高等女学校、および実業学校）の卒業者を入学させる機関だったというだけで、それらの教育水準、内容、学校の歴史的系譜、社会的性格などは非常に多様で、この多様性が日本の発展を支えていた。
- 高等教育機関への進学率 合計でも2.2%（1920）

近代日本の高等教育システム（第二次世界大戦後）

- 第二次世界停戦後占領期（1945~52）の高等教育改革によって、それまでの多様な教育機関は、大学（四年制）へ一元化された。帝国大学も私立大学も同じ総合大学となり、旧制高等学校の多くは国立大学の教養課程（一般教育等）に組み込まれた。
- 「一県一大学」の原則に基づき、専門学校、高等学校、師範学校等の多様な形態が国立大学に総合された。数では多数派であった専門学校の多くは、私立大学に昇格して、大学全体の重心が国立から私立へ大きく移行した。
- 占領下における教育の民主化・機会均等の理念に基づいて、6・3・3・4制の単線型学校体系が導入された。その後、産業構造の変化や高等教育の量的拡大等に対応するために、短期大学（1950）、高等専門学校（1962）、専修学校（1976）、専門職大学院（2003）、専門職大学（2019）等の高等教育システムの多様化が進んだ。
- 2000年からは、高等教育の第三者による質保証制度が導入された。

QAPHE

21

戦後の高等教育機関の状況

- 1949年 国立大学（70校）、公立大学（18校）、私立大学（92校）の合計180校が設置され、学生総数 約12万7千人であった。当時の総人口 約8,000万人。
- 2022年（総人口 約12,322万人）

学 校 種	学 校 数	在学者数（万人）
大 学＊	807	293.1
短期大学	309	9.5
高等専門学校	57	5.7
専修学校（専門学校）	3,049（2,718）	63.6（58.2）

＊国立 86校、公立 101校、私立 620校

QAPHE

22

高等教育機関入学者数の変遷

年度	18歳人口（万人）	高校進学者数（万人）	入学者数（万人）		
			大　学	短期大学	専門学校
1960	200	93	16	4	－
1970	195	140	33	13	－
1980	158	140	41	18	19
1990	201	177	49	24	34
2000	151	133	60	14	35
2010	122	107	62	7	27
2020	117	106	64	5	28

18歳人口：3年前の中学校・義務教育学校卒業者および中等教育学校前期課程修了者
249万人（1966年）、205万人（1992年）、88万人（2040年予測値）
2020年度進学率　大学 54.9%　短期大学 4.0%　専門学校 24.0%　高等教育機関全体 83.8%

大学・大学院進学率の国際比較

順位	大学進学率		大学院進学率
	大学進学率 2019年　OECD資料	大学相当の教育機関進学率 2020～2018年　UNESCO資料	修士課程レベル 2019年　OECD資料
1	ギリシャ　67.6%	ギリシャ　148.5%	フランス　38.6%
2	ベルギー　63.9%	オーストラリア　116.0%	ポーランド　31.0%
3	ポーランド　63.8%	トルコ　115.0%	ノルウェー　27.6%
4	スロベニア　63.7%	マカオ　113.0%	ベルギー　27.2%
5	オーストラリア　58.9%	グレナダ　104.5%	ポルトガル　27.1%
日本の順位	OECD加盟38カ国中 14位（54.4%）	153カ国中49位（64.1%）	OECD加盟38カ国中 29位（5.5%）

高等教育の発展段階説（マーチン・トロウ）

- 進学率50%が、「マス」から「ユニバーサル」への高等教育の段階移行の指標となる。わが国の大学教育は、「ユニバーサル」の段階に移行した。
- この移行は、単なる量的な変化を意味するのではなく、大学教育システム全体の質的あるいは構造的変化をもたらさざるを得ない。
- 1980年頃までの大学改革は、「エリート」から「マス」への段階移行によって求められる構造改革であった。
- 1990年代になると、「マス」から「ユニバーサル」への段階移行に対する対応が必要になった。
- 大学教育全体の構造の柔軟化、流動化を積極的に推進することが求められるようになり、大学の「多様化」につながった。

QAPHE

25

21世紀の高等教育に求められる内容

- 専門分野ごとに閉じた分断的な発展は、社会に深刻な「危機」をもたらす可能性を秘めている。このことは、持続可能な開発目標（Sustanable Development Goals, SDGs）が叫ばれていることからも明白である。
- 高等教育に求められていることは、個々の知識・技能をどこまでも探究し追求すること自体ではなく、むしろ既知の知識・技能を各分野のみならず分野横断的に総合し組織化・構造化することである。
- このためには、トランスファラブルな（移転可能な、あるいは他分野でも応用可能な）知識・技術そして技能が求められる。
- したがって、「モノシリ」を社会に送り出すのではなく、イノベーションを誘発する技能（スキル）を身につけた人材を育成しなければならない。

QAPHE

26

質リテラシー（Quality Literacy）

- 高等教育機関には、恒常的な質の改善・向上を図る能力が求められ、つぎの二つの側面がある。
  - 組織文化的側面：質に関する価値・信念・期待・責務が組織内で共有されている（学内の共通認識）。
  - 組織運営的側面：質を向上させ、構成員の協働体制やプロセスを有する（学内の運営組織）。
- 高等教育機関がもつべきは、「質の文化（Quality Culture）」あるいは「質保証文化（Quality Assurance Culture, QA Culture）」である。

27

「質」に関する理解

- 製造業：決まった基準で判定する質であり、多様性という考え方が入る余地は少ない。質とは、欠点がないこと（zero defects）を意味する。
- サービス業：欠点を最小限にすることのみならず、顧客に不満がないという視点が入る。質とは、顧客満足（consumer satisfaction）を意味する。
- 高等教育（職業教育）における質とは???

28

質保証の視点

教育質保証の最重要観点は「学修成果」

- 卓越性（高い水準の質）
- 関係者の満足度
- 基準に対する適合性
- 目的に対する適合性
- 機関の目標の達成度

29

質保証文化とは

- 質保証情報を自ら価値づけ、自らの責任で次の活動を選択していくこと。
- 質保証結果に基づいて、諸活動の質の改善・向上を図り、説明責任（アカウンタビリティ）を確保することが、社会的な流れとなっている。
- 「評価」は、「質保証」を行うための手段である。「評価」自体が目的ではない！！！

30

「評価」の三機能

- アクレディテーション（Accreditation）：認証
  - 資格証明のための認証
  - 品質認証（ISO・・・など）
- オーディット（Audit）：監査あるいは監視
  - 法律やコンプライアンスなどに準拠の確認
  - 内部評価や調査の信頼性を確認
- アセスメント（Assessment）：分野や対象、行為によって異なる意味（環境アセスメント、看護アセスメント、ニーズ・アセスメント、学修アセスメントなど）

31

資格証明のための認証

- 対象（ヒト、モノ、組織）が、ある資格を有するに足る水準に達していることを証明する。
- 技能や職業資格を認証（国家試験、資格試験、民間組織独自の証明書）する。
- モノについては、その商品の品質が、一定の基準を満たすものであることを検査や査定によって証明する。
- 組織については、当該組織が開業するに値する資格を有することを証明する。

32

高等教育におけるアクレディテーション

- 教育機関やプログラムが、一定の水準（地位）や適切さを有しているかを決定あるいは再認識するための評価である。
- あらかじめ設定された、教員資格・研究活動・学生の受入・学習資源などに関する最低限の基準に則して行う。

33

高等教育におけるオーディット

- 教育機関内部の質保証の取組みや手続き（責任所在、学内の意思疎通や調整作業等）の整備状況や効果についての点検である。
- プログラムレベルよりも機関レベルで実施されることが多い。

34

高等教育におけるアセスメント

- 教育機関、教育プログラム、特定の構成要素についての測定である。
- インプット、アクション、アウトプット、アウトカムズに関して、学内外で設定された基準（ベンチマーク）に照らした質的・量的測定が行われる。
- レーティングを伴うこともある。社会は、教育機関（プログラム）間の比較データを求めることが多い。

35

教育の質保証

- 小学校・中学校・高等学校等では、学習指導要領等によって教育内容の一定の質が担保されている。
- 大学については、設置審査等でインプットやプロセスを明確に評価（事前規制）した上で、自律性と学問の自由の中で行う質保証（事後チェック）がある。
- 専門職大学・大学院や専修学校は実践的な専門職教育を目的としており、職業に必要な資質・能力（職務遂行能力）に係る質保証の視点を踏まえた質保証が重要である。

36

学び（学修成果・教育成果）の質保証が最重要課題

- 教育 ＝ 教授 ＋ 学修であり、学生の学修成果と機関総体の教育成果について社会に向けて明確に示す。
- 期待される学修成果・教育成果を明示する。
- 学修成果・教育成果の達成状況を定期的に分析する。
- それらの分析結果を、社会に向けて発信するとともに、質の改善・向上に資する。

37

学修成果と教育成果

- 教育機関には、学生の学び（学修成果と教育成果）の質保証が求められる。
- 学修成果：一人ひとりの学生が身につけた資質・能力を説明・活用できる。
- 教育成果：教育プログラムが目標とする資質・能力を備えた学生を育成できる。学生を個人ではなく、集団として評価対象とし、社会の教育機関に対する評価に資する。
- 学修成果・教育成果の把握・可視化の目的：① 一人ひとりの学生のため ② 学校やプログラムの説明責任と教育改善のため

38

学生の学修成果

正課外の関連活動
教育機関とは直接的には関係ない活動・経験

ディプロマ・ポリシー	カリキュラム・ポリシー	アドミッション・ポリシー
称号、学位、職業資格	講義・実習・インターンシップ等 成績 ＝ 学習成果	入学者選抜

卒業・修了 ← 入学

教育機関の教育成果

卒業生・修了生の成果
教育機関のミッション・ビジョン
教育機関（プログラム）独自指標
ベンチマーク指標

称号・学位・職業資格授与
教育プログラム、正課外活動
学外における学習や経験
入学者選抜

質保証システムの構成

- 内部質保証
  - 教育機関の質の維持・向上、授与される称号・学位・職業資格の水準の保証については、第一義的には機関自身に責任がある。
  - 教育機関が「自己点検・評価のための自主的な評価基準や評価項目を適切に定めて運用する内部質保証体制」を構築する。
- 第三者（外部）質保証（公的な質保証システム）
  - 設置基準や関係法令等
  - 設置認可（事前規制）
  - 認証評価（大学・大学院の場合、事後確認）

41

内部質保証とは

- 教育機関が、自らの責任で諸活動について点検・評価を行い、その結果をもとに改革・改善に努め、これによって、その質を保証すること。
- 一般的に、質保証とは、利害関係者（ステークホルダー）に対して、約束通りの財やサービスが提供されていることを証明・説明する行為をさす。高等教育の質保証の場合、当該関係者に対して、教育機関がめざす目標に基づいて、教育が適切な環境の下で、一定の水準とプロセスで行われ、成果をあげていることを証明・説明する行為をさす。

42

内部質保証システムとは

- 内部質保証を継続して行うための学内の方針・手続・体制等の仕組み
- 教育の質保証の責任は、第一義的には教育機関自身にある。
  - ・それぞれの教育プログラムを提供する教員や組織自らがその質を保証する責任
  - ・教育機関として、提供する教育プログラムの質保証を行う責任
- 教育内容や方法を創造的に進化・発展させ、継続的に質の向上を促進することが教育機関に求められている。— 質の文化(Quality Culture)

43

専門職高等教育における内部質保証の要素

- 教育に関する目的・目標(どのような職務遂行能力を育成するか?)の設定、それらに対する点検・改善を継続的に実施する責任体制
- 自己評価:教育プログラムの定期的な自己点検・改善
  - ・学修環境や学生支援の点検・改善
  - ・教職員の点検・能力開発
- 学校関係者評価 (専修学校): 質保証への学生や外部者の関与
- 教育情報等の収集・分析および公表

44

三ポリシーとアセスメント・ポリシー

- 卒業認定・称号（学位）授与の方針（ディプロマ・ポリシー）
- 教育課程（プログラム）編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）
- 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）
- 学修成果をプログラム共通の考え方（アセスメント・ポリシー）に則して、自主的に点検・評価し、プログラムの改善・進化に反映させる（内部質保証体制）。

45

専門職高等教育の第三者質保証システム

- 大学・大学院設置基準、専修学校設置基準および職業実践専門課程の認定要件に適合していることを認定する。
- 教育機関（プログラム）が目的・目標としている学修成果・教育成果が達成されているかどうかを評価する。
- 機関内部の質保証体制が整備され、それが機能し、絶えず質の改善・向上が図られているかを評価する。

学修成果・教育成果 + 一定の水準・標準 = 学修成果・教育成果を基盤においた質保証

46

日本における大学評価（質保証）に係る主な経緯

- 自己点検・評価の努力義務化（1991）
- 自己点検・評価の義務化（1999）
- 評価結果の公表義務化（1999）
- 外部評価の努力義務化（1999）
- 大学評価・学位授与機構（NIAD-UE）*の創設（2000）
- NIAD-UEによる試行的大学評価の実施（2000～2005）
- 認証評価（機関別および専門分野別）制度の導入（2004）
- 国立大学法人評価制度の導入（2004）
- 大学院教育の専門性に沿った専門分野別評価の導入を提言（2005）
- 設置認可、認証評価制度、情報公開を含めた包括的な教育質保証のあり方の提言（2008）

＊ 現在は 大学改革支援・学位授与機構（NIAD-QE）

47

大学の認証評価の考え方

- 「機関別認証評価」は、大学の機関全体の質保証を目的としたものである。機関全体に共通的な内容（たとえば、組織や管理・運営など）のみを評価するものではなく、各学部等（分野ごと）の学修成果についても評価が必要である。
- 「専門分野別認証評価」は、専門職大学院（専門職大学）の質保証を目的としたものである。当該大学院（専門職大学）の学修成果の評価とともに、組織や管理・運営などの評価も求めている。

48

平成の大学教育大改革（第三者評価制度の導入）

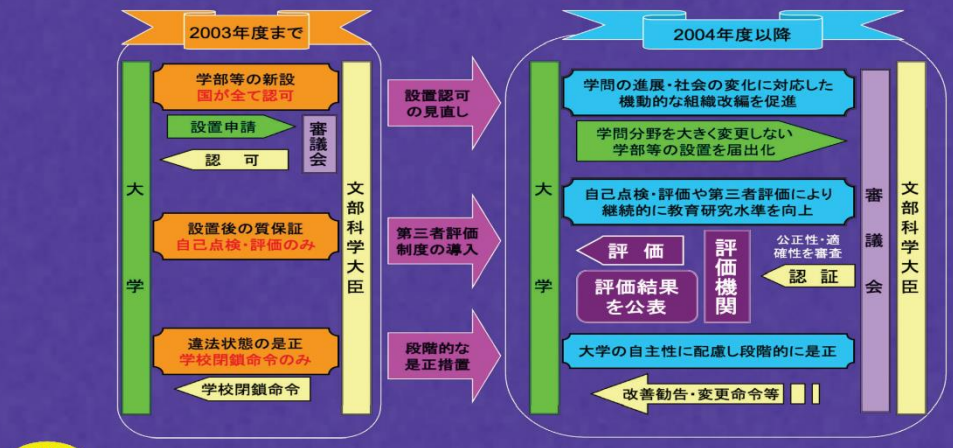

49

認証評価の目的

- 大学における教育研究などの諸活動の質を保証する。
- 大学における諸活動の質の改善・向上に資する。
- 大学における諸活動について社会的説明責任を果たす。
  - 認証評価機関が果たすべき社会的説明責任：大学が実施している諸活動の質の現状分析と保証
  - 大学自身が発信する情報だけでなく、認証評価機関による評価結果も不可欠な情報

50

認証評価対象校に対するアンケート集計結果

教育研究活動等に関する質問	強く思う	思う	どちらでもない	思わない	全く思わない
質保証のために十分であった。	18	62	19	1	0
改善に役立つものであった。	10	70	17	3	0
社会の理解と支持を得ることを支援・促進するものであった。	8	41	46	5	0

アンケート回収状況：対象校145校中143校

51

認証評価の課題

- 「質の保証」と「改善に資する」という目的については、かなり成果があがっている。
- 「社会の理解と支持」という目的の達成状況は、課題を残している。
- 評価結果が、大学情報として社会一般に認識され、活用されるまでには至っていない。多くの大学はウェブサイト等で情報を発信しているが、残念ながら、「積極的に知らせる」という工夫が足りない。情報の受け手である関係者（ステークホルダー）多様であり、関係者を想定した情報発信が不可欠である。

52

職務遂行能力と学修者本位の教育

- 職務遂行能力の三要素
  - 知識・技能
  - 人間力：思考力（批判的思考力と創造的思考力）、判断力、表現力
  - 主体的に多様な人々と協働して学ぶ態度・力：主体性、多様性、協調性
- 「学修者本位の教育」とは
  - 学生が、自らの将来ビジョンをもち、修得した資質・能力（学修成果）を自覚し、それを活用できる。
  - 学修成果を自ら説明し、社会の理解を得ることができる。

第 12、13 講

専門職高等教育機関のリカレント教育

ハリウッド大学院大学
専門職教育支援士［専門職高等教育運営］
履修証明プログラム

川口昭彦

2022.12.22 & 2023.1.12

専門職高等教育機関のリカレント教育

- リカレント教育、リスキリングが求められる社会環境
  - 21世紀型技能（スキル）と循環型専門職高等教育
  - マルチステージ人生（人生100年時代）に資する高等教育
- 生産性向上に資するリカレント教育、リスキリング
  - 日本の高等教育機関におけるリカレント教育やリスキリングは低調
  - 自律性と多様性を育てる学修：企業内教育訓練からリカレント教育・リスキリングへ
- 学修成果としての職務遂行能力：「学び」と「実務」をつなぐ
  - 資格枠組
  - 学修成果の測定と発信
- 循環型高等教育の質保証
  - 情報公開と教職員の意識改革
  - 内部質保証システムの強化

2

学び直し（リカレント教育、リスキリング）と企業内教育訓練

- リカレント教育（recurrent education）：職を離れる前提で、「働く→学ぶ→働く→学ぶ→働く」のサイクルによって、自ら新たなスキルを身につける。趣味や生きがいを目的とした学びは含まれない。
- リスキリング（re-skilling）：「職業で価値創出し続けるために必要なスキルを学ぶ」という点が強調されており、企業が新しいスキルを従業員に対して身につけさせることに主眼がある。
- 企業内教育訓練（OJT）：社内の部署で現存する仕事を通じて、方法を覚え、スキルを獲得させる教育訓練である。
- 生涯学習（lifelong learning）：仕事に活かせる知識・技能だけではなく、趣味やスポーツ、ボランティアなども学ぶ。仕事に直接つながらないものも含まれる。

QAPHE

3

21世紀型技能

- 思考の方法
  - 創造力とイノベーション
  - 批判的思考、問題解決、意思決定
  - 学びの学習、メタ認知（認知プロセスに関する知識）
- 仕事の方法
  - 情報リテラシー
  - 情報通信技術に関するリテラシー
- 仕事のツール
  - コミュニケーション
  - コラボレーション（チームワーク）
- 社会生活
  - 地域と国際社会での市民性
  - 人生とキャリア設計
  - 個人と社会における責任（文化に関する認識と対応）

Griffin, P. et al (2012) Assessment and Teaching of 21st Century Skills. Springer, Dordrecht
https://link.springer.com/book/10.1007/978-94-007-2324-5#about

QAPHE

4

わが国で提唱された能力論

基礎的・汎用的能力(1)	人間力(2)	就職基礎能力(3)	社会人基礎力(4)	学士力(5)
・人間関係形成・社会形成能力 ・自己理解・自己管理能力 ・課題対応能力 ・キャリアプランニング能力	・知的能力的要素 ・社会・対人関係力的要素 ・自己制御的要素	・コミュニケーション能力 ・職業人意識 ・基礎学力 ・ビジネスマナー ・資格取得	・前に踏み出す力 ・考え抜く力 ・チームで働く力	・知識・理解 ・汎用的技能 ・態度・志向性 ・総合的な学習経験と創造的思考力

(1) 国立教育政策研究所 https://www.nier.go.jp/shido/centerhp/22career_shiryou/pdf/3-02.pdf
(2) 内閣府(2003)人間力戦略研究会『人間力戦略研究会報告書』https://www.tfu.ac.jp/students/feature/arpn890000001r3x-att/human.pdf
(3) 厚生労働省(2004)「若年者の就職能力に関する実態調査」https://www.mhlw.go.jp/houdou/2004/01/h0129-3a.html
(4) 経済産業省(2006)社会人基礎力に関する研究会『社会人基礎力に関する研究会－中間とりまとめ－』https://www.meti.go.jp/policy/kisoryoku/index.html
(5) 文部科学省(2008)「学士課程教育の構築に向けて(答申)」https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/siryo/attach/1247211.htm

DX社会(人生100年時代)の社会人基礎力

- 物事を自ら捉え、行動できる力：主体性/働きかけ力/実行力
- 課題提起し、解決のための自律的な思考力：課題発見力/計画力/創造力/自律性
- 多様な人々とのつながりや行動を産み出す力：発信力/傾聴力/柔軟性/状況把握力/規律性/協働力/自己コントロール力
- 学び続ける力：知識・情報の活用能力を高める/創造力の更新
- 省察性と多様な体験・能力を統合する力：批判的思考/思慮深い実践
- 自己実現や社会貢献に向けて行動する力：付加価値を高める

学習の四本柱（UNESCO）

21世紀教育国際委員会報告書『学習：秘められた宝（Learning: The Treasure within）』

① 知ることを学ぶ（learning to know）：知識獲得の手段そのものを習得する。いかに学ぶかを学ぶ。

② 為すことを学ぶ（learning to do）：職業上の技能や資格を習得するだけではなく、さまざまな実用的能力を身につける。

③ （他者と）共に生きることを学ぶ（learning to live together, learning to live with others）：他者を発見・理解し、共通目標のための共同作業に取り組む。多様性の価値、相互理解と平和の精神に基づいて、他者との相互依存を図る。

④ 人間として生きることを学ぶ（learning to be）：個人の人格を一層発展させ、自律心、判断力、責任感をもってことに当たることができる。

QAPHE

7

DX社会におけるヒトの位置づけ

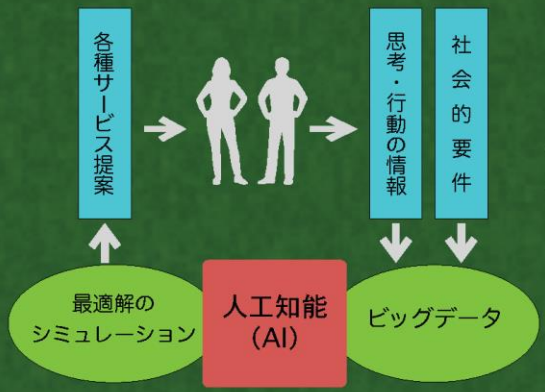

ヒトに求められるのは、

- 多様な社会の課題やニーズに応える。
- 新たな価値を産み出す。
- 多様な想像力とそれを実現する創造力をもつ。

QAPHE

8

DX社会がヒトに求める能力

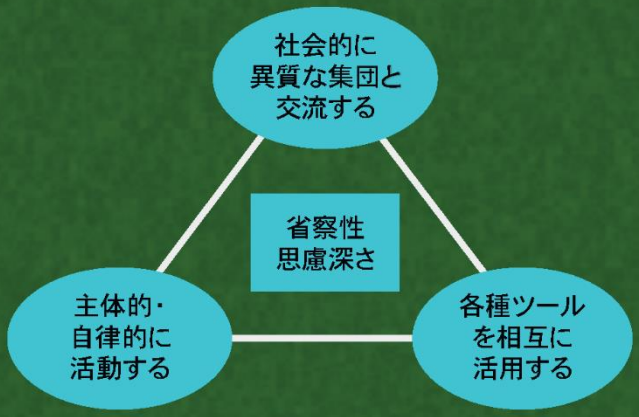

9

循環型専門職高等教育

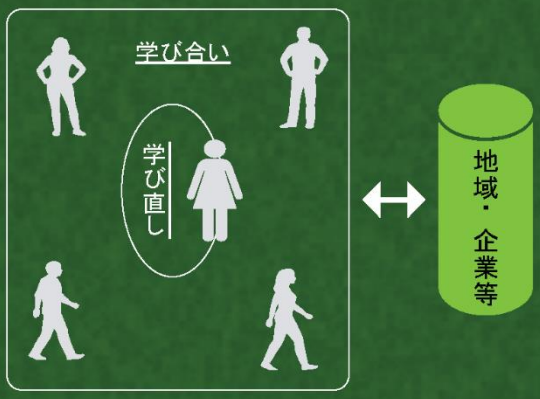

10

日本の人口および人口構成の推移

実績値は総務省「国勢調査」より作成。
推計値は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」より作成。

11

約1億人でも、年齢構成が大幅に変化

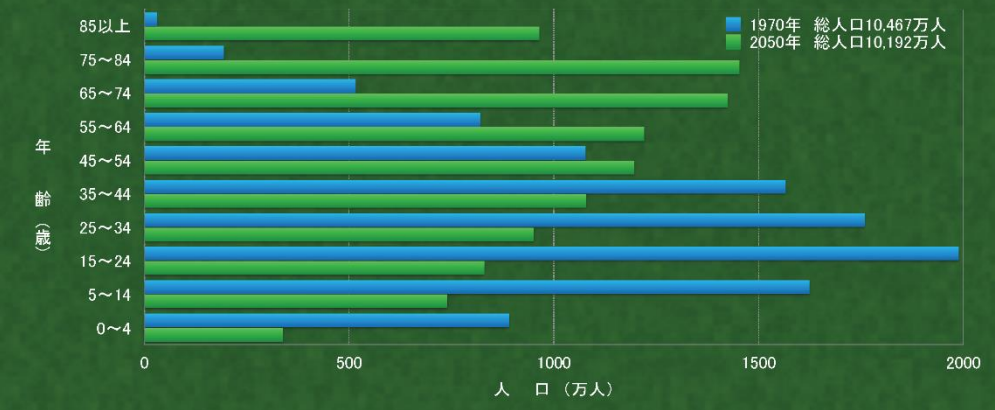

1970年は総務省「国勢調査」より作成。 2050年は国立社会保障・人口問題研究所
「日本の将来推計人口（平成29年推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果より作成。

12

マルチ・ステージ人生

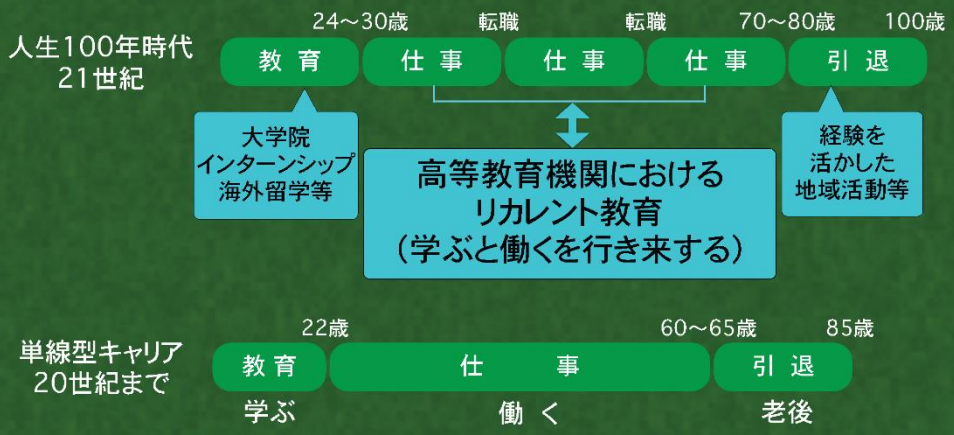

人生100年時代を生き抜くためには

- これまでの「教育」「仕事」「引退」の三ステージから、マルチ・ステージを想定する必要がある。とくに「仕事」のステージが長くなり、生涯に複数のキャリアをもつことが不可欠となる。
- 長い人生を生産的に活動するために、生涯を通じて新たな資質や能力を獲得するための意欲・投資が肝要である。
- 長い人生の間には、多くの変化・選択を経験することになり、多様な選択肢をもっていることの価値が高まる。生涯を通じて、生き方、働き方を柔軟に修正する力をもち続けることが重要である。

多様なリカレント教育（キャリア教育）

キャリア教育	教育目標	教 育 内 容
キャリア・ゲット（career get）	就職力	卒業（修了）後の就職を目的とした実践的な教育
キャリア・アップ（career up）	専門力	在職または転職後に、より高度な専門職への昇格に資する教育
キャリア・リフレッシュ（career refresh）	復職力	一定期間休職後に、元の職場・職種への復職に資する教育
キャリア・チェンジ（career change）	転職力	現在の職場・職種よりも有利な職へ転職に資する教育

15

学修者本位の高等教育：入学から卒業・修了までの対応

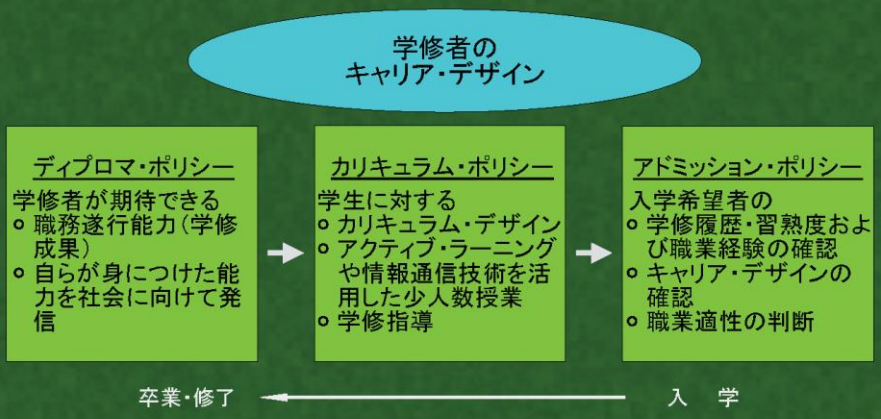

16

一貫した教学マネジメント

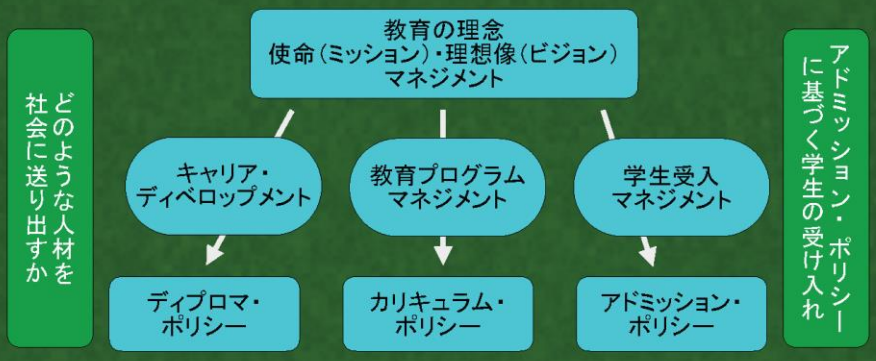

QAPHE

17

教学マネジメントの概略

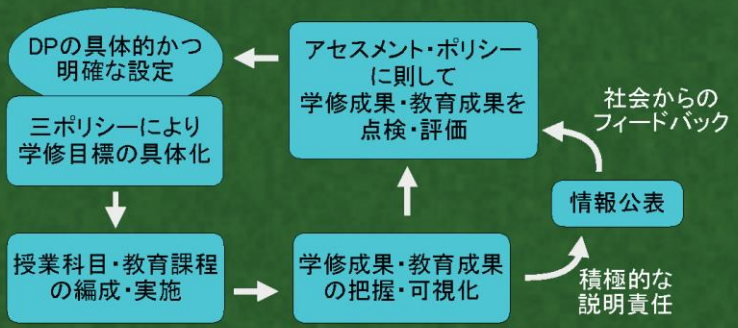

QAPHE

18

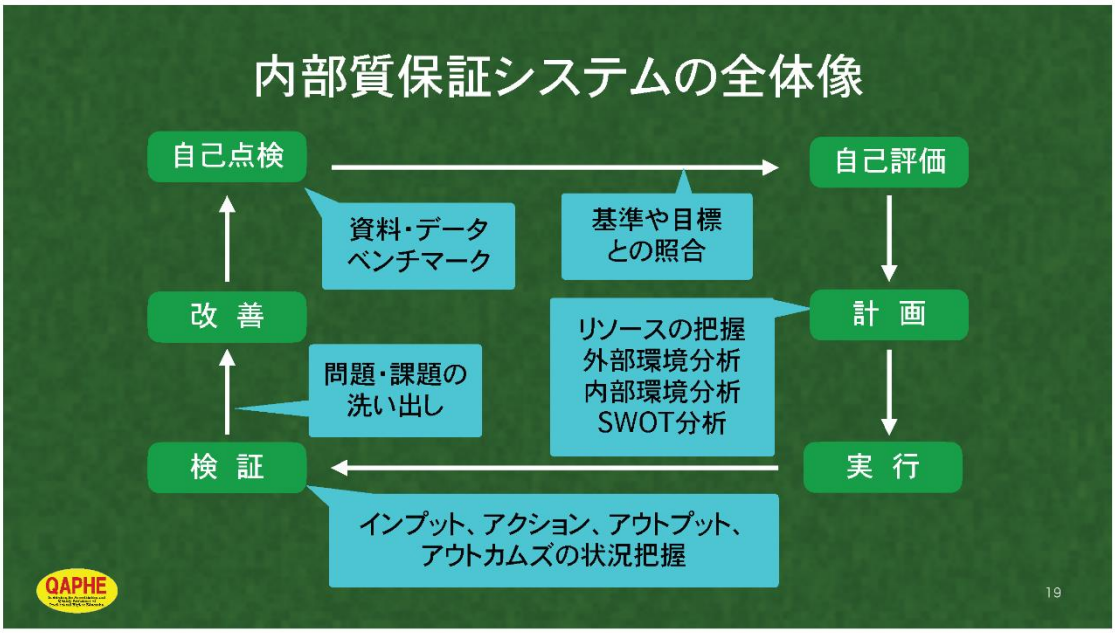
内部質保証システムの全体像
自己点検
自己評価
資料・データ
ベンチマーク
基準や目標
との照合
改 善
計 画
リソースの把握
外部環境分析
内部環境分析
SWOT分析
問題・課題の
洗い出し
検 証
実 行
インプット、アクション、アウトプット、
アウトカムズの状況把握
QAPHE
19

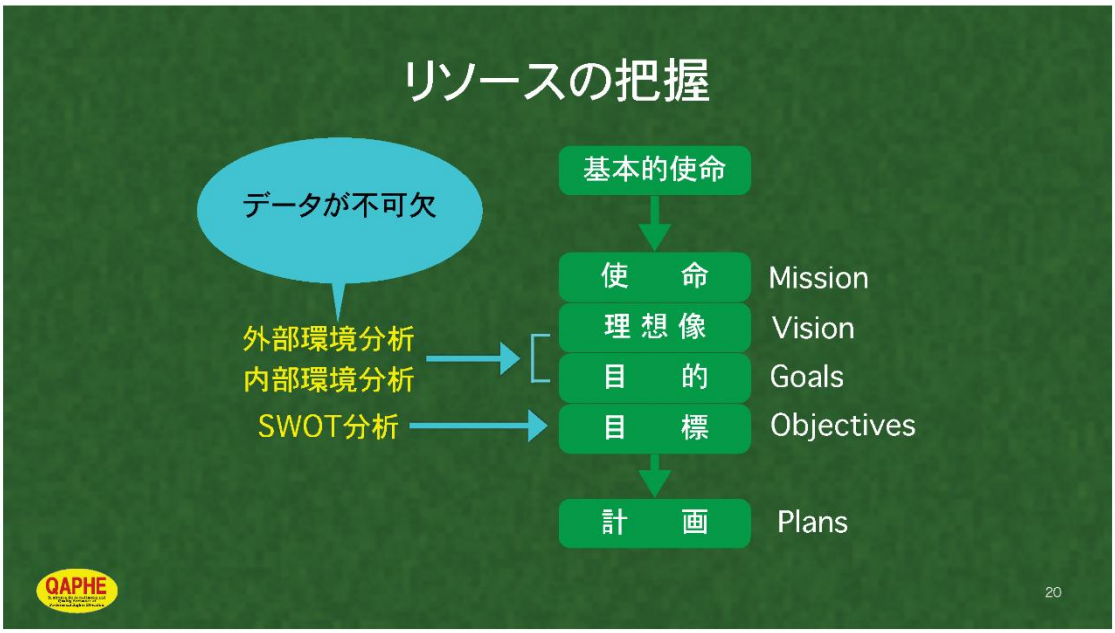
リソースの把握
データが不可欠
基本的使命
使 命
Mission
理 想 像
Vision
外部環境分析
内部環境分析
目 的
Goals
SWOT分析
目 標
Objectives
計 画
Plans
QAPHE
20

第 14、15 講

専門職高等教育機関の DX戦略

ハリウッド大学院大学
専門職教育支援士［専門職高等教育運営］
履修証明プログラム

川口昭彦

2023.1.19 & 1.26

専門職高等教育機関のDX戦略

- 日本の国力（経済力と研究開発力）低下
  - 労働生産性（就業1時間当たりあるいは就業者1人当たりの付加価値）の低落
  - 研究開発力の失速と低学歴社会（大学院の弱体）
- 創造社会（DX社会）の高等教育イノベーション
  - 大学教育改革の歴史と産業構造の変革：タテ社会からヨコ社会への変革
  - リスクに挑戦する文化の醸成：教育生産性の高い高等教育
- 「知識・技能」の伝承・再生産から「知恵」の修得・創生へ
  - 統合学修：人間力（批判的思考力、社会的知性と創造的思考力）を育む
  - アクティブ・ラーニングとラーニング・ポートフォリオ：自律的「省察性」を育む
- 専門職高等教育の高度化と国際競争力強化（教育生産性の向上）
  - マネジメント能力の開発・向上
  - 教職員の資質開発と能力向上

2

OECD加盟諸国の国民1人当たり国内総生産

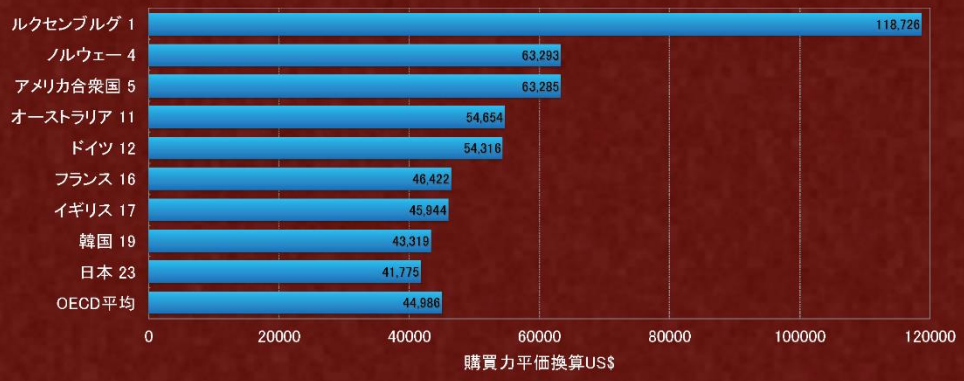

2020年度/38ヵ国資料から抜粋　国名の右の数字は、OECD加盟38ヵ国中の順位
公益財団法人日本生産性本部『労働生産性の国際比較 2021』 p. 1 より作成

3

国民1人当たり国内総生産(GDP)の順位の変遷

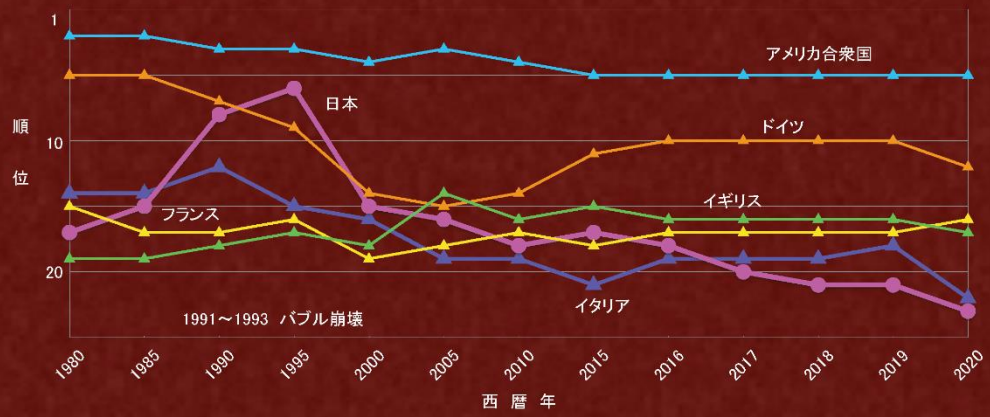

公益財団法人日本生産性本部『労働生産性の国際比較 2021』 p. 2 より作成

4

OECD加盟諸国の労働生産性（就業者1人当たり）

労働生産性＝成果（付加価値、国レベルではGDPに相当）／就業者数（あるいは就業者数×労働時間）

2020年度/38ヵ国資料から抜粋　国名の右の数字は、OECD加盟38ヵ国中の順位
公益財団法人日本生産性本部『労働生産性の国際比較 2021』 p. 4 より作成

5

就業者1人当たり労働生産性の順位の変遷

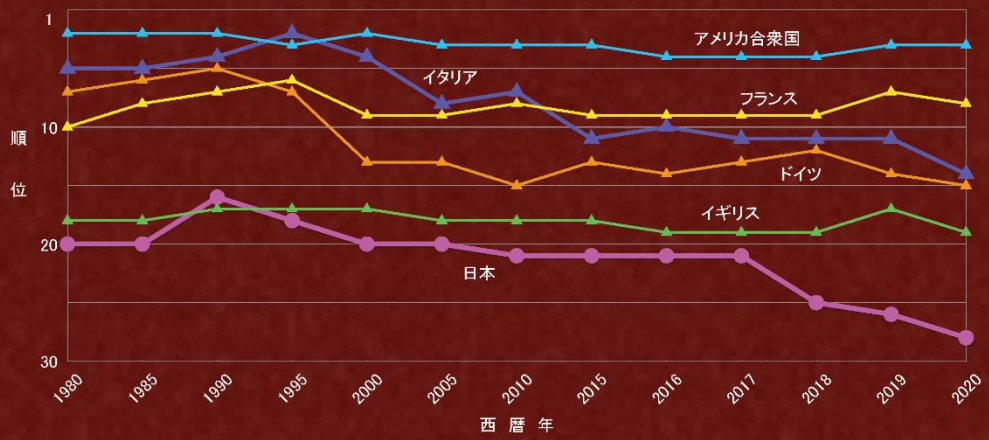

公益財団法人日本生産性本部『労働生産性の国際比較 2021』 p. 6 より作成

6

日本の労働生産性の現状分析

- わが国の労働生産性は、1990年にはアメリカ合衆国の77%の水準であった。
- その後、日米格差の拡大傾向は続いている。2015年66.4%、2020年55.6%
- 主要先進国と比較しても、2020年はロックダウン等の影響で経済活動が大きく落ち込んだフランス、イギリス、ドイツ、イタリアとの差は多少縮小したものの、最近10年間では差が開いている。
- 日本と韓国を比較すると、2010年は韓国より10%程度高かったが、2020年には韓国より6%低くなっている。
- わが国の労働生産性（就業者1人当たりの付加価値）は、78,655US$で、これをアメリカ合衆国レベルに上げられれば、予測されている人口減少は十分カバーできる。

労働生産性で日本がアメリカに追いつくためには

- 生産性の高い高等教育学位取得者を増やすインセンティブをあげる。高等教育卒業（修了）者が、労働生産性や賃金へのプレミアムを得られる制度とする。
- 労働市場や研究開発における国際連携の弱さの改善が必要である。高度なスキルを持つ外国人の人材を活用する仕組みや方針を整える。
- 高度な能力のある女性労働力を能力に応じた待遇（賃金水準など）で、有効に活用する体制を構築する。

全分野のTop1%補正論文数（分数カウント）

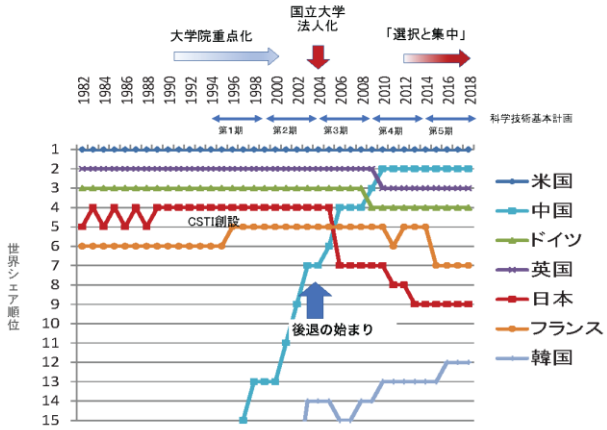

大学改革マネジメントシリーズ『危機こそマネジメント改革の好機』 p. 146
総合科学技術・イノベーション会議（Council for Science, Technology and Innovation, CSTI）

Top10%論文数（2010～2015年）の分野別国際シェアの主要国順位

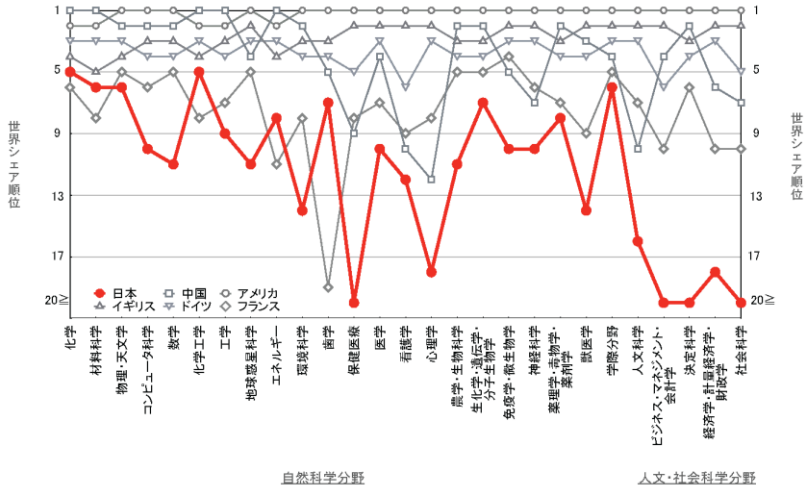

大学改革マネジメントシリーズ『危機こそマネジメント改革の好機』 p. 146
科学技術振興機構 情報分析室（2017）「TOP10%論文数の国際シェア推移」より作成

産業革命

第一次 （18世紀後半～19世紀前半）	蒸気機関の登場：蒸気機関の発展とともに、鉄と繊維工業が中心的役割を担い、軽工業を中心として紡績機など機械が導入された。農耕・地方社会の工業化・都市化が進展した。
第二次 （19世紀後半～20世紀前半）	軽工業から重工業へ：重化学工業を中心に鋼鉄、石油、電気などの新しい産業が拡大し、電力を使い大量生産を行った。広範なエネルギーの利活用のインフラが整備された。
第三次 （20世紀後半～）	コンピュータの登場：アナログ回路や機械デバイスからデジタル技術への進歩で、インターネット、情報通信技術などにより、自動化・情報化が進み始める。しかし、従来のアナログ的な道具の置き換えでしかなかった。
第四次 （21世紀前半～）	デジタル化：人工知能、モノのインターネット、ブロックチェーン、ロボット工学、ナノテクノロジー、生命工学など多分野における新しい技術革新が特徴である。デジタル革命を前提として、技術革新の新たな道が追求されている。

11

20～21世紀社会の特色

工業社会 （～20世紀末）	情報社会 （1980年代～）	創造（DX）社会 （2050年）
・機械や設備に頼る肉体労働 ・業務内容の標準化・マニュアル化 ・均一性を前提とした生産 ・蓄積した経験に基づく技能習熟 ・現場中心の改善 ・組織は階層的構造	・情報通信技術を活用した自動化・リモート化 ・技術革新や課題変化の速度が早まる ・求められる資質・能力が変化 ・知識や情報が急増、オープンイノベーション ・従来からの知識・経験の否定、破壊・非連続イノベーション	・情報社会が一層進化し、その特徴が顕著に（デジタル社会への変革） ・定型的業務は人工知能・ロボットが代替・支援 ・社会の多様な課題やニーズに応えることへの期待 ・知識の共有・集約によって、新たな価値を産み出す ・多様な想像力とそれを実現する創造力が価値を産み出す

12

創造（DX）社会における能力観

知識・技能より上位概念と位置づけられる根源的な学習能力（コンピテンシー）

- 創造的思考：抽象的な観念を整理・創出できる。/ コンテクストを理解した上で、自らの目的意識に沿って方向性や解を提示できる。
- 社会的知性とネゴシエーション能力：理解・説得・交渉などの高度なコミュニケーションによって、サービス思考性のある対応ができる。/ 他者との協働ができる。
- 非定型事象への対応：役割が体系化されていない多種多様な状況に対応できる。/ 予め用意されたマニュアル等に頼るのではなく、自分自身で何が適切かを判断できる。

QAPHE

13

DX時代の高等教育に求められる内容

- 専門分野ごとに閉じた分断的な発展は、社会に深刻な「危機」をもたらす可能性を秘めている。このことは、持続可能な開発目標（Sustanable Development Goals, SDGs）が叫ばれていることからも明白である。
- 高等教育に求められていることは、個々の知識・技能をどこまでも探究し追求すること自体ではなく、むしろ既知の知識・技能を各分野のみならず分野横断的に統合し組織化することである。
- このように知・技能の総合的な構造化が渇望されているのであり、高度に専門的な知識・技能を文化・社会の全体構造の中で総合化できる能力を育成しなければならない。
- このためには、統合学修（Integrated Learning）が重要である。オンライン学修を最大限に活用し、対面学修との有効な組み合わせによって、学修成果を挙げる工夫が肝要である。

QAPHE

14

統合学修（Integrated Learning）

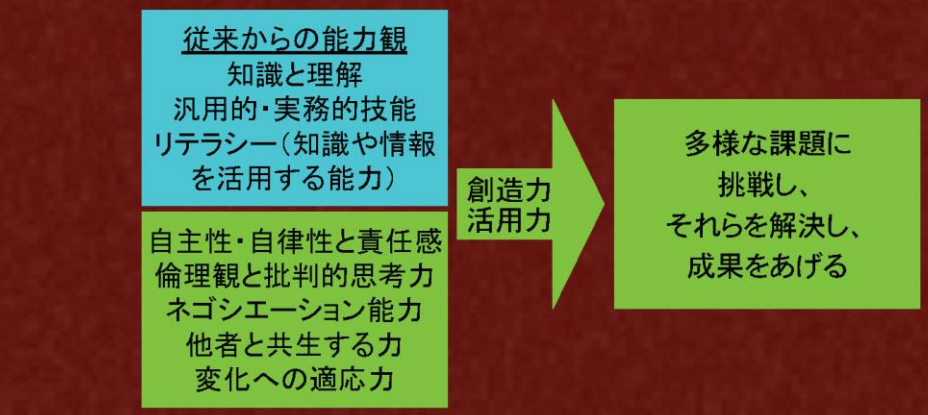

15

日本社会の脆弱さ

- 日本社会は、組織間に壁を作り、それぞれの内部で部分最適化を図る傾向がある。これによって壁の内部では円滑な組織運営がなされても、異なる諸組織から観ると効率が悪い仕組みとなっている場合が多い。
- 高等教育機関もこの例外ではなく、それぞれの学部や研究組織の独立性が強く、教員は、各組織のルールを守ることが教育研究の秩序を守ることであると信じ込んでいる。
- 高等教育機関は、個別の教育研究組織を超えた仕組みの標準化ができておらず、大学全体あるいは大学を超えた横断的な専門職人材育成ができていない。
- わが国の産業界が雇用の横断的流動性の基盤を構築しないまま規制緩和を行い、膨大な非正規雇用が固定化されて社会が劣化してきたのと同様の構図である。

16

タテ社会からヨコ社会へ

- 日本の大学（高等教育機関）は、教員中心のタテ割りの垂直的閉鎖系となっている。
- デジタル・トランスフォーメーション（Digital Transformation, DX）は、本質的には「ヨコの繋がり」である。
- 大学（高等教育機関）の根幹となる「自由」とは、異質の者達が広域的・横断的に接触することが基本である。この自由な接触から、次の時代をリードする新しい教育研究が産まれる。

17

ヨコ社会への大学（高等教育機関）の変革

- 欧米の大学には、「カレッジ（college）」という中世の大学からの伝統が根づいている。カレッジでは、学寮（dormitory）が重要な役割を果たしている。ここでは、教員と学生あるいは学生間の議論が活発に行われており、学生の学修に大きく貢献している。
- 日本の大学は、このカレッジの伝統が脆弱であり、「教員は教える人」「学生は学ぶ人」という意識が根強い（タテ割り閉鎖系）。これが、わが国大学の研究力・教育力低下の原因ではないであろうか？ 新しい教育研究は、横断的で自由な議論から産まれる！！！
- ネットワーク化、グローバル化そしてDXが進展する中で、ヨコ社会の大学に生まれ変わるチャンスではないであろうか？ コロナ禍というパンデミックは、チャンスである！！！
- 教員として、「教える人」ではなく「育てる人」という意識が重要！！！

18

「リスク」を好まない日本

- 日本人は、「リスク（危機）」と聞くと、「何か悪い結果を招く危険なもの」と考える傾向がある。このため、可能な限り、リスクを避けるように（現状維持を求めて）行動する［リスク回避、防衛的悲観主義（Defensive Pessimism）］。この結果、日本社会には「無難に」という発想が溢れている。
- 欧米社会では、「計画された行動は、より大きな成果が期待できる」とし、この挑戦行動を高く評価する。すなわち、「成功」にかける発想が重要視される［リスク挑戦、方略的楽観主義（Strategic Optimism）］。

『ネガティブだからうまくいく』ノレム, ジュリー・K.（Norem, Julie K.）著/末宗みどり訳/西村 浩監修 ダイヤモンド社（2002）

19

防衛的悲観主義と方略的楽観主義

- 両主義は、ブレーキ的機能とアクセル的機能の関係にあり、二つの機能が適切に働くことが重要である。
- 両主義者の差は、脳科学的知見から、セロトニン（脳内にある神経伝達物質）の分泌量に関係していると考えられている。セロトニンが十分あると安心感・やる気につながり、少ないと不安感やイライラの原因となる。
- セロトニン分泌量は、これを運搬するセロトニントランスポーターの遺伝子型に依存する。日本人では、セロトニンを少量しか運べないSS型が7割近くを占め、多量のセロトニンを運べるLL型は数%しかいない。

20

アクセル的機能とブレーキ的機能のバランス

- 人間の脳は、願望や欲求を満たすための「アクセル的機能」と、それらを抑制する「ブレーキ的機能」の二つの働きによってコントロールされている。
- アクセル的機能は、人間が生まれた時から本能を司る脳の部分である。ブレーキ的機能は、成長の過程で人間が身につけていくものである。
- 「組織の和」の精神の根幹となっているのが脳のブレーキ的機能であり、これが日本人の行動パターンの基準となってきた。
- グローバルスタンダードが求められる今の世の中で、欧米型の方略的楽観主義がもてはやされるが、アクセル的機能とブレーキ的機能のバランスが重要なのである。

QAPHE

21

破壊の後には創造が不可欠

- 1980年代までは、日本企業は村落共同体的コミュニティを内包していたが、バブル崩壊(1991～1993年)以降、企業自らが、そのコミュニティを否定・破壊してきた。
- 「個を強化しよう。お互いにもたれ合っているから欧米に負けるのだ。」という“破壊”が強調されたが、多様な強い個が育っていないのが現状かもしれない。すなわち「破壊」の後の「創造」が十分ではなかった。
- 就職氷河期、非正規雇用などで象徴される格差が明確になり、「多様性」よりも「格差是正」が優先された。

QAPHE

22

日本型雇用制度

- わが国の雇用は、終身雇用、年功序列、企業内組合が特徴である。
- 日本人は、不安に敏感な民族と言われている。だからこそ、雇用不安とは無縁の終身雇用が根づいたのかも知れない。
- 社員一人ひとりの事情を配慮していると終身雇用は実現できないため、人事異動や転勤によって、「個人を生かす」より「チームの成果を最大にする」ことが優先された。一企業内ではなく、社会全体における終身雇用の実現が必要である。
- 不安を抱かずに、自らが成長しながら働き続ける流動社会をめざすべきであったが、雇用不安を抱え成長実感も感じられない非正規労働者が増加してしまった。

雇用の仕組み変革：メンバーシップ型からジョブ型へ

- ジョブ型：職務説明書で仕事の範囲を明確にし、その職務を担当する人材を決める。最初に決めた職務の範囲が重視される。ジョブ型雇用は、社外からも多様な人材を集め、環境変化への対応力を高める制度である。
- メンバーシップ型：組織の構成員を前提に仕事の役割分担を決める。構成員の能力や意欲によって、役割分担の境界が変化する。
- 長期雇用が慣例であった日本では、これまでメンバーシップ型人材マネジメントが主流であったが、グローバル化や技術革新にともなって、ジョブ型雇用への変革が進んでいる。（『日本的雇用崩すジョブ型 経団連が導入促す』日本経済新聞 朝刊 2021/1/26付）

黒船「コロナ」は自律革命につながる

- テレワークや在宅勤務の普及によって、各個人の専門性や職業能力を重視する動きが強まる。
- 会社に出勤すると、同僚と一言二言話をしただけで仕事をしたような気分になってしまう。在宅勤務では、それがないから、仕事そのものに向き合わなければならない。さらに、業績評価では、その仕事の成果が問われることになる。
- 自分の仕事に、どのような意味や価値があるのか？について自問自答しなければならなくなる。したがって、日本人が弱いとされてきた「自律」や「独立」が重視されることになる。

QAPHE

25

マルチリレーション社会

- 一人の選択肢は一つだけでは不充分で、複数なければならない。仕事仲間が、一企業に閉じているのではなく、複数にまたがる必要がある。
- 一人ひとりの専門性や能力を重視する必要性が高まっている。
- 日本では、人間関係は家族と職場に閉じ籠もる傾向があるが、多様な繋がりを尊重し、関係性の質を重視する社会（マルチリレーション社会）が求められる。
- 高等教育に求められているのは、「組織人」の養成ではなく、「専門家」の育成である。

QAPHE

26

高等教育機関の現状と対応

- DX時代となり、産業構造が大きく変化し、企業の寿命は、20～30年と短くなっている。情報通信技術をはじめ多くの技術革新が加速する中で、企業の寿命より人間の就業期間の方が長くなっている。今や、自律的に自らのキャリアをデザインしなければならない時代が到来している。
- 高等教育機関は、18歳で入学してくる学生を中心とした教育体制（18歳中心主義）から脱却して、個々人のキャリアに対応した多様な価値観が集まる場への転換が必要である。
- 社会が必要としているのは、「組織人」ではなく、人間力を具備した「専門家」である。
- 上記に対応した「質保証」を社会は求めている。

QAPHE

27

まとめ

まとめ

ハリウッド大学院大学
専門職教育支援士［専門職高等教育運営］
履修証明プログラム

川口昭彦

2023.1.26

プロローグ

- 現在の教育界の二大テーマは、①学修者本位の教育（学修成果）および ②学修成果の質保証である。
- 教員が「何を教えるか?」ではなく、学修者が「何ができるようになるか?」が重要である。
- 「学び」と「実務」の融合が必要である。「職務遂行能力」の育成が重要である。

参考資料：川口昭彦（一般社団法人専門職高等教育質保証機構編）『DX社会の専門職大学院・大学とその質保証』専門職教育質保証シリーズ、ぎょうせい、令和4年11月

2

教育パラダイムから学修者本位の教育へ変革

教育パラダイム 20世紀まで	学修者本位の教育 21世紀
○ 教員が何を教えるか? ○ 履修主義・単位・時間 ○ インプット、プロセス中心の質保証 ○ 入口管理(入学試験等)	○ 学生が何を学び、何ができるようになるか? ○ 修得主義、職務遂行能力 ○ アウトカムズ(成果)中心の質保証 ○ 出口管理(卒業・修了判定) ○ 学修者自らが、学修成果を説明し、社会の理解を得る
「知識・技能」の継承・再生産	「知恵」の修得・創生 知恵:物事の理を悟り、適切に処理する能力

QAPHE

3

職務遂行能力の全体像

従来からの能力観
知識と理解
汎用的・実務的技能
リテラシー(知識や情報を活用する能力)

自主性・自律性
倫理観と責任感
批判的思考力
ネゴシエーション能力
他者と共生する力
変化への適応力

→ 創造力 活用力 →

多様な課題に
挑戦し、
それらを解決し、
成果をあげる

QAPHE

4

サービス業中心社会への変革とグローバル化

- 製造業中心の社会（20世紀）から、21世紀はサービス業中心の社会となっている（日本のGDPベースでも、従業員ベースでも、サービス業は、7割を超えている）。
- グローバル化のメリット：これまであった障害がグローバル化によって取り払われることにより、チャンスが大幅に拡大する。→ 新しい分野に挑戦する人材
- グローバル化のデメリット：関係する国、社会あるいは人が増えることによって、これまでは想像もつかなかった事態が起こる可能性が高い。不確定要素が増える。リスクが増大する。→ リスクに柔軟に対応できる人材

QAPHE

5

サービス業中心のグローバル化社会対応：「タテ社会」から「ヨコ社会」へ

- 組織間に壁を作り、それぞれの内部で基本的に年齢を中心として、部分最適化を図るタテ社会の発想から脱却して、異なる組織間で個別利害を超えた横断的な人材流動の回路を備えたヨコ社会の構築が急務である。
- 「知識・技能の継承・再生産」の教育から、「知恵の修得・創生」の学修への転換のためには、アクティブ・ラーニングとポートフォリオが重要なツールである。
  - アクティブ・ラーニング：能動的学修（グループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク等）
  - ポートフォリオ：学修者が学んだ内容を自ら評価することによって、「省察性」と「思慮深さ」を醸成

QAPHE

6

エピローグ：今後の方向性

- 「資格取得」のための教育から、「専門職（プロフェッショナル）」を育成する教育への転換が必要である。（職業実践専門課程設立の目的?）
- 大学への進学率が50%を超えたユニバーサル段階では、かつての少数エリートを対象とした知識・技能を伝えるための教育内容・方法のままでは立ち行かない。高等教育は、高度で実践的な学びを提供する場でなければならない。
- 教員自身も多様な経験・経歴をもつ者が切磋琢磨しつつ、その能力を高め、柔軟に変化していくことが望まれる。
- 学修成果（どのような職務遂行能力を育成できたか）の質保証情報の発信が重要である。

QAPHE

7

令和４年度文部科学省
職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進
（２）教職員の資質能力向上の推進　② 教職員研修プログラムの構築

体系的な教職員研修プログラムの実用化に向けた改善・普及・展開

事業成果報告書

発行日　令和５年３月
発行者　一般社団法人専門職高等教育質保証機構
〒106-0032　東京都港区六本木 6-5-17
■禁無断転載■